決算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
９月　５日（金） １０：００～ 議　会　室	令和６年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・企画財政課 ・総務課 ・議会事務局
９月　９日（火） １０：００～ 議　会　室	令和６年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・税務課 ・住民課 ・地域支援課 ・くらし安全課 ・環境資源課
９月１１日（木） １０：００～ 議　会　室	令和６年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・福祉課 ・子育て支援課 ・健康介護課 ・産業観光課
９月１７日（水） １０：００～ 議　会　室	令和６年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・未来のまち整備課 ・教育推進課
９月１９日（金） １０：００～ 議　会　室	１、令和６年度宮代町国民健康保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ２、令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ３、令和６年度宮代町介護保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決）

	・健康介護課 ４、令和６年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について （質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ５、令和６年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について （質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

決　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉　伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長　田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

企画財政課長	井上正己君	企画財政課主幹	村山善博君
企画財政課主幹	宮下義樹君	政策調整担当主査	大越一範君
財政担当主査	宮部俊周君	情報政策担当主査	宮﨑太朗君
管財担当主任	安澤暁君	総務課長	菅原隆行君
総務課副課長	青柳誠君	総務課主幹	齋藤千洋君
総務課主幹	中村淳一君	人権推進室長	山内一生君
文書法規担当主査	小林美香君	秘書広報担当主査	樋口彩君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　おはようございます。

決算特別委員会委員長の九山妙子でございます。

本日９月５日から19日までのうち、５日間にわたりまして委員会が開催されますが、円滑な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

決算審査の方法につきましては、先日お手元に配付しました決算特別委員会日程及び審議方法についてのとおり、一般会計決算、各特別会計の決算、水道、下水道事業会計の順に審査を進めていきたいと思います。

ここで、委員会の運営上のお願いがございます。

質疑が事前通告となっておりますが、質問者、答弁者とも発言されるときは必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから氏名を述べていただき、発言をしていただくようお願いします。

また、質疑、答弁は簡潔明瞭にお願いします。

最後に、委員皆様のご協力いただきまして、委員会が慎重審議かつ効率的な運営が図れますよう、特段のご配慮をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎開議の宣告

○委員長（九山妙子君）　ただいまの出席委員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議長あいさつ

○委員長（九山妙子君）　これより議事に入ります。

それでは、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（田島正徳君）　皆さん、おはようございます。

５日間、令和６年度の決算審議となります。

今回、初めて事前通告制となっております。

皆さん、執行部も委員の皆様も不慣れなところがあると思いますけれども、決算の審議ということで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ありがとうございます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４４号の審査（企画財政課）

○委員長（九山妙子君）　それでは、本委員会に付託されました議案第44号　令和６年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、会計室については事前質疑の通告がございませんでしたので、本日の審査順は企画財政課、総務課、議会事務局の順に行います。

これより企画財政課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○企画財政課長（井上正己君）　企画財政課の審議、どうぞよろしくお願いいたします。

企画財政課長の井上です。

以下、職員は自己紹介にて紹介申し上げます。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　皆さん、おはようございます。企画財政課主幹の宮下です。

よろしくお願いします。

○企画財政課主幹（村山善博君）　おはようございます。同じく主幹の村山と申します。

お願いします。

○政策調整担当主査（大越一範君）　おはようございます。企画財政課政策調整担当主査の大越と申します。

よろしくお願いします。

○財政担当主査（宮部俊周君）　おはようございます。企画財政課財政担当主査の宮部と申します。

よろしくお願いいたします。

○管財担当主任（安澤　暁君）　おはようございます。企画財政課管財担当主任の安澤です。

よろしくお願いします。

○情報政策担当主査（宮﨑太朗君）　おはようございます。情報政策担当主査の宮﨑と申します。

よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて一人30分以内となります。

３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、合川泰治委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。さっそく質問させていただきます。

こちらにあるとおり、１点目が庁舎に設置した太陽光発電設備の設置後の発電量、削減できた金額、それから二酸化炭素量は、ということと、２点目が、ふるさと納税が600万増加しておりましたので、その要因はどのようなところにあるのかお伺いをいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私のほうからは、１点目、太陽光発電の設置後の発電量、削減できた金額、CO_2量についてお答えさせていただきます。

まず、発電量でございます。こちらにつきましては、令和７年の４月から、実際には太陽光のほうが動き始めておりまして、この４月から８月まで５万1,000キロワットの発電がございます。

こちら年間想定が８万5,000キロワットだったので、想定より非常に多い数字になってございます。

続きまして、削減できた金額でございます。

こちらにつきましては、前年度の比較ということでさせていただきます。

昨年度の４月から７月まで、こちら８月の請求がまだ上がってきておりませんので、４月から７月までの４か月分の金額となります。こちらについての削減の金額が、おおよそ90万円ぐらいの金額となってございます。

こちらの金額に対して、数量のほうなんですけれども、こちらについては、おおよそ２万5,000キロワットぐらいの削減という形になってございます。

最後３点目でございます、CO_2量でございますが、こちらにつきましては、今回買っている電気会社さん、こちらのほうによりましてCO_2の排出量が違うものなんですけれども、現行の契約

をしていますコスモエネルギーソリューションズさん、こちらのほうの係数を使用した形になりますが、こちらについての数字なんですが、１万7,000キログラムなので約1.7トン、こちらのＣＯ$_2$量が削減されたと言う形で算出されております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうから２点目のほう、説明書で言いますと67ページ、ふるさと納税管理事業に関しまして、ご質問が一番下の寄附件数と額の推移という部分の増減の部分の600万というふうに受け取っております。

寄附のほうが増えました要因というのは何個かあるんですけれども、まず１つ目が、中段にふるさと特産品というところで、返礼品の部分、巨峰から始まりまして、「宮代そだち」まで載っておりますけれども、巨峰のほうが昨年度280件だったものが、今回488件という部分で約200万ほど増えてございます。

表で言うと、３行目、コシヒカリ「村そだち」、お米です、につきましては、数量181件で、昨年154件と27件なんですけれども、お米の高騰ということもございまして、寄附金額の３割が特産品の額と決まってございますので、それに伴いまして寄附金額の単価が上がってございます。昨年度１万6,000円だったものが、令和６年度については、値段が３回変わってございますけれども、２万4,000円、３万6,000円、３万2,000円ということで、単価が上がってございますので、寄附金額が伸びてございます。

また、取組の部分でございますけれども、67ページの上のほうの表、分野別寄附の状況というところで、下のほうから３行目で、須賀小のプロジェクトという部分でクラウドファンディングを実施しまして100万円ほどの寄附をいただいております。

また、その表の一番下、企業版ふるさと納税による寄附というものも50万円ございまして、こちらも昨年に比べて増額となっているところでございます。

また、最後にこちら、うちの寄附ではございませんけれども、同じ表、須賀小の１個上でございます、令和６年能登半島地震というもので、七尾市さんへの代理寄附がありましたので、こちらも139万円というもので増額となっているものでございます。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　再質問させていただきます。

１点目の太陽光の関係なんですけれども、今年から稼働ということで失礼しました。

今、２万5,000キロワットということで、４、５、６、７で４か月で２万5,000キロワットということは、年間単純に掛けると７万5,000キロワットということだと思うんですけれども、当初の想定量が８万5,000キロワットということで、１万キロワット見込みとしては少なくなるのかなという感じなんですけれども、ただ、発電量が予想よりいっているということで……これＣＯ$_2$量でしたか、２万5,000は。

○委員長（九山妙子君）　質問を続けて……。

○委員（合川泰治君）　すみません。８万5,000キロワットが年間想定だったんですけれども、発電量だから、５万1,000キロワットとさっき答弁いただいたので、これはいいですね。分かりました。

ありがとうございます。大丈夫です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、合川泰治委員の質問を終わります。

通告第２号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　おはようございます。議席番号９番、鈴木次男です。

まず、１問目は、説明書33ページの遊休資源活用プロデュース事業、これは「令和４年度、５年度にも各課と連携して、庁舎内の遊休スペース活用の実証実験を行いました」とありますが、実証実験なので、成果とか結果とか、どう思っていたのか、どうなったとか、そういう評価が出ると思うんですけれども、それを教えてください。

２点目が決算書68ページ、説明書48ページのチームみやしろ会議です。

４年度が８回行われていまして、５年度に６回、６年度に４回と年を追うごとに減っているのですが、その理由を教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私からは１点目、遊休資源活用プロデュース事業についてお答えさせていただきます。

まず、こちらの実証実験でございますが、こちらの結果でございます。

説明書の33ページにございますとおりでございまして、主な場所としましては、税務課前のスペース、こちらを使っているところが、我々の担当のほうで調整しているところでございます。

税務課前のスペースで、こちらに書いてあるとおりでございますが、生涯学習室では、まちなかどこでもミュージアム事業との連携ということで、芸術団体の作品展示等々行わせていただいている。

また、子育て支援課とか福祉課で実施しています里親制度でありますとか、後はＤＶの防止パネル展とか、そういったものを定期的にさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、スペースについて開催したいイベント等を、我々担当のほうで取りまとめまして、時期等を、いつ使えますかということで調整させていただいて、もし競合するところがあれば、話合いを真ん中に入って、この期間帯に使いたいという担当がいるんだけれども、これだけの期間が必要なのであれば調整しましょうということで、間に入らせていただいているというところでございます。

こちらにつきましては、その他、確定申告であったりとか、あとは献血だったりとか、そういったところも入ってきますけれども、多くの方々に触れてもらうというところのスペースとしては庁舎内では一番大きなエリアになりますので、こちらの部分については引き続き、実証実験というわけではなくて、実際ここまで来たら実証ではなくて、通常のとおり開催していくような形になろうかと思いますが、引き続き行っていくということになります。

もう１点は、庁舎内の有料広告の掲示板の場所を変更いたしました。今までは戸籍担当の前の待合スペースの上の柱のところにあったんですけれども、正直なかなか目に付かないだろうなというところもございまして、今回は正面入り口の風除室、こちらのほうに令和６年度に移設をさせていただいたというところでございます。

こちらについては、今まで戸籍の前の柱のところでは２件の広告が、庁舎ができてからずっと同じ会社が２件掲示をしていただいたわけなんですけれども、今回、場所を移動しましたら、そちらの件数が５件に増えて、今現在６枠が埋まっているというところになります。

こちら、令和６年度に実証ということで実証実験させてもらったんですけれども、実際にはこの

ような形で結果が成果として目に見えましたので、現状では、今パネルは１か所なんですけれども、この後、引き続き募集がくるようであれば、その反対側でありますとか、あとは進修館側のほうの風除室でありますとか、そういったところについても引き続き掲示のほうについては検討していきたいなというところで考えているところでございます。

私のほうからは以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは２つ目のご質問で、決算書68ページ、説明書48ページのチームみやしろ会議という部分で、ご質問内容が令和４年が８回、５年が６回、６年が４回と年々減っているという部分でございますけれども、こちらにつきましては１点確認で、令和４年は恐らく10回だったかなというふうには記録がありましたので、10回かなと思ってございます。令和５年は６回、令和６年が４回とおっしゃるとおり減ってございますけれども、これにつきましては令和５年、６年という分で、５年の前期計画の真ん中ら辺ですけれども、これまで令和３年度から25回、ゲストスピーカー50名、参加者の方延べ数ですけれども648人と大変多くの方が関わった事業でございましたので、令和５年、６年度、特に６年度につきましては、これまで参加された方同士が結びつくつながりを持って新たな活動を生み出すというふうなことが目的でしたので、そのつながった活動をもっと見える化していこうというふうに舵を切ってございます。

具体的には、令和６年度はこれまでの会議でつながりました３つの事例について、その方にインタビューをして、その後、チームみやしろ会議がどういうふうにつながりがあって、どういう活動したのかってことを取材をしまして、そちらのほうを公表してございます。

事業の経路を、実際、チームみやしろ会議をするという分としながら、かつこれまで関わった人がどういう活動しているのかと、新たな活動が町にどう生まれたのかというのを取材するというふうに聞いてございますので、回数のほうが減っているわけでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　再質問のほうさせていただきます。

まず、１点目のほうなんですけれども、説明はよく分かるんです。こういうのを展示しましたという、ここにこういうものを展示しました。でもそれは説明であって実証実験と書いてあるんですから、実証実験、その文言ですね。だから実証実験じゃなく、ただ展示しましただと思うんですけれども、実証実験ということは、これを展示することによって、町民にどういう影響があったとか、役場の中でどう変わったとか、何かが変化する、こうやったらこう変わるんじゃないかという思いを持ってやることが実証実験だと思うんですけれども、こういうのがあったんで展示しましたというのは、実証実験という言葉にはそぐわないんじゃないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

次の２番目のほうの再質問なんですけれども、６年度に13件の新しい活動がありましたというふうに書いてあるんですけれども、その13件とはどんな活動なのか教えていただけますか。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、

宮下です。

まず１点目の点でございます。

こちらなんですけれども、今回この遊休資源活用プロデュース事業というものに関しましては、実際に庁舎内の遊休資源、遊休スペース等を活用しましょうというのが大きな目的という形になります。ですので、空いているところで何かできないかというところを考えるというところになりますので、そういったところを使って、そういった周知をするというようなことが、実際には遊休資源活用プロデュース事業の目的というか、目標という形になるので、我々からすれば、役場で空いている資源の、あそこで言えばスペースが空いているので、そこで何をやっていただくということが目的になりますので、それについて住民がどう変わったかとか、掲示をしてどう変わったかというところよりかは、空いているエリアをどのように活用できたかというところになりますので、目的としてはそういったところの部分が目的になるのかなというところです。

ですので、そういった掲示をするスペースがなかなかないというようなところで、あのエリアを使っていただいて掲示をしていただいたというようなところであります。

あとは、有料広告の場所もそうなんですけれども、風除室のところが壁のところが開いているので、空いたところに置けばもっと目につくんじゃないかとか、そういったところの視点で進めさせていただいているという事業だというふうにご認識いただければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質問のとき、今、鈴木委員から２問まとめて、まず初めに出していただきました。

再質問になりましたら、１問ずつで、一問一答でお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

今、30分以内になりました。それで今、２問なんですが、６問とか長くなってくると全部の答弁もらっているというよりは、１問ずつ答弁もらうというほうが、速やかにいきますので、それでお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

申し訳ありません、まず質問は、今までどおりに１、２と質問を全部行います。それで、ご答弁いただきました後は、１に関して一問一答でやっていって、２問目に対して、２問、３問目とか６問目とかある方はそれで、時間制になってしまったので、そうしていただくようにお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　では、再々質問なんですけれども、くどいようになりますけれども、この実証実験というのは、では来年度からはなくという形で載せてもらえれば、私も意味のほうは通じるんですけれども、どうしても実証実験というと、こういう成果がありましたという報告が必要になってくると思うんですよね。そこは何々を展示しました、これを展示しましたというのは、実証実験では、自分としては違うんじゃないのかなと思いますので、ちょっとそこは文言的なものを考えてもらいたいなということで、質問ではないんですけれども、そういうふうに思います。

続けて、もう１つのほうの再質問なんですけれども、６年度の13件、新たな活動がありましたので、どんな活動かよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

説明書48ページ、チームみやしろ会議の中の、恐らく上の事業実績成果の中の２行目の「13件の

新たな活動が誕生しました」という部分の13件かなと理解してございますけれども、13件全部多いので、主だったものをご紹介したいと思っております。

まず１つ目は、参加者同士で農泊・民泊の取組を実施されたということが１件ございました。

また、参加者同士で廃棄物を活用しましたバイオガス発電取組をやったということも伺ってございます。

また、会議に参加された方が日本工業大学の地域演習、授業の中のメンターとして参加されたというふうにも聞いてございます。

また、杉戸図書館、館長の方が参加者なんですけれども、図書館まつりで講演されたというのがございます。

あとは、参加者の講演会で宮代高校放送部が記録撮影を実施ということで、宮高についても過去に参加されていますので、そういったつながりがあったのかなと理解してございます。

また最後、参加者同士が協力しあいまして、お隣の進修館で野外映画祭を開催したという事例もございました。

主だったものについては以上になります。

○委員長（九山妙子君）　鈴木次男議員の質疑を終わります。

通告第３号、小島あけみ委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。よろしくお願いします。

まず、１問目が決算書56ページ、説明書64ページの便利バスが走る事業の12の委託料についてです。

この中の64ページの説明書の中の表で、便利バス運行委託料の中の設備工事費、これがバスロケーションシステム設置等となっておりますけれども、令和５年度のときは説明で乗降者センサー３台分の設置と聞いた記憶があるんですけれども、令和６年度97万9,000円の内容についての説明をお願いいたします。

２問目が、同じく便利バスが走る事業の委託料のところで、タクシー移動記録調査49万5,000円、この調査の内容についての説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹の宮下です。

いただきました２点の質問について、回答のほうさせていただきます。

まず、１点目でございます。

１点目の運行委託料の設備工事費、こちらについてですけれども、こちらのＢｕｓＧｏ!の取り付けの費用という形ではございますが、先ほどのとおり令和５年度におきましても、ＢｕｓＧｏ!の設置費用のほうをお支払いしております。

こちら、朝日自動車さんのほうに、令和５年度、令和６年度の２年の契約で、実際には運行の委託契約を結んでいるところではございますが、その際にＢｕｓＧｏ!の設置費用につきましても、この２年間で案分してお支払いをするという形になってございます。ですので、実際には97万9,000円掛けることの２ということで、令和５年度、令和６年度でお支払いをさせていただいたものになります。

そうしますと、今度、令和５年度のほうの金額が大きいということになるんですけれども、こちらの分の大きい金額につきましては、令和５年度に導入した際に、初めバスが３台あるんですけれども、そのうち２台がノンステップバスではなかったんですね。利用者の方々からもできればノンステップバスをという要望も非常に多くありまし

て、朝日さんのほうと調整させてもらって、令和５年度中にノンステップバスが２台入れ替わりとなりました。

そちらの入れ替わりの際に、バスが変わるので、そうしますとセンサー等を入れ替えなきゃいけないので、その分の費用については令和５年度分に払わせていただいたので、その分が令和５年度のほうが高いというような形になります。

２点目でございます。

タクシーの移動記録調査でございます。

こちらにつきまして、今年度、令和７年度に現状、公共交通の利用調査のほうをこれから進めるということで、今ちょうどアンケートのほうを配らせてもらっているところではありますが、こちらの一環として、高齢者のタクシー利用の移動記録について集計をさせてもらったものになります。

循環バスの状況につきましては、バス停の乗降者数を見ますと、何となくどこのバス停の利用者が多くて、どこで乗ってどこで降りるというのは何となく目に見えるんですけれども、タクシーのほうにつきましては、利用券を使っていただいて、そこで目的というのは入れていただいています。

ただ、目的はそこで分かるんですけれども、実際には、どこら辺から乗ってどこで降りたとか、そういったところの情報が、なかなかなかったので、タクシーの利用について１度傾向を調べるということで実施させていただいたということになります。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　１問目については承知いたしました。よく分かりました。

２問目についてですけれども、再質問ですけれども、高齢者の健康介護課で配っているタクシー券、それの利用のタクシーを利用した人の調査ということでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

そうですね。おっしゃるとおり内容としましては、健康介護課で実施しているタクシーの利用券、補助券の利用者に対しての動向という形になります。

ただ、どうしてもタクシーの券を使うか使わないかというのは、最後に分かるところもありますので、基本的には高齢者の方ということで、年配の方が使うときの移動記録というような形になってございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、小島あけみ委員の質疑を終わります。

通告第４号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉でございます。質問させていただきます。

ナンバーのところが１、１となっておりまして、これを１、２に変更していただきたいのと、あと２問目の①、②、③の②のところの耐火の「か」が、ひらがなのままで変換されていなかったので、これは火という漢字に変えていただければと思います。

それでは、質問させていただきます。

まず１問目なんですが、決算書56ページ、説明書64ページになります。

総務費の便利バスが走る事業で、①として委託料の136万4,890円減の理由をお聞かせください。

②として、設備工事費のバスロケーションシステム設置費の説明をお願いいたします。

３番目に関しましては、前段の議員の説明がありましたので、省いて結構です。

２問目に入ります。

決算書62ページと説明書65ページになります。

財産管理費の庁舎等管理事業で①といたしまして、太陽光発電設備設置工事費の詳細をお願いいたします。

それから②として耐火シート改修工事の165万円の内容をお願いいたします。

それから③としまして、防火設備修繕工事1,685万2,000円の詳細をお願いいたします。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

いただいた質問につきまして、回答をさせていただきます。

まず、決算書56ページ、説明書64ページです。便利バスが走る事業についてでございます。

まず、１、委託料です。136万4,890円の減でございます。こちらにつきましては、説明書の64ページ中段、循環バス運行委託料というのがあると思いますが、こちらにつきまして、まず運賃収入です。こちらのほうが15万3,732円ということで、令和５年度に比べて運賃収入が増えたというのがまず１点ございます。

その下に設備工事費ということで、こちらにつきましては、先ほどのとおりバスロケーションシステムの設置費用です。こちらが令和５年度には、ノンステップバスの入れ替えの部分が負担としてありましたが、そちらがなかったので、実際には116万3,638円の減という形になってございます。

その後、下から２段目でございます。臨時増便ということで、令和５年度につきましては、スポフェスのバスの運行を、我々の企画財政課のほうで臨時バスのほうの契約を締結してお支払いをしたところでございますが、令和６年につきましては、こちら教育推進課のほうでそのまま臨時バスの契約を結んだということで、４万7,520円の減となりました。

これらのマイナス分を足しましてプラス分を差し引きますと、結果として136万4,890円委託料としては減となったという形でございます。

続いて２点目でございます。設置工事費のバスロケーションシステム設置費の説明ということなんですが、こちら、先ほど前段の小島議員のときにお話させていただきましたけれども、バスロケーションシステムにつきましては、令和５年度、令和６年度こちらの２か年に案分して、まず通常のバスロケの移設料についてはお支払いのほうさせていただきますというような形になりましたので、そちら２年に分けたものの２年目の支払いがあったというものになります。

３点目につきましては、先ほど泉議員からあったとおりでございますので、回答としては以上となります。

続いて決算書62ページ、説明書65ページになります。庁舎等管理事業でございます。

まず１点目、太陽光発電の工事費の詳細でございます。

こちらにつきましては、令和６年度に太陽光のほうを設置させていただいたところでございます。

設置費用につきましては、決算書にありますけれども、金額としましては税込みで3,850万円となっております。設置したパネル数としましては218枚、こちらを庁舎の屋根の上に載せたというところでございます。

それ以外にも、蓄電池ということで、庁舎の屋根の上に１機ございます。こちらにつきましては、16.4キロワットというような形でございまして、決してエアコンとかそういったものが使えるような大きさではないんですけれども、非常用電源と

いうような形で、照明とか、あとは災害対策本部の照明とか、パソコン数台とか、そういったものをつけられるようにするための蓄電池が通常設置されているということでございます。

また、Ｖ２Ｈというような形でございまして、こちら電気自動車の電気を、庁舎のほうの非常用電源として使えるような機械を１台設置したというところでございます。

こちらについては、ＢＣＰ、災害時の対策として導入させていただいたというところでございます。概要としては以上となります。

続いて２点目、防火シートの改修工事でございます。

こちらについては、企画財政課の前に防火シートがございまして、そちら火災発生時には自動で降りるんですけれども、こちら実際、防火シートのほうを昇降した際に、シートの一部に裂傷が見られておりまして、そちらを修繕したものになってございます。

３点目でございます。

こちら防火設備の修繕工事の詳細ということでございますが、昨年の７月20日に発生した落雷の影響で、防火設備に故障が発生したため修繕したものでございます。

こちらにつきましては、専決事項ということで議会のほうで説明をさせていただいたところでございますが、実際そちらの決算書のほうで1,685万2,000円の金額がかかっておりますが、そのうち火災報知器の基盤が故障したことによって、1,155万円という形になってございます。

また、排煙窓のほうもボタンを押せば通常は排煙窓が開くんですけれども、そちらが落雷の影響でボタンを押しても排煙窓が自動で開かなくなってしまったというのがございまして、こちらの修繕で530万2,000円という形になってございます。

合計しますと1,685万2,000円というような費用が発生しているというところでございます。

回答としては以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは再質問させていただきます。

まず１問目なんですけれども、大体分かったんですが、バスロケーションシステムの金額の違いの中の説明、例えばこの214万2,638円は、このバスロケーションシステム設置が何箇所とか、何かそういう数字的な振り分けで、例えばこちらの97万9,000円というのはどういう部分かということの説明をお聞きしたいなと思っていたので、これの説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

バスロケーションシステムにつきましては、現状３台のバスがローテーションで動いておりますので、３台分という形になります。ですので、実際97万9,000円ということでございますが、こちらについては３台分の合計額という形になってございます。

令和５年度分につきましては、先ほどのとおり金額から97万9,000円を差し引いていただきまして、残るんですけれども、その残った金額については、先ほど２台ノンステップバスに入れ替えましたので、２台分の合計額という形になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。分かりました。

それと、もう一つ気になった点があったんですけれども、こちらの説明書の64ページで乗車人数

というのがあります。６年度と５年度は５万6,586人と５万908人、これは合っていたんですけれども、実は総務文教委員会の資料で、19ページのところで４年度の数字が違っているんですね。こちらの説明だと６万3,248名なんですが、19ページの説明書だと６万2,189名になっているんですね。これどちらの数字が正しいのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩しますね。

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時４０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

申し訳ございません。

資料の数値としましては、今回の説明書64ページ、こちら６万3,248人です。こちらのほうが正しい数値という形でご認識いただければと思います。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それではですね、決算書62ページ、説明書65ページのほうの庁舎等管理事業のほうの再質問をさせていただきます。

この太陽光発電設置において、特に今年度の場合ですと、太陽が降り注ぐ時間が長くて、また、すごい太陽の光も強いということで、発電量が今までの設定よりも多くなったと思うんですけれども、そういう場合にいっぱい電気量が得られた場合に、ただ備蓄するだけではなくて、その電気を売ることはできるのかどうかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

今、ご質問いたいた点でございますが、たしかに今年度雨がそもそも少なくて、日射、気温も高いというところで、そちらで想定、年間で８万5,000キロワットのところを、現状で５万1,000キロワットということで、非常に日照時間も長ければ、晴れている日が多いのかなというところでございます。

それを発電したものについての売電でございますが、通常日中に発電したものについては、日中の庁舎の電気にもう全てほぼほぼ当たっているところでございます。なので、エアコン等も庁舎大規模に使っているところがございますので、基本的には蓄電されるような状態ではなくて、そのまま全て庁舎の中の電気に当たっているというところでございます。

あとはそれ以外のところにつきましては、蓄電池のほうに先ほどのとおり、万が一のために蓄電はするんですけれども、その蓄電は最終的には庁舎で使っていない分が蓄電池に回るような形になっていまして、その蓄電のほうには日中、やはり蓄電されるような状態ではない形になっておりますので、そういった部分につきましては売電のほうまではなかなか現状では至らないかなというところになってございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

最後の質問させていただきます。

耐火シート改修工事と、防火設備修繕工事とかしっかりとされているということで安心するんで

すけれども、やはり今回、白岡のほうで庁舎が火災を起こしてしまったということで、何が起こるか分からない、火災が起こったときも防火シートとかシャッターがしっかりと降りてくれたので、あれだけの被害で済んだということもお聞きしておりますので、その辺の耐火設備というんですか、そういったものの点検がしっかりとされているかどうかを最後にお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

今、ご意見いただきましたとおり、やはりしっかりと万が一のときにはそういった機器が正しく動作するということが非常に重要だと思っております。

そちらの検査に関しましては、法定点検というのが必ずございまして、年に１度の法定点検については実施をさせていただいております。

また、今回修繕した機器等につきましては、町のほうの庁舎管理、防火管理者だけではなくて、消防の方々にも立合いいただきまして、そちらの方でしっかりと検査をした上で工事の完了を終えているところになりますので、こういった点検につきましては、必ず決められたものについては引き続き実施をさせていただくという形になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、泉伸一郎委員の質疑を終わります。

通告第５号、福澤和美委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いいたします。

決算書の63ページ、総務費の６目企画費、13使用料及び賃借料の不用額339万6,202円の理由をお伺いいたします。

２番目として決算書63ページ、同じく総務費の６目企画費、17の備品購入費のほうも不用額525万2,472円の理由お伺いいたします。

複数の事業に関わっているかと思いますので、事業名は記入しておりませんが、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

いただきました２点についてお答えさせていただきます。

まず１点目、使用料及び賃借料の不用額でございます。こちらにつきましては、ＯＡ管理事業の中の使用料及び賃借料、こちらの金額でございます。

こちら、今回いろいろな機器の更改に伴う部分につきまして、リース契約を締結しております。そういった部分でリース契約する際に、予算上で見積もっているリース料率がございますが、そちらのリース料率が実際には低く抑えられたというところについて、その分不用額が発生していると、そういったものが積み上げとしてございます。

今回で言いますと、職員用の端末です。今こうやって小型になった端末を持ち込んでいますけれども、この職員用の端末のリース料です。

また、今回無線化になっていますので、無線化したリース料、また、職員が使うようなグループウェアというものがあるんですけれども、そういったもののリース料、こういったもののリース料率が安く抑えられたので、まず金額が浮いているというところが１つございます。

もう１つが、ネットワークの無線化をしたときのリース料なんですけれども、こちらが我々が想定していた金額よりも非常に安価で契約を締結す

ることができまして、こちら、幾つか複数業者のほうで、入札を行ったんですけれども、その入札の結果が、我々想定していたよりも３分の１程度で済んだので、それが非常に大きく金額として出ております。

予算全体からの執行率から行きますと、95%を超えている執行率ではございますが、予算そのものの規模が大きかったので、300万円程度の不用額ということで大きく見えはしたんですけれども、実際には執行率としては95%以上の執行率を果たしているというような形でございます。

２点目でございます。

こちら備品購入費でございますが、備品購入費につきましては、当初職員が使用しているパソコンの中で、マイクロソフトオフィスというものを使ってございます。

こちらご家庭とかでも使っている方が非常に多いかなと思うんですけれども、ＷｏｒｄとかＥｘｃｅｌとか、そういったシステムなんですけれども、こちら実際には更改をするタイミングでして、マイクロソフトオフィスというのが基本的には買い切り版といいますか、１回買ったらライセンスそのまま使っていいよというものではなくて、毎月毎月使用料を払うというのが今の主流になってございます。

オフィスもそちらの動きになるというような話で、そうなりますと金額的に非常に高額なものですから、オフィスに似たようなソフトを使おうかと思って備品購入費として計上したものでございます。

ただ、実際にはここにきて、マイクロソフトのほうが、毎月毎月の使用料を払うサブスク版というものではなくて、今までどおりライセンスを買って、そのライセンスを使っていいよというようなライセンス版の販売が急遽決まりまして、そのタイミングでライセンス版をリースをすることになりましたので、実際には備品購入費として買おうとしていた、オフィスソフトの費用が要らなくなったというような形になります。

なので、こちらの金額は不用額として500万円ちょっとそのまま出てしまったというものになってございます。

ただ、その代わりのものについては、リースのほうで先ほどのとおりネットワークの金額が安く済んでいたりとか、職員用の端末、こういったものが安く済んだりとか、そういったところのリースでオフィスのほうもリースすることができましたので、こちらについては、やはり職員が扱い慣れているようなソフトのほうが業務効率が下がりませんので、そういった部分も含めて総合的に判断させていただいたという形になります。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　よく分かりました。ありがとうございます。

再質問はございません。

○委員長（九山妙子君）　以上で、福澤和美委員の質疑を終わります。

通告第６号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。よろしくお願いいたします。

まず１問目が、決算書68ページ、説明書48ページ、企画費のチームみやしろ会議なんですけれども、こちらの予算に対して決算のほうが、かなり半分ぐらいになっていると思うんですけれども、そちらの不用額の理由を教えてください。

２問目が、こちらは歳入になるのかもしれないですけれども、決算の56ページ、説明書64ページで便利バスが走る事業で、令和４年の乗車数よりも6,662人、令和６年が少ないんですけれども、

ただ、運賃収入が58万380円増収なのはなぜか教えてください。

３問目が決算書60ページ、説明書65ページの財産管理費で、庁舎管理事業上下水道料なんですけれども、こちらのほうが令和４年から５年には水道料が上がっているんですけれども、令和６年が下がっている理由を教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

よろしくお願いします。

私のほうからは、ご質問がありました１番目、決算書68ページ、説明書48ページ、企画費のチームみやしろ会議、不用額の理由についてご案内したいと思います。

この事業につきましては、予算額が９万6,000円で、執行額が４万3,111円で、不用額が５万2,889円となってございます。たしかに不用額の割合が大きいかなと感じてございますけれども、まず、内容ですけれども、報償費につきまして、こちら予算２万円で持っておりましたけれども、執行はゼロということで全額不用額となってございます。こちらにつきましては、一般の市民の方がゲストスピーカーとなってお話されるというような事業の特徴もありますけれども、過去に一度、外部講師のほうを呼んだという経緯がございまして、そういったことにも対応できるような予算としては確保してございましたけれども、結果としては不用だというものでございます。

また、需用費としましては、消耗品費であるとか、食糧費ございますけれども、こちらについても当初予算で５万2,000円、需要費もっとございましたけれども、２万7,000円の執行で済んだという部分で、２万4,000円が不用額となってございます。

最後、使用料及び賃借料、会場使用料ですけれども、予算のほうが２万4,000円で、執行が１万5,840円となってございまして、不用額が8,160円となってございます。こちらにつきましては、予算のときには無印さんの「学び舎」でのものを想定してはいるんですけれども、実際やっぱり市民の方が発表されるということになりますと、場所についてもなかなか読めない部分はあるのかなと思ってございます。

過去には杉戸町の川沿いの、「ひと屋根」でもやりたいななんて話もあったりしましたので、一応枠として２万4,000円やって、その範囲の中でやりたいといったところでした。

今回は決算上は全て学び舎のほうでやりましたので、不用額が8,160円生じたものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私からは２点目、３点目についてお答えをさせていただきます。

まず決算書56ページ、説明書64ページ、令和４年度の乗車数よりも少ないけれども、運賃収入が増加しているというところでございます。

こちらにつきましては、令和４年度までにつきましては、運転手による手集計というところで、ドライバーがどこから何人乗って、何人降りたかというのをカウントしていただいた形になります。

令和５年度からはセンサーという形になりまして、実際にはこの入り口でのセンサーによるカウントが正しくカウントができていないという時期が実はございまして、その部分で利用者数としては少なくカウントされてしまっているところが１

つございます。

あわせて、センサーがついているバスにつきましては、実際には３台ございますが、その３台が当然、法定点検でありますとか、何かこう定期的な点検でありますとか、そういったときには代替のバスを朝日自動車さんのほうが運行してくれる形になります。

そういった場合につきましては、センサーが付いてないものですから、人数のカウントができないということもございまして、最終的には完全に全部のカウントができているという形ではないというのが、まず令和６年度でございます。

また、令和４年度につきましては、無償で乗った方というのが多くいらっしゃいまして、こちらワクチンの接種の方に関しましては無償で乗ってください、乗っても大丈夫ですというようなご案内を差し上げていましたので、そういった方々の利用があるのかなというところでございます。

また最終的には、１日８便、ぐるるからと、あとはすてっぷから出ているわけなんですけれども、手集計の場合とかも、１人例えば仮に漏らしてしまった場合に関しましては、年間に換算しますと、１便で１人漏らしてしまうと、それだけで6,000人ぐらい人数としてはずれてしまうので、なので人数としては減っているという形には見えるんですけれども、金額が増えていますので、その分でいくと、こちらの数字が非常にそうなると信用できるものかという話になってしまうんですが、ただ、金額が伸びていますので、利用者についてはその分に関しては、横ばいか、または増えているのかなというところで、現在は感じているところではございます。

続いて２点目でございます。上下水道の費用です。こちらが上がって下がっているというところの理由でございます。

こちらについては、庁舎のほうで管理している中で、漏水などが生じたというのは、履歴とかそういったものの情報がないので、実際には通常の使用による誤差の範囲というか、そういった形なのかなという認識でございます。

ただ１点、トイレにつきましては、注水ということで雨水を使ってございます。その雨水をためるタンクがありまして、そのタンクから基本的にはトイレの水がまず最初に流れていくんですけれども、そのタンクが一定数より下がりますと、そこに水道水が加わって、トイレの水が流れるようになってございます。ですので、雨量とかにも多少左右される部分ではあるんですけれども、その雨量がすべてこの金額に跳ね返るかというところは、そこまでは分からないんですが、ただ、実際にはそういった部分も、金額としての増減には跳ね返ってくるかなというところでございますので、可能性としてはそういったものもあるのではないかなと思うんですが、漏水等々はないので、基本的には通常の使用の中での誤差の範囲なのかなというところで認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

それでは、再質問させていただきます。

１問目のチームみやしろ会議なんですけれども、私も何度か行ったことがありまして、無印さんのほうに。とても手作り的でいい試みだなと思っておりますので、これから先、今回予算よりも大分少なかったということで、例えば次の予算のほうはこのままでいくのか、それともう少し力を入れていくということで同じようにいくのかお聞かせください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

説明書48ページ、チームみやしろ会議の今後というところですけれども、一旦令和７年度をもって、第５次宮代町総合計画の前期の契約については区切りなのかなと思ってございます。

これから内部で後期やっていこうという検討中でございますけれども、チームみやしろ会議につきましては、１本立ちした事業というよりかは、例えば地区コミュニティセンターの中の事業の一環として、キープレーヤー同士がつながりつつ地域資源を生かした活動をするとかというような視点で、今のところはやっていければなと思ってございます。

具体的に、予算の枠とかについては、特にこれからでございますけれども、力を入れてほしいという恐らく思いなのかなと思いましたので、そういった方向でやっていければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　無印でやるということがすごく意味があるなと思いまして、そちらでお買物をして、その場につながったりもすると思いますので、できればつなげてほしいと思います。これは要望です。

次に、２問目なんですけれども、こちらが大分乗降者数がバグっていたといいますか、かなりアバウトだったということでよろしいのかなと思うんですけれども、こちら、これから先、センサーであるとか、そういったものをもう少し正確にやっていくことでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

センサーにつきましては、どうしても機器類のものでございますので、一時期故障するという、センサーが正しく反応しないということについては、これなかなか避けられないところなのかなというところでございます。あわせてバスの点検の際には、カウントができないということにつきましても、そもそもセンサーにするのは今回の運行事業者である朝日自動車さんのほうが、やはり運転手にはバスの運転に集中してほしいという要望から始まったところでもございますので、ですので、基本的にはセンサーについて、あまりにも故障が多いようだったら交換等々についても、打診等はさせてもらうところでございますが、基本的には現行のままいかせていただくような形になろうかなと思います。

今まで手集計だったものが今度センサーになったということで、センサーになったときには毎月の利用者数が出てきますので、そのタイミングで我々のほうが、これ去年に比べて随分減っているけれども、おかしくないですかみたいな形で、そこで点検等もしてもらったりしてるところでございますので、最終的には金額の増減のほうが、利用者数が伸びているかどうかというところについては、１つの判断材料になろうかなというところでございます。

ただ何人に使っていただいているんだというのも、１つの指標でございますので、そちらについては毎月上がってくる報告書を元に、担当のほう、我々のほうでしっかり前年同月を比べながらセンサーのほうは大丈夫かどうかというのはしっかり注視していきたいなというところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　あまり人数にこだわるというよりか、58万円も増収しているということで、確実に沢山の方が乗っているということは分かり

ますので、実際私も乗ってみましたけれども、大分満杯だったり立って乗っている方もいらっしゃる、お昼の買物の時間帯は。そういうのも見ましたので、これからもできれば人数把握していただきたいんですけれども、このままやっていっていただければいいと思います。

では、こちら終了します。

３問目なんですけれども、雨水を使っているので、雨の量とかでも変わるということでしたが、この庁舎内の例えばトイレであるとか水を使う部分において、何か節水の対策とかはされたのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

実際のところ、節水の対策ということで、何か節水用のトイレを入れたりとか、そういったところは特には庁舎管理のほうとしては、してはおりません。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原です。

ではやはり雨水ぐらいしか考えられないということで、それ以外どこにも要素が思い当たらないということでよろしいですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　庁舎管理の担当としましては、何か節水をしてくださいというのを大々的にアピールしたようなことも正直ございませんし、先ほどのとおり漏水等々についても特にそういった話も受けておりませんので、一番大きいのはその部分なのかなという形で認識しております。

○委員長（九山妙子君）　以上で、野原洋子委員の質疑を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１４分

○委員長（九山妙子君）　全員おそろいのようなので、始めてよろしいでしょうか。

では、再開いたします。

通告第７号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　２番の丸藤でございます。よろしくお願いいたします。

最初の１ページ目の２つ目の歳入のところの説明書の10ページと書いてありますけれども、10、11ページということで。

それでは質問させていただきます。

まず、決算書の17ページの地方交付税についてでございますが、地方交付税については対前年度比で増額になりました。6,062万2,000円です。2.2％という。この増額になった内容についてお尋ねいたします。

２つ目は、歳入の説明書の方でいいと思います。10ページ、11ページの決算収支の状況の内容、それから基金の現在高の内容、それから11ページの財政指標の内容について、それぞれ簡単にご説明お願いしたいと思います。

それから３点目は歳入で、決算書41から44ページの主に増額された事業債の内容について、お示しいただきたいと思います。

続きまして、歳出の１点目ですが、決算56ページ、総務費の便利バスが走る事業、これについての循環バス運行委託料の内容、それから高齢者運転免許自主返納者への支援について、これについ

ても簡単にご説明をお願いしたいと思います。

２点目は、歳出で決算57ページと201ページでございます。各種基金積立の内容等についてお願いしたいと思います。

３点目は、歳出の決算書193ページ、194ページ、公債費です。公債費の内容等についてお尋ねいたします。

それから、企画財政課の歳出の全般に関わる問題で、不用額についての内容なんですけれども、やはりこれは減らしていかなければいけないと思うんですね。

そのための努力、抑制のための努力はどういうふうにされているのか。

それから委託料、これは指定管理も含めて、内容言っていると時間がないと思いますので、これについても減らすための努力はどういうふうにしているのかお尋ねします。

それから、消費税の内容についてですが、自治体も消費税を払わなければいけないという、これについての内容をお示しいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは主に財政ラインのほうです。財政担当が所管する部分について歳入歳出ご案内したいと思います。

まず歳入のほうです。

１番目の説明書で言いますと、15ページの地方交付税という部分で、対前年度比の増額の理由ということでございます。

議員ご質問のとおり6,000万ほど増えてございまして、その主が普通交付税の増となってございます。普通交付税が5,978万3,000円増額となっているところでございます。こちらにつきましては、説明書15ページ中段に書いてございますけれども、令和６年度に新たに創設されました子ども子育て費であったり、65歳以上人口、75歳以上人口をベースに計算する高齢者保健福祉費であったり、あとは昨年度の人事院勧告に基づきます給与費改定の部分が増えてきたという部分がありまして、14億が増加しまして、全体として増額となっているところでございます。

１番目については以上です。

続きまして説明書10ページ、11ページの決算収支の状況から３番、財政指標というところでございます。

こちらまず説明書10ページの決算収支につきましては、積み上げの数字ではあるんですけれども、一番下のほう、実質単年度収支というものが、こちら財政調整基金の積立てであったり、取崩しを排除した部分の収支と考えてございますけれども、令和４年度から毎年赤字という部分があって、財政的にはうまくないのかなというようなところでございます。

この６年度大きく１億9,000だった要因につきましては、令和６年度のコロナワクチンの返還金がございまして、それは前年度に歳入で入って来たものが繰越金に化けていたというものでございまして、これが２億5,000万ほどございました。

これがなければ、令和６年度については黒字できたのかなと思っておりますけれども、マイナスの要因というのは、このコロナワクチンの返還金が原因かなと考えてございます。

ただし、財政調整基金、次の基金でご案内しますけれども、町の貯金である財政調整基金につきましては、年々目減りしてございますので、引き続き選択と集中による財政運営が必要なのかなと考えてございます。

続きまして、10ページ、２番、基金の現在高内

容でございますけれども、財政調整基金については12億という部分で、前年度から6,000万ほど減という部分でございます。

減債基金につきましては、3,000万ほど増えてございまして、こちらにつきましては、近年、地方交付税のほうで翌年度以降の地方債の償還費、具体的には臨時財政対策債の償還に当たる部分を使ってくれという部分で、交付税で交付されてございますので、それを一旦減債基金のほうに積むというもので3,000万ほど増えてございます。

公共施設整備基金につきましては、８億7,553万2,000円という部分で、前年度から比べまして約１億1,500万ほど減額となってございます。こちらにつきましては、久喜市新ごみ処理施設の整備の負担金の財源として取り崩しをしておりますので、全体では減となってございます。

公設宮代福祉医療センター施設整備基金については増減なしでございます。

次の宮代まちづくり基金につきましては、こちらふるさと納税の積立てという分で1,000万ほどの増となってございます。

森林環境譲与税積立基金につきましては、令和６年度に譲与されました森林環境譲与税を基金に積んでいるものでございます。

土地開発基金につきましては、基金の利子で若干の増となってございます。

最後に育英基金につきましては、小・中学校の教育備品等の整備のために取崩しという部分で若干減となってございます。

基金の内容については以上でございます。

続きまして、説明書11ページ、３番、財政指標でございます。

こちらについては、実質公債費比率から将来負担比率、財政力指数とございますけれども、１番主だったもの、３番目の財政力指数につきましては、こちら３か年の平均がございます。0.589という部分でございます。

こちらは単年度の部分につきましては、説明書の先ほどの交付税のページですので15ページに載ってございます。こちら令和４年度からの４、５、６となってございまして、この平均が先ほどの0.589という数字となってございます。

こちらにつきましては、昨年度もこういった場を設けてご案内しておりますけれども、令和２年のときが0.63、単年度でございまして、令和３年度のときに令和２年度の国調の人口が反映された関係で、0.575と大きく減少、下がっているという部分でございますけれども、それ以降は令和４年度0.584、令和５年度は0.589、令和６年度は0.593と年々上がっているのかなというふうに思ってございます。

なお、令和７年度、普通交付税のほうが当初算定されましたので、それをベースでいきますと、今年度は0.599になる見込みでございます。

あとは、次の財政指標経常収支比率につきましては、令和５年度93ポイントのところが若干下がりまして92.6という部分で、おおむねこの３年間92%から93%ぐらいを推移しているというふうな状況でございます。

実質収支並びに標準財政規模については、ご覧のとおりというふうなところでございます。

歳入のご質問の２番目については以上でございます。

続きまして、３番の歳入で決算書で言うと41から44ページ、説明書で言うと21から23ページ、地方債、町債の関係でご質問いただいておりまして、主に増額された事業債の内容という部分でございます。

こちらについては、説明書のほうでご案内したいと思います。

大きく増額していますのが21ページ、総務債、上から２つ目の避難所設備整備事業という部分で、こちら指定避難所へのエアコンの設置という部分の出来高の部分で、１億2,000万の増となってございます。

また、同じページ下のほう、土木債のほうに３行で書いてございますけれども、都市計画道路整備事業というところで、町道12号線ないしは252号線の整備の事業債でございます。こちらにつきましては、総じて昨年と比べて約7,300万ほどの増額となってございます。

ほかに増額しましたのは次の22ページで、土木債の続きになりますけれども、２行目からあります、こちら複数行、５行になってございますけれども、東武動物公園駅東口整備事業でございます。こちらにつきましても、事業進捗に伴いまして、昨年に比べまして約8,800万の増額の発行となってございます。

また、同じページ、22ページの下から２行目です。こちらの新規事業、須賀小学校再整備という部分で、基本設計の部分で6,490万、こちらの新規の地方債となっているところでございます。

地方債の増額された事業債については以上でございます。

続きまして、歳出のほうについて、財政担当のほうの部分をご案内したいと思います。

通告書の番号で言うと２番です。各種基金積立ての内容という部分でございます。

資料準備します。お待ちください。

そうしましたら、こちらは決算書のほうが分かりやすいのかなと思いますのでご案内します。決算書57ページ、58ページの部分の各種基金という部分でございます。もしかしたら、先ほどの説明書10ページの基金の状況の説明と重複する可能性がございますが、ご了承ください。

決算書58ページ右の段に、減債基金積立事業とございますけれども、こちらにつきましては4,737万6,319円の積立てでございますけれども、こちらにつきましては、昨年度、３月補正しました令和６年度普通交付税の算定項目でございます臨時財政対策債償還基金費という部分で4,700万ほど交付された部分プラス基金利子を積立てるものでございます。

続きまして、財政調整基金積立事業につきましては、こちら例年やってございますけれども、前年度、令和５年度の決算剰余金の半分、２分の１プラス基金利子という部分を積立ててございます。

ページめくりまして、決算書60ページの左上です。

公共施設整備基金積立事業につきましては、2,500万ほどの積立てでございまして、内訳は普通財産の売払い収入2,400万円ほどと基金利子を積んでございます。

続いて、宮代まちづくり基金積立事業につきましては、令和６年以前にお寄せいただきました寄附金の部分を積立てるのが2,300万ほど、プラス利子のほうを積んでございます。

最後、森林環境譲与税積立事業につきましては、令和６年度に譲与されました森林環境譲与税及び基金利子を積んでいるものでございます。

土地開発基金につきましては、こちら基金利子のみでございます。

以上で、今ご質問いただききました、歳出２番目の各種基金の積立ての内容でございます。

最後のご質問、３番目、歳出で公債費の内訳とございます。

こちらにつきましては、決算書で言いますと、193、194と後ろのほうになりますけれども、こちらに公債費中段のほうに元金と利子という部分がございます。こちらにつきましてご案内したいと

思います。

まず先の元金です。

元金のほうにつきましては、決算額が７億8,535万2,000円という部分で、昨年度が８億679万円ほどでしたので、2,100万ほどの減額となってございます。

内訳でございますけれども、一番大きいのが財務省、国のほうから借りてございました部分の平成15年の臨財債の償還が終わりましたことから、2,700万ほど減額となってございます。

続きまして、利子のほうにつきましては、3,188万7,817円の執行でございますけれども、昨年度3,385万4,958円という部分で約200万ほど減額となってございます。こちらにつきましては特にどれがというものもございませんので、全体的に償還進んでおりまして、利子の減額となっている部分でございます。

以上が公債費の内容となってございます。

最後、歳出全般というところで、不用額についての説明と、減らすための努力という部分でございまして、こちらにつきましては、決算書のほうがよろしいかと思います。

決算書ご案内しますと、企画財政課で所管している部分で言いますと、決算書47ページから50ページにかけての総務費、総務管理費、一般管理費の中で、便利バスが走る事業、決算書で言いますと65ページでございます。

こちらのほうでございますけれども、委託料のほうが執行残ございまして、バス運賃収入の実績等によるもので不用額が生じてございます。

また、決算書で言いますと、58ページです。

３目の財政管理費につきましては、積立金のほうで不用額のほうが発生してございます。

こちらにつきましては、決算書60ページの宮代まちづくり基金積立事業であったり、森林環境譲与税積立事業のほうでお寄せいただきました寄附であったり、国から譲与を受けました譲与金の受入実績によるものでございます。

また、同じページ、財産管理費につきましては、こちら需用費のほうで不用額が多くなってございますけれども、こちらにつきましては、同じページ、庁舎等管理事業の需用費の上下水道料であったり、電気料という部分の実績というもので不用額が生じてございます。

続きまして、決算書62ページになります。中段ちょっと下の庁用自動車管理事業につきまして、こちら需用費のほうで、燃料費２ぽつ目でございますけれども、公用車の車両燃料の使用実績に基づきます不用額のほうが発生してるというような状況でございます。

続きまして63ページ、６目企画費でございますけれども、こちら13節及び17節の使用料及び賃借料ないしは備品購入費につきましては、先ほど、前段の議員さんのほうでご案内しました不用額となってございます。

それと決算書で言いますと193ページ、公債費の部分でございます。こちらについても、若干の不用額ございますけれども、こちらにつきましては、例年予算編成10月ぐらいから始まりまして、年末にかけて行われますけれども、当該年度の事業費の確定がまだ３月にならないとできないという部分で、前年の差の部分につきましては、事業費については安牌をもって予算額等で予算のほうを見てございます。

差と実際の執行が固まって、ある程度事業費が引っ込んだ部分の差額という部分で、例年不用額が発生しているというところでございます。

不用額の説明については以上でございまして、不用額を減らすための方策という部分でございますけれども、まず適切な予算編成、予算見積りと

いうのは、これは当然しかるべき話かなと思ってございます。

あと、次のただしというでございますけれども、企画財政課に該当するかちょっと分かりませんけれども、不用額には、先ほどの庁舎の水道光熱費とか電気代等のように効率的に実施する、節約することで生まれるものであったり、例えば、当課ではございませんけれども、国・県の補助金等を交付している事業におきましては、きちんと補助金もらいはぐれがないように、歳出はきちんともって補助金もらった上で、翌年お返しするという部分で、町の持ち出しを減らすという分の事業もございますので、一概には言えないのかなと思っておりますけれども、不用額については減らして行きたいと考えてございます。

具体的には、令和７年度の当初予算編成におきましては、例えば一般行政経費と言われる一部事業の経費につきましては、令和５年度の決算ベースの配分で、まずは基礎を作って予算を作っていくというところで、不用額を減らすようなことに取り組んでございます。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩。

休憩　午前１１時３５分

再開　午前１１時３６分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

続きまして、委託料につきましては、具体的な取組という部分で、今年度当初予算編成の中で、例えば外注も想定されます空き家計画につきましては、直営で実施しているというのが全課において何件かございます。

続きまして、消費税でございますけれども、令和６年度宮代町のほうで、旅費であるとか、需用費の部分の決算額から消費税を算出しますと、約全体で２億9,535万5,000円でございます。令和５年度決算が２億9,800万ほどですので、300万ほど減少しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹の宮下です。

私のほうからは循環バス運行委託料の内容と高齢者の免許自主返納についての支援についてということでお答えさせていただきます。

循環バスの運行委託料につきましては、前段の議員の皆様にお答えさせていただいたとおりでございますが、概要としますと、循環バスにつきましては１日８便、これがそれぞれ２コースございましたのが令和６年度でございます。基本的には土曜日、日曜日関係なく、平日と同じようなダイヤで回っているということでございまして、年末年始、12月29日から１月３日までこちらが運休となりますが、それ以外に関しましては運行していたというのが令和６年度でございます。

続いて、高齢者の運転免許の自主返納についてですが、こちらにつきましては、説明書64ページに記載のあるとおりでございます。

65歳以上の方につきまして、免許証を自主返納した方に関しましては、循環バスの回数券、こちら70枚を１人に対して交付させていただいております。実績についてもそちらに記載のあるとおりで、令和６年度については86人の方に提供のほうさせていただいたということでございまして、た

だ、こちらに関しては毎年差し上げるものではなくて、免許の返納のタイミングで申請いただいたときに差し上げるという形になりますので、個人個人については１回という形になってございます。

ただ、返納した年だけではなくて、返納した後に、１年たってとか２年たってとかでも、こちらについては、申し込みがあればお渡しのほうしているものになります。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

もう５分ぐらいしかありませんので。

それでは、歳入では２点目の基金の現在高の内容ということでお尋ねします。

全般的に、基金は多いです。昔とは違って、それもかなり精査はされておりますけれども、財政調整基金は、前年度の実質収支の２分の１、あるいは基金の利子分になります。その原資にはやっぱり不用額等々があると思うんです。

不用額があまりにも多いということは、私はいいと思っていないんですよ。確かに歳入欠陥をさせないために、多少大目に見るということはあると思います。逆だと大変ですからね。予備費を使わなきゃいけない。予備費だってそんな大きくないし、だからそれは分かるんですけれども、だからといって、不用額がそんなに多いというのは、私はいかがなものかというふうに思いますので、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、説明書の10ページ……

○委員長（九山妙子君）　丸藤さん、一問一答で。

答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

不用額が多い、繰越しが多いというところでございますけれども、今年度も７億5,000万ほどの実質収支でございます。

たしかに少し大きめかなとは思ってございますので、減らす努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

具体的に、全般的だから、やっぱりそこは企画財政としてきちんと、やっぱり各課の予算をきちんと見るべきだと思います。そういう立場から、先ほどの答弁が生きてくると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、基金の件なんですけれども、多いというふうに言いましたけれども、財政調整基金と減債基金以外は、特定目的基金というふうに言われていると思います。

これは、目的を持っているから、そういう意味では宮代としてはどの程度、この目的基金についてはあればいいのか、なかなか指標は難しいと思うんですけれども、目安としては、これぐらいは目的として積立てるという、そういうものはあるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

公共施設整備基金のご質問ですけれども、公共施設の整備全般に使う部分であったり、あとは借地の解消というのもございますけれども、近年におきましては、今、久喜市のほうで作っております新炉の関係の負担金という部分で、以前に３億2,000万ほど積立てをしまして、それを取崩して、執行してございます。

また、須賀小再整備につきましても、約２億5,000万ほど積んでございます。

そういった特定の目的については必要な分積んでおりますけれども、それ以外につきましては、普通財産等の売り払い収入を、将来の借地解消の部分の財源としていければと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは次に進みます。

財政力指数の関係なんですけれども、宮代はたしかに0.589で、先ほど説明されたように少しずつはよくなっております。でも、やっぱり杉戸なんか見ると0.70なんですよ。宮代と約0.1％違う。

近隣でも、町段階でも松伏よりも低いと思いますよ。

だから、これをやっぱり上げていく、何が必要なのか、その点お伺いしたいと。どう評価しているのか、この点、それと、どういうふうにしていけばいいのか、その点お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

まず評価につきましては、近隣に比べて低いという部分はあるのかなと思ってございます。

どうしていくべきかにつきましては、昨年の会議でもご案内しましたけれども、我々のほうで努力できるのは歳入、町税の部分でございますので、法人等の参入による税収確保であるとかを目指していく必要があるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　時間的に最後ですね。

もう１つ、経常収支比率が92.6％。これは高いですね。これは低いほうがいいと思うんですけれども、これの改善は必要だと思います。それについては、どういうふうに改善策を進めていくのか、その点お尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

先ほどのお答えと被るかもしれませんけれども、歳出につきましては、必要なサービス、住民サービスを維持していきたいという部分は当然ございます。特に子育て関係につきましては切れないのかなと思っておりますので、歳入のほうを増やしていくと、経常歳入を増やしていくという部分が、経常収支比率の減少につながるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　これで、丸藤栄一委員の質疑を終わります。

通告第８号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは。佐藤でございます。

以下、通告書に従って６項目質問させていただきます。

まず歳出。全部歳出ですけれども、決算書56ページ、説明書64ページ、前段議員から何度か出ております便利バス運行委託事業、委託料のところですけれども、この中のバスロケーションシステム単体での運用実績、そして利用料について、まずお尋ねいたします。

ごめんなさい。全部言ってからですね。失礼いたしました。

２つ目が決算書56ページにあります、これも前段議員からも出ておりましたが、タクシー移動記録調査、これの調査目的、調査項目及び調査記録の今後の利用方針、何かしらの利用というのが目的としてあって、それでこういうことを行っているんでしょうから、これについてお尋ねいたします。

次に、３番目といたしまして、契約管理事業、

決算書64ページの負担金補助及び交付金、これは昨年のほぼ倍となっていることの詳細の説明をお願いいたします。

４番目、決算書、説明書ともに66ページ、みやしろ定住促進作戦。これまでの本年度、６年度も含めての移住者数及び過去この事業によって移住された方の定着数、要するにこれで入ってきたけれども１年で出て行っちゃいましたとか、そういうふうなのは除きます。この説明と、あとは事業の費用対効果の説明、費用があまりにもかかっているのではないか、その費用に見合った効果が果たして本当にできているのかというところに疑義がありますので、よろしくお願いいたします。

次に５番目、決算書66ページ、説明書67ページ、委託料、負担金補助及び交付金です。ふるさと納税の。

昨年比で大幅増額になっているという理由、これは前段の議員のときにもありましたけれども、それと、さとふるですか、間に入っている企業に、結構というか、かなりの委託料とか払っておりますけれども、そこのところもひっくるめての費用対効果というのは、果たしてそれに見合ったような形で出ているのかどうか、お願いいたします。

最後の６番目は、決算、説明書といろんなところに分散しておりますので特定はしていませんが、庁舎全体の電話料。役務費として、昨年との対比で増減はというところをお願いいたします。

あと、先に言っておきますが、説明書のほうですけれども、これ成果書ではなくて説明書なので、昨年も申し上げましたと思いますけれども、成果ばかりで説明をされていないので、これは各課ともそうなんだけれども、気をつけてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹の宮下です。

私からは、いただいた質問の中で、まず、情報政策と、あとは管財担当こちらのほうに該当するもの、番号で言いますと、１番と２番と３番と飛びまして６番、こちらのほうについてお答えさせていただきます。

バスロケーションシステムの運用実績と利用料についてでございます。

こちら利用料につきましては、説明書の64ページの委託料の中の真ん中の表の下から３段目、バスロケーションシステム利用料金というところがあると思いますが、こちらの34万1,748円が利用料という形になってございます。こちらは３台分、64ページの中段に循環バス運行委託料というのが表であると思います。説明書の64ページです。

説明書64ページ中段に循環バス運行委託料というのがございまして、そちら表になっていると思います。そちら一番左の６年度、そちらの下から３段目です。バスロケーションシステム利用料金34万1,748円、こちらが３台分の料金となってございます。なので割りますと１台当たり年間で11万3,916円ということになります。こちら月額に直しますと１台当たり9,493円になろうかと思います。こちらが利用料になります。

運用実績につきましては、昨年度のこちらの委員会でもお話をさせていただきましたが、現状、利用実績のほうについては集計のほうは特にしておりません。

続きまして２点目でございます。

タクシーの移動記録の調査、こちらの調査目的と調査項目と調査記録の今後の利用方針でございます。

こちら、前段の小島委員のほうからもご質問いただいた際に回答のほうさせていただきましたが、

今年度行っております交通利用上の意識調査、こちらのほうで活用させていただくために、タクシーのほうについては、特に今までバスと比べて情報が足りなかったものですから、取得のほうをさせていただくものになります。

こちらの調査項目につきましては、乗車をした位置と降車をした位置、こちらの座標データを元にしております。ですので、どこから乗ったという住所ではなくて、地図上のこの辺りから乗ったというものについて情報を収集しているというところでございます。

また、あわせて時間帯、何時に乗って何時に降りたというようなところの時間帯についても収集のほうさせていただいたものでございまして、それ以外の情報については特に収集はしておりません。男性が乗ったのかとか、女性が乗ったのかとか、また、どなたが乗ったとか、名前とか、年齢は高齢者の方が乗っているんですけれども、そういったところの性別とかお名前とかいうのは特に取得しておりません。

こちらについて、今後の利用方針ということにつきましては、今年度行います今後の方針を決める際の材料の１つという形で、参考の資料としてさせていただければというふうに考えているところでございます。

続いて３点目、決算書の64ページです。契約の管理事業、こちらが昨年のほぼ倍になっていることの説明というところでございます。

こちらにつきまして、当町は、埼玉県の共同入札システムというものに参加しております。こちら建設工事といったものの入札する際に、業者さんのほうが、その共同の入札システムのほうに実際の入札を行うということで、紙入札ではなくて、電子入札を行うときのシステムでございます。

こちら県が運営をしていまして、そちらに共同で仕様として参画しているものでございます。

業者さんに関しましては、入札の参加資格というのが有効期間が２年となっております。なので２年に一遍更新をしなければならないんですけれども、この更新の手続きが発生する年に関しましては、この入札の共同システム、こちらの負担金の金額、それと参加の団体の負担金、こういったものが前年度より高額となるような傾向になってございます。

こちらにつきましては、２年に一遍金額としては、どうしても更新作業がありますので、その分の負担金が上がってしまうというところでございます。ですので、令和５年度から令和６年度に比べては金額が倍になってるような形になりますが、来年度に関しましてはその負担金がまた下がりますので、金額としては今年度より下がるというような形が見込まれるというものでございます。

なお、費用につきましては、こちら人口規模によって案分というような形になってございますので、埼玉県全体で、こちらに参画している自治体みんなで、人口割で案分しているというところでございます。

最後、電話料。についてでございます。こちらについて金額での増減というところでございますが、金額としましては、令和５年度が239万7,427円ということでございます。なのでおよそ240万円弱というような形になろうかなと。

令和５年度は239万7,427円です。

令和６年度につきましては182万7,816円です。こちら前年度比としましては、金額として56万9,611円こちらの減という形になってございます。

電話の契約につきましては、令和６年の９月にＮＴＴからソフトバンクへと契約のほうを変更しております。その結果、月約８万円程度の減額という形になってございます。令和６年度９月から

変えていますので、実際には１年間分ではないんですけれども、約７か月分ですか、こちらのほうで金額が56万9,610円の削減につながったというところになってございます。

私のほうからは以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私の方からは通告書で言いますと、ナンバーが４番と５番のほうについてご案内したいと思います。

まず、４番、説明書66ページです。みやしろ定住促進作戦ということで、移住者の数と、あとは定着数というのと、費用対効果という部分でございます。

まず、移住者の方の数でございますけれども、我々が把握しておりますのが、説明書66ページの中段付近、みやしろ初めてツアーというものを実施した方について、宮代町に移住していただけているかというふうな数字しか把握してございませんので、移住者の定義についてはそういったところでございます。

平成26年から合計して76組の方がツアーに参加していただきまして、移住された方が34組。定住率、今現在、宮代町にいらっしゃるのかというのが29組という分で、約44.7%の組が移住されていまして、かつ85.3%の方が定住をしているというふうな状況となってございます。

事業の費用対効果という部分でございますけれども、こちらみやしろ初めてツアーにつきまして、職員人件費、あとは事務用品しかかかってございませんけれども、当該事業につきましては、一番上の「みやしろで暮らそっ」というような宮代定住促進サイトの委託料が主だってございます。こちらにつきましては、これまでのこういった会議でもご案内しておりますけれども、非常に安価に出来ているという部分でございます。ただ、このみやしろ定住促進作戦をもって、宮代町の定住が増えているかという部分ではなかなか難しいかなと思いますけれども、その一翼は担っていると考えてございます。

続きまして、通告書の５番です。説明書67ページのふるさと納税管理事業でございます。決算書で言いますと、66ページかなと思ってございます。

こちら昨年比で増額の部分の理由ということでございますけれども、主に決算書のほうでご案内したいと思いますけれども、66ページでございます。中段付近にふるさと納税管理事業がございますけれども、委託料につきまして、273万7,706円という分で97万円ほどの増額となってございます。

こちらにつきましては、各種様々な民間のサイトさんのほうに宮代町の特産品のＰＲを委託してございまして、寄附額に応じまして委託料も増えるということでございますので、寄附が増えれば、それに応じて委託料についても増えていくという部分が一点ございます。

また、令和６年度につきましては、そういう民間のＰＲサイトの中で、お米とか巨峰とか検索すると、上にＰＲということで優先的に載せてくれるような仕組みがあるんですけれども、そういったクリック連動型のＰＲというものを実施しまして、それについても一部経費が新たに発生してございます。

寄附が増えると増えるというふうにご理解いただければありがたいと思っております。

また、18番、負担金、補助及び交付金につきましても、605万5,302円という部分で、昨年度比で120万ほどの増額となってございます。こちらにつきましても、委託料の説明と重複しますけれども、寄附が増えることによりまして、当然、生産

者の方、米を作っている方、巨峰を作っている方への支払う返礼品代も増えてきますので、それについても寄附が増えると、こちらについては増えてくるという部分が１点と、前段の議員さんからご質問の中でお答えしましたけれども、昨年度につきましては、返礼品お米のほうが値上がりしてございまして、寄附金が増えたと比例しまして、単価、お米のほうも上がっておりますので、そういった部分で、この負担金については増えているということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

とりあえず一通り終わりましたので、ここからは一つ一つでよろしいですよね。

１番のバスロケーションシステム。３台分でこのような形になっているというのは分かりました。月額のほうも分かりました。

集計をしていないということなんですけれども、何ゆえ集計しないのかというところと、あと、バスロケーションシステムのこれ自体を議会で諮ってやったわけじゃなくて、執行部のほうで考えて入れたものは承知しておりますが、実際の利用数というのは、きちんと上がったりとか説明があったときには、遅れたりとかしたときに町に連絡があって業務が中断する、だからそれを防ぐためにという説明は一旦ありましたけれども、果たしてそれに見合ったなりのが来ているのかどうかというのが分からないので、バスロケーションシステムの利用者数、月平均でもいいですけれども、それと実際に町に問合せがどれくらい来ているのかというところを明確にしてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹の宮下です。

今のご質問の点ですが、実際には、今おっしゃったとおりなんですけれども、町のほうに問合せがあった際には、現状でこのロケーションシステムがなければ、事業所のほうに連絡して、事業所の方が運転手に連絡して、それが事業所から町のほうに戻ってきて、それで初めて問合せに対して今バスがどこにいますということをお答えすることになります。

現状では、利用者の方が自分で見れるというところで、バスの運行に対するサービスの一環として導入しているというのももちろんありますし、もし問合せがあったときには、我々のほうでそのサイトを見れば、その場でお答えできるというようなところもございますので、そういった部分があって、現状導入しているというところでございます。

ですので、現状としましてはサービスの一環として考えているところもございますので、月の利用件数に関しては、改めて集計をせずに、問合せがあったときのための補助のものも含めて、職員に対する対応の方法の一つと含めて考えているというところでございます。

金額としましては9,400円程度という形になってございますが、こちらについては、通常の携帯電話の使用等々に踏まえても、月額の料金、これは通信だけでも通常の契約にすれば、四、五千円いく。そこに本体代が加わってというようなことがあって、サービスの提供ということがあればそこまで高額なものではないというような認識でございますので、そういった形で考えているというところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　そもそもバスの運行の遅れ

というのは、町にという利用者の気持ちは分かりますけれども、あと委託会社との契約条件が分からないので何とも言えませんが、委託業者に対してバスロケーションシステムもない状態で言っていますけれども、そちらに行くのが筋なのが、なぜか町のほうに来ているので、各停留所に遅れとか問合せは運行会社の電話番号でやっておけば、そっちに行くのを怠っていたために、以前もこれ町民のときに聞いたと思うんですけれども、そういうのがないから町のほうに来て、業務が滞ってしまったりとかする。だからロケーションシステムを入れたというふうな流れになっていたというふうに記憶しておりますが。

そういうふうな前提があって、バスロケーションシステム入れる前と後で、どのような形で町へ問合せが増減したかというのは、これは調べるべきだと思います。これまで調べてないのを数字出せというのは無理ですから、今度はそこのところもやっていって、それで果たして費用対効果どうなのかというところを見ていただきたいと思います。

一つだけ希望として、前も申し上げましたが、バスの遅れというのが年間どれくらいあるのか承知していないので、そこも事前に通告していないので、ここは聞けないところかもしれませんが、年間どれくらい、月平均どれくらいというのを、よく電車とかでありますけれども、新幹線が平均３分とか２分とか非常に短いというのがありますけれども、そこのところも併せて後で窓口のほうでお聞きしたいと思っております。

また、これ前から言っているというのは、バスロケーションシステム自体で使っている人というのは、僕が周りに聞いている限りはほとんどいないというか、これが認知されていないところも正直ありますけれども、少ない。

これに、それこそ５次総の横串じゃないですけれども、例えば「とくし丸」とかスーパーの移動販売、それのバスの情報もこれに乗っけると、もっとバスロケーションシステム自体の、こういう雨降っている日だと、当然、移動販売も遅れたりとかしますから、あそこの公園に行くのに５分遅れているから５分後に行けばいいとかいう使い方ができて、バス以外でも総合ロケーションシステムみたいな形でしたほうがいいんじゃないかというのが希望です。

では、２番目のほうに行きます。

手を上げずに言っている人、ちょっと気になるので注意してください。また泉議員。

タクシーのほうですけれども、項目のほう、先ほどご説明いただきまして分かりましたが、乗降位置、それは誰々さんのお宅とか、そういうふうになっていませんが、まずタクシー券というのは、通し番号とか振ってありますよね。不正利用防止を含めてね。

通し番号で調べようと思えばという前提が付きますけれども、この番号は何々さんに発行したものだというのがまず分かるわけですよ。それで、乗る位置、降りる位置の乗降位置が分かる。

そうなりますと、ＧＰＳ上とはいえ、誰々さんがどの辺に行った、病院行ったとか、その辺が分かる、時間帯等も分かる。これ、憲法上の移動の自由の侵害に当たる可能性があります。このところをきちんと乗降客の方に書面上なり何なりで説明されているのかどうか。

名前はなしでありますが、よく、僕、情報公開でも言われたんですけれども、他の情報と相まって個人が特定できる可能性があるということで、非開示だったり部分開示をするようなことを町自身がやっているんですけれども、逆のパターンでこれも他の情報と相まって個人を特定できる。Ａ

さんが例えば役場から新しい村に行ったとか、そういうのがやろうと思えばできるわけなんですよ。そうすると移動の自由の侵害、プライバシーの侵害というふうに当たるというふうな考えがないから、そういうことができるんだと思いますけれども、そこの意識のほうはどうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹の宮下です。

通し番号は振ってはありますが、今回の調査に関しましては、乗った場所と降りた場所のボタンを押していただくような形になります。乗車をしたら、ここの乗車のボタンを押してもらって、降りたら降りた場所でボタンをしてもらいます。

そのときに、その押した番号の方がどの券を使ったかというというところのひも付けは情報として取っていないです。ですので、今委員がおっしゃったような形で、何番目に乗った人が何番の券を使ったというところの情報を取っておりませんので、その部分についての複合というところで、誰がどこまで乗ったというころに関しては、こちらとしては必ず分かり得るものではないという認識でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　理屈上はそうですけれども、例えばある特定の日、今日、９月５日、その日に使った人が１人であれば分かるわけですよね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹の宮下です。

こちらとしては、タクシー会社さんからその情報をもらって、今回その集計をお願いした会社さんにお願いするものではありますが、その人が乗ったというのは分かりますけれども、ただ、結果としてその券が使われたという情報に関しては、もちろん我々も分かりませんし、その業者のほうにはいかないので。

我々として上がってきた情報というのは、最終的にはこの調査期間でどこからどうやって乗ったというトータルが出ているので、個別の情報というものを、最終的には一覧でもらったものではなくて、集計結果としていただいているものなので、その部分についてのひも付けもないかなという形で認識しております。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　要はビッグデータというふうなことを言いたいんだと思いますが、しかも業者のと言っているけれども、業者は関係ないんですよ。町としてそのような可能性、蓋然性が高い。その辺のことを申し上げたんですけれども、これ以上になるとほかのができなくなるので、あとは細かいところは窓口のほうになりますが、これは個人の移動の自由と幸福追求権等の人権の問題になる恐れがありますので、指摘していきます。

３番目の契約管理事業。

契約管理事業については、来年は下がるということで、要は２年に１回、上下するという形というふうに理解しましたので、これは結構です。

６番になりますけれども、４番目におっしゃっていた電話の件、これは事前にお聞きしていたんですけれども、共有したほうがいいかなと思って。

担当課の努力によりまして、56万9,600円ほどですか、減額されたのは非常にこれは喜ばしいことだと思いますので、ＮＴＴからソフトバンクに移った。ソフトバンクからまたどこか安くなりそうなのがあったら、そちらとかも含めて考えて、引き続き努力していただきたいと思っております。

ここのところは評価できることだと思っており

ます。

４番、５番につきまして、４番の定住の関係ですけれども、みやしろ定住促進、これも毎年、大体同等の金額が出てくると思うんですけれども、きちんと、例えば定住で、みやしろ定住促進作戦のホームページを見たかとか、チラシを見たかとかというふうな形をやっていないから、恐らくとか、その辺が出てくるんだと思うんですけれども、例えば正確な数が出なくても、移住してきたときに、住民課のほうでも何でもいいですけれども、アンケート調査をしてチラシを見ましたかとか、ホームページ見ましたかとか、そういうふうな形で、できる限りこれによって来られた方はどれぐらいかというのが分からないと、もしも仮にそうじゃない人ばかりであったとしたら委託業者に対して、もっとホームページのやり方を変えるとか、費用減額しろとか、業者変えるというふうなことにつながる。

その調査をされていないという形なので、そこのところは今後どう考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

今現在やっておりませんので、そういった方法できるかなと思いますので、できる方法でやっていければと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

この間も申し上げましたし、ほかの課でもよく言うんですけれども、僕はずっとサラリーマンだったものですから、基本的には費用対効果が非常に気になるんですよね。増えているかは不明というふうな趣旨のことを、この定住促進のときに先ほどおっしゃられたので、要は人から貰ったお金、税金はそんなにもらっちゃったら検証しない、できるだけ安くしないと、先ほど電話のところであれほどやっていただいたのに、ここのところは違うなというふうな感想を持ったものですから、ここのところを指摘させていただきました。

最後に、５番のふるさと納税管理事業で、お米の単価が上がったから、それで金額が上がった、これは分かりました。

クリック数に応じて、上下していくというところというのがあるという説明は、これは僕は初めてお聞きしたんですけれども、それによって、システム利用料もちょっと上がるというのも先ほど説明がございましたが……３分ですか。５分ですか。３分ですね。

ごめんなさい、途中で止めて。

クリック連動型で、要するにお米だったらお米、巨峰だったら巨峰と特定のが、注文者数が増えればそれが上に行くような、通常のインターネットと同じようなシステムなのかなというふうにお聞きしてたんですけれども、その点をまず押さえておきたいので、間違いないですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

クリック連動型のＰＲにつきましては、一定のキーワードをやりますと、民間サイトのほうで、どういうふうな数式で表示されるというのは教えてくれませんけれども、例えば巨峰100円、米120円とか単価を付けまして、それによって向こうのアルゴリズムで表示されるという部分で、人気とかじゃなくて、純粋に向こうの土俵の中でＰＲという枠に表示されるという理解をしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　そうなりますと、登録しているというか、ふるさと納税に関与している業者の方から見れば、自分のところがなかなか上に行かないとか、企業努力も当然あります、ありますけれども、購入だけじゃなくてキーワードとかというので順番が上下しますよとかいうアナウンスはされていらっしゃいますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　金額によって上下するかということでよろしいですか。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　金額ではなくて、先ほどおっしゃったように、キーワードやら何やらで順番が変わりますよとおっしゃいましたよね。表示上がね。だからその表示がそういうので、上下するというのを、業者の方にちゃんと伝えているのか、要は自分のところがいつも下になっているというふうな不満が場合によっては起こり得るようなシステムになっておりますので、例えば毎月毎月、項目をランダムに変えるとかというんではなくて、そういうふうな一定のルールによって変わる、それを業者に伝えていて、業者が了解しているかどうかというところが気になったのでお尋ねしているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

まず、キーワードにつきましては、お米というキーワード入れたら宮代町のお米というキーワードにひも付いたものが入りますので、その中で順番変わるものではないというふうに理解しております。

〔発言する人あり〕

○企画財政課主幹（村山善博君）　返礼品の事業者さんに対してやっているかという質問ですか。

それは必要ないと思っていますし、今、全部の宮代町返礼品に対して全て設定していますので、同じ土俵かなと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で佐藤将行委員の質疑を終わります。

以上で企画財政課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

再開は午後１時15分といたします。

休憩　午後　０時１５分

再開　午後　１時１３分

○委員長（九山妙子君）　皆さんおそろいのようなので、ちょっと早いですけれども、再開してよろしいですか。

では、再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４４号の審査（総務課）

○委員長（九山妙子君）　これより総務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長お願いします。

○総務課長（菅原隆行君）　改めまして皆さんこんにちは。総務課長の菅原です。

以下、自己紹介させますのでよろしくお願いします。

○総務課副課長（青栁　誠君）　皆さん、こんにちは。同じく総務課副課長の青栁です。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課秘書広報担当の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○人権推進室長（山内一生君）　こんにちは。人権推進室長の山内です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報担当主査（樋口　彩君）　総務課秘書広報担当主査の樋口です。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（中村淳一君）　総務課庶務職員担当主幹、中村です。よろしくお願いいたします。

○文書法規担当主査（小林美香君）　総務課文書法規担当主査の小林です。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて一人30分以内となります。

３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

では、事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、合川泰治委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。さっそく質問をさせていただきます。

１点目は、まず人件費全体に占める超過勤務手当、いわゆる残業代の金額とその割合はどのようになっているか。

そして２点目が、その残業代はどこの課が多いのか、またその理由はどういったことかお伺いします。

３点目については、三役、町長、副町長、教育長を除いた課長級以上の総人件費の総額は。また、三役と課長級を除いた職員人件費の総額は。

そして４点目が、町長への手紙の実績35件とありましたが、その対応、修繕や変更などをした件数は何件か。そしてそれによって支出した総額は幾らになるかお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当主幹、中村と申します。

では、私のほうから、まず人件費全体に占める超過勤務手当、残業代の金額と割合はについてお答え申し上げます。

令和６年度決算における正規職員全体の超過勤務手当は、全会計トータルで3,986万8,316円でございます。

人件費決算総額に対する割合、こちらは町長、副町長、教育長及び正規職員の給料、職員手当、共済費、退職手当特別負担金の総額でございますが、総額18億3,750万7,123円。こちらに対する超過勤務手当の割合は2.2%になります。

もう１点目、残業代がどこの課が多いのか。また、その理由はについてでございますが、こちらにつきましては、職員ごとの超過勤務手当の単価ですとか、対象となる人数が異なりますので、ここでは課別の職員一人当たりの平均超過勤務時間の年間の時間数で多いところとして述べさせていただきます。

令和６年度中、最も一人当たりの時間が多かった所属は、環境資源課でございます。

令和６年度は主に地球温暖化対策実行計画の策定ですとか、地球温暖化対策の推進、空き家対策事業などの新規事業に対しての取組に要する超過勤務が多く発生しているところでございます。

次に多かった所属は、町民生活課でございます。

町民生活課では、防災防犯対策全般や地区コミュニティーに対する事業など、多岐にわたる分野において超過勤務が多く発生しました。

３点目の質問にお答え申し上げます。

まず、三役を除いた課長級以上の人件費総額は１億5,909万9,098円でございます。また、三役と課長級を除いた職員人件費の総額は16億3,473万3,690円でございます。

私からは以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

ご質問いただいております。公聴広報事業、町長への手紙について、ご説明のほう申し上げます。

主要な施策に関する説明書につきましては、61ページになります。

令和６年度、町長への手紙として35件のご意見等をいただきまして、具体的な対応をさせていただきました件数としましては、事業の拡大や職員への要望など10件ございました。

また、対応したことによって、経費が発生したものは２件でございまして、１つ目としましては、マイナンバーの活用を進めてほしいという要望がございまして、こちらについては、町長への手紙がきっかけというわけではございませんが、令和６年度には戸籍証明書のコンビニエンスストアでの取得、こちらについてシステム改修を行いました。事業費は1,980万円ほどでございます。

また、令和７年度は書かない窓口の導入について1,000万円ほどの事業費を見込んでおります。

２つ目といたしましては、お手紙を令和６年度にいただきまして、令和６年度から制度の内容を見直したものでございますが、妊婦健康診査の助成でございます。

双子、三つ子等の多胎妊娠の場合、助成券の配付枚数を増やしてほしいという要望でございました。

こちらについては、担当においても拡充を検討していたというものでございますが、予算につきましては、多胎妊娠のケースは、そういったことが少ないため、制度変更に併せて予算増は行っていないということでした。

ただ、実際にケースが発生した場合には、双子の場合は助成券を５枚追加しまして、１枚当たり5,010円ということでして、５倍ですので２万5,050円の経費が、三つ子の場合は10枚追加になりまして、５万100円の経費がかかるということでございました。

他のものにつきましては、職員の対応についての意見であったり、住民への啓発を進めてほしいというものでございましたので、予算をかけずに実施させていただいたというものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　２番目の残業代が多い課ということなんですけれども、２番目に町民生活課が来ていたんですけれども、今回２つに７年度別れたことによって、まだ結果が出ませんけれども、この辺の残業代が少しは軽減されるような見込みなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

ご質疑いただきました町民生活課を分けた成果についてお答えいたします。

先ほど、担当のほうからご説明しましたとおり、町民生活課は住民に直結する業務が非常に多くて、

超過勤務も増えているという状況がございました。そのため、ご承知のとおり今年の４月から課を２つに分けまして、それぞれ所属長を置きまして、コンパクトな組織にしまして、小回りの効くようなものにしまして、非常に所属長がマネジメントを発揮しやすいように組織を見直しをさせていただきましたので、今後はそういった所属長のマネジメントによりまして、超過勤務の削減等も図っていけるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　質問は以上で大丈夫です。ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　通告第２号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　議席番号９番、鈴木次男です。

それでは、１番目の決算書52ページ、説明書60ページの職員研修事業、６年度に初めて行ったカスタマーハラスメント対応研修の成果を教えてください。

２つ目が、歳入になるんですけれども、説明書61ページで有料広告制度の運用。５年度は143万5,000円でしたが、６年度は110万1,000円と33万4,000円の減です。理由が分かったら教えていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当主幹、中村でございます。

１点目のカスタマーハラスメント対応研修の成果ということで、決算書52ページ、説明書60ページの職員研修事業をお願いします。

組織的にカスタマーハラスメント発生の防止に努め、万が一発生した場合には全庁的なルールに基づき毅然と対応する必要があることから、全庁的にカスタマーハラスメント対応について認識することを目的としまして、令和７年１月22日に管理職職員を対象としてカスタマーハラスメント対応研修を実施したものでございます。

研修の内容といたしましては、カスタマーハラスメントを未然に防ぐ方策や必要な対策、発生時の関係機関との連携についてなどを学ぶことで、宮代町としてカスタマーハラスメント対応に対する共通認識を図ったところでございます。

私からは以上です。

○委員長（九山妙子君）　主査。

○秘書広報担当主査（樋口　彩君）　秘書広報担当主査の樋口でございます。

ご質問いただいた有料広告の件について回答させていただきます。

まず、令和６年度の決算額110万1,000円の内訳ですが、広報紙が108万1,000円。ホームページが２万円でございます。

令和６年度の有料広告掲載料が減額となった理由といたしましては、町ホームページへの広告掲載が大きく減ったことによるものでございます。

令和５年度は、町ホームページへの有料広告掲載は30万円の収入がございましたが、令和６年度は２万円となりました。令和５年度は、不動産会社が２社と18か月分の広告掲載があったんですけれども、令和６年度は既に該当する物件の販売がほぼ終了したということもありまして、掲載がなくなりました。また、日本工業大学から12か月分の広告掲載がありましたが、こちらについても経費削減の対象ということで広告掲載がなくなったことによるものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、１問目の再質問をさせていただきます。

このカスタマーハラスメントなんですけれども、具体的に窓口で研修後にあったカスタマーハラスメントの対応で、この研修を受けてからこんなふうに変わったとか、そういう成果があったら教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当の主幹、中村でございます。

研修を実施しまして、変わったことというところでございますが、まず、前段で説明させていただきました、管理職を対象とした研修といたしましては、まず発生時の対策などを学んで共通認識を図ったところでございますが、それ以外に、説明書60ページに記載もありますとおり、接遇研修というものを主査以下職員に対して実施しておりまして、その中ではやっぱり窓口対応、こちら側からの丁寧な対応というのも大切でございますので、そちらについて研修を実施することで少しでも対応を丁寧にしてカスタマーハラスメントを発生させないといった取組も併せてさせていただいているところでございます。

どうしても職員の接遇や言動に対して大声を上げるとか謝罪要求するなどの案件というのは、年間どうしても出てしまうことがありまして、そういったことに対しても研修を通して対応の共通認識を図ることで、管理職職員も発生時の対応を速やかに行うといったところで、主査級以下職員、管理職員それぞれの役割に応じて研修の成果が少しでも生かされればと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

それでは、研修後にはハラスメントは前よりも減ったんでしょうか。増加したんでしょうか。そこを最後にお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

カスタマーハラスメントに該当するかが、そもそもあるのかなと思うんですけれども、先ほどの担当のほうからもご説明しましたとおり、やはり年間数件、やっぱり大声を上げるようなケースというのが正直ございますので、それが減らせるように今は努力しているということですので、ただ、いわゆるカスハラのような案件というのは、それほど多くはないというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

それでは、２番目の質問の再質問にさせていただきます。

この有料広告なんですけれども、広告収入を増やすための政策とか、何か今後考えていますか。お聞きします。

○委員長（九山妙子君）　主査。

○秘書広報担当主査（樋口　彩君）　秘書広報担当主査の樋口でございます。

有料広告の掲載料増といたしましては、これまでに広告を掲載いただいた事業者のほうへアプローチをさせていただくとともに、町内の新たに参入する事業者などにアプローチすることを考えております。

具体的に申しますと、まちづくり建設課などに開発の相談などがあった際には、その事業者への声掛けや資料の提供を行っていたりですとか、収

入という面もございますけれども、町内の事業所を広く住民の方へ周知できる機会でもあると考えておりますので、今後、商工会などを通して町内の事業所への案内をすることなども考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、鈴木委員の質疑を終わります。

通告第３号、塚村香織委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。２点質問をさせていただきます。

１点目は、決算書52ページ、説明書60ページの一般管理費、職員研修事業についてお伺いいたします。

各研修により住民サービスに生かされた点をお伺いいたします。

２点目は決算書56ページ、説明書61ページ、公聴広報事業についてです。

町長への手紙35件のうち、具体的に改善された点をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当主幹、中村でございます。

決算書52ページ、説明書60ページ、職員研修事業でございます。

職員の研修につきましては、能力を向上させるもの、新たな知識を習得するもの、またはその両方を目的とするものがございます。

例えば、説明書の上段に書かれています共同研修で実施しています研修の中で、入庁10年目程度の経過した中堅職員が受講する政策形成能力研修というものがございまして、こちらは政策を企画立案する能力を向上させるため受講するものですが、研修を受講したからといってすぐに能力が高まるというものではなく、学んだものを日々実践し繰り返していくことで、その能力の向上が期待できます。

一方、自分の担当業務に直結する知識を習得する研修などは、受講した翌日からその知識を生かして業務を進めることができ、研修の成果という点では即効性が期待できるものでございます。したがいまして、昨年度、内部研修として実施した接遇研修については、実践することですぐに住民サービスの向上に直結するものと考えております。

こうした能力を向上させる、新たな知識を習得する研修を効果的に組み合わせることで、より研修の成果が発揮されて、住民サービスの向上につながるものと考えております。

また、昨年度はこの派遣研修というところに説明書に記載があります中で、全国市町村国際文化研究所というところに１名の職員を派遣しているところですが、こちらは災害発生時の市町村の対応について５日間学んだものでして、石川県珠洲市職員の実体験に基づく講義などや、国や民間の講師による講義・演習を繰り返し５日間学んできたものでございます。

このように、各所属における課題や必要とされる知識の習得に努めることで、住民サービスの向上につながっていくものもあると考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

公聴広報事業、町長への手紙に関するご質問でございますが、こちらの決算書の56ページ、説明書は61ページになります。

町長への手紙35件の内、具体的に改善されたものということでございますが、先ほど合川委員の

ご質問の際にも回答させていただきましたマイナンバーの活用ですとか、あとは多胎妊娠の際の妊婦健康診査助成拡大、それ以外となりますと、進修館におけるＷｉ－Ｆｉの再開ということで、昨年度、一時的に進修館のＷｉ－Ｆｉを一般利用を止めていたときがあったんですけれども、そちらのほうを再開させてほしいというご意見いただきまして、再開のほうがされたということがございます。

また、公共施設に隣接する事業所におきまして、そちらの社員の方がタバコを吸われて、その副流煙が公共施設側に流れ込むというのがございました。受動喫煙につながるという案件でございまして、こちらのほう該当する事業所のほうに喫煙場所を変えてくれないかということで対応を依頼したというものがございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

まず、１点目の再質問をさせていただきます。

研修内容、よく分かりました。接遇研修ということで、住民サービスにつながっているということで、よいと思います。

それで令和６年度は、先ほども出たんですけれども、カスタマーハラスメントの研修を受けたというところで、やはり全国的にも謝罪の要求というのを多くされると思うんですが、そのときに具体的に謝罪の要求があった場合はどのように対応したらよいかとか、そのあたりも共有できているのかなと思うんですが、そのご説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

謝罪の要求を強くされた場合ということでお答えいたします。

こちらに非があるものについては、当然謝罪しなければならないという認識がございます。ただ、しかるべき対応をしまして、それ以上謝罪を強要される場合であれば、それ以上の対応はもう行わないということを強く伝えまして、これ以上対応するようであればということをしっかり厳正に管理職等がその方に述べていくというような対応を取らせていただくようになると思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　よく分かりました。

よく土下座を要求とかあると思うので、そのようにある一定のこちらに非がある場合は謝罪はし、それ以外には応じないというところでお答えをいただいているので承知いたしました。

この研修なんですけれども、現在の課題というところで、来年度もこういった研修が必要じゃないかっていうことがあると思うんですが、そのあたりのことは今どのような状況なのか教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

今後の取組ということですけれども、昨年度カスタマーハラスメント研修を受けまして、今年度中にカスハラ対応マニュアルのようなものを作成しまして、全庁的に周知をしていきたいというふうに考えております。

そのほか啓発という意味で、窓口等で「このカスハラのような行為は対応しません」みたいな、掲示できるようなものをして、アナウンスをしていくとか、そういった対策を講じていきたいとい

うふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

次に、２点目の再質問をさせていただきます。

先ほど前段でもあった以外のものとお伝えしようかと思っていたんですが、それ以外のことも、今、進修館や公共施設に入ってくるたばこの副流煙ということの改善があったということで承知をいたしました。

このように、例えば直接担当課にご相談に行く場合とか、議員に相談される場合とか、いろんな住民サービスの中でのお困りごとを住民の方が相談すると思うんです。その１つがこの町長への手紙だと思うんですけれども、この町長への手紙の取扱いというところで、まず、町長もこの手紙が来たらご覧になって、皆さんと共有すると思うんですけれども、住民側としたら何か相談事とか改善事をしたいときは担当課に言ったほうがいいのか、町長への手紙をまず出したほうがいいのかとか、そのあたりの取扱いと、その後の改善につながる流れというのが違うのか、どうなのかという、そのあたりのことをご説明をいただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

まず、最後の部分というか、どういうルートを取っても、やはりそこの答えに至る部分は変わらないというふうに考えていますので、どのようなルートを取ってもいいのかなと思うんですが、基本的にはそういう事業の具体的な相談につきましては、やはり直接そこを担当する部署にご相談いただくのが一番よろしいのかなと思います。

やはり町長への手紙ということで、基本的に町の政策等へのご提案とかというのを一番念頭に考えているところでございまして、あまり個人的なことになってしまうと町長としても回答に困ってしまうところがございまして、やはり担当課からの意見を聞いて回答を作成するということになりますので、基本はそういった事業の具体的なことであれば、まずは担当課。やはり担当課と話してて、どうしてもというところはあるかと思うんですが、そういったときは町長への手紙を活用されてもいいかと思うんですけれども、いずれにしても最終的な到達点というのは変わらないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、塚村香織委員の質疑を終わります。

通告第４号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。５点ほどお尋ねいたします。

まず１点目は歳出で、決算では51、52ページの総務管理事業の職員採用試験の内容についてであります。

私は、最近の職員採用試験の内容については、大分たちますので、どのように行われているのか、まずご説明をお願いしたいと思います。

続いて、同じく庶務管理システム導入委託業務と人事給与システム改修委託業務の内容。これは職員の出退勤の各種届出等を管理するための事業業務なんですけれども、昨年は決算額が1,520万6,000円、前年度比で839万2,000円の増となっております。

特にこの庶務管理システム導入委託業務というのは、非常に高いなと、どうしてそうなのかということでお尋ねをしたいと思います。

２点目は同じく51、52ページの職員研修事業で

あります。

先ほどからカスタマーハラスメントの研修については、大分前段の議員からも出ております。

特にこれによる心身の不調とか離職とか、そういう原因になっていることはあるのかどうか。

先ほど来、年間数件だという答弁をされておりましたが、そういった点ではどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、このカスハラとは逆に、接遇研修なんですが、私は接遇ということで単なる接客じゃないんですよね。もっと心を込めた対応ということで、逆かなと思うんですけれども、こういうことも逆に町の職員は求められているのかなということで、改めて思っているんですが、この接遇研修というのはどのようにされているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

続きまして、３点目は公平委員会の運営事業。これは決算75、76ページ。金額的には少なくなっておりますし、私はなぜここで聞いているか、何か問題はあるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから４点目は、令和６年度の職員数を含め、どういう体制で行われたのか、その点お尋ねいたします。

それから５点目は、女性幹部職員の状況を、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当主幹、中村でございます。

まず、１点目のご質問にお答えさせていただきます。

決算書52ページの総務管理事業になります。

まず、令和６年度中に実施した職員採用試験の内容についてお答え申し上げます。

令和６年度は、一般事務職、技師、保健師を対象に、令和６年９月22日に一次試験といたしまして、教養試験及び作文試験、技師、保健師につきましては、これらに加えて専門試験を実施しました。11月２日と３日には二次試験といたしまして、面接試験を実施しました。

この試験の受験者総数は60名、合格者は15名、１名の辞退がありまして、14人が令和７年４月１日に入庁しているところでございます。

次に、庶務管理システム導入委託の内容でございます。

まず、金額は555万5,000円ということで、こちらはいわゆるイニシャルコストということで、導入にわたる宮代町に特化したプログラム構築ですとか、制度の内容をシステムに取り込むための経費ということで、システム事業者と総務課職員とで打合せを繰り返しながら導入に至る、そのための経費でございます。

この管理システムの内容については、先ほど議員もおっしゃっていたとおりで、職員の出退勤管理ですとか休暇の管理を一括で管理や、会計年度任用職員の勤務実績についてのシステム化を図ったりとか、出退勤時間、休暇取得状況、超過勤務の状況などを可視化することができるようになったシステムでございます。

もう１点、人事給与システム改修委託業務の内容ですが、こちらの改修業務委託は２点の国の制度改正がございまして、そちらに対応したものでございます。１つは定額減税制度、もう１つは児童手当の支給対象が中学生終了から高校生終了までに拡充される改正がございまして、これらの制度改正に基づいて適正に給与を支給できるためにシステム改修を行ったものでございます。

１点目については以上でございます。

２点目の接遇研修とカスタマーハラスメント研修に関するご質問でございます。

まず、最初にいただきましたカスタマーハラスメント研修に関連して休職・離職があるかというご質問でございますが、こちら全てがこの理由というわけではないんですが、令和６年度中に病気、心身の不調により休職になった職員というのは１名おりました。

離職については、そこを理由というところでは把握はしてないところでございます。

あと２点目、接遇研修についてでございますが、こちらは接遇というものは、窓口・電話対応等の接遇の能力向上を図るとともに、住民に寄り添った対応の重要性を再認識することを目的としまして実施したものでございまして、接遇者としてよりよい接遇して話す・聞く能力、接遇者としての心得などについて実習を交えながら実施したものでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文書法規担当主査（小林美香君）　文書法規担当主査の小林でございます。

それでは３点目、公平委員会についてお答えさせていただきます。

まず初めに、前提として公平委員会というものの説明をさせていただきますと、公平委員会とは、職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保証するために置かれている委員会のことを言います。

職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し並びにこれについて必要な措置を講じている委員会となっております。

ご質問にございました問題等に関してですけれども、直近３年につきましては、措置要求及び不利益処分の審査請求等はございませんでした。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

２点目にいただきましたカスハラの関係の質疑に対して、ちょっと補足をさせていただきます。

先ほどの１名休職の職員がいたという答弁をさせていただきましたけれども、それについては直接カスハラに起因するような心身の不調ではないということは申し上げたいと思います。

離職についても同様です。離職職員も昨年度、年度途中に２名いらっしゃいましたけれども、その２名とも特段自己都合ということで、心身の不調ではないということでございます。

最後に４点目、令和６年度の職員数についてと女性幹部職員の状況について、私のほうからご説明させていただきます。

令和６年度の職員数ですけれども、４月１日現在で正規職員が230人でスタートしまして、年度途中に１名任期付き職員を採用したのと、年度途中に２名退職した職員がいますので、最終的に３月31日現在ですと229人ということになっております。

会計年度任用職員については、かなり採用したり、途中でパートタイムで抜けたりとか結構ありますので、最終的に３月31日時点で214人という状況でございます。

あとは女性職員の管理職以上の状況についてご説明させていただきますと、令和６年度においては、主幹級以上の女性管理職の人数は９名でございます。

令和６年度は全ての管理職が59名ということでしたので、管理職職員に占める女性の割合というのは15.3％ということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　２番の丸藤でございます。

それでは再質問させていただきます。

まず、職員採用試験の内容についてでありますけれども、分かりました。

そうすると、前段のほうが第１次試験、それから面接等が２次試験とそういうふうになっているのか。それで最終的には14名ということなんですけれども、もちろん普通の会社もそうなんですけれども、ふるいにかけていくというか、第１次、第２次試験でということなんですけれども、そういった点では面接というのは、どういう傾向の、内容の試験なんでしょうか。別に隠すことでもないし、また、宮代は特別な面接試験をやっているわけではないと思うんですけれども、どういう傾向の面接試験なのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

面接試験につきましては、いわゆる人物試験と言われるものでございまして、例えば当庁を志望した動機から始まりまして、学生であれば学生時代に力を入れて取り組んだこと、あるいは学生時代にこういった経験が今の自分をつくっているとか、そういう一般的な事項を確認するのと、あとは自分自身で長所・短所などを書く面接カードとかも用意しておりますので、自分の強い部分、あるいは弱い部分、弱い部分についてはこれからどうしていくかなど、そういった話をするというか面接していく上で、その方の人物像というのを把握して人物を捉えていくというような内容となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

１次、少し前のほうが、今でも４人に１人ということなんですけれども、以前は相当競争率も高かったと思うんですけれども、そういった点では、どうなのかなと思いますけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

現在の応募の状況ですけれども、残念ながら今、公務員の人気が全体的に低迷しておりまして、やはり民間企業のほうがスタート時の賃金がどうしても高いのと、例えば20代で獲得できる賃金の額とかいうのが、どうしても我々公務員は国の給料表に準拠して作っておりますので、やはり緩やかにしか増えていかないという実態があります。

民間企業は一方で、やっぱり成績主義で、20代、30代でも獲得できるのもありまして、比較的今は民間企業のほうに人気が集まっております。ですので、宮代町に限ったことではないんですけれども、全国の自治体そうだと思うんですけれども、途中で公務員が離職してしまうケースも特に20代、30代の職員で増えてきております。ですので、その中でも宮代町の場合は、昨年度ホームページ等でいろいろ周知をしたり合同説明会のＰＲをしまして、応募の人数という点では令和５年度、６年度、それほど遜色ない水準で受験の人数を確保できておりますので、今年度についても同様の取組を引き続き行っておりますので、今年度の募集については同様程度の水準を獲得しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　２番の丸藤でございます。

分かりました。では、次に進みます。

接遇研修とカスタマーの研修なんですけれども、カスハラです、略して。接遇的な接触の仕方をすれば、逆にカスハラは起きないというふうに思いますので、これは非常に裏腹ですけれども大事な研修かなというふうに思っています。

それで、接遇ですから、先ほど答弁がありましたように寄り添った対応ですよね。これはもう本当に大事だと思いますので、引き続き。

随分対応は変わっているんでしょうか。その点だけ。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　対応ということですので、町の職員の対応ということでよろしいですよね。

昨年度、実は主査級以下の職員というのは、やっぱり窓口で率先して窓口対応を行いますので、その職員についてはご指摘のとおり、やはり未然に防ぐために接遇というのを行っておりますので、接遇のスキルというのは、主査級以下の職員については向上しているというふうに考えております。

一方、カスハラは先ほど申し上げましたとおり、やっぱりなかなか全てを防ぐということは難しいという状況がございますので、発生した場合には我々管理職のほうが対応するということで、管理職以上の職員についてはカスハラ研修のほうを受講したということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　２番の丸藤でございます。

当然カスハラの対応は幹部職がやらなければいけないと思うし、それはなぜかというと、やっぱり一般職員を守る、そういうのもあると思うんですけれども、非常にカスハラの問題は難しいと思います。

私も役場によく来てて、たまたま遭遇することがあるんですよ。ものすごいけんまくで来るわけですよね。本当に課長さんなんか冷静に対応していますけれども、やっぱりそれ以上、もっと怒り心頭させるとまずいし、そういう点でいろいろあると思うんですけれども、ただ、要求との関係では、やっぱり先ほど町に非があったというふうに言っていましたけれども、非があるよりも非常に要求があって、そのことがちゃんとやられたのかどうか、それができないからお叱りで来るんだと思うんです。

私の個人的なことであれなんですけれども、やっぱりこういう問題は全然相手にしてくれないから、議員さんに言ってもらえないと困るというので、私らに来ることが多々あるんですよ。それはお願いに来ているから間接的に来ているからあれなんですけれども、やっぱり町も対応が非常に悪いと。ちゃんと聞いて、こうこう、こういうことで、こういうことで、できていないということであればいいけれども、全く対応もしないというような、それは私は非常に難しいと思うけれども、人それぞれ町民もやっぱり人間ですから、社会通念上考えれば大声を発したり、脅迫に近いようなやり方というのはよくないと思うんですけれども、やっぱり町の対応も一理あるかなというふうに思います。

そういう中で、先ほど最初の答弁について、休職とか離職はないということで、しかも数件なので安心はしたとは言えないんですけれども、やはり今後その辺の、なんて言うんですか、これはカスハラに当たるかどうか、それと住民の心情を考えれば、やっぱりなかなか難しいと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうな判断をするのか。

ただ単に社会通念上、それは異常だというのも分かりますけれども、そういう心境にもなるような気持ちも分からないでもないんですけれども、その辺の判断はどうなのか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

カスハラに当たるかどうかの判断ということは非常に難しいと考えております。

例えば、要求をまず、住民の皆様のお話をしっかり聞くというのがまず大前提でありますので、まずそれは行います。それでも先ほどありましたとおり、やはり大きな声を例えば出すとか、あと誹謗中傷のような言葉を発するとか、これについては、やはりカスハラに該当するというふうに考えられますので、そういった幾つかの基準というものは、ある程度共有していく必要があるかなというふうに考えておりますので、判断基準は非常に難しいですけれども、そういったものをやっぱり少しずつ管理職員なりで共有していって、それに該当する場合にはカスハラ事案として対応する。

そうでなければ、やっぱりしっかり、まずは住民の話を聞いて、必要な対応をしていくということになろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　２番の丸藤でございます。

例えば、不当な言いがかりとか、それがあまりにも過剰にエスカレートして、これはもうカスハラだと。そういう場合はどういう対応をしているんでしょうか。対応はそうなんですけれども、さらに一段どういうふうに対応しているのかという意味でお聞きします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○総務課長（菅原隆行君）　お答え申し上げます。

今お話をさせていただいている内容の中で、基本的には担当課長のほうで対応させていただくんですけれども、やっぱりそうは言いましても総務課長を出せとか、町長出せですとかといったお話に発展することというのが今でも多々あります。

そうした場合、私も研修を受けた後でございますので、やはりそれ以上の言葉ですとか行動というのは、あなたの言っていることはクレームではなくクレーマーだというお話についても、去年、今年はさせていただくようにしています。

そうした中で、相手についても今までのところ、最初はヒートアップするんですけれども、だんだんと落ち着いてきて、自分が言ったことがちょっとやりすぎだったなというようなところで今のところはご理解をいただいているところではありますが、各管理職につきましても、そういったやり取りをするというのは、本当に心身削られる思いでやっているというところにつきましては、ご理解いただければというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　この件については分かりました。引き続き、どういう方が来るか分かりませんけれども、ぜひ対応していただきたいと思います。

続いて、公平委員会の内容についてでありますけれども、この３年間審査請求はないということで、これは何か職員等々の問題であったときの開催ですか。定例ではないんですよね。何か問題があったときだけですよね。その確認だけ。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青

柳です。

公平委員会は、ご指摘いただきましたとおり、審査請求や職員から措置要求とかがあった際に開催されるものですけれども、幸いここ数年ずっと開催はなくて、ただ年に１回は、定期というわけではないんですけれども、人事行政の全般について、例えば採用の状況ですとか、人事異動の状況とか、人事評価の状況とか、そういったものを年に１回ご報告しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　２番の丸藤でございます。

分かりました。

続いて、職員数の関係なんですけれども、今後どういった方向に向かっていくのかということで、例えば空き家の問題とか、例えばです。やっぱりいくら町がやろうとしていても、そのやるための費用がかかるから、なかなかできないんですけれども、軽易なものは間違いあると非常に住民には喜ばれている。全くできないからやらないんではなくて、そういった点では特に事務作業というよりも、現場の作業というか、そういうところにも多少力を入れる必要があるのかな。

それは委託は委託でできますけれども、そういった点では、職員の関係では、今のままではまだ足りないのかどうか、その辺の判断もあるんですけれども、どうなんでしょうか。

どういう方向に足りないとか、そういうふうに増やさなければいけないのはどういうことかということをお聞きます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

今年度につきましてはご指摘のとおり、やはり草刈り等なかなか業務委託等では改善できない部分、業務委託とか予算の範囲内でやっても、なかなか全てご要望にお応えできないところに対応していくために、道路担当のほうに職員を増員しまして、直接職員がすぐに現場に出れるような体制をつくっておりますので、確かにそういったご要望とかいうのは今後もあるかと思います。それも空き家も同様なのかなと思いますので、まず、そういう体制を少しずつですけれども構築していくために、やっぱり職員を多少そういった担当に増やしていくことが必要になっていくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　最後の質問になります。

女性幹部職の状況なんですけれども、先ほど15.3％と。

どうなんでしょうか。傾向として、私は幹部職の女性の率は徐々には上がっていくと思いますけれども、やっぱり意識の関係でどうしようもない壁がありますよね。私はもう幹部にならなくてもいいと。これは男性もそうですけれども、今のままでいいと。何もあえて幹部職にはなりたくないとか、そういう場合は別なんですけれども、それ以外としてやはりつくっていかなければいけないし、そういう時代でもあると思うんですけれども、そういった点では展望として、どうでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

最初のご質疑が、管理職職員ということでしたので、管理職職員ですとたしかに15.3％になります。

たしかに女性職員の意識というのも変わってき

ておりまして、例えば幹部候補になる主査級以上で捉えますと、女性職員の割合というのが21.9%ということで、先ほどの15.3%より６ポイント以上増えます。

毎年、ここ数年は主査級昇任試験をちゃんと女性職員も受けて、それで主査級職員として活躍してきておりますので、今後については、やっぱり女性職員が活躍できる部分が増えてくるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩をいたします。

再開は２時25分といたします。

休憩　午後　２時１１分

再開　午後　２時２２分

○委員長（九山妙子君）　時間前ですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、再開いたします。

通告第５号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

これから６つほど答弁お願いいたします。

まず１つ目、全て歳出になります。

決算書の52ページの総務管理事業、災害補償費というのは昨年なかったものですが、その内容について、まずざっくりと短めにお願いいたします。

次に、２番、総務管理事業の、前段の議員もご質問されていましたが、庶務管理、人事給与システム、これらにつきまして、今後、イニシャルのほうは終わりまして、これからランニングのほうの実際の実用段階に入っていきますが、これによって見込まれる人件費削減とか、時間のほうの短縮とか、その辺を含めての効果というのも手短にご説明をいただきたいと思います。

次に、54ページです。人権平和推進事業と銘打っているところの旅費と職員旅費、これにつきまして、昨年はこれもなかったものだと思いますが、８番の旅費です。その中の一番下のほうですけれども、弁護士費用弁償の内容、これらの弁護士費用内容と高額な３万2,700円という職員旅費の内容、両方ともお願いいたします。

次、４番は54ページ、同じページの文書通信庶務事業につきまして、上のほうです。これの役務費、郵便料が昨年比約200万円増額となっているが、その理由についてお願いいたします。

次に５番、56ページ、次のページですね。顧問弁護士委託事業。

これで、弁護士費用の内訳というものをお願いいたします。弁護士費用というか、旅費です。8,160円というのがどういう計算になったのか分からないのでお願いします。

最後６番、これも前段の議員に２名ほどですか、お尋ねになられていましたけれども、町役場全体にわたりましての職員手当等の超過勤務手当、昨年との対比で増減についてお尋ねいたしますので、ご答弁のほうをお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当主幹、中村でございます。

私からは１点目、決算書52ページ、総務管理事業災害補償費についてお答え申し上げます。

令和６年度は町の会計年度任用職員に公務災害が発生したため、条例に基づき補償を実施したものでございます。

この災害の内容といたしましては、通勤途中に転倒されて大けがをなさったというものでござい

ます。

続きまして２点目、決算書52ページ、総務管理事業でございます。

庶務管理、人事給与、両システムについての見込まれる効果というところでございます。

まず、庶務管理システムにより見込まれる効果でございますが、今まで紙ベースで管理・集計というものをしていました会計年度任用職員の勤務実績につきまして、こちらをシステムで管理できるようになったというところが、まず大きな効果でございます。

そのほかに、休暇簿とか、毎月職員の給与明細書ですとか、こちらが電子化が図られまして、ペーパーレス化の推進が進みました。また、出退勤時間、休暇取得状況、超過勤務の状況などを、それぞれの所属の管理職がリアルタイムで可視できるようになったという点も大きな効果だと考えております。

次に、人事給与システムについてでございますが、こちらは令和６年度中は改修ということで、先ほどのご質問でも申し上げましたが、定額減税及び児童手当の支給対象拡充に伴う改修を実施させていただいたものでございますが、この人事給与システムというものは、職員の人事履歴の管理ですとか、職員の毎月の給与計算、年末調整なども含めて、制度に基づいた正確な支給事務を遂行するためのシステムでございまして、こちらも職員の事務効率化が図られているものでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○人権推進室長（山内一生君）　人権推進室長の山内です。

弁護士費用弁償の内容についてご説明させていただきます。

令和５年度は町民相談員の費用弁償と町民法律相談に来ていただいている埼玉弁護士会の弁護士の交通費を合わせて町民相談員等費用弁償という名称にしておりました。

令和６年度は、町民相談員の費用弁償が不要となり、弁護士費用のみとなったために法律相談弁護士費用弁償と名称を改めさせていただいたものです。

内容としては、法律相談弁護士費用弁償は浦和駅から東武動物公園駅間の交通費となります。

続きまして、高額な職員旅費ということでございますが、内容といたしましては、人権施策事業に係る研修や会議等へ参加した際の旅費でございまして、県内の出張が24回、東京都や群馬県など県外への出張が６回あり、計７名分の旅費を合算したもので３万2,702円でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文書法規担当主査（小林美香君）　文書法規担当主査の小林でございます。

私からは４番、５番についてお答えさせていただきます。

まず初めに、郵便料金の増額についてでございますが、令和６年度につきましては、10月に郵便料金の大幅な改正があったことにより、増額となっております。

今回の郵便料金の改定ですが、近年にない大幅な改定となりました。料金改定の主な内容としまして、通常はがきにつきましては約35％の値上げがあり、63円から85円になりました。また、定形郵便と言われている一般的な封書につきましては、25グラムまでと50グラムまでの重量区分といったものが統合されたことにより、25グラムの重量につきましては約31％、50グラムの重量区分につき

ましては、率にして17%値上げされ110円となったことによることで、今回の増額となっております。

続きまして、顧問弁護士の費用弁償につきましてですが、行政執行上の相談につきまして、現地確認に基づいた相談の必要が生じたことによって、交通費相当額を支払ったものとなっております。

内容としましては、高速道路の往復料金及びガソリン代となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

６点目の超過勤務について、昨年との対比ということでお答えいたします。

一般会計で申し上げますと、超過勤務手当につきましては、令和６年度の総額が3,536万499円でございます。令和５年度の一般会計の超過勤務手当の総額が4,039万7,894円となりますので、比較しますと503万7,395円の減となってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　議席ナンバー１、佐藤でございます。

では、一問一答の１番目からまいります。

災害補償費につきましては、これは公務中の通勤の途中ですから災害ということで、こちら承知いたしました。

２番のシステム関係ですけれども、まず、会計年度職員の方もシステムのほうで把握できるようなった、これは分かりました。出退勤、上長がリアルタイムで確認できる、これも分かりましたが、特にこれは庁舎だけで仕事をしているわけではなくて、いきなり現場とかもあるんですけれども、私もサラリーマン時代あったんですけれども、スマホで出勤・退勤というのは、これはシステム上できるような、スマホ等と言ったほうがいいかもしれませんが、タブレットも含めて。役場に来なければ、出勤・退勤の打刻ができるかどうかというところをお尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当主幹、中村でございます。

ご質問いただきました庶務管理システムですが、スマホでの運用は今このシステムではしてない状況でございますが、庁舎以外でも、例えば保育園ですとか上下水道事務所ですとか、あと、資料館ですとか、出先機関にも出退勤のカードリーダーを通す端末は用意しておりまして、それぞれの施設で職員が端末を通して出退勤をできて、それが管理できると。なので、職員は出勤したらカードをかざす。もしくはシステムを起ち上げたときに出勤のボタンを押すというような形でどの職員も出退勤がすぐ適切に実施できるようになっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

今の話ですと、町の施設等ではできるというのが分かりました。

ところが、例えば県庁に行きましたとか、他の自治体に行きました、災害の現場行きました、そういうときにはできないということになるということでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当主幹、中村でございます。

研修等でいわゆる直行直帰をする場合につきましては、システムにそういったボタンがあって、前日のうちに直行直帰をしますという申請ボタンがありまして、それにより現状は急な出張ですとか、例えば出勤して、午後から研修というような場合には、直帰ボタンを押してというような管理の申請の仕方になっている現状でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　それだとちょっと、例えば直帰の予定、あくまでもこれからやるのを事前にという形ですから、現地で延びちゃった場合の、特に残業の場合というのは対応できない。

また、こちらに連絡もなく遅刻した場合でもそれは対応できないという点を改善を考えていただきたいと思います。

僕が、10年前にいた企業でもそれもやっていたぐらいですから、今だったらもっと簡単にできるはずだと思いますので、ちょっと調べていただきたいと思います。

これについて見込まれる効果、例えば時間であるとか、経費の削減とか、その辺というのは、これは当然システム導入のときに、その辺も検討して入れているはずなので、費用対効果という観点で。それについて幾らぐらい、どういうふうな形で、ペーパーレスだったら何枚ぐらいとか、その辺の数字を教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当主幹、中村でございます。

ご質問いただいた点ですが、まず、総務課の担当職員の事務になりますが、会計年度任用職員の先ほど申し上げました給与支給事務に関して、従来は毎月約200人分の勤務実績をまず手計算で集計しまして、それをシステムに入力してというのを、およそ３日程度かけて実施しているものでございました。当然こちらについてはダブルチェックも必要でございますので、担当職員がやったものを例えば私がダブルチェックをするというようなものになっていたんですが、現在、システムを４月から導入して、今、導入期でございますので。正しくそれぞれの課が運用されているかという丁寧なチェックをしながらという、初期の段階でございますが、それでも確認に要する時間、約１日は短縮されているというところでございます。

また、手計算による誤りのリスクというものも、会計年度さんの大切な給料でございますので、そこに対するリスク、職員の負担というのも軽減されたというところで実感しているところでございます。

また、ペーパーレスという観点ですが、給与明細書を電子化しました。これによって職員は約200人程度なんですが、毎月の給与明細を電子化した、期末勤勉手当も含めてですので、少なくとも年間約3,000枚は印刷が不要になったというところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知いたしました。

３日のところが１日短縮。慣れてくればもうちょっとで１日もかからないでできると思うので、間違いないように、あまり慌てることなく、無理のない程度で、だんだん短縮するようにしていただきたいと思います。

また、誤りのリスク、たしかにそれはあると思いますので、それはよかったなと。

ペーパーレス3,000枚というのは、思ったよりも多かったので、これも引き続き、ほかの事業等にも及ぼしていっていただければいいのではない

かなと思います。

あと、人事のほうの人事履歴管理とか、その辺のことですが、これによって成果というか費用対効果というか、目立った特徴というか、その辺があったら教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（中村淳一君）　庶務職員担当主幹、中村でございます。

人事給与システムについてでございますが、まず、令和６年度の改修費用をかけて実施した効果というところで、とても定額減税という制度は複雑なものでございますので、職員全員分、扶養の人数等で額も変わってくる内容なので、手計算ではとても対応不可能、正確なものは不可能の中で速やかに制度を周知し、支給実施ができたというところでは必要な改修であったと認識しております。

また、児童手当につきましても国の制度で公務員分というのは給与担当、総務課から支給をするというものになっていますので、こちらにつきましても、今までは15歳、中学生卒業までだったものが、18歳に拡大するということで、従来支給されていなかった職員への拡充等もございましたので、こちらについてもシステムの改修を活用させていただきまして、正確に給与支給事務をできたというところで認識しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知いたしました。

最後に、僕が用意していないので申し訳ないんですけれども、予算書見れば分かるんでしょうけれども、ここに出ているのはイニシャルのほうで、ランニングのほうを各システムの数字だけ教えていただけますか。

運用するので分かっているはずだと思うんですけれども。すぐ分からなければ後でいいです。これは取り消します。

３番のほうにいかせていただきます。

佐藤です。

54ページの人権平和推進事業、一番下の８番の職員旅費、この辺は先ほどの説明で分かりましたし、埼玉弁護士会の弁護士、これが浦和から春日部経由で来ているというので、その交通費というのは去年も同じですので、それは分かりました。

ただ、先ほど県内出張が12回、県外が６回で７名分というふうにご説明がございましたが、ちょっとずれるところもあるかもしれませんが、人権施策事業としてね。

この県内出張、県外出張、泊まりではなく日帰りだと思いますが、これに対して出張手当というのは出ているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４１分

再開　午後　２時４２分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

主幹。

○人権推進室長（山内一生君）　旅費の分しか調べていなかったので、後でよろしいですか。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

後で、窓口のほうで調べていただいて伺いたいと思いますが、日帰りで行くのであれば、僕今まで何箇所か仕事いろいろやっていますけれども、こう言い方するとまた批判があるかもしれないけれども、民間でこういうのは出ないんですけれども、出張費が仮に出るのであれば。そこのところ

一応ご指摘させていただきます。

これで３番のほうを終わらせたいと思います。

次に４番、文書通信庶務事業の役務費が決算書54ページの上のほうです。ちょっと順番が上、下になって申し訳ないんですけれども、郵便料が上がったというのは先ほどのご説明で、特に通常のが35％とか、25グラム、50グラムのものが31％、17％とすごい上がっているのは、これは分かるんですが、それを踏まえた上でも、窓口でも課長ともお話したことがあるんですが、同じ人に、同じ日に２通来たりとか、１日遅れで来たりとか、そういうふうな無駄が多々発生していると思うんですよね。

僕、最高で３通同じ日に来たこともあるんですけれども、そういうところで１通にまとめると、それこそ５次総の横串じゃないですけれども、そういうふうにして総額を抑えるというふうな考えを課としてお持ちでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

ご指摘いただきました、例えば複数の課で、同じ方に同日で郵送が出るというケースでございますけれども、なかなか現時点においては、例えば窓口で、その日に誰々さん宛てに何通出るかというところまでは把握するのは非常に難しいので、例えば、以前からご指摘いただいていますとおり、例えば議員の皆様とかでしたら、定期的に来られるようであれば、例えばボックスにまとめるとか、そういったできるところからは努力をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

例えばシステム上、どういうシステムかは別といたしまして、毎月10日に、例えば65歳以上に出すとか、そういった定期的なものというのはある程度あると思うんですよ。それにイレギュラーで督促状とか、そういうのがあるとかいうのは、それは調べて、そんなに手数を増やさないで調べてやるということはできると思いますので、そういうところから徐々に着手していくという、一つの案ですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　佐藤議員、案とか意見は……。

○委員（佐藤将行君）　止めて言っていただけますか。そういうのは時間を止めて。

時間を止めて聞いていただけますか、聞くときには。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時４６分

再開　午後　２時４６分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

すみません、聞き方のほうを訂正させていただきます。

私が先ほど申し上げた、例えばこういうふうなというものを申し上げましたが、いろんな方法があると思います。そういった中で送付者に対しては、できる限り通数を減らすとか、緊急性がないものであれば定期のときに合わせるとか、いろんな考えがありますけれども、そういった重複するようなことができるだけ少ないようにするようなことを検討等を課としてされている状況であるかどうかというのをお尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

例えば先ほど同じように、複数の課で、その日に誰に出すかというのを把握するというのは非常に難しいので、例えば課をまたいで同じふうに出すというのは現実的には難しいというふうに考えております。ですので繰り返しになりますが、確実に行えるというようなものであれば、対応させていただきたいと思いますけれども、例えば住民の方、一人ひとりにということであれば、それは難しいと言わざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　難しい、難しくないじゃなくて、そういう考えでいるのかどうかということをお聞きしているので。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

できる、できないで言いますと、例えば町の非常勤特別職等になられている方であればできるというか、できる努力はします。ただ、住民の方については、できないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、でき得る限り努力はしていただきたいなというのが私の本音というところで、４番のほうを締めさせたいと思います。

すみません、４番のところで発送数というのが、令和５年と令和６年でどのように変わったのかというのをお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文書法規担当主査（小林美香君）　文書法規担当主査の小林でございます。

郵便量の量に変わりがあるかどうかというご質問ですが、郵便の発送の総数について、あくまでも総務課から発出した数量に限るものにはなりますが、令和６年度につきましては前年比、比べますと２万通削減することができております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

２万通はかなり、人口の３分の２近くですからね。どういった理由なのかは後で、長引いてしまうので窓口でお尋ねしたいと思います。

では、５番目の顧問弁護士委託事業の弁護士費用の費用弁償の内容、56ページの顧問弁護士委託費用の8,160円の旅費。これ実地に行くのにとおっしゃいましたが、その実地というのはどこでしょうか。その下の委託料というのは、都度、毎月の法律相談で埼玉弁護士会のほうに委託しているというのは承知しておりますが、8,160円のどの弁護士が、顧問弁護士委託事業ですから、町の熊川弁護士のことなのかどうかという点も含めてお答え願います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

まず、対象としましては、顧問弁護士の熊川氏になります。場所としましては、現地対応というのは町内での対応が必要ですので、宮代町内に来ていただいたということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

私が過去、何度も何度も申し上げているんですけれども、結局、前橋から来るわけですから、こういうところで、去年は環境資源課のほうので１回は出席するので交通費がかかったりと、そういうふうなところあるんですよね。そこのところはきっちりとやってください。

例えば、いろんな事業を発注するときに、できるだけ町内の事業者とか町内の店から町は購入するようにしていますよね。それと同じようにできれば、今そんなにおりませんけれども、町内の弁護士とか、近隣の弁護士、それでなければ埼玉県の弁護士。その後の話だと思いますので、こういうところで迅速性と費用の面とで無駄が出てくるわけです。

対応の差にそんなに大きな差があるわけではないはずですので、そこのところをお願いします。

これは宮代町への１回なのか、１回で8,160円もかかった。電車ではなくて、おそらく車で来たんでしょうけれども、そこの説明お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

来ていただいたのは１回になりまして、交通手段は自家用車になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　かしこまりました。

先ほど、別のところで弁護士会からのは、あれは浦和から東武動物公園までの費用、1,000円もしないと思いますけれども、1,000円前後か、555円だったか、ちょっと忘れちゃいましたけれども、それぐらいで来られると。一番遠いと思われる埼玉弁護士会でもそれですから、そういうところで、でき得る限り町民の血税、税金の減額に向けて、きちんと考えていただきたいと思っております。

顧問弁護士費用につきましては以上とさせていただきます。

最後の６番、もう時間にないかな。超過勤務手当。これは昨年との対比で増減はというところで、503万減額したというところで、非常にこれは評価に値するところであると思います。

ただ、まだまだいろんなシステムを入れたりとか、昨年度は文書管理システムでしたか、入れたりとか、いろいろとＯＡ化、ＩＴ化を進めてやっている、あとは文字起こしとかもいろいろやっていらっしゃるのは承知しておりますので、さらなる働き方改革もございますので、特に超過勤務手当というのは、本来きちんとやれる、人数少ないのは承知していますけれども、やれるところではありますので、ちょっとごめんなさい。まだ３分前の鳴っていませんよね。すみません。

そこのところは、超過勤務手当というのは本当にこれすごい金額、やっぱり大きいわけです。3,536万、令和６年ベースで。これで何人雇えるかというところもありますし、前段の委員のときになかなか応募してくる人が少ないとか、そういうところもあったりとかして、残業はないよというふうなアピールができれば、そこのところに魅力を感じて応募される方も、募集に対して応ずる方も増えてくると思います。

また、ちょっとずれますけれども、先ほどの顧問弁護士費用とかとも結びつくところ、契約管理事業とかありますけれども、町のほうで職員の募集のときに、法律関係の詳しい方も視野に入れたほうがいいのではないかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

特に課長にお聞きしたほうがいいかな。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○総務課長（菅原隆行君）　超過勤務に関しましては、確かに地方自治体全体がかなり肥大化して、どこの自治体も削減のための取組に今苦しんでいるところでして、当町におきましても、同様に削減に向けた取組を行っているところでございます。

そうしたこともありまして、募集に向けて受験生の中には、宮代町は近隣と比較しても超過勤務の削減が効果的に進められているという声も聞いているところでございまして、非常に積極的に取り組ませていただいているところでございます。

ただ、やはりどうしても職員数が少ないものでございますので、突発的な事業のある年度ですとか、あるいは大きな制度の入れ替わり等々が発生する年度なんかは増えてしまうというのは、やむを得ないかなというふうに思っております。

切り口の違うところで法律関係に詳しい方等々のご提案をいただきましたので、そういったものについての今後の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　法律関係の契約とかでも、先日の本会議でもちょっとＴＭＯの問題とかＭＣＡの問題とかいろいろ出てきましたので、ぜひそれは来年度に向けて、これから12月までのシーリングのときに検討していただければと思います。

ここまで質問数６点、おおまか分かって、漏れているものは、後で窓口のほうで教えていただきたいと思いますので、以上で終わりにしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　以上で、佐藤将行委員の質問を終わります。

以上で総務課の質疑を終了いたします。

お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５６分

再開　午後　２時５８分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第４４号の審査（議会事務局）

○委員長（九山妙子君）　これより議会事務局の審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長の押田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、出席職員については各自行いますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　議会事務局主幹の関根と申します。

こちらで会議録とタイムキーパーのほうやらせていただきながらになりますので、よろしくお願いします。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子です。

よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて一人30分以内となります。

３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　議席ナンバー１番、佐藤でございます。

通告書１、２、３につきましてお尋ねいたします。

決算書の48ページ、真ん中辺りにあります議員研修事業の研修旅費、ホテル代とか入っていると思うんですけれども、これの研修旅費の内訳というか詳細というか、そこのところを教えていただきたいというのが１番目です。

２番目、同じく議員研修事業。研修参加負担金というのがありますが、これは性質的にはどのようなものであるのかというところになります。

ごめんなさい、全部歳出です。

次のページの50ページになります。

会議録調製事業というのがございます。これにつきまして、ごめんなさい、ページ数が間違ったかもしれません。訂正します。47、48ページの会議録調製事業のインターネット中継録画配信の視聴者数というのが、これが全然表に出てこないものですから、どのように年ごとでもいいですけれども、昨年、一昨年、令和５年、令和６年比でもいいですから、回数と増減、教えていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子でございます。

佐藤委員の質問事項につきまして、順次説明してまいります。

１の決算書48ページ、議員研修事業、８節旅費の研修旅費の内訳についてでございます。

全部で旅費の支払いは大きく分けて３つになります。

１つ目は、７月２日３日、栃木県高根沢町、茨城県水戸市での議会運営委員会、議会広報委員会合同視察研修15万9,190円でございます。

こちらの内訳ですが、宿泊代が１万1,490円掛ける11人でこちらが12万6,390円となります。日当は議長が1,800円掛ける２日、3,600円。議員の皆様1,500円掛ける２日掛ける８人、２万4,000円、議会事務局職員1,300円掛ける２日掛ける２人、5,200円、合計して３万2,800円となります。

続きまして２つ目は、10月９日10日、愛知県新城市、静岡県小山町での総務文教委員会、福祉産業委員会、合同視察研修の金額は21万5,400円となっております。

宿泊代が１万2,400円掛ける14人、合計が17万3,600円。日当が議長が1,800円掛ける２日、3,600円。議員の皆様が1,500円掛ける２日掛ける11人、３万3,000円。議会事務局の職員1,300円掛ける２日掛ける２人で5,200円。合計の日当が４万1,800円となります。

３つ目なんですけれども、各研修会に参加するための電車賃として１万3,285円となっております。合計しますと38万7,875円となります。

続きまして２の、１と同じく決算書48ページ、議員研修事業、18節負担金補助及び交付金の研修参加負担金について、どのような性質のものかについてお答えいたします。

さきの議会議員改選に伴いまして、新たに当選された議員の方を対象に、円滑な議会運営、議員のスキルアップのため、６年度は新人議員研修の参加費お一人１万5,000円と旅費、都内を想定し

たものを予算化しました。

これは４年に１度の予算計上になります。

過去に議員の皆様にご参加いただいた株式会社廣瀬行政研究所主催セミナーの資料を参考に講座をお選びいただきまして、新人議員３人の議員の方々が、この株式会社廣瀬行政研究所主催セミナーの地方議会のデジタル化と近時の法改正をテーマにした講座に参加されました。

３の決算書48ページ、会議録調製事業のインターネット中継録画配信の視聴者数についてでございますが、６年度は7,143件でした。５年度と比較しますと、4.5倍の増でございました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

今、最後に聞いたのが印象に残っちゃったので、7,343件で4.5倍ということで、令和５年はこの4.5倍増える前は何件ということでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　令和５年度の件数ですが、1,567件になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知いたしました。

視聴者数につきまして、今、取りかかったので、先にこちらを片付けちゃいたいと思いますが、インターネット中継録画配信、これの視聴者数が増えるような、事務局として、働きかけ等は行っていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子でございます。

佐藤議員の質問に対してお答えさせていただきます。

議会事務局としては、特に行ってはいないんですけれども、町のホームページからこちらの録画中継配信につきましては、クリックをしますと見られるようになっておりますので、そちらのシステムをご覧になっていただいた方がとても多かったということになります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　そのようなシステムというか、クリックするような形とか、ＱＲとか、それは前からあったりとかするので、それ以外のことの要因が何かあるのかなと思ってお尋ねしましたが、特に議会事務局としてそういうことを行っているわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局の金子でございます。

佐藤議員の質問に対してお答えさせていただきます。

議会事務局としては、特に行ってはいませんけれども、視聴者の方が興味がある一般質問ですとか、議案についてご覧になりたいという方が多かったのではないかと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　一般の方が任意というか、こちらからの働きかけなしにというふうな理解だと思いますが、これで最後になると思いますが、議会というのは初日、３月、９月は２日目もあったりとかしますけれども、２日間前後あって、一般質問が３日間あって、それのどちらのほうが増えているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子でございます。

統計上を何月にどなたがというか、視聴の方がどれくらいいらっしゃったのかという統計しかございませんので、何日の何がというところまでは統計は取れておりません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　とれていないとなると、もうひとつだけ。

議会のホームページ、町長の部屋の隣に議会のところがトップページにございますが、そこから入った数と視聴者数との差、数というふうな統計は取られていると思うので、その数を教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子でございます。

佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

録画配信については、町のホームページからでしか見られません。ですので、そういった区別は統計上できないです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　途中のページでも、例えば僕は例規集をお気に入りに入れているんですけれども、そこからでもトップページからじゃなくても直接行くことができるんです。そこのところちょっと後で、これ以上は今日はとどめますが、このところ調べていただきたいと思います。

２番の負担金、これは言ってなかったかな、１番議員、佐藤でございます。すみませんでした。虎ノ門か何かに行った件だと思いますので、これは承知いたしました。

１番の研修のほうなんですけれども、特に宿泊費が１万を超えているという形で、私も参加していながら、お前も出ていただろうと言われればそれまでなんですが、もっと安いところというのがあるのではないかと。

例えば、宿泊費というのは、国のほうで言うと、入庁何年目かな、一番下のところは7,900円とかいうふうに決まっているんですよね。東武近隣地区で言いますと、加須市とたしか宮代町がずっと改正していないで、最高額の上限が１万4,800円になっていると思いますが、ほかのところは結構改善されているので、まずできるだけ安いところを探す。

それとその出張規則だったか条例だったか忘れましたけれども、そこのところの改善が必要なのは分かっておりますが、どのような基準で旅行会社に全てお任せしているのか、それとも議会事務局のほうで宿泊場所を探して押さえているのかというのが分からないので、そこをお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子でございます。

佐藤議員のご質問につきまして、回答させていただきます。

宿泊費でございますが、条例で定められております金額が上限となります。私たちも、旅行会社と相談しましてなるべく安価で滞在先について考えていただきたいということで、お願いをしております。

その結果、安価な、例えばですけれども、議会運営委員会、議会広報委員会ですと１万1,490円

でございました。

秋に行われた常任委員会の宿泊代は１万2,400円ということで、条例に定められた宿泊料よりも安価に宿泊することができました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

条例の範囲内というのは、先ほども僕申し上げたとおり、たしか僕の記憶で、資料なくて申し訳ないんですけれども、１万4,800円か600円とか、それぐらいだったと記憶しているんですが、条例内でというのは、それは承知しているんです。そうではなくて、特に宿泊が１万超えているとなると、何人か民間の友達も自分のときの経験もそうですけれども、結構１万円以下で何とか収めるようにというのは多いもんですから、それがどちらの研修も１万円を超えているというところで、より安価なところの検討はしていないのかなというところをお尋ねしたのであって、そこはどうでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長の押田でございます。

佐藤委員の宿泊費の関係でございますが、１万円を超えている、以下に抑えたほうがいいのではないかというようなご意見いただいたところでございます。

こちらにつきましては、議員さんの宿泊費、宿泊に当たっての研修、こちらの宿泊費はなるべく安く、安価で行けるように議会事務局も検討しておりまして、旅行会社さんのほうと調整をさせていただいているところでございます。

しかしながら、このご時世ですので以前とは違って物価高騰等の影響で宿代についても高騰しているような状況にございますので、今のこのご時世で１万円以下でお一人当たり計画を立てるというのは、ちょっと難しい状況かなというふうに考えているところでございます。

佐藤委員のほうが１万円以下で押さえるようにというようなご意見をいただきましたが、そういったご意見がある場合については、できれば議員さんの中でもそういった話をしていただいて、行くんであれば１万円以下で泊まれるようなところで考えてみよう、そういったご提案も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

事務局としては、極力というか、頑張れる範囲内で、努力できる範囲内で宿泊費を抑えているということで、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　個人の意見を言わないという約束が、今破られていたんですけれども、そこは今後ご注意いただきたいと思います。

僕としては、議会だよりが……。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時１７分

再開　午後　３時１７分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

○委員（佐藤将行君）　１番議員、佐藤です。続けます。

見解の相違というところで、一応、矛を収めたいと思います。

僕が言ったのは、どうしても１万円以下とか、そういうふうに言っているのではなくて、できるだけそのようなことを念頭に、今、一番強くあるのは、別に議会事務局が悪いわけではないんです

けれども、議会だよりが８万9,000円足りないからページ数減らすとか、そういった形でいろんなところに、本年度については70周年記念のイベントがあるとか、そういうので圧力がかかっていたものですから、そういうところを跳ね返すために、いろんなところで減額してやりたいなというのが根本にあったもので、そのようなことをお尋ねいたしましたが、事務局のほうのご努力のほうも分かりましたので、以上３点、これでおしまいにしたいと思います。

どうもお疲れ様でした。

○委員長（九山妙子君）　以上で、佐藤将行委員の質疑を終わります。

以上で、議会事務局の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月９日火曜日午前10時から委員会を開き、引き続き一般会計決算の審議を行います。

これにて延会いたします。お疲れさまでした。

延会　午後　３時１８分

決　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉　伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長　田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

税務課長	伊東高幹君	税務課主幹	小林賢吉君
税務課主幹	海老原剛章君	町民税担当主査	岡安英之君
住民課長	榎本恭一君	住民課主幹	田原浩介君
住民課主幹	齋藤幸成君	国保・後期担当主査	稲宮辰男君
国保・後期担当主査	安部麻里亜君	地域支援課長	小林知弘君
地域支援課主幹	加藤正久君	地域振興担当主査	平向優子君
くらし安全課長	新井庸一君	くらし安全課主幹	田代宇隆君
危機管理担当主査	堀内恵介君	防犯・交通安全担当主査	鷲谷栄一君
環境資源課長	大場崇明君	環境資源課主幹	田邊和美君
環境推進担当主査	濱田裕也君	環境推進担当主査	佐藤亮二君
資源循環担当主査	古山進二君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月５日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第４４号の審査（税務課）

○委員長（九山妙子君）　これより税務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。課長、お願いします。

○税務課長（伊東高幹君）　改めまして、おはようございます。

税務課長の伊東でございます。

職員紹介につきましては、自己紹介という形式で取らせていただきます。よろしくお願いします。

○税務課主幹（海老原剛章君）　おはようございます。

税務課主幹の海老原でございます。よろしくお願いいいたします。

○税務課主幹（小林賢吉君）　おはようございます。

税務課主幹の小林でございます。よろしくお願いいいたします。

○町民税担当主査（岡安英之君）　おはようございます。

町民税担当主査、岡安と申します。お願いいいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて、１人30分以内となります。３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので、終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　改めて、おはようございます。

議席２番の丸藤でございます。

それでは、税務課所管のところの質問をさせていただきます。

まず、１点目ですが、歳入の町税全般です。ですから、決算書では11ページから14ページまで、説明書では12ページになろうかと思います。

町税の予算現額と収入済額との比較では、１億6,958万7,410円の増となっています。町税の大部分は、個人町民税の定額減税ということで、マイナス4.2％、あと、新増築家屋がプラス1.2％、軽自動車税はプラス5.0％、町たばこ税がプラス0.8％、都市計画税がプラス1.4％という状況であります。予算現額と収入済額との比較で出ております。この要因は何なのかということで、お示しいただきたいと思います。

それから、２点目は、やはり歳入で、町税全般です。

ですから、11ページから14ページの２点目は、町税の不納欠損です。町税全体で395万339円、件数につきましては94件と、これは上程説明のときに説明がございました。町民税の個人分が49件、固定資産税及び都市計画税が20件、軽自動車税が

25件ということでありますけれども、不納欠損になった主な理由は何なのかということで、お示しいただきたいと思います。

それから、３点目は、固定資産税の全般的なことでございます。

これは、決算書で11、12ページ、新増築家屋の評価増等により増額となったということですが、特に増えたところ、あるいは開発されたところと言っていいんでしょうか、そういうところ、場所について、お示しいただきたいと思います。

続いて、４点目でございます。都市計画税でございます。

都市計画税、宮代町の場合は、ずっとこの間、課税しておりますけれども、これは目的税でありますけれども、あくまでも、県内の町村の状況はどういうふうになっているのか。杉戸町なんかはありません、もちろん。お示しいただければと思います。

続いて、５点目、歳出です。

決算書79、80ページでございます。

これは賦課徴収費なんですけれども、不用額が410万4,045円であります。このうち、委託料の304万359円は多いと思います。不用額が多くなった理由、ご説明いただきたいと思います。

続きまして、最後の６点目、歳出の決算書では同じく79、80ページの賦課徴収費の徴収対策事業です。

滞納処分等ということで行われております。滞納処分については、どのように行われているのか、まずお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いいいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長、伊東です。

丸藤委員からいただきました６点につきまして、順次お答えを申し上げます。

まず、１点目でございます。決算書の11ページ、12ページでございます。

町税の行でいきますと、収入済額41億1,679万2,410円に対しまして、予算現額につきましては39億4,720万5,000円という数字に対して、その差異が１億6,958万円というふうな増になっているが、その要因はというようなご質問でございます。

その内訳でございますけれども、税目別で見ますと、個人町民税が5,681万1,190円、法人町民税が3,265万6,000円、固定資産税が5,098万3,108円、軽自動車税が412万2,100円、町たばこ税が2,207万196円、都市計画税が294万4,816円という形での内訳になっております。

特に差異の大きい税目で、その要因を申し上げますと、個人町民税では、令和６年度につきましては定額減税がありましたけれども、国の経済政策ですとか企業業績がアップしたということで賃金が上昇しているといったこと、これは様々な統計資料で確認ができますけれども、そういった状況が見られること、法人町民税につきましては、多くの部門における企業業績アップというのが、そういった関係資料によって確認ができまして、法人町民税の一つの区分であります法人税割の上昇が見られるといったこと、固定資産税につきましては、大型店舗ですとか倉庫の新築があった、ないしは市街化区域内における新築住宅建設の開発行為があったということ、町たばこ税につきましては、純粋に売渡本数の増加があって、それぞれ、こういった要因によって当初の想定を上回ったというふうに考えておるところでございます。

２点目でございます。

不納欠損94件、税目別に説明があったが、不納欠損になった主な理由はということです。

決算書の12ページに不納欠損額395万339円掲載

させていただきましたけれども、件数は94件でございます。

その事由でございますけれども、まず財産がない、調査をした結果として、財産がないといった件数につきましては57件、生活困窮、生活の実態を確認した中で生活困窮が確認できたという件数が16件、所在が不明、行方が不明になってしまったということで、住基ネット等を含めて調査した結果としても11件、所在不明があったということです、所在不明が11件。お亡くなりになって、相続人がいらっしゃらないといった件数が10件、合計で94件でございます。

次に、新増築家屋が増えた主なところはというご質問でございます。

これは固定資産税に係るご質問でございますけれども、２か所エリアがありまして、字中島で24棟の新築住宅建設があった。また、百間１丁目で38棟のまとまった新築の住宅建設があったと。この２か所のエリアが、大きく開発があったというふうに確認をしているところでございます。

４点目です。都市計画税は目的税であるが、課税していない県内の町村はということで、ご質問をいただいております。

埼玉県内で都市計画税を、まず課税しているところが少ないので、課税しているところをお答えさせていただければと思います。当町のほかに、三芳町、毛呂山町、小川町、寄居町ということで、４の町になります。宮代町を加えて５つあるということです。

それ以外、一応課税していないというご質問いただいていますので、ちょっと読み上げさせてもらいますと、伊奈町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、杉戸町、松伏町、これらの町村については課税をしていないという状況でございます。

続きまして、歳出のご質問をいただいております。決算書でいいますと、79ページ、80ページの12節の委託料の不用額304万359円についての理由をご質問いただいております。

委託料の不用額を事業別に申し上げますと、まず町民税事業は192万4,724円、固定資産税事業は65万6,980円、評価替え調査事業は30万3,930円、徴収対策事業は14万891円、納税推進事業は１万3,834円というふうな内訳になってございます。

特に大きな町民税事業の理由でございますけれども、特別徴収義務者に対しまして、令和６年度から税額通知書が電子か紙の選択になったということです。全てが紙を想定して予算を組まなければいけなかった事情があるということもありまして、紙の場合の委託料というのを算定して予算を見積もっていたわけですが、電子を選択した事業者が３割に上ったという事情がございまして、その結果として印刷する経費が減ったということ、その分の帳票印刷業務の委託料が減りまして、結果としては不用額が大きくなったというところが大きな原因でございます。その他については、積み上げということでご理解をいただければよろしいかなと思います。

滞納処分の内容はという最後のご質問でございます。

令和６年度の滞納処分の内容でございますけれども、差押え件数は77件でございました。金額につきましては、約1,130万円という累積になっております。

内訳でございますけれども、預貯金の差押えが56件、給与・賞与については13件、生命保険が２件、国税還付金が１件、年金が１件、土地の差押えが１件、不動産の賃貸料等が３件ということで、

このトータルが77件の内訳でございます。

税務課からの回答は以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１点目の予算現額と収入済額との比較でありますけれども、先ほど来、賃金のアップとか企業の業績等々、理由を言われました。これは、今の経済状況というか、そういうのを考えれば、当初の想定を上回ったということなんですけれども、ある程度想定される部分でもあるのかなというふうに思いました。

予算ですから、予算のつけ方というのは確かに、こちらの場合は歳入ですから、あまり大きく見積もらない、歳入欠陥になると困りますから、だから、若干抑えぎみもあるのかなというふうな感じもしないでもないんですけれども、先ほどの答弁で当初の想定を上回ったということなので、ちょっとその辺の想定の仕方というのはどうなのかな、甘いとか甘くないとかではないけれども、やっぱり今の経済状況を考えれば、ある程度考えられる範囲でもあるのかなと。そうすると、やっぱり規定で、歳入欠陥をさせないための力も加わっているのかなみたいな感じもしないではないんですけれども、その辺どういうふうに、担当として予算のつけ方ですね。

私は決して悪いとは言いません、収入済額が大きくなっているのでね。でも、予算との関係だから、どうなのかなということでお尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

委員ご指摘のとおり、歳入欠陥を意識していないわけではありません。それを否定するものではありません。

見積りの方法としては、少し予算編成の時期とも関わりますけれども、要は令和５年中の経済状況というのが、全体的なものが見えてくるというのが12月、当然１月を越えてくる、結果としてどうなんだというところと、予算編成の開始時期というのが大体10月の下旬ぐらいから、大体12月の終わらないぐらいの間に、町の全体的な方向性というのを検討していくわけですけれども、そういった時期のずれというところを意識しつつ、国が示す財政計画ですとか、そういったことを勘案しつつ、様々な資料、所得の上昇状況とか、賃金アップの状況というのは大体９月ぐらいには、経済産業省等が出している、厚生労働省も含めてですけれども、そういった関係省庁が出している資料なんかを参考にはさせていただきますし、あとは人口の動向ですとか、ここ３年ぐらいの所得割の状況ですとか、そういったところを確認させてもらっているということ、ただ、委員ご承知のとおり、ここ３年の間でコロナがあったりだとかして、所得割の状況の上下というか上昇率が、なかなか定着していないという状況にもあって、見積り自体がここ、出口のところで少し難しくなっているというのも実際にあります。加速度的に賃金が上がっている部分もないわけではないと思いますけれども、もちろん生活実態と合っているかどうかは別としても、そこを見極めるのが少し難しい時期になってきているのかなというふうには思っています。

委員ご指摘のとおり、そういった状況をきちんと分析をして、なおかつ、ほかの歳入、地方交付税ですとか、国庫の支出金ですとか、そういったところで歳入と合わせて、歳出のバランスをどう取っていくのかといったところで、税務課としては対応させていただいているという状況です。歳

入欠陥を意識していないわけではないわけですけれども、様々な要因を考慮させていただいて予算を組ませていただいているという実態があるというのが回答になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、再々質問させていただきます。

理由は、課長から本音も出ていますので、答弁については理解というか、分かりますが、ちょっと角度を変えると、そういう中でも令和５年度が、町税では今までで一番、予算額としては、予算というか徴収できたわけで、定額減税がなければ、恐らく過去一番の税収なのかなというふうに思いますが、いかんせん定額減税があって、ほかの税の徴収がそれを保全できなかったという、言葉は悪いんですが、そういうふうな状況になっているんですけれども、仮定の話ですけれども、定額減税がなければ、やっぱりそういう状況なのかなというふうに思うんですけれども、そういうのからしても、やはり方向性としては、当然多く、もっと見積もられても、予算のほうですよ、よかったのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長、伊東です。

厳しいご意見だというふうに受け止めたほうがいいのかなと思います。

なかなか予算を、実際の収入済額と帳尻を合わせていくのはなかなか難しいというところ、決算書を見ていただきますと、調定額とも大きく乖離があって、実際にそれだけ伸びているというのは、当初の調定、それぞれ毎月毎月、調定を上げていくわけですけれども、結果としては41億8,000万円あって、徴収納率が98.5という数字になっていますので、そういった点では少し、歳入欠陥を意識し過ぎた部分もあるのかなというふうには思います。

担当ともよく議論をしてはいるんですけれども、大体どういった点、どういった要因を所得の見積りにするかといった点は、どこの市町村も結構苦しんでいる部分があって、ましてコロナ明けの中で、なかなか数値の見積りが難しい状況にもなっているということもありますけれども、国の地方財政計画ですとか、そういったところも含めて、そういった国民所得の傾向ですとか町民の状況なんかもよく見極めて、予算の立案には注意していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　時間が30分ですので、この件については終わりたいと思います。

続いて、２点目の町税全般ですが、不納欠損についてであります。

先ほど、不納欠損になった理由の多いのが、財産がないということで57件、次に、生活が苦しいということですね、困難ということで16件、それから、所在不明ということで11件、それから、相続関係が10件ということだったんですけれども、これは、たしか徴収停止、不納欠損ですが、３年でしたよね。３年たってしまうと、納付義務がなくなってしまうということで理解しているんですけれども、これはどうしてかというと、実務上こういう、払ってもらえない、納税してもらえない、そういうのがいつまでもいつまでもあっても、実務上大変だと思うんですけれども、そのほかにはどういった、いろいろ納税してもらうための努力も大変ですよね。そういうのも分かるんですけれ

ども、そういった点では、担当としては、その大変さというのはどうなんでしょうか。今、徴収担当と分かれていますけれども、その辺の状況は。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長、伊東です。

委員おっしゃるとおり、不納欠損は法律上では、即時に落とす場合もあるんですね。実際には、賦課決定をした後に、状況を見極めて、１年足らずで落としてしまうケースもないわけじゃないんですけれども、ほぼないです。おっしゃるとおり３年経過する、結果として不納欠損が起きているということです。

ただ、不納欠損、実際に執行停止という行為を行ったとしても、その人の状況が改善すれば、それは回復するということがあるわけでございまして、納付自体を一切しなくていいよというのが執行停止という行為ではございませんので、３年前に行った執行停止の結果として、納めてくれた人がいないわけではないんですね。ただ、状況改善が見られないといった方がほとんどでございまして、結果として94件になったということです。

徴収担当としては、当然に手続を踏む、納税通知書を出した後に、納期限後20日以内に督促状を出して、法律行為からすれば、督促状を出した結果としては、10日経過すれば、差押えしなければいけないというふうに書いてあるんですね、法律上は。ただ、実態としてそれはなかなかできない、それは財産調査をまだ行っていない部分もありますしということで、そういった状況の中で、電話の催告は当然ですけれども、重ねての文書の催告、あとは現地に行く、ないしは財産調査として、今は電子化して、金融機関の口座情報なんかを調べることもできますけれども、それと併せて、口座を確認するために金融機関に出向いたりですとか、そういった関係する債権者に対して問合せをしたりといった形で財産調査をした結果として、こういった状況になっているということなので、非常に調査を何度も重ねてこういった結果になっているということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　もう時間がありませんので、最後にしますが、最後の滞納処分の関係ですが、今はどういうふうに行われているんでしょうか。

説明は伺いました、件数については。従来、県のほうからの応援で、徴収関係は一緒にやっていた経緯もあるんですけれども、今はどういうふうになされているのか、その点。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長、伊東です。

現在のところは、埼玉県との関係も当然にありまして、非常に徴収が困難な場合には、埼玉県の春日部県税事務所に案件をお願いするケースがあります。これはあくまでも県民税に絡んでのものですので、あくまでも町・県民税を徴収できないケース、非常に難しい、例えば県内の宮代町から遠方にあるような企業にお願いしている特別徴収の分ですとかを、特別徴収自体は宮代町だけじゃなくて、県内のほかの市町村も滞納しているケースがありますので、要は県がやることによって一括で全ての市町村の分が徴収できるといったメリットもありますので、そういったこと、また、県税事務所でもなかなか困難な案件については、埼玉県の本庁に個人町民税対策課というところがありますので、そこが強力な徴収体制を取っていまして、非常に早朝の臨宅ですとか夜間の臨宅、滞納者の生活実態を実際に現場に赴いて確認をしたりだとかして、非常に厳しい徴収体制を取ってい

ただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、丸藤栄一委員の質疑を終わります。

以上で税務課の質疑を終了いたします。お疲れさまです。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３３分

再開　午前１０時３６分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第４４号の審査（住民課）

○委員長（九山妙子君）　これより住民課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。課長、お願いします。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課課長の榎本です。よろしくお願いします。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。よろしくお願いします。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査の安部です。よろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　住民課国保・後期担当主査の稲宮です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて、１人30分以内となります。３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので、終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、小島あけみ委員。

○委員（小島あけみ君）　小島です。よろしくお願いします。

決算書126ページ、説明書75ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について質問させていただきます。

説明書でいきたいと思うんですけれども、75ページにありますように、令和６年度から始まった事業だと思うんですけれども、生活習慣病重症化予防の面談者数が16、健康状態不明者対策の訪問数が30ということで、面談や訪問を行って、健康づくりの意識改革を行ったということですけれども、この成果というか、訪問者とか面談者がちょっと意識を変えて健康づくりに一つ前進するという、そういう結果が得られたかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。

お答えいたします。

説明書75ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、今おっしゃっていただいた表の生活習慣病重症化予防の面談者、こちらは町の

管理栄養士が行っております。面談者の16名のうち１名の方が、高血圧の症状があるということで医療機関を受診されました。というところが一つ成果です。

もう一つ、健康状態不明者対策、こちらの訪問が、こちらは包括支援センターの職員が30名の自宅に訪問しました。この30名は、町のほうで健康状態が不明な方、不明な方というのは健診を受けていない方、または医療機関を受診していない方ということで抽出した30名の自宅に訪問しました。そのうち、ご本人にお会いできたのが19名です。お会いできた方には、地域包括支援センターの職員が直接、健康状態や困り事などを聞き取り、また町の健診の案内をいたしました。直接お会いできなかった方には、町の健診のパンフレットや、訪問の意義などを書いたお手紙とともにパンフレットをポストに投函しました。

こちらの会えなかった方が、今年度も引き続き医療機関の受診履歴などが確認できなければ、今年度も訪問の対象となる予定です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　再質問というか、お聞きしようと思っていたことをお答えがあったんですけれども、生活習慣病のほうは管理栄養士さんが行ったということで、訪問のほうは包括支援センターのほうが行ったということで、ちょっとどなたが行ったのかということをお聞きしたかったんですけれども、確認できました。大丈夫です。ありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

少し補足をさせていただきたいんですけれども、今回初めての取組ということで、私も報告書のほうは確認しているんですけれども、どちらかというと地域との関わりが少ない方が多いなという印象で、そういった意味では、訪問された方、すごく粘り強く訪問していただいていまして、会えたこと自体が一つの成果というところもあります。実際、正直どういう状態かというのは分からないので、やっぱり面と向かうと、様子というのはよく分かるので、そういった意味では、それがまず一つの成果だったかなというふうに思います。

会えた方の反応というのも、いつもいいわけではなくて、ちょっとおせっかい的な返事をいただいたというのも記録としてありますし、もちろん、よかったという方もいらっしゃるんですけれども、ただ、町が心配していますよというメッセージを伝えることはそこでできているので、これは地道な仕事になるのかなというふうに思っています。補足させていただきました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、小島あけみ委員の質疑を終わります。

通告第２号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉でございます。よろしくお願いいたします。

まず１問目、総務費の戸籍住民基本台帳管理事業、賃借料のマイナアシスト賃借料４万5,540円の説明をお願いいたします。

２問目、予防費の後期高齢者健康診査事業、この不用額が大きくなった理由をご説明ください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

１問目の賃貸料、マイナアシスト賃借料の説明のほうをさせていただきます。

金額としましては、マイナアシストというシス

テムの賃借料で、令和７年１月から３月まで、１か月当たり１万5,180円掛ける３で４万5,540円になっております。月１万5,180円掛ける３か月分です。

そもそもマイナアシストというのは、マイナンバーカードを申請するためのサポートのシステムとなっています。こちらのシステムを使いますと、今ちょうど皆さん、更新の時期だったりもしますので、10年の更新のときに、申請用紙にＱＲコード、二次元コードがついているものが送られてきています。こちらを使って役場で申請のサポートをすることができるというシステムです。

これまでこのサポートシステムを使っていない、マイナアシストを使うまでは、役場のほうで紙の申請書を申請者の方に書いていただいて、役場の職員のほうでデジカメで写真を撮って、それをメールで送ってＪ－ＬＩＳさんとやり取りをして、マイナンバーカードの申請をしていたんですね。これが１件ずつ、写真を送るタイミングでメールのやり取りをＪ－ＬＩＳとやらなければいけなくて、申請者と申請をしているタイミングでこのやり取りをしていると、１件当たりに10分から15分ぐらい時間がかかってしまいますので、当時デジカメで写真を撮っている頃は、その場での申請ができていませんでした。いつやるかというと、時間外に、写真と本人の申請書類を職員２人で確認しながら申請するという作業を毎日行っていました。それで、写真の取り間違いとか、要は写真は写真で一つあって、申請書は申請書で別々にありますので、それを突合していくという作業を人が行っていたので、そこで全国的にいろんなミスが起きている。これを解決する方法ってないのかというのをいろいろ探していたところ、このマイナアシストというのが見つかりまして、それが秋のフェアで見つかりまして、私どもちょっと遅かったのかもしれないです、タイミング的には。ただ、うちのほうで見つけたので、急ぎやりたいと、それでミスが減るだろうという。

マイナアシストを使いますと、その場で本人が、こんな感じで申請できましたよと、写真はこんなのを送りますよというのがその場で分かって、最後の申請ボタンを本人が押すことができますので、その場でできます、５分ぐらいでできますので、非常に、本人も申請したことが分かるし、役場のほうとしてもそういうミスがない、人の写真を送ることは絶対ありませんので、１件ずつやりますのでね。なので、これは急ぎやりたいということで、年度の途中でしたけれども、間に合うタイミングでつくらせていただいて、12月、年明けの１月からになりましたが、急ぎでやらせていただいています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　続けて答弁をお願いします。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

２問目の後期高齢者健康診査事業の不用額が大きくなった理由についてお答えいたします。

説明書でいいますと、74ページの真ん中から後期高齢者健康診査事業、こちらの不用額が大きくなった理由としましては、後期高齢者健康診査委託料の残額が大きかったことが原因です。約610万円の残となっております。

こちらは健康診査委託料として、令和６年度予算としては、集団健診分として700名分、個別健診分として2,300名分、受診率を45％と見込みました。この受診率は、令和５年度、前年度の受診率が42.8％というところだったので、受診率の伸びを見まして、受診率45％として予算を計上した

ところだったのですが、実際の令和６年度の受診者数は、集団健診が637名、個別健診が1,783名、受診率としては42%というところだったのですが、個別健診の受診者数が見込みよりも少なかったところです。

健診の委託料は、集団健診と個別健診と委託料が異なりまして、集団検診7,711円に対して個別健診は１万904円と、個別健診のほうの委託料が高くなっておりますので、残額が大きくなったものというところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず１問目、マイナアシスト賃借料のほうで、それほど高くない予算を利用してスムーズな交付ができるということで、大変ありがたい、速やかなスピード感のある対応はよかったと思います。

当町としましても、90.2%の保有率というのは大変高いと思います。県内でもすばらしいことだと思うんですが、ただ逆に考えると、まだ残り10%の方が取得していないということになります。これについて、これからどのような対応をされていくのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

ごめんなさい、残り10%の内訳というのは、町のほうではまだ把握はしておりませんので、どんな方々が、自分の意思を持って申請をされていないのか、病気とか入院等でされていないのかというのは、ちょっとうちのほうではまだ把握はできていませんけれども、国と県を通して、施設に対する申請というのは、福祉施設などで申請の希望というのは、毎月、国・県を通して、申請の希望というのを出してもらっています。それが届き次第、町のほうではすぐ対応できる準備は、介護の担当と連絡をしながら準備はしています。そういうもので、少しでも必要である人、希望されている方に手が届くような準備をしています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　マイナンバーカードを利用して、保険のほうの、国民健康保険とか、そういったものとの、病院とのやり取りができるんですが、今回、今までの保険証が７月31日で終わりになって、その後、紙が１枚送られてきたんですよね。その紙を持っていくだけでは保険証の代わりにならないと言われて、マイナンバーカードじゃないと駄目ですと言われたんですけれども、その辺の対応は今後大丈夫なのかどうか。要するに、マイナンバーカード持たれていない方が、いざ病院に行って、支払いのときに駄目ですよと言われてしまわないのかどうかがちょっと心配なので、そこのところはどのようになっているかを、１問目として最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　もし間違っていたら、その後、国保の担当からまた訂正してもらえればいいと思うんですけれども、今のは国民健康保険の話で、今、保険者が誰なのかというので保険証は変わってきます。今お話しいただいた７月末で終わるということは、国民健康保険と考えますと、マイナンバーカードに保険証のひもづけをされている方、マイナ保険証をお持ちの方には、確認書というのが送られているはずです。持っていない方については……違う。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　担当者からお願いします。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当主査の稲宮でございます。

先ほどのご質問についてお答えをいたします。

今まで７月31日に、保険証、資格確認書の一斉更新ということでございまして、そのときには、その方の状況によりまして送り分けをしております。

まず、マイナ保険証を登録されている方については、資格情報のお知らせという１枚の紙をお送りしております。それから、マイナ保険証を登録されていない方については、従来の資格確認書という名刺ぐらいの大きさのものをお送りしております。

８月以降、今委員さんがご質問ありましたように、例えば資格確認書の期限が切れているものを持っていってしまったりとか、あるいは、マイナ保険証なのにマイナンバーカードを持っていっていないとか、そういった形で、なかなか混乱が生じるおそれがあるというふうな形で、国のほうもそこは懸念を持っておったようで、実はその際の医療機関の対応として、資格が確認できないからといって、すぐにそこで、例えば10割負担とかいったことを求めないで、何かしら別の方法で資格を確認できるように努めてほしいという形で、国からなるべく保険者に負担がかからないようにということで対応するように、来年の３月までの暫定的な措置として対応するように国からお話があります。ですので、そういったところの混乱は、医療機関の現場も含めて、なるべくないようにということで、一応そういった指示があって、お知らせはしているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

じゃ、次の２問目のほうに入らせていただきます。

こちらの後期高齢者健康診査事業ということで、健康診査受診者が2,420名でということで、令和３年度が1,878名でしたので、297名増えて、令和３年から令和４年ですね、297名増えて、令和５年度は236名増えていたんですが、今回９名しか増えていないということで、大幅に少なくなっているということをちょっと懸念をしてしまいました。

なぜ、こんなに少なくなってしまったのかというのが、一つお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

質問にお答えいたします。

伸び増の人数が９名ということで、増えなかったというところですけれども、はっきりとこれが増えなかった理由ですと、ちょっと申し上げられる理由はないのですが、考えられる理由としては、個別健診の受診期間が昨年の11月までだったのですが、まだ受診されていない方にお送りした勧奨通知の送付が10月の中旬頃だったため、残りの期間が短かったことと、インフルエンザの予防接種などが医療機関のほうで始まっていて、その受診者と時期が重なって、医療機関のほうで健診の予約の受入れができにくかったという理由が一つ考えられます。

もう一つの理由として、令和６年度の後期高齢者用の健診の案内のパンフレットがレイアウトの関係で、個別健診の予約方法がちょっと分かりにくかったような可能性があります。問合せが何件かありまして、パンフレットの表紙のところに個別医療機関の電話番号などを、令和５年度は載せていたのですが、令和６年度はちょっとレイアウ

トを変えまして、中面のほうにその文言を掲載したところ、ちょっと分かりにくかったところがあったようでした。令和７年度のパンフレットについては、こちらは改善いたしまして、表の面に宮代町の３医療機関の問合せ先を載せるようにいたしましたところ、今年度はそのような問合せは、今のところは受けておりません。

また、被保険者数の伸びというところも影響したのかなと。令和３年度から令和５年度にかけては、後期高齢者の被保険者数が毎年250人以上増加していたところですが、令和５年度から令和６年度は200人程度の増と、団塊の世代の方が75歳になるペースが落ち着いたところで、被保険者数が減り、受診者数の伸びも少なくなったのかなというところが可能性として考えられます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。対応もすぐにされたということなので、よかったと思います。

こちらのほうの予算額で2,640万6,092円ということで、昨年度が2,567万8,409円ですから、大体72万7,683円増えているんですけれども、増減では９名しか増えていないんですが、こちらの金額が大きく増えているのはどのようなことかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

お答えいたします。

予算の増の理由というところですけれども、受診率を先ほど少し申し上げましたが、令和５年度の42.8％という受診率の実績に基づいて、令和６年度の予算は45％というところで、令和５年度の予算のときの受診率を36％と見込んだものを45％に大幅に上げたところがあります。

もう一つは、個別健診の委託料の単価が１万109円だったところが１万904円に上がりましたところが原因となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で、泉伸一郎委員の質疑を終わります。

一度休憩を入れます。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１３分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

通告第３号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、質問させていただきます。４点についてであります。

１点目は、歳出の決算書83、84ページ、説明書では74ページです。

総務費の中の旅券事務事業として、ＩＣ旅券用窓口交付機器の交換によるものということで、34万5,180円ございますが、これはどこから購入されたのかお尋ねいたします。

それから、２点目、同じく歳出の民生費、決算書91、92ページの国民健康保険特別会計繰出事業でありますけれども、支出済額は２億7,137万円、前年度と比較して5,143万円の減額となっております。これは、いわゆる法定外繰入れの減額によるものなんですが、これは県の指導によるものかと思いますけれども、そうなのかどうかお尋ねい

たします。

続いて、３点目の歳出、決算書では125、126ページ、説明書では74ページの衛生費の中の予防費、後期高齢者健康診査事業でございます。

まず、南埼郡市医師会管内の医療機関で受けられるんですけれども、各自治体でどのくらいあるのか。

２点目につきましては、前段の委員の中で触れておりましたので、それ以上の答えは出ないと思いますので、これは割愛させていただきます。

４点目、決算書125、126ページ、説明書では75ページ、保健衛生費です。

後期高齢者疾病予防事業で、人間ドック等の総合健診への２万7,000円、これを限度として、ここずっと補助金を交付しておりますけれども、ほかの自治体の補助の動向はどうなっているんでしょうか。後期高齢者疾病予防ですので、みんな同じなのかどうか、その辺も含めてお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

私のほうから、１番目にお答えいたします。

ＩＣ旅券用窓口交換機の購入ですけれども、どういう答え方か分からなかったんですけれども、一般の事業者のほうから購入をしています。

そもそもこの窓口用交換機、これにつきましては、パスポートを申請いただいて、交付をするとき、お渡しするときに、パスポートに入っているＩＣチップの中身を職員と、申請された、お渡しする本人が確認できるための仕組みになります。要はＩＣチップを読み込んで、その中にこんな情報が入っていますよと、入っているのは写真の、開けて１枚目のところの情報が全部入っているんですけれども、この情報が正しく入っているかどうかを確認するための機械です。

こちらのほうは、５年に１回更新をするという決まりがありまして、基本的には外務省の仕様が一般に公開されていますので、外務省の仕様に合わせたものを事業者のほうが作っています。その中で、営業になるとは思うんですけれども、外務省の仕様はクリアしていて、さらに外務省に仕様を確認してもらいましたよと、そういうのをうたっている事業者もあります。町のほうでは、基幹系のシステムを共通のクラウドのほうでやらせてもらっていますので、似たような事業をやっている方、当然全ての市町村やっていますので、埼玉県は。ほかの町の情報とかを聞きながら、外務省の仕様に準拠していて、さらに外務省の確認を取っていると言っている事業者を選定しまして、そちらのほうから見積合わせによって、最安のところで購入をしています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

私のほうから、２つ目のご質問に回答いたします。

決算書91、92ページ、国民健康保険特別会計繰出事業、前年度比5,143万4,000円減額は法定外繰入金の減額によるものだが、県の指導によるものかというご質問ですが、保険税水準の統一は、埼玉県国民健康保険運営方針第３期に基づき、令和９年度に準統一、令和12年度に完全統一するものとされています。その前提としまして、令和８年度までに赤字、法定外繰入れの解消が求められておりまして、段階的に進めている結果でございま

す。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

私からは、３番目と４番目のご質問にお答えいたします。

まず３番目、後期高齢者健康診査事業の南埼郡市医師会管内の健康診査が受診できる医療機関は、各自治体でどのくらいあるのかというご質問です。

近隣の３市１町、宮代町のほかに久喜市、蓮田市、白岡市のほうで相互乗り入れということで、医療機関をお互いに受診することができます。宮代町は３か所、久喜市44か所、蓮田市23か所、白岡市17か所、合計87か所で個別健診を受診することができます。

次に、４番目のご質問です。

後期高齢者疾病予防事業、人間ドックの補助金の他自治体の補助金の動向というところです。

後期高齢者の場合、埼玉県後期高齢者医療広域連合というところで運営しているところですけれども、人間ドックの補助金については、後期高齢者の被保険者の方向けの場合も、各自治体のほうで状況が違うところであります。

近隣のところを調べましたところ、助成上限額のところだけ申し上げますと、久喜市が２万8,000円、蓮田市、白岡市、幸手市が宮代町と同じ２万7,000円、杉戸町の助成上限額が３万円、春日部市は人間ドックの補助自体ありませんでした。

広域連合のほうからは、町からの人間ドックの補助に対して、広域連合から補助金がありまして、１件１万4,000円の健康事業の補助金として頂いております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１点目のＩＣ旅券用窓口交換機器の関係ですが、一般の事業者からということなんですが、もちろんＩＣチップが入っているということで、説明書から見ても10年用のほうが多いみたいですね。この関係では、５年ごとということなんですけれども、過去はどうなんでしょうか。もちろん、先ほどから説明されているように、外務省からの仕様を受けてということなんですけれども、交換機を変えるときの業者は、この間変わっているのでしょうかどうか、その点お尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

お答えいたします。

変わっていないです。

何で変わっていないのかなと自分は思って、僕が担当になって初めてだったので、１個しかないのかなと思いまして、いろいろ調べさせてもらったところ、どうやらあるということが分かりましたので、今回は競争というか、見積合わせですけれども、金額的に、して決めています。

恐らく、一番最初にやったときの担当はいないので、分からないですけれども、最初は１社しかなかったようです。それで、そのまま要は、変な言い方ですけれども、１社しかないから、新しいところが出てこないのかというふうに思うこともあると思います、分からないんですけれども、そうやって言われてはいません。ただ、当時は１社しかなかったので、そことやるしかなかったとい

うことを聞いていました。

今は、ほかにもあるんじゃないかなと自分は思って、ちょっと調べてもらったところ、新しいところがありましたので、今回は見積合わせをしています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それは、外務省のほうでの仕様をちゃんと守ってということだから、外務省のほうでは、そういう業者というのの一覧表みたいのはないんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

ありません。仕様を公表しているだけで、パスポートについては、外務省と町が直接やっているわけではなくて、都道府県との権限移譲になりますので、県からの話もなくて、これについては、それぞれ移譲を受けている市区町村が独自に選定をしているということが分かっています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　これについては、もちろん、なるべく競争させたほうがいいですよね。ただ安けりゃいいとか、そういう問題じゃなくて、やっぱりそういう中から、しっかりした対応を取っていただけるという意味で、私はより多くの、そうすると、どういうふうな情報を求めていかなければいけないんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

一番最初にもぞもぞ言っただけなので、分からなかったかもしれませんけれども、宮代町のほうでは、基幹系のシステムを町村で一緒にやっていますので、その集まりがありますので、それぞれの町村がパスポート事務も当然行っていますので、どんなふうに機械を決めていますかというのをそこで話をして、皆さんの状況を確認とかというところで、情報の収集は行っていました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　この機器というのは何年前からやっているんですか、最後。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。

ここには今、資料を持ってきていなくて、ごめんなさい、調べてお答えします。起案書はたくさんありましたので、遡れます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。また後でお聞きしに行きます。

じゃ、次に進みます。

２点目、国民健康保険特別会計繰出事業なんですけれども、先ほどの答弁で、赤字解消が求められている、そういう中での段階ですから、これは当然、県の指導によると言っても間違いないと思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

先ほども申し上げたとおり、令和８年度までに赤字、法定外繰入れの解消が求められているということで、県のほうの指導ということになります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　２点目も結構でございます。

３点目です。

南埼郡市の医師会の関係で、これだけ、当町関係では蓮田市、白岡市、久喜市、３市１町ということで、宮代町の令和６年度の町内・町外の、健診の場合はもちろん無料ですが、健診の受診率はどうでしょうか。町内と町外との、例えば８割が町内で２割は町外でやっているとか、もっと少ないかもしれませんけれども、その辺はどういう状況になっていますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

個別健診の町内と町外の受診者数の割合、大体88%、９割に近いぐらいが、町内の３か所の医療機関で受診なさっています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

それでは、４点目の後期高齢者疾病予防事業で、人間ドックへの補助金なんですけれども、先ほどお尋ねしました。宮代町も長く、２万7,000円を限度として補助金を交付しておりますけれども、特に決められていないということであれば、補助金を引き上げてもいいのかなと。

その前に、２万7,000円になって何年ぐらいになりますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　時間がありませんので、それは後にして、補助金の引上げをそろそろ考えていいのかなというふうに思いますけれども、たしか２万7,000円の前、２万5,000円だったと思います。ですから、段階的にはなると思いますけれども、お隣の杉戸町が３万円ということですから、へえ、３万円なんだというような話にもなろうかと思うので、そういう点では、そろそろ引き上げてもいいのかなと、最後にその考えを伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

上げてもいいんじゃないかというお話かと思いますが、健康情報については今、県のほうのＫＤＢシステムということで、後期高齢者の健康状況というのが逐一把握できるような形になっておりますので、その健康状態と、あとは健診の受診率、その辺の見合いを見て、受診率を上げるために補助金を上げることで、上がる効果があるんであれば、それも検討の一つになるかと思いますので、今後、そこら辺を見極めて検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ぜひ人間ドックについても、これはやっぱり安心して受けていいものです。町のほうの個別健診とは別にしても、やっぱりだんだん年を取りますと、心配になってきますので、ぜひそういった点で受けやすく、また今、物価高騰の折ですので、ぜひそういった点で、補助金を引き上げていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で、丸藤栄一委員の質疑を終わります。

以上で住民課の質疑を終了いたします。お疲れさまです。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時３４分

再開　午前１１時３６分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４４号の審査（地域支援課）

○委員長（九山妙子君）　これより地域支援課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。課長、お願いします。

○地域支援課長（小林知弘君）　皆さん、こんにちは。

地域支援課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

担当職員のほうは、自己紹介という形で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　皆さん、こんにちは。

地域支援課主幹の加藤でございます。よろしくお願いします。

○地域振興担当主査（平向優子君）　地域支援課地域振興担当の平向と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて、１人30分以内となります。３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので、終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、質問させていただきます。

１つ目が、決算書54ページ、説明書38ページ、地域の力となる地域コミュニティセンター事業の中の説明のところですけれども、令和５年度、令和６年度も予算額が10万円になって、決算額はゼロです。10万円は、どんな理由で予算立てしたのか教えてください。

２点目が、地域コミュニティ活性事業の中の自治会長等報酬金交付の件なんですけれども、令和４年度から交付地区数が全て、76ですが、交付額が減っているのは、自治会の加入数が減っているからなのか、確認したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

決算書54ページ、説明書38ページの令和５年度と令和６年度の予算額が10万円なのに、決算がゼロということについてお答え申し上げます。

こちらについては、地区コミュニティセンター事業ということでして、ただいま須賀の再編に向けて、須賀の複合化に向けて、教育推進課、子育て支援課と地域支援課の３課で連携して、昨年度は基本設計に向けて、ワークショップ等を開催いたしました。その中で、予算取りにつきましては、想定していたものにつきましては、現在行っております地区自治会訪問や住民のワークショップでの消耗品を想定していましたが、こちらについて

は、教育推進課の予算のほうで執行させていただいたものでございます。

２点目、決算書54ページ、説明書86ページの地域コミュニティ活性化事業の、令和４年度から交付地区数が76ですが、交付額が減っているのは自治会加入数が減っているからですかとの質問でございます。

こちらにつきましては、委員ご指摘のとおりでございまして、加入世帯数が令和６年度の9,241世帯から……少々お待ちください……令和６年度が9,241世帯加、入世帯がございまして、令和５年度が9,536世帯ということで、加入世帯の減少に伴うものでございます。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時４１分

再開　午前１１時４１分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　令和５年度から令和６年度で295世帯が減少してございます。

以上でございます。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員、手を挙げてください。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、１番目の再質問のほうをさせていただきます。

令和５年度から……町内会での地区自治会の訪問事業を開始していますが、令和５年度目から町内会の自治会訪問を開始していますが、地域の課題についての意見交換とありますが、それをまとめたものとか、町からのそういうのに対して回答とかというのは、今後、我々が見ることができるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

全76自治会を年度当初に地区訪問させていただきまして、いろいろな課題や問題点のほうは吸い上げてございます。

こちらにつきましては、令和５年度から訪問を始めまして、５、６、７で、今年で３年目となってございます。そういった中の課題のほかに、地区連絡会というのを、４地区に分けて年３回ずつ実施しております。そういった中で吸い上げた課題等についてはまとめてございますが、実際に、やっぱり自治会の加入が抜けていっちゃうとか区長の成り手がいないというのは、慢性的な課題となっておりまして、そういうものについて、我々のほうで手助けとか、そういったことが今後できたらと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　今話されたことなんですけれども、課だけで課題を持っていると、なかなか私どもも、地区会のそういうところに出席して、直接話を聞いたりとかはできないので、議会の議員との懇談会とかで、地区の自治会の方とお話はするんですけれども、やっぱりもっと詳しく、どんなふうなことで困っているとか、何か手助けができるとか、町がどんなことをしてきたのかとかというのを、今一番の問題だと思いますので、そういうのをやはり一つのまとめたものにしていただいて、議員に配るとかというのをしていただきたいと思うんですけれども、そういうことがやっぱりこの事業の中で大事だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

委員おっしゃるとおりでございまして、実際に地区連絡会の会議の場で、今課題となっているのは、グラウンドの雑草とか、公園の雑草問題とか、ごみ出しの問題とか、そういった話題が現在、先週４地区回ってきたんですが、そういった課題が上がってきておりまして、当然そこで出た課題につきましては、議事録という形で、対象の課というか、全庁的な共有はさせていただいております。

また、地区連絡会で上がった課題につきましては、次の日に原課のほうに話をさせていただいて、課題解決に向けた動きというのは早速取ってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　すみません、やっていただいていることは非常に分かるんですけれども、ぜひそれが我々議員にも分かるように、後で報告書みたいなのを頂けると助かります。

それでは、２番目の再質をさせていただきます。

自治会なんですけれども、減っているところは、どの辺が一番多く減っているのか。また、もし増えているところがあったならば、教えていただけないでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

一番減り幅が大きいというか、パーセンテージ的に申し上げますと、八河内地区でございまして、昨年度32世帯あったんですね。今年になって18世帯ですから、最少世帯、76地区の中でも最少世帯数で自治会をなしているということでございます。

そのほかには、微増とか微減とか、まちまちなんですけれども、全76地区で考えて一番の減少率で考えると、八河内地区でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　その八河内地区なんですけれども、どんな理由で減ったかなんかは、町として把握しているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

実際に、ちょっと八河内は直接、今数字を見て確認したところでございまして、理由のほうは確認してございません。

八河内につきましては、集会所のほうも持っている地区ですので、今後そういった中で、相談等がございましたら、そこら辺で助言なり支援をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　最後はお願いになってしまうんですけれども、地域支援課というふうな課の名前になっているので、ぜひとも八河内地区、加入数が極端に減ったということなので、今後の自治会の運営とかもありますので、しっかりと行って対応して、町として精いっぱいの努力をしていただきたいと思います。

以上で終わりにします。

○委員長（九山妙子君）　以上で、鈴木次男委員の質問を終わります。

通告第２号、小島あけみ委員。

○委員（小島あけみ君）　小島です。

決算書54ページ、説明書86ページ、地域コミュ

ニティ活性化事業について質問させていただきます。

１つ目が、説明書の表の中で、コミュニティ掲示板の維持管理運営費が前年度より大分増えているので、新規で増設したところがあるかとか、修繕する箇所が多かったとか、その辺の理由についての説明をお願いいたします。

２点目が、同じ表の中の地域力ステップアップ事業の中で、地域の問題解決につながる活動ということで、令和６年度に費用が上がっていますけれども、この内容というのの具体的な説明があれば、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

決算書54ページ、説明書86ページ、地域コミュニティ活性化事業のコミュニティ掲示板の維持管理運営費が令和５年度より倍増しているが、その理由についてでございます。

こちらにつきましては、掲示板の更新の申請件数の増加によるものでございまして、令和５年度は、撤去が１件、修繕が３件、更新につきまして１件ございました。令和６年度につきましては、修繕が２件と更新が３件ということで、更新が１基当たり大体12万円ぐらい、マックスで出るんですが、そちらが３件あったということで、決算額が倍増しているところでございます。

続きまして、同じく決算書54ページ、説明書86ページの地域コミュニティ活性化事業の地域の問題解決につながる活動の内容はということでございます。

こちらにつきましては、補助の対象なんですが、こちらについて、慣例となっている活動以外で地区主催のイベントとなってございまして、こちらは慣例となっている祭りとか総会とか、そういったものは対象外となっておりまして、限度額が10万円、補助率が３分の２以内となっております。

令和６年度につきましては、地区のバーベキューに伴う経費について補助を行いました。こちらのバーベキューにつきましては、自治会加入・未加入問わず開催を行っておりまして、開催後の様子につきましては、町のホームページで周知して、こういった活動が行われているということで周知させていただきました。

こちらの地区は、今年度も実際にバーベキューを実施、補助を受けずにバーベキューを実施しまして、今年につきましては、自治会加入の参加費は500円、未加入は1,000円ということで、独立して今年度のほうは開催しております。いずれも加入・未加入、未加入の世帯を巻き込むイベントとしては効果的だったのかなと分析しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　再質問させていただきます。

コミュニティ掲示板の増額の理由は分かりました。更新というのは、まるっきり新しく替えるという、修繕とは違うということですので、古いのを、撤去はなくなっちゃうということですよね。更新ということが、まるっきり新しいものを新設するという意味でいいのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

このほかに新設というのがございまして、実際に何年も、そういった補助の申請はされていないんですけれども、新設というのは、何もなかったところに一から作るものでございまして、更新と

いうのは、既存の古くなってしまった掲示板について、撤去して新設を行うものを更新と呼んでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　分かりました。

１基12万円かかっているということで、令和４年度も同じ40万円ぐらいかかっていますので、その年によっていろいろ差が出るということで承知いたしました。

２番目の②の地域の問題解決につながる活動ということで、バーベキューの補助をしたということですけれども、こういう補助というのは、年１回だけとか、その地区で１回だけとか、そういう決まりがあるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

こちらについては、補助要綱だと、１団体につき１年度２個まで、活動に補助が出せるということで、それと併せまして、同一活動につき通算３回ということになっていますので、同じ活動は３回まで、年度を問わず３回で終わりですよということになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、小島あけみ委員の質疑を終わります。

通告第３号、野原洋子委員の質疑をお願いいたします。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

１問目、決算書54ページ、説明書の86ページ、地域コミュニティ活性化事業自治会長報償金、先ほど前段委員の質問にもあったんですけれども、世帯数からの減ということで、世帯数が減ったということでございましたが、その推移も先ほど伺ったんですけれども、ここでちょっと、地域支援課で質問していいのか分からないんですけれども、自治会と自主防災会が重なっていると思うんですけれども、今見たところ、自主防災だとくらし安全になりますよね。そちらのくらし安全のほうに自主防災会のことが、数とかなかった気がするんですけれども、必ずしも重なっていないということで、自治会の世帯数が減ったのと同時に自主防災会のほうも減っているのかというのは、くらし安全で聞いたほうがいいんでしょうか。分かりました。

そうしたら、こちらの、先ほどの前段委員もおっしゃっていたんですけれども、世帯数が減って、把握、一番は八河内が減ったということでしたけれども、どちらも多分高齢化だったりとか、そういうことが理由ではないかと思うんですけれども、微増・微減というのが、ちょっとさっき言われたんですけれども、その内容についてというのは、特に聞いたりはしていなかったですか。その地区によって特に、これによって多くなったとかという、例えば見本になるような、これで増えたんですよとか、そういうご意見とかなかったでしょうか。それをちょっと聞かせていただきたいです。

あと、２問目なんですけれども、決算書が76ページ、説明書88ページで、進修館事業なんですけれども、こちらの各大ホール、小ホールとか、そういったものの利用人数が大分減っているんですけれども、こちらの理由等、分かればお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

自治会の加入の増加の理由というか、増減理由

ということでよろしいでしょうか。

そちらにつきましては、実際に自治会の加入が増えるというものにつきましては、宅地開発などが理由として挙げられると思います。減少につきましては、実際に加入率が減っている現状がございますので、若い世帯や転入した世帯などが自治会に加入しないということが、要因の一つと考えられると思います。

もう一つ、決算書76ページ、説明書88ページ、進修館管理事業の利用人数の減の理由をどう考えているかということでございます。

実際に利用の数字を分析させていただきまして、一番大きな要因といたしましては、令和５年度、こちらにつきまして、大ホールがワクチン接種会場になっておったため、それが令和６年度にはなかったので、利用人数が減少したと考えられます。

令和５年８月下旬から12月いっぱいまで、大ホールがマックスの利用、ですから、９時から21時半までの利用となっておりまして、その間ずっと、コロナワクチンの接種会場となってございました。令和５年に、大ホールの８月から12月までの利用が１万3,238人に対しまして、令和６年度になって、８月から12月までの利用が5,767人となっておりまして、その４か月ちょっとの間での大ホールの利用の差が、7,471人が減少しているということになっていますので、こちらが進修館全体の利用人数の減の要因となっていると考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

それでは、２問目のほうの再質問なんですけれども、今、大ホールのことでは、ワクチン接種ということでお聞きしたんですが、こちらを見ると、ほかの食堂や和室、談話室も全て少なくなっていると思うんですけれども、こちらはどういった理由でしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

全体の、大ホールがメインで減少しているということになるんですが、ワクチン接種会場が大ホールがメインであっても、利用については、各諸室もワクチン接種に伴って会場となっておりましたので、それが一つの要因だと分析しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

では、ワクチンの準備室みたいな、そういったものでよろしいでしょうか。分かりました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、野原洋子委員の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩　午後　０時０４分

再開　午後　１時０３分

○委員長（九山妙子君）　では、再開します。

通告第４号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉でございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず１問目、一般管理費の地域コミュニティ活性化事業になります。

１つ目としまして、修繕補助金における集会所

増加の説明、②といたしまして、自治会長等報償金の交付額の減少の理由、前段の委員でもありました、再質問したいことがあったので、ちょっと意地悪な質問で行っているんですけれども、答弁は結構ですので、再質問だけはさせていただきます。

それから、２問目、企画費、市民活動維持事業、こちらのほうで、町民まつり振興事業助成金の315万円の詳細をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

決算書54ページ、説明書86ページの地域コミュニティ活性化事業の修繕補助金における集会所増加の説明と、自治会長報償金はなしということですね。

こちらについては、大きな増加要因となりましたのは、エアコンの盗難が昨年度は５件ほど発生しておりまして、そのエアコンの更新、室外機が盗まれるということは、室内機もセットで工事しなくてはいけませんので、そちらの補助が５件ありました。

令和５年度から令和６年度の増加が13万6,000円、修繕補助金のほうが増加しまして、内訳といたしましては、エアコンの更新工事と塗装工事、屋根の張り替え工事、畳の表替え工事、あと窓・網戸の修繕と、照明をＬＥＤに替えたというのと、便座の交換工事、ガス給湯器の交換工事、室外機、これは単独で、実際に昨年度、盗難が異常に増えたということがありまして、ホームページで周知を図ったほか、集会所を持っている自治会に対して通知を送らせていただきました。その結果、室外機の盗難防止策をやりたいという自治会がございましたので、そういった自治会のほうに修繕補助金を充てさせていただきました。

決算書68ページ、説明書87ページの市民活動推進事業の町民まつり振興事業助成金315万円の詳細についてでございます。

こちらにつきましては、年度当初に町の補助金として、町民まつり実行委員会のほうに交付させていただく補助でございます。主な支出の内容につきましては、各種イベントに係る費用と会場の警備委託、ガードマンさんですね、夜の警備、通行止めの警備とか駐車場係の外部委託によるものと、ちょうちんとスピーカー配線の工事と、投光器、投光車などのリースに係る費用が主な支出項目になってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目の中で、修繕補助ということで、エアコンの室外機の盗難が５件あったということなんですけれども、そういった仕方ないこともあったと思いますが、あと、こういう集会所がやはり老朽化して、どうしても必要になってしまった、そういう修繕というのはどのぐらいあったのかというのをお伺いいたします。割合ですかね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

老朽化による修繕の割合でございます。全体の52％が、そういった屋根の工事とか、畳の表替えや窓・網戸修繕や、照明のほうが最近ＬＥＤ化しておりますので、そういったものと、トイレの便座とガス給湯器の更新工事に補助金は出させていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それと、もう一つ、エアコンの室外機の盗難による場合の予算というか、そちらのほうの補助金は、大体トータルで幾らになったのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

今現在、エアコンだけの集計というのを取っておりませんで、ちょっと時間いただいてもよろしいですか。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

それでは、最後に、①の質問の最後といたしまして、先ほども、室外機の盗難防止のほうにも補助金を出していただいたということなんですけれども、今後、室外機の盗難が起こらないように、町としてはどのように考えているかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

引き続き室外機の盗難については、ホームページや地区連絡会等で区長さんのほうに周知させていただくのと、今年度別で、エアコンの修繕、エアコンが効かなくなってしまったということで、補助を出してほしいという地区がございまして、そういった地区にも、今後につきましては、単にエアコンを更新するだけでなく、室外機の盗難策で、実は令和６年度につきましても、盗難による補助をさせていただいたときに、そういった事例等紹介させていただいて、特に盗難につきましては、室外機をじかに地面に置いてあるケースが全て盗まれているということがございまして、例えば壁つり型、室外機を壁つりにするとか、チェーンで巻いていただくとか、鉄の柵を特注で作ったりしていた業者がいましたので、そういった業者を紹介させていただくなどして、ただ単に補助だけじゃなく、盗難防止策も補助対象とさせていただきまして、そういった相談を受けた場合に、やっていただくようにしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、②のほうの質問をさせていただきます。

今回、なぜこれを質問しましたかというのは、数字で分かるということで質問させていただきました。

今回、23万6,000円減っているということで、これは昨年も減っているんですよね。毎年毎年減ってきているということで、自治会の加入者が減っていくというのが数字で見えているというところがあるので、あえて質問させていただいたんですけれども、85ページのほうにも、地区コミュニティや地区自治会のサポートを行うための地区コミュニティセンター開設に向け、全ての地区自治会を訪ねる訪問事業を行い、地域の課題や区長、自治会長の困り事などの情報収集を行いましたというふうに、このようにしていても自治会の加入者が減ってしまうというのは、やっぱりちょっと危機感があると思うんですよね。

町として一生懸命働きかけていても減少してしまうということに対して、何か町のほうで考察されているものがあるとしたら、それを教えていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、

加藤でございます。

委員ご承知のとおり、自治会の加入率というのは年々低下してございます。そういった要因の一つといたしましては、若い世代の自治会離れや、高齢化による役員等を引き受けたくないということなどが要因の一つとなってきております。

町といたしましては、地区、76自治会それぞれ理由があると思うんですが、実際に加入が70%とか80%、宮代台とかは特に高いと思うんですけれども、多分90%ぐらい加入されていると思うんですけれども、それが町場のほうになってくると、やっぱり40%とか35%ぐらいということで、その地区それぞれの事情があると思います。そういったものについて、今後分析しながら、加入が高いから何もしないというわけではなくて、そういった加入が少ないところの地区からサポートできるような体制づくりをしていきたいと考えております。

以上でございます。

すみません、先ほど泉委員の質問のエアコンの補助の金額ですね。エアコンの補助の金額……総額で、盗難以外の故障によるエアコンの補助……

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、次の２問目に入らせていただきます。

町民まつりということで、今回は１万4,000人ということで、昨年が１万2,000人でしたので、2,000人も増えているということで、すごいなということは感じております。私も参加させていただいていますけれども、やっぱり盛り上がりがすごいなというのを感じております。

そういう中で、予算として、今回が315万円、昨年が285万円なんですよね。30万円ほど増額しているんですけれども、これって、どの部分が30万円ぐらい増額したのかをお聞きいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

前年度285万円ということで、30万円予算のほうを増額させていただきました。内容につきましては、会場の警備委託ですね。道路上の通行止めとか駐車場のガードマンの費用なんですけれども、人件費がなかなか上がってしまっていまして、そちらについて業者から、ちょっと見積りを上げさせてほしいという話がございましたので、そういった要因と、あと、ちょうちん配線の工事につきまして、以前まで町内業者で、安価でやっていただいた業者がちょっと撤退してしまいまして、新たな業者のほうに発注したところ、以前は町民まつり価格ということでやっていただいたというのがあって、なかなかそこら辺の設置工事代の増加から、補助金については30万円増やさせていただきました。

すみません、先ほどの盗難によるエアコンの補助金額につきましてですが、令和６年度、158万9,000円ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

質問は以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、泉伸一郎委員の質疑を終わります。

通告第５号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

私は、１点だけご質問させていただきます。

歳出の、決算書でいえば75、76ページ、一部説明は88ページに入るのかな、総務費の進修館費で、進修館管理事業でございます。

これは進修館の駐車場拡張工事の予算でありますけれども、1,829万9,864円、これが事故繰越となりました。繰り越されておりますので、説明は受けたかと思うんですが、改めてどういう理由だったのか、ご説明をお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

決算書75ページ、76ページ、進修館管理事業でございます。こちらの進修館の駐車場拡張工事が令和７年度に繰り越されたが、理由はとの質問でございます。

こちらにつきましては、令和６年度に発注した工事でございまして、進修館の駐車場の舗装をやり替えるという内容になっておりましたので、実際に町民まつりと芸術祭などの大きなイベント、駐車場をいっぱい使うようなイベントの開催時期を避けまして、11月に発注させていただいて、12月17日に契約させていただいたものでございます。

こちらの着工については、工期内に終わる見込みで発注しておりましが、実際に掘削したときに出土したがら等の埋設物の撤去に時間を要したことと、施設利用者に配慮して、駐車場を開放しながらの工事分割化による現場作業の遅延によるものでございます。

なお、工事は土日は今はやっておりませんので、施設の平日の大ホールの利用で、13日ほど工事のほうを業者にストップさせていただいてもらったとか、そういった要因です。

いずれにしても、開放しながらの工事の着手ということが、想定より時間を要したことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

理由は分かったんですが、進修館の駐車場というのは進修館だけじゃなくて、言わば役場、庁舎のほうに行く住民の方も利用されるということで、以前、やはり駐車場が狭くて、私自身も本当に普通に駐車していたら、住民の方から、あなたは議員ですよね、どうしてこういう状態にしているんだとお叱りを受けて、これは喫緊の課題だということで求めた経緯がございます。

もう既にやったから、しかも今、56台から25台分が拡張されて81台になったからいいやというんでなくて、やっぱりどうしてかという理由がはっきりしないといけないと思ったものですから、聞いたんですけれども、やっぱり見込みが、11月からやれば年内に終わるというのも甘いですよね。しかも、先ほどの理由から、駐車場を使っていただきながら、開放してもらいながらということなので、私が心配したのは、樹木がいっぱいあるから、どうなのかなと。それを伐採される、もう一方で、緑をなくされるという、そういう心配もあったんですけれども、もう一方では、説明書の88ページで、伐採・伐根工事の実施と、これも駐車場にかかるのかなということで、そっちのほうの理由もあるのかなと思ったんですけれども、それは全くないのか、その点もお尋ねしたいんですが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

進修館の樹木の伐採・伐根工事が原因にあるのかという質問でございます。

こちらにつきましては、町民まつり、先に伐根

と伐採につきましては着工して、完了してございます。それなので、前半に支障になる樹木を、最低限は残させていただいたんですが、駐車場拡張のために植樹松等を一部、舗装させていただくために、樹木のほうを伐根と伐採をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

分かりました。樹木のほうは、それは支障ないように、前段のほうの工事でということで。

どうなんでしょうか、ここまでいけば、今さらというのはあるんですけれども、駐車場、よくできていると思います。以前は雨降ると、雨漏りもたまって心配だったんですけれども、そういう心配も今のところないようですし、緑がなくなってしまったんですけれども、そういった点では、ちょっと寂しいというのもあるんですけれども、担当としては、町民の声というのはどういうふうに聞いていらっしゃいますか、そういう点では。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

実際に樹木伐採・伐根工事を行った後、住民の方が１人、窓口に来られまして、やはり緑が大切だったと、生えていた樹木込みで進修館の景色だったといったお叱りの言葉を１件受けてございます。

町といたしましては、進修館の施設利用について、進修館の駐車場を拡張して台数を増やすということがミッションでしたものでしたから、そちらの工事について、支障となる樹木について伐採させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

駐車場の拡張工事そのものは繰越しされましたが、工事そのもの、工事費というのは、延期されただけで、特に工事費そのものは変化がないのかどうか、その辺、最後に確認したいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

実際に工事に当たりまして、掘削したがら処分ですね、がらが、昔の土管とか大きい基礎みたいなものが深く埋まっていたものですから、そういったものについて、附帯工事として受注業者のほうに発注させていただいて、その他附帯工事ということで出させていただきましたので、本体工事についての増額等はございませんが、附帯工事ということで出させていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ちなみに、決算ですので、金額はどのようになっているんでしょうか。２つに分けて、本体と附帯工事。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○地域支援課主幹（加藤正久君）　地域支援課主幹、加藤でございます。

附帯工事の内容につきましては、排水等を考慮しまして、側溝の敷設を追加でちょっとやらせていただいたというのがございます。執行残のほうでやらせていただきました。

本体工事の入札で、低入札ということで執行額が多かったもので、側溝の敷設につきましては914万1,000円、新たに実施させていただきまして、

その他、がらの処分とか防草コンクリート工事や、進修館の駐車場、あそこは築山でしたので、平らにならしたときに、外側の階段が高くなってしまうというか、高低差がついてしまったということで、階段の打ち増し工事、そういったものに315万7,000円、附帯工事を発注させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、丸藤栄一委員の質疑を終わります。

以上で地域支援課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時３０分

再開　午後　１時３２分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第４４号の審査（くらし安全課）

○委員長（九山妙子君）　これより、くらし安全課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

くらし安全課長。

○くらし安全課長（新井庸一君）　改めまして、こんにちは。

くらし安全課長の新井と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　皆さん、こんにちは。

くらし安全課危機管理担当主査の堀内と申します。よろしくお願いいたします。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　くらし安全課主幹の田代と申します。よろしくお願いいたします。

○防犯・交通安全担当主査（鷺谷栄一君）　くらし安全課防犯・交通安全担当の鷺谷と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて、１人30分以内となります。３分前になりましたらベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので、終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　議席番号９番、鈴木次男です。

それでは、通告２つありますので、よろしくお願いいたします。

まず、１つ目なんですけれども、ちょっと手書きで申し訳ないんですけれども、決算書76ページ、説明書48ページで、説明書のところなんですけれども、令和６年度の予算509万円なんですけれども、令和５年度、令和４年度は409万円になっているんですね。令和６年度だけ100万円多くなっているのですが、これは令和５年度に宝くじで購入するというのが決まっていて、その分が令和６年度の予算で100万円増えたのかどうかお聞きし

ます。

もう一点目が、決算書68ページ、説明書92ページの交通安全対策事業なんですけれども、それの中の交通安全対策費で、説明書上は内容があまり変わらないのですが、令和４年度は41万円、令和５年度は57万5,000円、令和６年度は35万4,000円と違うのですが、どのように違いが出ているのか、内訳を教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

決算書75、76ページ、主要な施策に関する説明書48ページ、防災コミュニティ促進事業の予算についてお答えさせていただきます。

令和６年度の予算編成に当たっては、令和５年度の実績ベースによる予算編成を行いました。そのため、令和５年度より、およそ100万円減となる約300万円となりました。しかし、令和５年度末に、コミュニティ助成事業200万円が採択をされました。この時点では令和６年度の当初予算編成に間に合いませんでしたので、６月議会に補正予算の議決をいただいております。

つきましては、当初の100万円の減額、また200万円の増額補正により、令和６年度の予算現額は100万円の増額となります。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　くらし安全課の田代と申します。

続きまして、交通安全対策に関する回答でございます。決算書68ページ、主要な施策に関する説明書92ページです。

回答です。

主要な施策に関する説明書の中で、交通指導員による交通指導などの歳出で、金額の内容についてでございますが、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金が、それぞれ含まれております。

活動の内容で、あまり変わらないのに歳出に変化が生じているのは、その年度におきまして、需用費の中で購入する内容や数が違ってくるので、金額に変化が出てきているというものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、１番の件で再質問をさせていただきます。

今の話を聞いていると、令和５年度に購入が決まったから、費用が上がったというふうに聞いたんですけれども、窓口で聞いたときには、それは令和５年度の予算で出したときに、決定するのが５月なので、予算のところでは100万円計上できないので、それは別なもので出ているというふうに聞いたんですけれども、そうじゃなく、やはり宝くじの助成金が出るから、あらかじめ予算を多めに立てたということでよろしいんでしょうかね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

こちら、コミュニティ助成事業の申請から補助金交付までの流れについて、一旦ご説明をさせていただきたいと思います。直近で採択された例を具体例として、ご説明させていただければと思います。

まず、こちらに関しましては、令和５年５月、自主防災組織連絡協議会というものがございます。こちらにて、自主防災の会長の方々へ事前に周知

をさせていただいております。その令和５年８月の下旬に県のほうから、今年度のコミュニティ助成事業はこちらですという案内が参ります。その後、改めて自主防災会へ案内をさせていただきます。

このとき、自主防災組織の会長のほうから、今年立候補したいですという形で回答をいただいております。その後、複数の自主防災組織の会長さんから立候補があった場合は、町のほうで一地区を担当として選定をさせていただきまして、県に申請をさせていただきます。

その間の手続は省かせていただきますが、最終的に採択の結果が出ますのが、令和６年３月に採択の結果が出ます。その時点では当初予算の編成は既に終わってしまっておりますので、６月の議会にて増額補正を行っての対応という形になっております。

当初予算の編成のタイミングまでには、仮に書類を送ったとしても、採択の結果が出ませんので、改めて６月議会での補正対応という形となっております。よろしくお願いいたします。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　そうしますと、説明書の中で48ページなんですけれども、ここの令和６年度の予算という数字があるんですけれども、この予算は、６月の編成のときに改めて予算書を増やしたという形でよろしいんですか。それとも、その前から上げていたのかをお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

こちら、主要な施策に関する説明書48ページになるんですけれども、こちらは令和６年度予算、509万円というふうになっておりますが、当初の予算では309万円という形になります。６月の補正で200万円が増額となりまして、予算現額として509万円という形になります。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　もう一度、再確認で申し訳ないんですけれども、令和４年度、令和５年度が409万円だったので、令和６年度に関しては100万円減にしたけれども、宝くじの助成金が出たので200万円増額して、結果的に決算のあれのときには509万円にしたということでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当の堀内と申します。

今、鈴木委員からいただきました内容、そのとおりという形での回答とさせていただきます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

それで、この予算というか決算で使われている金額、助成金200万円という金額は、かなり高額な金額だと思うんですけれども、なかなかこの件については、前に説明聞いているので分かるんですけれども、やはりこういう説明書の中に載せるということはできないものなんでしょうか。

というのは、こういうふうなものに出ていると、やはり私どもも目につきやすいですし、こういうのがあったんだなというのが分かるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか、伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

こちら、主要な施策に関する説明書についてのところなんですけれども、こちらは、あくまでも町の事業として実施させていただいたものについて載せさせていただいております。

ただ、このコミュニティ助成事業に関しましては、あくまでも事業の実施主体は自主防災組織という形になっておりまして、こちらの町のほうは、あくまでも窓口の形となっております。そのため、事業の実施主体が自主防災組織になりますので、こちらのほうは載せないという形を取らせていただいております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　以上で、鈴木次男委員の質疑を終わります。

通告第２号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　議席番号５番、野原でございます。

４点質問させていただきます。

決算書70ページ、説明書94ページ、交通安全対策費、駐輪場整備事業の工事請負費、こちらの整備工事の内容を教えてください。

２問目、決算書68ページ、説明書93ページ、同じく交通安全対策費なんですけれども、交通安全対策事業の道路標示等工事の実施で、こちらの道路標示ということで、町内に自転車レーンというものが存在するのか。あと、来年度から自転車のルールが厳しくなって、反則金も上がるので、自転車レーンなどがここに入ってくるのか教えてください。

３点目が、決算書72ページ、説明書95ページ、防犯対策費で、防犯活動事業、防犯灯の維持管理、需用費、こちら、町内の防犯灯の数と、電気料金は１基当たり皆同じなのか、お願いします。

４点目、決算書156ページ、説明書98ページ、消防費の消防総務事業、消防団の事業運営で、団員数は減っているんですけれども、これから女性団員の増員の考えはありますか。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　くらし安全課、田代です。

まず初めに、決算書70ページ、説明書94ページの駐輪場整備事業についてお答え申し上げます。

姫宮駅西口駐輪場内の区画線が劣化したので、まず塗り直しの工事を行いました。それと、和戸駅駐輪場内の案内看板が、劣化によりひび割れ等を起こしておりましたので、新しい看板に交換したものでございます。

続きまして、決算書の68ページ、説明書93ページ、交通安全対策事業についてお答えします。

まず、自転車レーンということなのですが、自転車レーンのほうは存在しておりません。

くらし安全課の所管する交通安全対策の主要事業でございますが、こちらは啓発のほうを行っておりますので、自転車乗車に対する注意喚起などが必要であれば、今後実施してまいります。

また、自転車レーンの標示や歩道の整備となってまいりますと、所管が異なってまいりますものですから、回答のほうは控えさせていただきます。

続きまして、決算書72ページ、説明書95ページ、防犯活動事業についてお答えいたします。

町内の防犯灯でございますが、現在2,664基となります。１基当たりの電気料ということなんですけれども、電気料金がそれぞれ異なってまいりますため、１基当たりの料金を出すことは非常に困難となっております。

参考にしかなりませんが、防犯灯の電気料を灯

数で割りまして、１か月分の金額を出すと、１基当たり約296円となってまいります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

決算書156ページ、主要な施策に関する説明書98ページ、消防総務事業についてお答えをさせていただきます。

女性消防団の増員の考えについてご説明させていただきますが、現在、消防団の定数は98名のところ、89名所属をしております。このうち、女性消防団員は８名在籍となっております。

消防団の募集に関しましては、男性・女性問わず、随時募集を行っておりますので、希望者がいらっしゃれば、くらし安全課までお知らせいただければと思っております。

しかし、一方で、団員数や分団ごとの人数等、条例や規則等で決まっておりますことから、状況によっては、お待ちいただくこともあるかもしれません。ただ、せっかくお話しいただければと思いますので、運用等を図りながら、活動ができる環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

１問目、２問目、３問目については、こちらは再質問はございません。

４問目なんですけれども、こちらが、私も消防団員なんですけれども、ちょっと今、条例という話も出ましたけれども、私が一部伺っているのは、今女性は８名で、いっぱいいっぱいだとお伺いしておりまして、これ以上取れないということを伺っていたので、今、言っていただければというのがあったので、これから、どうしても女性だと、男性と違って、火事の現場に行くというわけでは今のところないですし、そういった訓練も行っていないところなんですが、今どちらの職場でも、女性が男性と変わらずやっていたりするので、例えばこれから、女性の役割を今までと違ったふうにしていくとか、そういったことで女性消防団員を増やしていくようなお考えはあるでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

今お話しいただきましたところになりますが、まず女性消防団の部分に関しまして、それぞれ各分団の定数等が、一応決まっている部分がございます。なので、ちょっと分団の状況次第によって、お待ちいただいてもらったりとかしていただいている部分もあるかもしれないんですけれども、こういった部分、我々のほうで運用方法を考えて、できる限り活動していただきたいなというふうには考えておりますので、今後我々のほうで、対応、運用方法については検討させていただきたいなというふうに思っております。

また、女性消防団員の活動の内容についてというところなんですけれども、今現状に関しましては、現場に出たりとか、そういったものがメインではなく、あくまでも救命講習とか、そういったものを中心に、ご活動いただいているかなというふうに思っております。今現状、すぐにお答えという部分は難しいかとは思うんですけれども、活動内容につきましては、こちらのほうで検討のほうを図っていきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

これから災害が起きたときに、やはり女性がもう少しいたほうがいいなと、避難所等でいたほうがいいと思いますので、これからもう少し考えていただけるといいと思います。

以上で終わります。

○委員長（九山妙子君）　以上で、野原洋子委員の質疑を終わります。

通告第３号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　８番、泉伸一郎でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、１問目になります。決算書70ページ、説明書93ページ、総務費の交通安全対策事業になります。

①といたしまして、道路標示等工事、道路照明灯工事において新設がない理由、②修繕工事で件数増に対して予算が減額になった理由。

２問目になります。

決算書70ページ、説明書94ページ、交通安全対策費、自転車対策事業になります。

①といたしまして、町営駐輪場維持管理費の増額の理由、②使用料収入で和戸駅第２駐輪場の減額の理由をお聞きいたします。

３問目、決算書74ページ、説明書96ページになります。

防災対策費、防災活動事業、こちらのほうで、防災行政無線Ｊアラート用受信アンテナ設置工事の詳細を教えてください。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　くらし安全課の田代と申します。

まず、決算書70ページ、説明書93ページ、交通安全対策事業についてお答え申し上げます。

まず、道路標示等工事におきましては、毎年、各小・中学校から通学路の危険箇所改善要望がありまして、現地を調査して、必要に応じた整備を実施しています。

県道は、杉戸県土整備事務所、道路規制に関するもの、例えば一時停止とか横断歩道、こちらにつきましては、杉戸警察署に要望のほうをしております。

なお、令和６年度は、新設扱いとなるものはございませんでした。

また、道路照明灯においては、道路整備の段階で設置してしまうため、道路照明灯は整備のみとなっているのが多いです。ごめんなさい、道路照明灯は修繕のみとなっております。

続きまして、質問②修繕工事で件数増に対して予算が減額となった理由でございますが、工事内容により金額が異なってくるため、件数と金額は比例していないことから、減額となっておるものでございます。

続きまして、決算書70ページ、説明書94ページの自転車対策事業でございます。

町営駐輪場の管理は、シルバー人材センターに委託しておりまして、毎年見積りを徴して委託契約を結び、業務を発注しているところです。

維持管理費が増額している理由は、埼玉県の最低賃金改定による人件費の増額がありましたので、増えているというものでございます。

続きまして、②使用料の関係です。

令和５年度と比較すると、約４万円の減となっておりますが、ごめんなさい、理由のほうは把握しておりませんが、その分、和戸第１駐輪場が前年度より28万円の増となっておりますので、こちらは利用のしやすさなどから、利用者が第２駐輪場から第１駐輪場へ移ったものではないかと推測

しているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

質問の３点目、決算書74ページ、主要な施策に関する説明書96ページ、防災活動事業についてご説明をさせていただきます。

令和５年度まで、埼玉県衛星系防災行政無線のアンテナとＪアラートの情報受信のためのアンテナ、こちらが同じもので、共用という形となっておりました。しかし、衛星系の防災行政無線のシステム改修に伴い、共用であるがゆえに、防災行政無線の点検時等に、一時的にＪアラートの情報受信も途切れてしまうという可能性がありました。そこで、Ｊアラート用のアンテナと、こちらの埼玉県衛星系防災行政無線のアンテナ、こちらを分離するように、令和５年１月、消防庁より通知がありましたことから、全国的にこちらのＪアラートのアンテナの分離工事を行ったものという形となります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず１問目、道路標示のほうが、これは２年連続して、道路標示灯のほうも照明灯のほうも、両方とも２年連続でゼロになっていましたので、なかなか進んでいないのかなと思ったんですけれども、これって、じゃ、そういった新設してもらいたいという、そういう要望がなかったということでよろしいのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　委員おっしゃるとおり、新設してもらいたいという申請というか要望がございませんでしたので、実績がなかったということになっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

泉でございます。

次に、先ほどの説明はいただいて、昨年度も同じような質問しているので、それは理解しているんですが、ただ、今回が308万2,200円、昨年が485万1,000円だったので、大体176万8,800円減額になっているんですね。５か所から８か所になって、さらに差額が176万円以上もあるというのがちょっと驚きなんですが、また同じように、こちらの道路照明灯のほうでも、昨年が71万3,900円が今回43万7,800円ということで、こちらのほうは８基から11基に増えているんですけれども、27万6,100円が減額になっているということで、その額があまりにも大きいので、またあえて質問させていただきました。

物価高騰、物価高騰というふうに叫ばれていて、金額が上がっているにもかかわらず、これだけ下がっていくというのがちょっと不思議なもので、そこでお聞きしたいということは、下のほうに表組みがあります。この中で一番金額が高いものはどれになるのか、また、安いのはどれになるのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　くらし安全課の田代と申します。

下の表の中でどれが一番高いのかというのは、なかなか、まとめて発注するものですから、この中でどれかというのは、非常に選ぶのが選びづら

いところではあるんですけれども、例えば山崎地区でやりました減速マーク、それとあと、中央１丁目の減速マーク、カーブの塗装、それとあと、宮東地区でやりました減速マーク、こちらなどはまとめて発注しておりまして、ここが中では、工事の代金が一番高かったものと認識しておるところでございます。

例えば道路照明灯の話で申し上げますと、工事の件数と料金の、その辺が比例してこないというのは、例えば道路照明灯１基丸々を交換した場合、かなり高額になるんですけれども、同じ照明灯でもセンサーだけ、昼と夜を感知させるセンサーだけが故障していたという場合もあるんですね。そうなるとかなり、そこだけを交換すればいいので、安く上がるという工事もあります。

ですので、必ずしも件数が多いから工事の代金が増えていくんじゃないかというのは、ちょっと比例してこないので、こういう数字の反比例するような結果が出てしまうというのがあります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　あと、私はグリーンベルトのところ辺りが、ちょっと距離が長くて、お金がかかるのかと思っていたんですけれども、例えば減速マークとかカーブ注意とか、そういったところが結構金額高いということは、漢字を使ったこういうマークをやった場合のほうが、金額が高くなるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　くらし安全課の田代です。

グリーンベルト、あと文字もそうなんですけれども、塗る量であったりとか、あとは面積、あとは延長、どれだけ長く塗ったかとか線を引いたか、これによって随分と金額が変わってまいりますので、その辺の違いというのは出てきてまいります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　私の質問に答えていないので、あえて質問させていただきます。

私、先ほど、漢字が多く使われているところが高くなってしまうのかどうかとお聞きしたと思うんですけれども、それについては答えていないと思うんですが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　そうですね、文字も延長という形で、線というか延長にも入ってまいりますので、文字が多ければ、塗る面積というか、その辺も増えてまいりますので、金額のほうも上がってくるということになります。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　よく分かりました。

それでは、次の２問目の質問させていただきます。

全体的に見て、町営駐輪場の維持管理費が561万9,413円ということで、昨年度より上がっているということで、トータルとして駐輪場整備工事というほうも絡んでいるんだろうなということで、昨年度の場合ですと38万7,200円ですから、ここで14万7,400円ぐらい、ちょっと減っているということがありまして、そういった中で、昨年度との比較として、22万9,369円から差し引いてやってみると、大体８万1,969円ぐらいが差額になってきたわけなんですけれども、これはじゃ、人件費が増えたということがこの金額になるのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時０４分

再開　午後　２時０５分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉です。

後でよろしくお願いいたします。

それで、昨年度は、和戸駅第１駐輪場、そして和戸駅第２駐輪場、姫宮駅西口駐輪場、全てが減額されていたんですね。それに対して、今回だけが、ほかは増額したにもかかわらず、今回も和戸駅第２駐輪場は、やっぱり少ないままであるということがあったものですから、あえて、何で第２だけが減るんでしょうかということで質問させていただきました。

一応それだったもので、ちょっとお聞きしたんですけれども、今ちょっと、屋根がないからという意見があったみたいなんですが、そういうこともあるんだということで、じゃこれはこれでいいということで、屋根ある……やっぱり質問させていただきます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　和戸第２駐輪場は屋根がついてございます。ただ、減っているというところの具体的な理由につきましては、申し訳ございません、ちょっと把握しておりませんので、その辺についてはお答えしかねるところでございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　すみません、分かりました。

一応、Ｊアラートということで、３問目に入らせていただきますが、Ｊアラート用受信アンテナ設置工事ということになっていたんですけれども、予算書を見ますと、74ページだと防災行政無線システム等改修工事というふうに名前が変わっていたものですから、何で名前が違って掲示されているのかなと思ったんですけれども、内容を聞いたらそれが理解できましたので、これで質問終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、泉伸一郎委員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩　午後　２時０８分

再開　午後　２時１８分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

通告第４号、福澤和美委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いいたします。

決算書のほうは68ページ、説明書のほうが92ページの交通安全対策費、７の報償費のほうです。説明書のほうでご覧ください。

令和７年度の埼玉県交通安全母親大会において、５名の方が表彰されていると、ホームページで拝見させていただきました。現在の会員数と、訪問地区が姫宮南団地のみの理由を教えてください。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員、今、令和６年度のところを令和７年度と言っていましたので、訂正で。

○委員（福澤和美君）　すみません、訂正させていただきます。令和７年度と申したところ、令和６年度の間違いです。失礼いたしました。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　くらし安全課の田代でございます。

決算書68ページ、説明書92ページ、交通安全母の会に関してお答えさせていただきます。

宮代町交通安全母の会の会員数は、現在13名でございます。

令和６年度の主要な施策に関する説明書の92ページにおきまして、訪問地区が姫宮地区のみとなってございますのは、訪問地区を毎年変えながら活動しているからでございます。令和５年度は中島地区と宮東地区、令和４年度は百間地区と中島地区のほうを訪問いたしました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、福澤和美委員の質疑を終わります。

通告第５号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、３点質問しますので、よろしくお願いします。

１点目、歳出の決算書67、68ページ、説明書では93ページ、総務費の交通安全対策費で、事業名は交通安全対策事業です。

道路反射鏡の設置・修繕ということで、予算ではなっておりますけれども、特に修繕では、反射鏡、露防止でいいんでしたか、それとも曇り防止ですか、今、切替えもあると思います。切り替えていく考えはということは聞いておりますが、これはもうやっていますが、その点で、どういうふうにやっているのかということでお尋ねします。

それから、２点目、歳出の決算書75、76ページ、説明書では97ページ、総務費の防災対策費であります。

災害に強いまちづくり啓発事業ということで、これは説明書の中に、職員向け防災訓練で、課長級以上を対象とした情報処理訓練と、それから、全職員を対象とした情報伝達訓練を実施しているというふうにありますけれども、これについての内容等についてお尋ねいたします。

それから、３点目、歳出、決算75、76ページの総務費の防災対策費です。

防災コミュニティ促進事業で、自主防災組織活動に対する支援でありますけれども、地域の自主防災が主体的に防災訓練を実施しているところは何か所ぐらいあるのか。お示しをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　くらし安全課の田代と申します。

決算書67ページ、68ページ、説明書93ページ、交通安全対策事業、道路反射鏡についてお答え申し上げます。

現在設置しております道路反射鏡は、鏡面がコーティングされておりまして、曇りとか水滴に対応しているものを設置しております。

交換でございますけれども、見えづらいとか、曇っているよとか劣化しているよというお話を頂戴いたしましたら、その都度現場のほうで確認いたしまして、交換のほうを随時行っているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

決算書75、76ページ、主要な施策に関する説明書97ページ、災害に強いまちづくり啓発事業、職員向けの訓練についてお答えをさせていただきま

す。

まず初めに、情報処理訓練の内容についてお答えいたします。

こちらに関しましては、発災後に報告される被災状況や町民からの問合せに対し、短時間でどのような判断をし、どのように指示をするか、また、その情報をどのように共有するかというものを体験するものとなります。

例を挙げてお伝えさせていただきますと、進修館周辺の道路が冠水していますという情報に対し、まちづくり建設班に通行止めの指示、ホームページ等にて住民への周知及び関係機関への伝達を指示。また、ほかの例でお伝えいたしますと、家の出入口がゆがんで外に出られません、助けてくださいという救助要請に対し、消防署へ救助を要請、地元消防団にも協力を要請などの対応を考え、その都度指示を出す。そして、その情報を地図に落とし、情報を共有化、記録として残すという訓練となります。

情報は全て異なりまして、この内容を一定時間繰り返し行い、災害時の緊張感を体験するというものとなっております。

次に、情報伝達訓練についてになります。

発災時の職員の安否確認、また、参集時刻を確認する訓練となります。

内容といたしましては、くらし安全課長から、三役並びに全課長宛てに訓練開始のメールを送信いたします。各課長は、所属職員へそのメールを転送、職員から返ってきた回答を取りまとめ、くらし安全課長へ回答するという訓練になります。

以上となります。

続きまして、決算書75、76ページ、主要な施策に関する説明書48ページ、防災コミュニティ促進事業、自主防災組織への支援についてお答えをさせていただきます。

まず、自主的・主体的に防災訓練を実施しているというものの定義に関しまして、担当内の調査の定義として決めたものがございますので、そちらをお伝えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響もあったことから、調査期間を令和５年、令和６年とさせていただきました。そして、未実施の定義に関しましては、全く訓練・研修等を実施していない未実施、もしくは昨年度まで行っていた地域防災訓練のみの参加と、厳しく捉えた形で調査をさせていただきました。結果、実働訓練または研修を行っている団体は56団体中36団体、未実施の団体は20団体という形となっております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

１点目の道路反射鏡の関係ですが、曇りあるいは水滴については、言っていただければということなんですが、大体、県道沿いというか、道路の激しい、通行の激しい、車の激しいところは当然、ついているところもあるんですけれども、見ていると、車の通りが激しいところでも、朝なんか水滴というか、曇り反射鏡になっちゃって、全然見えなくて、これは危ないなと、そういうところは、どうなんですか、町内の道路反射鏡の割合としては、どの程度まで、これは修繕ですよね。どの程度まで進んでいるんでしょうか、実態は。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　くらし安全課、田代でございます。

コーティングされた鏡面にどれぐらい替えているのかという、その率のご質問だと思うんですけ

れども、新しいものに替えているというのは、すみません、その辺のデータと申しますか、その辺の統計はちょっと取っておりませんので、申し訳ございませんが、お答えしかねるところでございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　質問の仕方が悪くて申し訳ありません。

そうすると、道路反射鏡は、ほとんどコーティングはされているという考えでいいんでしょうか。なおかつ、コーティングはされているけれども、たまにはそういう反射鏡もあるということ。

そうすると、昔風の反射鏡というのは、すっかり替わっているということで理解していいんでしょうか。今ある全ての反射鏡というのはコーティングされていると、基本的には曇り鏡にならない、露がつかないということなんでしょうか。その辺ちょっと。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　今設置しております反射鏡はコーティングされているので、そういった曇りとか水滴に強いんですけれども、昔というか、例えば昭和の頃につけたものにつきましては、そういったコーティングがされていないものも中にはあると考えおります。

ただあと、コーティングされていても、気象条件とか、外にあるものですから、劣化が進んでいくと、コーティングがやがて落ちてきて、本来の機能が損なわれるというケースもございます。

ですので、ただあと、いろいろ気象条件があるものですから、例えばコーティングの機能が落ちていても、露とか曇りとか、そういったものが発生しないところも中にはあると思います。

ですので、そのときに、我々もそうなんですけれども、現地を確認しながら、交換が必要ではないかというものに対しましては、随時対応していっているということでございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　決算書を見ても分かりますけれども、令和６年度は設置及び修繕工事で208万8,000円ですから、なかなか、おいそれとはいかないのかなという気もするんですけれども、取りあえず姿勢としては、時と時間帯とか、気象によっても違うので、何とも言えないんですけれども、取りあえず、結構多くないですか、こういう要望というのは。あるのかなという気はしますけれども、どうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○くらし安全課主幹（田代宇隆君）　そうですね、曇っている曇っていないというのは、なかなかお話をいただくというのは、そんなに件数としてはございません。ただ、割れているよとか、そういったお話は伺うことが多いので、そういったものは適宜交換しているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

そういうことですので、担当のスタンスとしては、町民が言って、まずは要求してもらうということで、対応していただけるということで解していきたいと思います。

２点目の職員向けの防災訓練のほうの情報処理訓練と情報伝達訓練なんですけれども、正直言って、説明だけでは分かりません。

結局、目的は防災訓練ですから、助けるというのが主にという感覚があるんですけれども、職員向けとはいえ、情報処理訓練と情報伝達訓練はどう違うんでしょうか。

先ほど言った情報伝達のほうは、たまたま発災時の安否なんですけれども、それは別に対象者、幼児だとかいろいろあると思うんですけれども、それは別に構わないんですよね。

そうすると、情報処理訓練と情報伝達訓練というのは、もう少し分かるように簡単に説明していただけますか、すみません。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

先ほどの情報処理訓練、それから情報伝達訓練の違いについて、ご説明をさせていただければと思います。

まず、情報処理訓練というものに関しましては、イメージといたしましては、災害対策本部での状況、これを再現したものというふうにお考えいただければと思います。各種いろいろな情報が入ってくる中で、災害対策本部としてどのような対応を取っていくか、どのような処理を取ったか、また、それを判断した職員１人だけでは、当然共有化が図れませんので、図面に落とし込んでいったりとか、そういった形で、誰が見ても分かるような情報の処理の仕方の対応訓練という形となります。

また、情報伝達訓練に関しましては、全職員向け対象にメールを送付しております。こちらに関しましては、発災時に職員の安否がまず確認が取れること、それから参集する形になりますので、その際にどのぐらいの時間で登庁できるか、こういったものの情報を各課長級が収集をしていただきまして、くらし安全課長まで返信をするという内容の訓練となります。

少々名前が近いので、難しいところになるんですけれども、災害対策本部の訓練、それから職員の安否確認、参集の訓練、このような違いがございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

再質問させていただきます。

情報処理訓練のほうは分かりました。

情報伝達訓練も、全職員ですから、そうすると、今は割と町内からの職員が多いというふうにも聞いておりますけれども、もちろん町外からも来ますね。そうすると、全職員だから、全職員が同じような条件で出てくるわけですから、状況も全然違うわけですよね。それを全部きちっと把握するという意味では、そういう訓練なのかなと思いますけれども、これは、そうしますと、訓練というのは一度では済まないと思うんですけれども、これは、分かればいいという問題ではないと思うので、これはどの程度、今後も続けられるのか。それとも、一度令和６年度でやれば、ある程度習得できたので今後は要らないとか、そういう判断もあると思うんですが、これはどういうふうに今後なるんでしょうか、その点もう一度。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

こちら、情報伝達訓練に関しましては、やはり１回きりですと、効果が非常に薄くなってしまいますため、継続的に実施をしていきたいというふうに考えております。

現に今年度、同じく職員向けの訓練の中で、同じ情報伝達訓練のほうを既に実施をさせていただいております。こういった経緯もありますことから、継続的に実施することが効果的というふうに

考えております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

じゃ、３点目の自主防災の、要するに地域での防災訓練ですが、これは、全くやっていないというところもありますが、先ほど冒頭、定義と言っていましたけれども、最近、コロナ禍後、なかなか火を使った訓練というのはやられていなかった。町のほうも、火を使わないと、防災訓練をやった自主防災のところへは、補助金というか、それが出せないというような、そういう話も聞いたんですけれども、その辺はそうなのかどうか、確認すればよかったんですけれども、今どういうふうになっているのか、その点お尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

地区の防災訓練における補助金ということで回答させていただきますが、決して火を使うものでなければ、補助金が出ないということはございません。補助金のメニューもいろいろありますけれども、訓練に際しましては、訓練の補助金のという面に関してお伝えさせていただきますと、訓練の種目を３種目以上実施することという形で、訓練の項目での補助金の対象という形とさせていただいております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　３種類以上にしたという理由は、どういう理由なんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

種目数というところで回答させていただきますが、やはり一つだけの訓練になってしまいますと、大分訓練としても規模が小さくなってしまいますし、一度訓練をやるというに関しましても、なかなか準備等もありますので、効果的に訓練の成果を出すという意味では、やはり種目数としては、３種目程度の実施が望ましいかというふうに考えております。そういったところから、３種目以上という形とさせていただいております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

ただ問題なのは、冒頭答えておりましたけれども、全くやっていないというところですよね。やっぱり心配になってきますし、なぜこういうことを聞いたかというと、あまり訓練に対して、いろいろ町のほうで言うと、じゃやらないかという、感情論ではないんですけれども、あまりそういうことで言われるんじゃ、昨今の時代はいろいろ、リーダーもいろいろ言われると、やれなくなってしまうというような、そういう傾向になっては困るので、やっぱりやることが大事だと思うし、それが進めばさらに、じゃ違うことにということにもなろうかと思う。

全くやらないというところは、確かにネックになるんでしょうけれども、今後どう打開していくのか、全体的にどう引き上げていくのか、その辺もどのように考えているのか、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

やはり、今ご指摘いただきましたように、未実施の自主防災組織に関しましては、町としてもや

はり課題として考えております。そのため、現在こちらとしても、対応を打てるように、なかなか自主防災組織、地域ごとによってもいろいろ課題があるとは思うんですけれども、訓練や研修を実施するに当たって、まずどんな課題があるのか、あとは実際に行うに当たって、何か困っていて実施ができないのではないかというものを、こちらのほうでアンケートのほうを実施する予定という形を取らせていただいております。

そちらのアンケート結果から、課題等を抽出させていただきまして、適切なこちらも対応を取れるような形で、今作業をさせていただいているところとなります。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　そのアンケートというのは、実際訓練がやられていないところでも、少なくともアンケートというのは、きちっと回答が返ってきているのかどうか、その辺の状況はどうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（堀内恵介君）　危機管理担当主査の堀内と申します。

アンケートの実施に関しましては、これからアンケートのほうを発送予定という形を取っております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　以上で、丸藤栄一委員の質疑を終わります。

以上で、くらし安全課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４５分

再開　午後　２時４８分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第３８号の審査（環境資源課）

○委員長（九山妙子君）　これより環境資源課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

環境資源課長。

○環境資源課長（大場崇明君）　環境資源課長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○資源循環担当主査（古山進二君）　環境資源課資源循環担当の古山と申します。よろしくお願いします。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境資源課環境推進担当の濱田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　同じく環境資源課環境推進担当の佐藤と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて、１人30分以内となります。３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので、終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、一つ質問させていただきます。

決算書130ページ、説明書109ページの減量推進事業の中の件なんですけれども、令和６年度から町が支払うことになりました。

以前はこの分を、町は衛生組合にどういう項目で支払っていたのか、また支払っていなかったのか、その辺詳しくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊と申します。

決算書130ページ、説明書109ページ、減量推進事業の廃棄物減量等推進員に関係するご質問についてですが、廃棄物減量等推進員に関する事業費につきましては、委員ご指摘のとおり、令和５年度までは町が久喜宮代衛生組合に、構成市町の負担金として支払いのほうを行っておりました。

この推進員制度につきましては、令和５年度まで衛生組合において実施している事業でしたが、事務の移管に伴いまして、令和６年度からは町のほうで実施しております。そのため、令和６年度は町の減量推進事業に予算計上いたしまして、執行させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

それでなんですけれども、この予算金額から人数分を割ると、ちょっと端数が出て、どんな感じで支払われているのか、少し詳しくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊と申します。

予算額に関しましては、130人分で計上のほうをさせていただいたんですけれども、実際に推進員になられた方は116名でした。

決算額につきましては、115名分になっているんですけれども、実はお一人様につき１万2,000円を年額お支払いする形なんですが、お一人の方から、この謝礼については辞退をさせていただきたいというご意向がございましたので、115人分のお支払いをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員（鈴木次男君）　納得しました。ありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、鈴木次男委員の質疑を終わります。

通告第２号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原洋子でございます。よろしくお願いいたします。

１問目、決算書72ページ、説明書104ページ、環境管理費で空き家対策事業で、空家等実態調査の実施、管理不全空家５件のうち、解消された１件の内容は、どのような状態がどのように解消されたのか伺います。

２問目、決算書128ページ、説明書106ページ、環境衛生費で環境衛生事業、負担金、補助及び交付金で、野良猫の繁殖抑制等の実施で、165匹の不妊手術の直近の推移を教えてください。決算書のほうに10万6,300円とあるのですが、これが補助金だと思いますが、この金額はどう使われているのか伺います。

３問目、決算書128ページ、説明書107ページ、

環境衛生費で広域利根斎場組合負担金事業で、メモリアルトネの使用状況が、死亡数と利用件数の違いの理由を教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

それでは、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず１点目、説明書のほうが104ページ、決算書のほうが72ページでございます。

管理不全空家の５件のうち、解消された１件の内容は、どのような内容がどのように解消されたのかというご質問でございました。

解消された管理不全空家等の内容につきましては、主に建物の外壁部分の破損、屋根の変形、屋根につながる支持部材の破損、樹木等の隣地への越境となっております。どのように解消されたかにつきましては、町では管理不全空家等に認定された根拠となる内容が全て修繕もしくは除却された場合に、解消されたというふうに定義をしております。当該管理不全空家等におきましては、建物及び樹木が全て除却されたことが確認できたため、解消されたというふうに判断したものでございます。

２点目のご質疑でございますが、野良猫の繁殖抑制の実施、165匹の不妊治療の直近の推移、それから決算書の10万6,300円の使い道ということでございましたけれども、野良猫の不妊・去勢手術の直近の実績につきましては、説明書の106ページに記載してございます。令和６年度は165匹ということになっておりますが、令和５年度につきましては245匹、令和４年度135匹、令和３年度144匹となっております。

宮代町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金の交付額である10万6,300円の使い道でございますが、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の不妊・去勢手術に要する経費といたしまして、交付対象者の方にご活用いただいている状況でございます。

それから、メモリアルトネの使い方、使用状況ですね、それから死亡数と利用件数の違いの理由はということでございましたけれども、メモリアルトネの使用状況についてでございますが、ここでの死亡件数とは、宮代町で死亡届を受理した件数となっておる状況でございます。そのため、町内外問わず届け出た件数が計上されており、利用件数につきましては、宮代町内に住所を有し、メモリアルトネの火葬室を利用した件数が計上されているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　それでは、再質問させていただきます。

１問目の解消された空き家が、結局更地になったということでよろしいのか。それがその後、その土地に関しては、これからどのようになるのかということをお聞きします。お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

委員ご指摘のとおり、やはり除却をされたというところで、更地になったということが確認できました。その後の土地につきましては、今現在、まだ更地のままの状態でおりまして、活用が進めばいいんですけれども、今現在、所有者の方と、連絡はたまに取るんですけれども、いまだちょっと活用先が見つかっていない状況でございます。

実際に現場のほうを我々確認しているんですけれども、ちょっと草が生えてきている状況が確認できましたので、その点も、周りの方にご迷惑にならないような形で管理をお願いしますという形で、その方にはお伝えをしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

更地であれば、住宅地だと思うんですけれども、例えばそれを売却とか、そういうことも割としやすいと思うんですけれども、そのあたりを空き家の持ち主の方にご相談とか、そういう形は取っているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

所有者の方と連絡は取れる状況なんですけれども、ちょっとその所有者の方の事情が少し特殊でありまして、所有者の方が動けば、すぐに売却ですとか、そういうところに進む可能性もあるんですが、なかなか事情がありまして、そういった行動に移せないというふうに伺っています。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

空き家で危ない状態が解消されただけでもよかったと思いますので、この先もよろしくお願いいたします。

それでは、２問目のほうの再質問です。

こちらは10万6,300円が、そういった保護をされている方に使っていただくというものですが、これ多分、さくらねこを例えば不妊手術しますと、１匹当たり多分、普通の飼い猫だったら１万円、２万円、下手したら３万円ぐらいすると思うんですけれども、これって個人負担といいますか、こういうものをさくらねこの場合、どういうふうになるのか教えていただけるとありがたいです。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

実際に、例えば野良猫を手術したりという形で、ボランティアの方が病院に搬送しましたというところになったときに、まずはそのボランティアの方に一度立て替えていただいております。手術費用を立て替えておいていただいて、その後に年度末に、実績報告という形で町に、何匹手術をして幾らかかりましたというところの領収書、それから写真、それから実績報告書の様式、そういったものを付していただきまして、提出をしていただく。そこで、町で精査をした段階で、じゃ適正に補助金の活用が見込まれますねということで額の確定をして、その後、一括で精算をする、お支払いをするという形になりますので、一時的には補助対象者の方にご負担をいただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

ただ、165匹に対して10万6,300円、かなり低い額だと思うんですけれども、こちら、やっぱり全額みたいな感じにはならないんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

こちらの165匹という数字なんですけれども、こちら、補助金を使った野良猫、それから、これ

とは別に、動物基金が運営する無料チケットというのがあります。これは、手術費用が完全無料でできますよというチケットなんですね。こちらが、実は165匹って大部分を占めていて、ほとんどがチケットによるものです。

というのは、やはりチケットを使うということがまず大前提、それはなぜかといいますと、無料で一応できるというようなところがあるので、まずはチケットを使う。それで、チケットが使えない状況に陥ったときというのが、そういった病院のほうで、一時的に補助者の方に立て替えていただいて、後で補助金として活用するというようなシステムを取っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

何度も申し訳ないんですけれども、チケットが使えない状況って、どんなときでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

すみません、説明が行き届いていなくて申し訳ありません。

チケットが使えない状況ということで、まず、チケットが使える曜日というのが決まっています。それが金曜日と土曜日なんですね。チケットが使える病院も実は決まっています。全国にいろいろあるんですけれども、私たち宮代町が指定したところというのが、越谷市にある病院になります。そこの病院で、金曜日と土曜日しか受入れができないんですね。なので、通常は、金曜日に連れていくとすれば、木曜日の夜に捕獲器を仕掛けます。そうすることで、翌日に運び出せるわけですね。ただ、例えば月曜日ですとか火曜日とかに、間違ってというか、誤って入ってしまった場合とかとすると、月曜日に捕獲した場合に、金曜日まで３日間ぐらい、ずっと捕獲器に入れっ放しの状態になってしまうんですね。そうすると、猫にとってもストレスになりますし、捕獲をしていただいたボランティアさんの方にもご負担にもなるということなので、そういう場合については、すぐにできる病院のほうに連れていって、補助金を活用するというようなシステムになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、３問目の再質問なんですけれども、こちらが、死亡件数は宮代町の方、利用件数と差があるところはよく分かりました。

こちらが、ただ令和５年度に比べると、死亡件数よりも利用が増えていると思いますので、トネを使っていただけているのかなと思うんですが、こうやって増えていることについて、何か検証とかはされているでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

メモリアルトネの利用状況についての検証ですとか、そういった部分については、今のところしてはおりませんが、啓発・広報活動といたしまして、今年４月１日からですかね、ホームページのほうでメモリアルトネのご案内という形で、ホームページにアップさせていただいております。

そちらも踏まえて、今後もそういった部分も踏まえながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、野原洋子委員の質疑を終わります。

通告第３号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、１問目になります。決算書70ページ、説明書103ページ、公害対策費の公害防止対策事業。

①といたしまして、不法投棄処理状況において、件数が大きく減少したことの考察をお願いいたします。

②普通騒音計・振動レベル計の更新の詳細をお願いいたします。

２問目になります。決算書70ページ、説明書103ページ、環境管理費、環境推進事業になります。

①といたしまして、地球温暖化対策実行計画の策定における委託先はどこになるのでしょうか。

②宮代町ゼロカーボン推進協議会の取組の進捗を教えていただきたいと思います。

３問目、決算書128ページ、説明書106ページになります。環境衛生費、環境衛生事業。

①といたしまして、あき地環境保全における指導・助言で改善された状況を教えてください。

②環境問題処理状況における空き家と雑草・樹木での考察をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当主査の佐藤でございます。よろしくお願いします。

まず、１点目の公害防止対策事業における不法投棄処理状況において、件数が大きく減少したことの考察についてお答え申し上げます。

不法投棄につきましては、住民からの通報ですとか他事案の現場に出た際に発見するなどによって認知し、回収のほうを行っております。

不法投棄の件数が大きく減少した状況につきましては、単一の要因というわけではなく、役場ですとか警察による監視の強化、廃棄物の適正処理の徹底、地域住民との協働といった複数の要因が相まって生じた結果であると考えております。

なお、令和７年現在の通報状況におきましては、令和６年度と比較して、ほぼ同数の件数となっております。

今後につきましても、関係機関と連携をし、不法投棄の抑止効果を高められるよう取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

２点目の普通騒音計・振動レベル計の更新の詳細についてお答えさせていただきます。

こちら、更新前の騒音計と振動レベル計のほうなんですけれども、取得後の期間が耐用年数を超過している状況でございましたが、計量法で定められている検定及び機器のメンテナンス等を行いまして、使用のほうをしておりました。そのような中で、現保有機器メーカーが、耐用年数を超えた機器についての修理等、サポートサービスのほうを終了するというところの発表があったことにより、更新のほうをさせていただいたところでございます。

２つ目の環境推進事業の地球温暖化対策実行計画の策定における委託先はということでお答え申し上げます。

委託業者のほうは、株式会社エスプールでございます。

２点目の宮代町ゼロカーボン推進協議会の取組の進捗についてお答えさせていただきます。

こちらは、令和６年10月３日に宮代町ゼロカーボン推進協議会のほうを設立いたしまして、令和６年度は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、検討会議や原案の作成にご協力

のほうをいただきました。今後も、実行計画に沿った事業の実施について、協議会委員の事業者の方たちとも連携し、推進してまいりたいと思うところでございます。

なお、今年度は７月に、住民の皆様に身近な場所で行われているゼロカーボンの取組を知っていただくとともに、ご自身の生活の中でできる限り、できる取組がないか考えていただくことを目的としまして、町や事業者が取り組んでいるゼロカーボンをテーマとした展示会のほうを、税務課のロビー前スペースのほうで実施のほうをさせていただきました。

続きまして、３点目の環境衛生事業について、お答えのほうをさせていただきます。

１点目、あき地環境保全における指導・助言で改善された状況についてお答えさせていただきます。

あき地環境保全条例に基づく指導・助言につきましては、毎年５月と10月に実施している空き地の一斉調査と、個別に寄せられた苦情に伴う個別指導のほうを実施しているところでございます。継続的な指導・助言の結果、適正に管理されていると確認できたあき地につきましては、通知の対象から除外する等の対応を行っております。

今後も引き続き、関係機関と連携をし、管理不全の空き地の解消を目指してまいる所存でございます。

２点目の環境問題処理状況における空き家と雑草・樹木の考察についてなんですけれども、こちらは、環境問題処理状況における空き家と雑草・樹木につきましては、相談も多く寄せられているところでございます。件数のほうも昨年度、突出して増加のほうをしております。

特に空き家に関しましては、令和６年７月に条例のほうを施行した関係もございまして、広報やホームページでも周知等を行っているため、役場への相談件数のほうが増加した要因の一つではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず１問目、昨年度は不法投棄処理状況として合計で55件あった中、29件ということで、本当に少なくなっているので、ありがたいなと思うんですけれども、これに対しては、いろいろな取組をされていると思うんですけれども、例えば看板等の設置などが増加したとか、そういうことはあるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当主査の佐藤です。

看板の設置のほうにつきましても、順次箇所のほうを増やして、職員のほうが設置等を行っておりますので、純粋な数としては、やはり設置箇所というのは増えているような状況であるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　私のほうからも、春日部市のほうにつくるところの畑の辺りに看板設置をお願いしたんですけれども、それができているかどうかはちょっと見ていないので、何とも言えないんですけれども、看板もつけていただいているということで分かりました。

あと、②のほうはよく分かりましたので。

それでは、２問目のほうの再質問をさせていただきます。

エスプールで行っていただいたということなん

ですけれども、こちらのほうを選択した理由というのは、どういうところにあるのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当主査の佐藤です。

エスプールのほうを選定した理由につきましてお答え申し上げます。

こちらの株式会社エスプールなんですけれども、選定の方式は、プロポーザル方式による随意契約によって選定のほうをさせていただきました。

こちらは、５者のほうを選定のほうをさせていただきまして、こちら、計画策定に関することということで、ホームページ等で検索等をして５者のほうを選定のほうをいたしまして、そのうち２者、辞退のほうをされてしまいまして、そのうち３者、そこからプロポーザルということで、１者のほうを、得点の高い株式会社エスプールのほうを選定させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　決め手となった何か、ここがよかったという点があれば、教えていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当主査の佐藤です。

決め手となった点につきましては、まず価格の面でも、一番安価なことで実施のほうをするというふうな形で、見積りのほうを頂戴しましたので、そうした形のものが１点というところと、あともう一点なんですけれども、やはり協議会ですとか、そういったものの支援、そのときに、宮代町のゼロカーボン推進協議会のほうを立ち上げることも検討のほうをしておりましたので、そこの点の支援に関してもご協力いただけるというところで、選定に至った理由となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それと、令和６年度で、この協議会は何回行われたんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当の佐藤です。

令和６年度は、計３回、協議会のほうは実施させていただきました。そちらは、設立に関するものと、あと計画の内容に関するもの、最終的な調整と計３回、実施のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　あと、令和６年度までにおいて、計画的なものが達成されているものというのは、大体何％ぐらいになっておりますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当主査の佐藤です。

計画のほうなんですけれども、令和６年度は、計画の策定ということで実施のほうをさせていただきまして、計画の推進自体は、令和７年度から推進といった形になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　すみません、私、令和６年から令和７年度にかけて、何％ぐらい達成され

ているのかとお聞きしたと思うんですけれども、そういうのは出していないという状況ということでよろしいんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

環境資源課長。

○環境資源課長（大場崇明君）　環境資源課長の大場でございます。

令和６年度から令和７年度に何％達成したかということなんですけれども、先ほど担当のほうからお話をさせていただいたとおり、昨年度は計画の策定を行っておりますので、今年度から実行していくということになりますが、目標とすると、2030年までに50％削減というのが一つの目標になっていますので、それに向けて様々な取組を行っていくということになります。

具体的に、じゃ今年度、どれぐらいCO_2が削減されているのかというのは、なかなか算出するのが難しいんですけれども、その取組、計画を実行していく中で達成していくということでご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

やはり、先ほど安価というのも要因だと言われていましたけれども、安いとはいっても、660万円というのは決して安い額ではありませんので、これだけ使ったので、少しでも成果を上げていただきたいと思いましたので、少しでも進んでいるのかなということでお聞きさせていただきました。

それでは、２問目はこれで終わりたいと思います。

３問目について質問させていただきます。

あき地環境保全のほうになりますが、説明書で106ページになります。

地権者数のところで、257となっているんですね。この257あった中で、助言によって改善されたのが何件ぐらいになるのかというのを具体的に数字で挙げていただきたかったんですが、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

257件のうち、どれぐらいが解消されたかというご質疑でございましたけれども、環境推進担当で、どれだけの改善がなされたかといったところは、追いかけていないといいますか、把握はしていない状況です。

ただ、やはり周りの住民の方から、ここが変わったよとか、そういった指導したおかげで、ここがきれいになったよとか、そういった部分を数多く声をいただくので、担当としては実感を、改善に向けて少しずつ進んでいるかなというような実感は持っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　私のほうも結構多く要望させていただきまして、すぐに動いていただいているということで、ありがたいなと思っているんですが、ただ、そうしますと、要望を受けて１回しか、改善の通知というか、それは１回しかしていないというふうに受け取ってしまうんですけれども、その辺は１回で終わらせてよろしいかどうか、ちょっと不安なんですけれども、その辺のことをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、

毎年５月と10月に、うちのほうで把握している空き地については全て見て回っております。その中で改善が、例えば去年されたとしても、また生えてきてしまっている状況というのが確認できたら、通知を出すというような形の方法を取っておりますので、必ずしも１回だけというわけではないというようなことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それを聞いて安心いたしました。

やはり、通知はしたんですけれども、なかなか動いてくれないという所有者が多くいらっしゃると思うんですよね。そうすると、また通知するということは、また予算がかかってしまうというふうになりますので、なるべく少ない通知で改善していただけるように努力していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

似たような形になってしまうんですけれども、106ページの一番下のところの環境問題処理状況ということで、空き家、それから雑草・樹木のところだけに限ってしまったんですが、昨年度は55件あったものが、雑草・樹木なんですけれども、今回87件と増えてきているということで、ちょっとなかなか難しいところがあると思うんですが、こちらの空き家66件、雑草・樹木87件というのは、解決できているという数字ではなくて、まだ途中であるということでよろしいんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

こちらの数字につきましては、やはり中で解決しているものもございます。ただ、解決に向けて今、いわゆる途中のところもありますし、様々な状況を踏まえた数字だというところでご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　町のほうも一生懸命、指導とか通知をしていただいているということが分かっておりますので、今後も引き続き進めていただきたいと思いますので、要望としてよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で、泉伸一郎委員の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩　午後　３時２５分

再開　午後　３時３６分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

通告第４号、福澤和美委員。

○委員（福澤和美君）　議席番号４番、福澤でございます。よろしくお願いいたします。

決算書のほうは128ページ、説明書のほうが106ページの環境衛生事業、環境問題処理状況についてお伺いいたします。

説明書の表にある環境問題処理状況の表なんですけれども、苦情について、それぞれどんな苦情があって、どのように対応したのか、事例を幾つか教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

それでは、お答え申し上げます。

環境問題の処理状況につきまして、説明書の106ページ下段をご覧ください。

令和６年度の環境に関する問合せ・苦情等の相談件数は、全部で325件となります。内訳に関しましては、分野ごとにジャンル分けをし、件数の多い分野を掲載しております。

各項目の苦情内容及び対応方法についてご説明いたします。

空き家に関しましては、隣家や住宅への枝木の越境、トタンの剝がれや瓦の落下、蜂の巣の発生など、住民からの通報が多くあります。対応方法といたしましては、通報がございましたら、職員が現地を確認させていただき、所有者等へ現状写真を付して通知をして、改善を促しております。

雑草・樹木に関しましては、空き地からの草木の越境が主な苦情内容となっております。こちらも空き家と同様、職員が現地を確認し、現場写真を付して通知をしております。

不法投棄については、実際に不法投棄があるといった通報や、不法投棄をされてしまうので対策を講じたいという相談が寄せられております。

実際に不法投棄があった場合は、不法投棄の場所が電話、それから窓口で特定ができ、かつその場所が私有地であるならば、敷地の管理者に情報提供して、処理を依頼している状況でございます。場所の特定が困難なものや町所有の土地に投棄がされている場合におきましては、現場を確認した後、行為者の身元につながる情報がなければ、不法投棄として町が処理を行います。

不法投棄をされてしまうといった相談については、看板の設置をご案内し、土地所有者の承諾の下、職員が看板を設置している状況でございます。

続きまして、猫相談についてでございますけれども、近隣住民の野良猫の餌やりに関する相談やＴＮＲ、こちらは猫を捕獲、トラップして、不妊・去勢手術をするニューターをして、捕獲をした場所に放す、リリースの頭文字を取って、ＴＮＲということで表現しております。このＴＮＲに関する相談が非常に多く寄せられているという状況にあります。

餌やりにより近隣住民とトラブルになっている場合につきましては、職員が現地を確認して、餌やりを行っている方のお話を伺い、餌やりのルール等を指導させていただきます。また、ＴＮＲに関する相談等が寄せられた場合におきましては、ボランティア団体と連携するとともに、地域住民の方と協力し、ＴＮＲ実施を促している状況でございます。

野外焼却につきましては、実際に現場を目撃した方からの通報が多く寄せられている状況でございます。生活への悪影響や延焼を懸念されたために通報される方が多く、通報がありましたら、職員が現場に急行いたします。現場で野外焼却が確認できましたら、直接行為者の方に指導を行い、消火を確認するまでは現場にとどまるといった対応を行っております。

騒音・振動に関する苦情につきましては、事業者の資材置場、それから作業場の近隣の方からの通報が多くなっている状況でございます。こちらも、電話や窓口等で状況を確認した上で、現場を確認し、事業者等へ近隣に対する配慮をお願いしている状況でございます。

その他の事項に関しましては、様々な苦情がございますけれども、主に水質汚染の疑われる油やオイル等の河川及び用水路への流出による通報、それから生活環境周辺においての悪臭、それから害虫による駆除などがございます。

いずれにいたしましても、通報がございましたら、職員が現場確認を実施するとともに、必要に応じて各関係機関と連携し、原因者へ指導等を実施している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございます。

私のほうからも空き家の件とかご相談させていただいて、迅速に動いていただいて感謝しております。

再質問させていただきます。

不法投棄についてなんですけれども、ごみステーションへの不法投棄というわけではなく、それ以外の場所での不法投棄というのは結構あるものなんでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

不法投棄の場所につきましては、大部分が、やはり町道、道沿いですとか歩道のところですとか、そういった部分に、より多く寄せられている状況でございます。その他につきましては、例えば用水路ですとか公園ですとか、そういった部分については、各施設管理者のほうに私のほうから、環境推進担当のほうから情報提供して、回収をしていただくというような状況を今行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　すみません、どのようなものが不法投棄されているのかというのをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

まず、一番多いものにつきましては、生活ごみです。空き缶、ペットボトル、コンビニから出たお弁当のプラ容器、そういった部分が混在して袋に入っている状況が一番多いです。

その他については、例えばちょっと珍しいものというと、昨年ですかね、あったのが、土とか、ちょっと歩道に盛られている状態とかというのも確認できましたし、あとはタイヤですとか、テレビとか、そういったものについては、ちょっと特殊なので、また処理方法というのが変わってくる状況ですけれども、極力そういうところも踏まえて、行為者の特定というのをまず行います。

ごみについても、あまり言いたくないんですが、中を見て、行為者につながる情報がないかというところを確認した上で、もしあれば警察に通報して、連携をしながら行為者を特定していくというような形になります。もし行為者が見つからない場合は、町で回収をして処理をするというところを行っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございます。

そうしましたら、猫相談なんですけれども、あと騒音・振動ですね、両方とも、どの辺りの地域に多いのかとか、もしありましたら、教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　ただいまのご質疑につきまして、まず猫の部分につきましては、多くがやはり、町内全域に分布はしているんですけれども、市街化区域、住宅が密集している地域というのが多く見受けられる状況ですね。

理由といたしましては、やはり家と家が近い状況なので、お隣さんのところから猫が出てきたりとかといったところもあるので、相談が増えると。逆に言うと、市街化調整区域というのは家と家の間隔が広いので、あまり相談としては寄せられて

いない状況というのがあります。

また、騒音・振動についてでございますけれども、こちらのほうは、先ほども答弁の中で申し上げましたが、資材置場ですとか作業場、それから解体現場といったところが苦情の部分を占めていますので、それは市街化調整区域、それから市街化区域かかわらず、発生しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、福澤和美委員の質疑を終わります。

通告第５号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、２点についてご質問させていただきます。

１点は、歳出で、決算69、70ページ、説明書では103ページ、総務費の中の環境管理費、環境推進事業で、ゼロカーボン推進協議会を設置したということであります。これは令和６年10月３日です。

どのように二酸化炭素排出量を削減していくのか。設置したというのは、成果でもありますけれども、今後どのように削減していくのか。

それから、２点目は、同じく歳出、決算書71、72ページ、説明書では104ページの総務費の中の環境管理費、空き家対策事業でございます。

空家等実態調査を実施したということで、空き家の現状等の把握を行ったが、これも、それまだ成果なんですけれども、今後それを踏まえて、どのように改善を図っていくのか。その点も、決算ですので、ぜひお示しいただきたいと思います。

以上２点。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当主査の佐藤です。よろしくお願いします。

まず、環境推進事業のゼロカーボン推進協議会を設置し、どのように二酸化炭素排出量を削減していくのかというところ、答弁のほうをさせていただきたいと思います。先ほどの泉委員の答弁と重複する箇所もあるんですけれども、お答えのほうをさせていただきたいと思います。

昨年の令和６年10月３日に、宮代町ゼロカーボン推進協議会のほうを設立のほうをいたしまして、令和６年度は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、検討会議等、原案の作成にご協力のほうをいただきました。

今年度、令和７年度から、実行計画に沿った事業の実施について、具体的なものを実施していこうというところで、協議会の委員の皆さんと協力・連携をして、こちらの事業のほうを各種推進してまいりたいと思っておるところです。

続きまして、空き家対策事業のほう、空家等実態調査のほうを実施しまして、空き家の現状の把握を行ったが、今後はどのように改善を図っていくのかという点について、お答えのほうを申し上げます。

令和６年度に空家等実態調査のほうを実施しまして、196件が空き家であることが判明いたしました。空家等対策の推進に関する特別措置法第13条に基づく管理不全空家として、令和６年度に町が認定した４件を加えますと、令和７年３月31日時点で、少なくとも200件の空き家というものを把握しておる状況でございます。

今後につきましては、今年度、空家等対策計画のほうを策定します。その後は、計画に基づいた対策のほうを推進するとともに、住民の方からの聞き取りや情報提供を基に、空き家の所有者の方へ適切な管理の重要性といった意識啓発のほうを

実施しまして、危険な空き家というものが増加をしていくことを未然に防ぐ働きかけを実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、環境推進事業のゼロカーボンの関係ですが、ご承知のようにゼロカーボンシティ宣言が令和５年２月16日にされました。その翌年ですから、ゼロカーボン推進協議会を設置したのが次の年の10月３日ということで、これはとんとんといきました。

確かに成果では、こういうふうになっていますけれども、具体化の一つとして、太陽光発電の導入のための予算、これは、その一環の一つとして捉えていいんですよね。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当主査の佐藤です。

お答えさせていただきます。

太陽光発電に関しましても、もちろんCO_2のほうを削減していくというところの有効な手段として認識しているところでございます。

公共施設の太陽光発電の設置のほうも、昨年度、庁舎のほう、設置のほうをさせていただいたところではございますが、今後どういった施設にどのような方式で設置していくかというのは、現在検討中でございまして、箇所が順次決まり次第、予算化等の措置のほうを検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

今答弁がありましたように、太陽光発電、公共施設に順次設置していくのは至極当然だと思うし、進めていただきたいと思うんですが、これはどういうふうな順序で設置していくかの検討を、それは今年度にはできるということでよろしいですね。できたら当然、我々にもお知らせするということで、それは当然、町民にもお知らせするということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当主査の佐藤です。よろしくお願いします。

順次、導入のほうを検討させていただくんですけれども、検討の材料としては、やはりその施設のほうを、どのぐらいの期間、今後利用していくのかですとか、太陽光のほうを設置しますと、やはり20年近く、そういった施設のほうの利用がロックされてしまうということもございます。そういったところも踏まえて、検討のほうをさせていただくところと、あと、やはり全ての施設において、設置をすれば、もちろんCO_2の削減というものは図れるところではあるんですけれども、やはりスケールのほうの規模が関係してくるような形になります。小さい施設ですと、どうしてもスケールメリットの関係から、導入は可能なんですけれども、費用のほうが多くかさんでしまうということもございますので、そこら辺のバランス、費用対効果という面も着目しながら、検討を進めたいと思っておる所存です。

決定のほう、順次、この施設のほうに導入と、先々の情報のほう、何年度にいつというところでは、なかなか、どこまで公表等できるかというと

ころはあるんですけれども、順次施設のほうへの導入のほうが、方針が決まりましたら、その都度情報のほう、公開のほうをしていきたいと思っているところです。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　昨日あたりのマスコミというか、ＮＨＫでもやっていましたけれども、やはり国のほうの太陽光発電のリサイクル、処分のほうも義務化というのが揺らいできているので、ちょっと心配なんですけれども、町としてやれるのは、当面そういうこととか、あと、予算化されるかどうか分かりませんけれども、やはり電気自動車とか、そういうのから順次進めていかないと、とても2030年度までに二酸化炭素を各自治体で減らしていくことができない。やれることはやらなくちゃいけないと思うんですけれども、あと何か予定していること、今考えていることは、どういうことなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（佐藤亮二君）　環境推進担当主査の佐藤です。

お答え申し上げます。

今、先ほど答弁の中でも、小さな施設のほうにはちょっと導入のほうが、太陽光のほうは難しいというふうな形で、費用対効果の面も申し上げさせていただいたところなんですけれども、その点に関しましては、今年度10月から、エネルギーオークションというものを実施のほうをさせていただきまして、簡単に申し上げますと、電気のほう、購入している電力のほう、こちらのほうをオークション形式で実施をしまして、再生可能エネルギーのほうを100％のものというものを、10月のほうから、庁舎をはじめ12施設だったかと思うんですけれども、そちらのほうに導入のほうをしていく予定でございます。そちらのほうの電気を使えば、クリーンな電力で電気のほうを購入できるといった形になりますので、CO_2の排出も抑えられるような形になってくると思うところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

町としても考えていくのと同時に、協議会と合わせて、やっぱり歩調を合わせていかないといけないし、また違った、いろんな考えも出てくるかと思います。

いずれにしても、どうしたら二酸化炭素排出量を削減できるか。そういった点でも、先ほど電力の関係もそうですね。宮代町も東京電力からも、いろんなところから安い電力を買っています。ですから、そういう方向でも当然考えていくべきだと思うし、ぜひお願いしたいと。

今のところ、始まったばかりですから、あれもこれもというわけにいかないと思いますけれども、やっぱり住民は見ています。これだけ気候変動が激しいと、やっぱり関心を持たざるを得ない。だから、町民も注視していますから、しっかりやっていただきたいと、現時点ではそれでお願いしたいと。

２点目の空き家の問題なんですけれども、確かに、これも実態調査を実施したと、空き家の現状等の把握を行ったということで、それは当然だと思うんですけれども、やはりここからがスタートというか、だと思うんですけれども、なかなか対応が、これもどんどん、本当に計画的に進むかというと、そうはいかないと思うんです。ですから、今の体制でいいのかどうかというのもあるんですけれども、空き家については、やはりどういうふ

うな方向でやっていかれるのか。

令和６年度の成果としては分かるんですけれども、今後どういうふうにやられていくのか、その点示していただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

委員ご指摘のとおり、空き家の問題につきましては、これからどんどん増えていく状況というところが想定できている形でございまして、実際に昨年度実施した空家等実態調査で判明した196件の空き家につきましては、外観目視による老朽危険度判定というところも併せて評価しております。その老朽危険度評価判定におきまして、修繕等により再利用が見込まれる空き家と、はたまた損傷が激しくて再利用がなかなか難しい、除却しなくちゃいけないといった空き家に分類をしてございます。

空き家の解消に向けた効果的でより実効的な対策というのを、今年度から空き家の活用事務を担うこととなった未来のまち整備課というところをはじめとした関係各課、全庁的な問題でもあると思いますので、関係各課と連携して、これから空き家を減らしていく、空き家にさせないというような取組を実施してまいりたいというふうに考えおります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

空き家については、今から始まった話ではないし、相当前から、私も長年空き家について、空き地もそうですが、空き家についてもずっとやってきました。

やはり目立つんですよ。単なる隣が空き地だというのは、幾らでも私も見ているし、苦情もあるし、見てもきているんですが、その中でも、やっぱり目立つ空き家、それを解消しないと、町は何やっているんだみたいに思われます。

言うのは簡単だけれども、やるのは実際大変ですよね。私は、国だって行政代執行がありますよね、法的にも。やれるかといったら、どうしても、壊すのは簡単ですよ。処理するのは簡単だけれども、それは税金でやるのかという、やっぱりそこが問題なんでしょう。だから、税金でやるんだったら幾らでもできるけれども、そうではないと。

だから、そういう意味では、極端な話、前から言っていますけれども、最近は、百間の東小の学童、通り道ですよ。そんなところが獣道みたいになっちゃっていて、指摘してもそれは、ただ我々が町に対して言っている、住民が言っても全然らちが明かないと、極端な話ですよ。そういうところはやっぱり、どういうふうにやっていくのか。それは根気強く、地権者ともやらなければいけない、そういう話もするんですが、やっぱりやれるところは、町の職員だってやれるんじゃないかと、あんなひどい状況じゃ。やっぱり人が通れるようにしてほしいとか、そういうふうにして、見えるようにしないと駄目だと思うんですね。

だから、そういった点では、私らは分かるんですけれども、住民には納得してもらえない部分もあると思うんです。あそこについては、町に酸っぱくなるように言っていても、全然らちが明かない、それが実態です。じゃ、ここには議員さんいるのかというような、極端な話になってしまうわけですよ。

そういうのはあると思うんですけれども、やっぱり、学童じゃないですけれども、支障を来しているわけですよね。そういうのを根拠にして、改

善を図っていくのはできないのかどうか、その点、ちょっと痛い話かもしれませんけれども、どういうふうに改善していかれるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

環境資源課長。

○環境資源課長（大場崇明君）　環境資源課長の大場でございます。

今、丸藤委員がご指摘になった場所については、当然把握をしておりますし、地権者の方などへのアプローチもさせていただいております。

空き家の問題も空き地の問題も同様なんですけれども、まず財産を持っている方が責任を持ってやっていただくというのが、第一義的な問題です。そこを行政の問題にするというのは、ちょっと問題のすり替えにも近いようなところがありまして、まず、やっぱり自分の財産なので、自分で守っていただくというのが大原則なので、我々はそれを喚起するような指導はさせていただいております。

ただしそれが、かなりひどい状態になってきた場合については、空き家の法律に基づいて、管理不全空家ですとか特定空家に認定をし、それに基づく対応をしていくということになりますので、あくまでも法律の立てつけの中で、空き家対策というのは行っていくというのが原則であって、さらに宮代町においては、昨年の６月に施行させていただいた、管理不全空家に対しては緊急安全措置などの、これは緊急・切迫した状況にある場合については町が行うというような、そういう条例もつくっておりますので、現状あるそうした法律ですとか条例だとか、そういったもので対処していくというのが原則になりますので、それが住民の皆さんからすると、今こんなに問題になっているのになぜそれができないのかという部分は、当然あるんだとは思うんですけれども、できる限界というのも当然あるということになります。

じゃ、次の手をどうするのかというのは、これは多分、今後、宮代町だけではなくて、埼玉県、全国も含めて問題になっていくと思いますので、法律が強化されていくのか、あるいは行政として、もう少し踏み込んだ対応をするような制度・仕組みができてくるのかという部分にはよると思いますけれども、その点については我々としても、様々な情報収集しながら、できる対応というのはやっていきたいと思いますし、地権者の方への働きかけというのは、これからも継続して行っていくというのが原則になりますので。

その中で、なかなか成果が見えないという部分については、大変申し訳なくは思っておりますけれども、それについては、行政の気持ちだけでなく地権者の方の気持ち、地権者の方も、実はこれ調べていくと、自分が相続されていることすら知らないという方が結構いまして、それが、自分が初めて関係人になっているということが分かって動くというケースもありますので、そういう調べて通知を行うことで自覚を促していくというところもありますから、なかなか時間はかかるんですけれども、そういうものを地道に行っていくしかないというのが現状だということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

議席２番、丸藤でございます。

いろいろなそういう事例もあるかと思いますが、令和６年度は令和６年度として立ち上げて、これからだというところなんですけれども、町として、国の空家特措法とかあります。今後どのような法律でつくっていくのかも、ほかの自治体との関連もありますけれども、当面、宮代町としてはどこ

まで、空き家対策ではどこまで持っていく、当面ですよ、長期じゃなくて。当面どこまで持っていこうと思っているのか、その点だけ、最後にお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

環境資源課長。

○環境資源課長（大場崇明君）　環境資源課長の大場でございます。

空き家対策をどこまで持っていくのかというのは、なかなかちょっと、どうお答えしていいか、難しいご質疑ではあるんですけれども、今我々が行っているのは地道な取組です、とにかく。

先ほど、実態調査で把握した196件の空き家の話もありましたし、認定している管理不全空家の話もありましたけれども、様々な機会を捉えて地権者の方にアプローチをしています。そのための相談の体制ですとか、そういったものについても行っておりますし、時には県外に行って、地権者の方と会って、ご説得もするというようなことも行っております。それで、やっと相談会にまでたどり着いたというケースもありますので。

一件一件同じケースではないんですね。一つひとつが事情が違っているし、一人ひとりお考えがまた違うという状況の中で、空き家がその地域にもたらす問題というものを地道にその方たちにご説明をして、その中から動いていただけるような状況というのをつくっていくというのを、これを毎日日々やっていくというのが、空き家対策の原点みたいなものかなというふうに思っています。

一方で、先ほど申し上げたとおり、実態調査をやって、今年度は空き家の対策の計画を策定いたしますけれども、空き家対策については見方を変えると、まちづくりの資源になり得るものでもあるんだというふうに思っていて、定住の促進だとか、空き家をうまく利活用することによって、人口増加とは言わないかもしれないですけれども、人口減少を食い止めるとか、そういう視点からも空き家というのは見ることができますので、厄介者という見方もあるんですけれども、そこをうまく活用していく視点というのを、これは町の中でも知恵を出して、環境資源課だけではなくて町の全体で、どう活用していくかという部分を考えていきながら、やっていきたいなということで、地道な取組をしつつ、うまくまちづくりの種として生かせる何かが、資源としてなり得ないかという視点からも検討していきたいというふうに思っておりますので、今後そういう中で、また議員の皆様にもご相談なりさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　今日はこれで終わりたいと思う、ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で、丸藤栄一委員の質疑を終わります。

以上で環境資源課の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月11日木曜日午前10時から委員会を開き、引き続き一般会計決算の審査を行います。

これにて延会いたします。

延会　午後　４時１４分

決　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１２名）

佐藤将行	君	丸藤栄一	君
九山妙子	君	福澤和美	君
野原洋子	君	小島あけみ	君
泉 伸一郎	君	鈴木次男	君
合川泰治	君	塚村香織	君
土渕保美	君	川野武志	君

（議長　田島正徳　君）

欠席委員（１名）

金子正志　君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

福祉課長	鈴木淳史	君	福祉課主幹	小林和政	君
福祉支援担当主査	茂澤伸行	君	子育て支援課長	柴﨑記代子	君
子育て支援課副課長	吉田直子	君	健康増進室長兼子ども家庭センター副所長	野口延寿	君
子育て支援課主幹	鈴木健司	君	子育て支援課主幹	清水邦江	君
子育て支援課主幹	伊東文子	君	子育て支援課主幹	小野美保	君
みやしろ保育園主査	服部恵美	君	国納保育園主査	井上久美子	君
こども笑顔担当主査	飛鳥馬則子	君	こども安心担当主査	松岡祥哲	君
こども保育担当主査	中村有希	君	健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員	竹花治	君
健康介護課長	草野公浩	君	健康介護課主幹	石井栄	君
健康介護課主幹	加藤智浩	君	産業観光課長	小川英一郎	君
産業観光課主幹	鈴木功	君	産業観光課主幹	髙澤学	君
農地調整担当主査	友部啓介	君	農業振興担当主査	小島春樹	君
商工観光・ふるさと納税担当主任	赤根稚実	君			

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治

主　　任　金　子　尚　子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月９日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎諸般の報告

○委員長（九山妙子君）　諸般の報告をいたします。

金子委員におかれましては、本日遅れるとの旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４４号の審査（福祉課）

○委員長（九山妙子君）　これより、福祉課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　おはようございます。

福祉課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○福祉支援担当主査（茂澤伸行君）　福祉課主査の茂澤と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて１人30分以内となります。

３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　議席番号９番、鈴木次男です。よろしくお願いいたします。

１点目なんですけれども、私、ページ数を間違えましたので、決算書が92ページで、説明書は120ページのほうです。

社会福祉総務費の中の障害者地域生活支援事業の中でなんですけれども、成果の中に病院等での受診の際の手話通訳者等の派遣とあるが、前もって予約するのか、緊急の場合はどうするのか、また病院はどこでもよいのか、交通費などどうするのか伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

ご質問につきましてお答え申し上げます。

説明書の121ページ、障害者地域生活支援事業の中の意思疎通支援事業についてでございます。

こちらの事業のまず１点目、予約の必要性でございますが、予約は必要になります。ただ、何日前というルールはございませんで、なるべく早くという形で受け付けておるところでございます。

また、先ほどの何日前というところと少し関わ

ってきますが、緊急の場合どうするかということでございますが、当日であっても予約が空いていれば派遣はいただけるという形になっております。

また、そこで派遣できなかった過去の事例でございますが、他の市町村に応援を求めたりして、なんとか都合をつける、そういった形で努力しておるところでございます。

続きまして、どこまで行っていただけるのかというところだと思いますけれども、こちら私ども埼玉聴覚障害者情報センターのほうに委託をしておりまして、例えば県をまたぐということでございましたら、他の県に応援派遣を依頼しまして、栃木県の方が例えば栃木に行ったときは、栃木県の通訳者の方が来ていただく、そういった調整をしていただきますので、ある程度の距離は可能というふうに捉えております。

続きまして、交通費の問題でございますが、派遣を依頼している埼玉県聴覚障害者情報センターから、その場所へ行く交通費込みでお願いしておりますので、基本的には交通費はかからない、契約の範囲内という形でやっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

再質問のほうにさせていただきますけれども、この事業なんですけれども、総額で54万円ということなので、年間で54万円で、実際に何人の方までとか限定があるのか、それとも何回でもこの金額で対応していただけるのか、その辺お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

私どもの委託しております、こちらの事業は、埼玉聴覚障害者情報センターのほうと委託をしてございます。

説明書121ページに書いてございます54万円という部分は、契約の基本料金という形になっております。うち１回派遣ごとに１万2,000円、そのほかに１回ごとの派遣料をお支払いしている状況でございまして、去年度は13回派遣をいただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で鈴木次男委員の質疑を終わります。

通告第２号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉伸一郎でございます。

通告に従いまして、質問を２点させていただきます。

まず１問目、決算書90ページ、説明書118ページ、社会福祉総務費、障害者総合支援事業についてになります。

118ページの表組のところになるんですが、自立支援医療費、こちらのほうが５年から６年にかけては、大きく325万4,267円ということで減額になっているんですが、その理由を伺います。

２問目になります。

決算書94ページ、説明書121ページになります。

社会福祉総務費、障害者地域生活支援事業になりますが、その中で移動支援事業における延べ利用者数が減少した理由をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

質問の１問目につきましてお答え申し上げます。

説明書が118ページ、自立支援医療の更生医療の項目になります。

まず、更生医療でございますけれども、更生医療は原則、健康保険の上乗せとして支給されるものでございます。

しかしながら、生活保護受給者はその健康保険がございませんので、健康保険を含めたものを自立支援医療として給付をしています。したがいまして、こちらの金額の増減につきましては、生活保護受給者の人数の増減が、非常に大きなウエイトを占めるものでございます。

また、更生医療の中で一番多いのは透析でございますけれども、その透析の事業費１人当たりは、いわゆる報酬分含めて全額が１か月約40万円程度になります。

そういった負担がございますものですから、全体としては７人増えましたが、生活保護の受給者を見ますと、令和５年度末に５人いた生活保護受給者が６年末に３人となったことから、その負担額が減少したものになります。

以上でございます。

続きまして、ご質問の２点目、説明書121ページになります。

移動支援事業につきましてでございます。

令和５年度と令和６年度の状況を比較しますと、延べ利用者数が減っている状況でございます。

こちら中身を分析いたしますと、実は実利用者数は14人から15人とほぼ変わらず、中身としては１人当たりの利用回数が減少した形になりました。

さらに中身を見てみますと、利用回数の減少があった方の状況を見ますと、令和６年度中に入院があった方、家族の支援が可能になった方、他のサービスの利用が始まってこちらのサービスが減少された方などがいらっしゃいました。

そちらの理由につきまして、利用者本人や家族の健康状況、また他のサービスのご利用との兼ね合いなどから、令和６年度が減少したものと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　再質問させていただきます。

まず、１問目の決算書90ページ、説明書118ページになります。

生活保護者によって増減が変わるというふうにお聞きしたんですけれども、そうしますと、３年度から４年度が1,055万円増えて、４年度から５年度が424万円ぐらい増えてということで、すごい開きがあって、今回は逆に325万円相当が減額したということで、すごいばらつきが年度によって起こっていますので、不思議だなと思っていたんですけれども、そうしますと、生活保護者の数で、それが要因になるのかどうか、もう一度お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

自立支援医療、更生医療につきましてお答え申し上げます。

要因の多くが生活保護受給者かということでございますが、私どもは生活保護受給者のためというふうに考えております。というのは先ほど申しましたとおりで、保険分全部を負担する形になりますので、例えば透析の方になりますけれども、透析の方40万円のうち、保険使っている人、我々どれぐらい払うかというと5,000円ぐらい。透析使っていない人40万円ぐらい。この差というのは非常に大きくて、この人数というのが如実に出てくる統計になっているのかなと考えております。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　生活保護者に関しまして

は、入院費とか、そういった医療が全部サービスになって無料になるというふうになっていますので、その辺が全部こういったところから支払われるような形になるというふうに理解すればいいということで、よろしいということですね。

それと、予算書90ページの一番下のほうに委託料として自立支援医療審査支払業務委託料が６万2,000円ぐらいになっているんですけれども、これはどのような機関になっているのかお伺いいたします。また、どのようなことを行っているのか。

○委員長（九山妙子君）　今予算書と言いましたけれども決算書です。

○委員（泉　伸一郎君）　決算書でした。失礼いたしました。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

障害者総合支援事業の中の委託料でございますが、こちらにつきましては国民健康保険連合会と社会保険支払基金になります。いわゆる通常の医療と同じでございまして、各医療機関はそういった組織のほうにレセプトを出します。そのレセプトの取りまとめと、支払いのやり取り、それに関係する委託料という形になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

続きまして２問目に入らせていただきます。

今回の延べ利用者数が170名減ったということで、移動支援事業を行っている事業者は幾つぐらいあるのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

移動支援事業の登録事業者数を申し上げます。

登録事業者数は６年度は15か所ございまして、町内の事業所、また近隣の事業所という形になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　思っていたより多くあるんだなと思ったんですけれども、先ほどの答弁で、ほかのサービスに移行したため減ったということをお聞きしたんですが、ほかのサービスというのはどのような形になっているのかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

説明書118ページの黒い四角で介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費という表がございます。

このうちの介護給付費、訓練等給付費というのが、いわゆるいろんなサービスの給付を行っているものでございまして、例えば、日中サービスを行うグループホームに入所する、施設に入所する、ホームヘルプさんを呼ぶ、そういったサービスがこちらのサービスになります。

先ほど、移動支援サービスを使っていた時間に、ほかのサービスを使うというのは、こちらのサービスから、去年の方は生活支援という事業を、今まで移動支援事業を使って出かけたりした時間を、こちらの法定のサービスを利用する時間というふうに、サービスを見直したという形になっておりました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で、泉伸一郎委員の質疑を終わります。

通告第３号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。よろしくお願いいたします。

決算書の92ページ、説明書119ページ、こちらの福祉交流センター運営事業の利用状況なんですけれども、こちらは年度によって、一般の人数はそう変わらず横ばいなんですけれども、小・中・高生だけが５年から６年にかけてかなり増えていて、高齢者も増えてはいるんですけれども、高齢者は何か結構バラつきがありまして、こちらの理由があれば教えてください。

２問目、決算書92ページ、説明書119ページの前段委員も質問されていたと思うのですが、もう一度少し詳しく教えていただきたいと思いまして、人数がそんなに変わっていないのに、時間だけが増えているのはどういうことなのか教えてください。

３問目、こちらが決算92ページ、説明書が121ページ、障害者地域生活支援事業で紙おむつの購入費支給事業について、登録者数が減っているのに件数、支給額が増えているのはどのように支給されているのか伺います。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

ご質問１問目、福祉交流センター運営事業につきましてお答え申し上げます。

小・中学生の増えた理由でございますけれども、特に子どもさん向けの事業を多くしたということではございませんので、この年は、笠原小学校の児童さんが休み時間にご利用が多くなったという形でございます。

コロナになってからしばらく接触等がなく、ご利用が少ない状況が続いておりましたが、そういったものがなくなってきて、少しずつ利用者が伸びている状況でございます。特に昨年度につきましては、小学校の皆さんが休み時間等にご利用いただいたというふうに認識しております。

続きまして、ご質問の２問目、宮代町生活サポート事業につきましてでございます。

説明書は119ページでございます。

こちら利用者数につきましては、６年度、５年度を比較しますと、２名の増となっております。利用時間は65.5時間増加しました。利用時間数を利用者数で割った１人当たりの利用時間を計算してみますと、令和５年度は33.6時間、令和６年度は33.5時間と１人当たりではほとんど変わりはなかったかなというふうに考えております。

つまり、この時間数は押しなべて皆さん平均的に使った数が２人分だけ増えたというふうに認識しております。

金額のほうでございますが、補助の基準額はおおむね1,900円となっておりますので、この65.5時間に1,900円を掛けますと12万円ぐらいになりますので、おおむね想定内の支給総額の増になったのかなというふうに考えております。

続きまして３問目、地域生活支援事業の中の紙おむつ購入支給事業についてでございます。

説明書が121ページになります。

こちらにつきましても、登録者数が減っているのに、支給額が増加している理由という形になりますが、こちらにつきましては、紙おむつの支給方法でございますけれども、紙おむつの助成は月額5,000円を上限に紙おむつの購入額を助成しております。

ただ、町として登録者数を管理している方であ

っても、利用されない方もおります。

年度中１回でも請求した実利用者数は、令和５年度が35人、令和６年度が37人で、実人数ベースでは若干の増となっておりました。

また、１人一月当たりの令和５年度は、4,272円、令和６年度は4,429円でございました。

実利用数及び１人当たりの利用額それぞれ増加したため、利用者数が減少しても支給額が増えるという形になりました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

少しだけ再質問させていただきます。

１問目の小・中・高生が増えたのは、よく分かりました。

こちらが高齢者の増えてはいるんですけれども、やはり４年度が3,166人で６年度が2,867人と小・中学生よりは戻ってきていない感じがするので、その理由を教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

説明書119ページ、福祉交流センター事業の利用者の関係でございます。高齢者がなかなか戻ってこない、そういった内容でございます。

確かにおっしゃるとおりでございまして、いわゆるコロナが流行する前につきましては、高齢者につきましても、大体5,000人ぐらいのご利用がございました。それがコロナが始まって、1,000人台になって少しずつ回復をしてきているという状況でございまして、回復はしきっていない状況というふうに認識をしています。

この何年かの間に、やはり活動内容が変容してしまって、その時間空いていた場所に、ほかの何かが入ってしまった、そういったこともあろうかと存じております。

また、この福祉交流センターの課題であります、新しい利用者の拡大についての取組につきましては、また改めて運営事業者のほうと相談しながらやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で野原洋子委員の質疑を終わります。

通告第４号、福澤和美委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

１点だけご質問させていただきます。

決算書94ページ、説明書122ページの障害者更生援護事業になります。

予算額185万9,000円に対して、決算額44万4,430円の理由をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

説明書122ページ、障害者更生援護事業でございます。

こちらにつきましては、決算額の内訳でございますけれども、こちら在宅障がい者、心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業の補助金が14万円、小児慢性特定疾患日常生活用具給付金のほうが30万4,430円が支出の内訳で、44万4,430円となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　予定していた予算のうち、これが一番少なかったというか、予定にいかなかったというものがあれば教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　それぞれいろんな事業に予算を振っております。

例えば、この表には出ておりませんが、居宅の改善に対する補助金、これは１件分36万円の予算をとっておりましたが、利用がございませんでした。

また、説明書122ページの表、難聴児補聴器購入費補助金につきましても、予算額19万4,000円を予定しておりましたが、ご利用者はおりませんでした。

一番予算と見込みが離れてしまったのが、在宅重度心身障がい者の家族に対するレスパイトケア事業でございます。こちら予算額は100万円をご用意しておりましたが、決算額はご覧のとおり14万円でございました。こちらのレスパイトケア事業につきましても、やはりコロナ前、令和元年度につきましては約90万円の執行がございましたので、なかなか行動が変容しているのかなというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

レスパイトケアなんですけれども、医療ケアが必要な在宅の心身重度障がい者の介助の家族の方とかの精神的とか身体的な負担の軽減を図るものだと思うんですけれども、14日という日にちで書かれているので、何人のご家族、何人の方が利用されたのか分かればお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　更生援護事業のレスパイトケア事業の令和６年度の利用者数でございますが、利用者数はお二人いらっしゃいました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　お二人で利用日数14日間ということで、コロナ前は90万円使っていたというときの利用人数はちょっと難しいですか。難しければ後でお伺いいたします。すみません。ありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で福澤和美委員の質疑を終わります。

通告第５号、塚村香織委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点お願いいたします。

決算書の92ページ、社会福祉費の障害者地域活動支援事業の委託料についてお伺いいたします。

一時保育の委託料の内容をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　決算書92ページの委託料の関係でございますが、こちらの委託料は、手話奉仕員養成講座を開催した際に、受講者向けとして一時保育を実施した際のものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　手話通訳の一時保育ということで承知いたしました。

もう少し詳細をお伺いできればと思うんですが、何人分の何回で、どのような一時保育、どちらでされたのかというのも少し詳しくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　決算書92ページ、委託料のうち一時保育委託料の関係でございますが、今回、手話奉仕員の講座の関係でご用意したものでございます。１家庭のほうでご利用いただきました。そちらの方は複数の子どもさんのいるおうちでございまして、複数人でご利用したこともご

ざいました。

利用回数は24回の講座でございましたが、利用回数はうち21回ご利用いただきました。うち先ほど申し上げたとおりで、複数お子様がいる家庭でございましたので、複数人の受け入れをしたこともございました。委託の時間帯は、１時半から４時半までの間で約３時間委託させていただきました。委託先のほうは、有限会社ウィズさんというところで、町のほかの事業も委託を受けているところと委託をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　詳しく教えていただきまして分かりました。

場所は役場内なのか、どちらで保育されたのか、もう一度お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　昨年度は手話奉仕員養成講座のほうが役場周辺でやらせていただいたことから、基本的には進修館の和室を保育の場所として使わせていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　内容、承知をいたしました。

こういう講座をやったときに、若い方にもぜひ参加をしてもらうということで保育つけたのは、すごくよかったかなと思います。

今後も先ほど町のいろんな講座とか講演会でも、このウィズさんで一時保育されていると思うんですけれども、引き続きご利用を推進していくような、若い方にもこういう講座を受けてもらうような、何か取組があれば教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課につきましても、今年度も手話奉仕員養成講座実施しておりますが、本年度も一時保育の委託料は用意しております。ただ、今年は申込みが今のところない状況という形になっています。

福祉課所管で主にやっている一時保育は以上でございまして、また事業によっては拡大していく方向で検討したいと存じます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で塚村香織委員の質疑を終わります。

通告第６号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。佐藤でございます。

以下４点ほどお尋ねいたします。

まず、決算書のほうの87ページから、ここから先ということですけれども、11の役務費、12委託費、18負担金補助及び交付金、19扶助費、これらの不用額が高額と思われるのですが、おのおのその理由についてまずお尋ねします。

２問目、決算書の90ページ、説明書118ページ、障害者総合支援事業となっておりますが、この中に更生医療というものと育成医療というものが出ております。先ほど前段委員のときも話題出ましたが、これの違いについてのご説明を求めます。併せて更生医療が７名増とあるのに325万4,267円の減となっている理由、これについては、前段の委員に対してご説明があって納得したので、こちらは削除して省かせていただきますので、更生医療と育成医療の点についてだけ、２番についてはご説明を求めます。

３番、決算書92ページ、説明書120ページ、介護給付費等支給審査会運営事業こちらにつきまして、支給対象者が50人も増加した理由というものにつきまして分析ができているのであればお願い

いたします。

４年度から５年度は逆に減っているものですから、どうなったのかなというのが気になりました。

最後の４番ですけれども、決算書94ページ、説明書123ページ、福祉タクシー等利用料金助成、以前、企画財政課とは違いますね。ごめんなさい、これ削除します。

説明書には、これは昨年度のデータが記載されていないのですが、タクシー券及び自動車燃料費助成券、両方併用している場合、両方カウントしていますと下のほうに注意書きがございますが、各券、タクシー券、自動車燃料助成券についての利用人数の推移というのはどのようになっているのかについてのデータの照会をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　ご質問のありました点につきまして、順次お答えさせていただきます。

まず１問目でございます。社会福祉総務費の不用額の減でございます。

決算書につきましては、87ページから88ページをご覧いただければと思います。

まずは１点目の11節役務費でございます。

役務費につきましては、不用額が116万9,438円出ております。

こちらの主な内訳でございます。令和５年度の繰越事業として実施しました、令和５年度住民税均等割のみ課税世帯及び当該世帯に属する18歳以下の子どもに関する給付として実施した、物価高騰対策支援金追加給付事業及び重度心身障害者医療費支給事業の郵便料において、見込額を下回る執行になりました。

また、障害者地域生活支援事業における成年後見の申立てに係る案件につきましても、こちら切手を用意するという形で申立てをするものですから、その切手代を用意しておりましたが、その執行はなかったものでございます。

続きまして、12節の委託料でございます。

こちら不用額が764万3,244円出ております。

主な理由といたしましては、障害者総合支援事業における措置入所者の委託において執行がなかったため、あと、福祉タクシー等利用料金助成において約141万円ほど不用額が生じたもの。また、やはり物価高騰対策支援金追加給付事業において、受付業務に係る委託料、実額との差額が生じているところでございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金でございます。

決算書のページのほうが89ページ、90ページのほうになります。

こちら不用額は１億2,482万5,364円になりました。こちらにつきましては、物価高騰対策支援金給付事業及び物価高騰対策支援金追加給付事業につきまして不用額が生じました。また、障害者総合支援事業の介護給付費、訓練等給付費についても負担金で実施しておりますので、その不用額が約1,500万円ほど生じております。

また、自立支援医療費につきましてもこちらの負担金で実施しているものですから、そちらにつきましても約526万円の不用額が生じております。給付費が見込みを下回った形となっております。

続きまして、19節扶助費でございます。

扶助費につきましては、不用額が1,109万772円生じてございます。

こちらにつきましては、重度心身障害者医療費の支給事業の重度心身障害者医療費や、重度心身障害者手当の支給。

また、障害者地域生活支援事業の移動支援給付費、同じく障害者地域生活支援事業の日常生活用

具給付費において給付が当初の見込みを下回ったことなどによりまして不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　全部ご答弁お願いします。

○福祉課主幹（小林和政君）　続きまして、２問目でございます。

障害者総合支援事業の中、更生医療と育成医療につきましてでございます。

説明書は118ページのほうになります。

ではまず更生医療でございますけれども、更生医療は身体障がい者で、その障がいを除去軽減するための手術を行う方に、必要な医療費の支給を行うものでございます。この制度を活用しますと、治療の自己負担が１割負担となり、さらに世帯の収入状況に応じて負担上限月額が設定されますので、医療にかかる費用を抑えることができます。

主な対象の治療は、人工透析とか、心臓のペースメーカーの移植術とか、網膜剥離の手術など、そういったものが多岐にわたります。

続きまして育成医療でございます。

更生医療との違いは、育成医療は子どもさん対象というところでございます。

同じく育成医療は18歳未満で身体障がいがある方または疾病があって、そのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められる児童に対して、その障がいを除去・軽減するための手術を行うものという形になっております。

制度は同様でございまして、制度を利用すると、対象である治療費の自己負担が１割になりまして、さらに世帯の状況を見て、自己負担の上限月額が決まりますので、医療にかかる負担がかなり抑えられるという仕組みになっております。

主な疾病も更生医療と同様でございますが、子どもさんの特に多いなと思うのは、唇顎口蓋裂による歯科矯正などが子どもさんに多い。口蓋裂に対する歯科矯正などは子どもさん、児童に特徴的なものとなっております。

以上でございます。

続きまして３問目、介護給付費等支給審査会運営事業についてでございます。

説明書につきましては120ページになります。

こちらの審査会の対象者でございますけれども、支援区分の期間というのは原則３年でございます。３年ということは、３年ごとに更新する方がいるという形になります。この更新者につきましては、制度開始の年にそもそも認定者が多かったことや、新型コロナの感染症が流行時に特例として支援区分を最長12か月伸ばしたことなどによって、この隔たりというのがありまして、更新者の多い年、少ない年というのは生じております。

昨年度のそういった状況を見ますと、この支給対象者のうち更新の方は令和６年度は72名いらっしゃいました。比べて令和５年度22名でいらっしゃいました。その数が統計上現れているという形になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　４番の答弁お願いいたします。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉タクシー等利用料金助成事業でございます。

説明書は123ページになります。

123ページの表、年度の経過が載っていない表ということでございますので、年度の経過のほうは口頭で申し上げさせていただきます。

令和６年度のタクシー券の利用枚数、こちらに書いてあるとおりでございます。5,803枚ご利用がございました。燃料費の助成券につきましては、6,280枚でございます。合わせて１万2,083枚。令和５年度につきましては、タクシー券が5,911枚、

燃料費の助成券が5,983枚、合計が１万1,860枚。令和４年度タクシー券が5,582枚、燃料費助成券が5,778枚、合わせて１万1,160枚のご利用がございました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では順次、１番から再質問させていただきます。

87からの役務費等です。

社会福祉総務費のところですが、これ大きく予算額との乖離があるように思われるところはあるのですが、それほど見込みが変わってしまったというか、見込み違いが多過ぎたというふうな理解でよろしいでしょうか。

特に役務費、予算としては613万何がしと請求していて、不用額は約117万とかなりの割合だと思うんですけれども、ほかにも委託費もですけれども、この辺というのは算出根拠のずれというのは、主にどのような点に理由を考えているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　不用額の理由でございます。

まず役務費でございますけれども、役務費は郵送代等の経費になるものでございますけれども、主な要因といたしましては、先ほど申し上げたとおり、障害者地域生活支援事業の中に、成年後見人さんを申立てるための費用、こちら切手代で用意する必要がございますので、そちらが21万円ほど不用額に生じたものでございます。

また、重度心身障害者医療費の支給事業について、支払い通知等の郵送代をこちらで計上しておりますが、そちら不用額が35万円ほど生じました。こちらにつきましては、いわゆる現物給付と償還払いの２つの方法でやっているんですが、現物給付というのは、いわゆる病院でお支払いしない場合、そういった形と、償還払いは町のほうに請求書を持ってくるという支払い方法なんですけれども、今そちらで現物払いが増えてきておりまして、町のほうからお知らせする機会というのも徐々に減ってきている状況というのがございまして、その辺を要因にして、少しずつ、今まで計上していた、郵送代が必要なくなってきているのかなという部分がございます。

あとは、物価高騰対策の給付事業の関係でございまして、こちらも郵送代、支払い手数料、計上しておりますが、こちらにつきましても50万ほど余ってしまいましたので、こちらにつきましては積算が少し過大になっていたのかな。

また、繰越事業であったので、減額補正するタイミングもなかったという形で少し予算が余っている状況、不用額になったという状況でございます。

続きまして、委託料でございます。

委託料につきましては、障害者総合支援事業の中にやむを得ない事由による措置の経費を委託料として計上しております。これが最終的には大体３か月分くらい何かあっても措置できる、町の権限で委託できる、そういった経費を持っております。それが約100万円ぐらいございますので、そちらの執行がなかったことが主な原因と捉えております。

また、障害者地域生活支援事業、こちらについてはいろんな給付を行っておりますが、やはり現物を給付するものにつきましては、委託料をもって現物を給付する形になっておりますので、それぞれの事業が少しずつ、やはり不用額を生じているという状況でございます。

また、福祉タクシーにつきましても、こちらは

福祉タクシーにお支払いする金額を委託料で計上しておりますので、やはりそちらの差額につきましても、不用額が生じる要因となっているところでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金の不用額の関係でございます。

やはり一番多くなるのは、障害者総合支援事業の負担金でございます。こちらは、自立支援医療費、療養介護医療費、補装具費、そういったものが対象になるものでございますが、説明書でご覧いただきますと118ページになりますが介護給付費、訓練等給付費につきましては実質総額が９億6,000万を超えている事業でございますので、やはりある程度執行率がいったとしても、１割残っても9,000万円、そういう形になってしまいますので、非常に大きな事業ということで、ここは不用額が生じやすいというふうになっております。

続きまして、扶助費でございます。

扶助費につきましては、心身障害者医療費支給事業につきまして、不用額が約500万円ほど生じてございます。

また、障害者地域生活支援事業につきましても、いわゆるいろんな給付を行っている中で、扶助費として給付しているもの、移動支援事業ですとか、日常生活用具の給付費、日中一時支援事業、就労支援の委託料、更生訓練費等、扶助費としてご本人様宛て、また事業者が代わって代理受領とする事業者様宛てに給付するものでございます。こちらがやはり積み重なりまして300万ほど不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番議員、佐藤でございます。

順次再質問させていただきます。

まず１番の役務費以降の、役務費、委託費、負担金補助及び交付金、扶助費、順番になっていましたが、説明なかったので、こちら他の課で昨年度、郵便料金が上がったので、それで額の差異が大きくなったというのもあったんですけれども、それもあったのかなと今お聞きしながら思ったんですけれども、そこのところご説明をお願いいたします。

そうすると１件あたりが、今まで、例えば、単純計算50円だったのが80円になったら、１件変わっただけで30円変わって掛ける人数になりますので、その辺も影響しているのかなというふうに想像しますが、そこの説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

ご指摘のとおり、予算につきましてはある程度郵便料の増額は見込んで積算をしております。ただ、昨年度につきましては年度の途中の値上げということもあったので、全額ではございませんが、そういった部分の差額というのも当然生じているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ということは、差額も考慮していないのであれば、差異が出てくるのは分かるんですけれども、年度途中とはいえ、そこのところも念頭にあって予算を組んで、これだけ差が生じたというのは、逆にもっと問題があると思いますので、昨年度も、この町予算厳しいものですから、もっと厳しく精査して予算請求を行っていただいて、不用額の減額につなげていただきたいと思っております。

次に委託料のほう、これ以降物価高騰対策とか、

総合支援措置のほうがいろいろと影響はしているという説明がございましたが、特に委託料のところは、総合支援とか措置の利用減、タクシーの減で物価高騰というふうな説明がございましたが、この減少した原因というのは、町としては、どのように考えているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩で、確認してください。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１０時５９分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　すみませんでした。福祉課主幹、小林でございます。

総合支援事業の中の委託料で措置しております、措置入所委託料の関係でございますが、こちら約３か月分ほど、何かあってもいいように町の権限で入所できるようにと先ほど申し上げたとおりでございます。そのための経費が約100万円ほどございましたが、執行がございませんでした。こちらはもしものときの経費なので、計上はしておりますが、ここ何年かは執行がない状況という形になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今、何年か利用がないとおっしゃいましたけれども、何年ないんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課、小林でございます。

申し訳ございません。すぐには出てこないものでございまして、記憶になってしまうので大変申し訳ございません。ここ５年ぐらいはない、５年はないのは確実なんですけれども、それ以前は今の資料では分かりません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知しました。

５年ぐらいないということは、そんなに多額にやらずに、補正でやったりとかということも、できなくはないというふうに思うんですけれども、３か月分プールと言いながら、５年ないんですよね。そうなってくると何らかの、臨時会開くこともできますし、緊急にある場合には。一昨年か、外の雷で電気関係やられたときも、執行部のほうでやっちゃったのを議会で諮るべきだという意見も出たぐらいですので、できる限り当初予算のほうを、あまり膨らませない方向でやっていこうという、５年もないような状況であるとするならば、そのような考えはいかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、町の予算厳しいところで、精査していく。当然でございます。私どもとしても、そこは精査してまいりたいと考えております。

ただ、この事業につきましては、やはり緊急、すぐ動かなきゃいけない、その経費が全くないというのはやはり不安がございまして、そこはやっぱり次の議会開催までの約３か月は手持ちとして用意しておきたいというものがございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　12節はこれで締めますけれども、先ほど僕申し上げた臨時会を要求するとうこともできるというふうに、定例会ではなくて、それについてのということも方法論としては可能であって、そうであれば３か月待つということはないものですから、数日でできますから、そういうのも念頭にやっていただければなと思っております。

18番は結構です。

19番の扶助費で、恐らくですけれども……ごめんなさい、ちょっと待ってください。

決算書の94ページの真ん中に扶助費があって、移動支援給付費とか、この辺のことですよね。紙おむつとか。

ここのところで、特に日常生活用具給付とかその辺高いのは分かるんですけれども、紙おむつ支給費、これ全て新品購入しているのかどうか。例えば、旧町民生活課、今はくらし安全課だったか、そこのところとも話しているんですけれども、ある程度一定期間、社協のほうに回したりとか、無駄が出ないようにというふうな形でやったりとかするんですけれども、他の課とそのような連携をするようなことはされているのか、またそのような考えはあるのかお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

扶助費の中の紙おむつの経費でございますが、こちらの現物給付ではございません。ご利用者さんが買われたおむつ代に関しての給付という形になっておりますので、現金のやり取りという形になっておりますが、そういった形では現物の活用方法という点では考えていない事業でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　時間がないので駆け足にさせていただきます。

２番のほうは、更生も育成も対象の年代が違うというだけで、中身はほぼ同じで、両方とも手術が必要というところに共通点があるというところで承知いたしました。

３番、これも３年ごとの更新ということがあったんですけれども、制度開始時にまず多かったとおっしゃいましたけれども、いつ始まって何人だったのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　開始年は平成12年だったと思いますが、そのときの人数まではごめんなさい、私の記憶では分かりません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知いたしました。

最後の４番になりますが、タクシーと燃料のほうは、枚数というか総件数みたいな、そんなには大きく変わらないというふうに思いました。これに関しまして、現物給付というのが説明でございました。町のほうに請求が来て償還払いというふうな形の説明がございました。

簡単に言うと、例えば交通事故に遭って、被害者で通院していて、現場のお医者さんには払わないで保険会社請求という形になるのと似たような感じのイメージでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　ご質問の趣旨は、重度心身障害者医療費の関係でよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時０７分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　現物払いと償還払いの確認をさせていただきます。

現物払いというのは、私どもがお医者さんのほうにお金を支払うもの、償還払いというのは私どもが請求する利用者様のほうにお支払いするものという形で、言葉のほうを使い分けさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、佐藤将行委員の質疑を終わります。

以上で福祉課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで休憩といたします。

再開は11時25分です。

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時２３分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

金子委員におかれましては、遅れるとの申し出でしたが、本日欠席となりましたのでご報告いたします。

では、福祉課長お願いします。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課、鈴木と申します。

先ほど福澤委員のほうからご質問いただきました、レスパイトケアの事業の関係で一番支出の多かった90万円台だったころの利用者の人数等ですけれども、利用者は４名で合計66日、この年は利用がありました。そこが最大の年です。

ここをベースに予算等を組んでいるという状況はございます。

以上です。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第４４号の審査（子育て支援課）

○委員長（九山妙子君）　これより子育て支援課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長、お願いします。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　皆様、こんにちは。

子育て支援課長の柴﨑と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日出席しております職員の自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課副課長の吉田です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（小野美保君）　皆さん、こんにちは。

国納保育園主幹の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（伊東文子君）　皆様、こんにちは。

みやしろ保育園主幹の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（鈴木健司君）　こんにちは。

こども笑顔担当主幹の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（清水邦江君）　こんにちは。

こども安心担当主幹の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（野口延寿君）　こんにちは。

母子保健のほうを担当いたします健康増進室長の野口と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　こんにちは。

母子保健担当専門員の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　皆様、こんにちは。

こども安心担当主査の松岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こんにちは。

こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園主査（服部恵美君）　こんにちは。

みやしろ保育園主査の服部と申します。よろしくお願いいたします。

○国納保育園主査（井上久美子君）　皆様、こんにちは。

国納保育園担当主査の井上と申します。よろしくお願いいたします。

○こども保育担当主査（中村有希君）　皆様、こんにちは。

こども保育担当主査の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて１人30分以内となります。

３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　議席番号９番、鈴木次男です。

２点質問させていただきます。

１点目ですが、児童福祉総務科目、緊急サポート運営事業の中のこれなんですけれども、決算書が106ページ、説明書133ページで、説明書133ページを見ますと、予算額と決算額52万8,000円で同じ金額になっています。

年間を通して１者か２者か分からないんですけれども、決まった業者に全額お支払いして、全部お願いしているのか、またその事業者名が分かりましたらお願いします。

２点目なんですけれども、決算書106ページ、説明書136ページの児童福祉総務科目のこども家庭センター事業の中で、お弁当配布の事業があるんですけれども、回数が51回とありますが、この51回というのはどういう感じでお渡ししているのか伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

委員質問の２つの質問にお答え申し上げます。

まず、決算書106ページ、説明書133ページ、緊急サポート運営事業の予算額と決算額が同じであって、それを年間を通して支払うのですか、その事業所名も伺いますということですが、こちらは１者です。特定非営利活動法人病児保育を作る会というところに委託をしておりまして、年間での委託契約額となっておりまして、年２回に分けて支払いをしております。

人口区分に応じた額になっておりますので、このような額の支払いとなっております。

１問目の質問については以上です。

２つ目のご質問です。

決算書106ページ、説明書136ページになります。

こども家庭センター事業につきまして、子どもの見守り強化のお弁当配布事業につきまして、お弁当配布の回数51回というところですが、こちらは毎週火曜日に配布をしております。ですので週数です。１年間に51回配布をしております。

51回配布をしておりますが、その配布においては児童の安全の確認ですとか、配布したときに受け取って出てきてくださった保護者の方の様子を確認しておりまして、その状況については毎回配達終了後に子育て支援課のほうで報告を受けておるところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

１番目のほうのサポート事業で再質問させていただきます。

緊急サポート事業の中の会員数を見ますと、利用会員と提供会員、２つの会員に分かれていると思いますが、提供会員の方は一度登録すれば、ずっと永続的に辞めますと言うまで登録できるんだろうと思うんですけれども、利用会員の方は対象年齢は何歳から何歳までできるかとか、あと毎年登録し直すのか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

委員ご質問の再質問にお答えいたします。

提供会員、利用会員の登録においては、更新はございません。

転出や仕事が多忙になったため、提供会員の登録を辞める方はおりました。

利用会員のほうで小学６年生までの利用が可能なため、卒業したら自動的にといいますか、小学校卒業年度末で退会となります。特にそちらも更新というものはありません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　そうすると、一度会員になれば年齢が来るまでは継続して行うし、提供会員のほうも１回会員になれば、辞めたいと言われるまではずっと継続ということで再確認でいいんですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

ご質問に関してですけれども、そちらは委員さん、おっしゃるとおりの回答となります。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　再々質問の中でなんですけれども、預かり業務のところなんですけれども、令和５年度は19件で、令和６年度は２件と急激に減った理由、何か分かりましたらお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

委員ご質問の緊急サポートの活動状況です。

令和５年度は預かりが19件、令和６年度は２件となっておりますが、こちら令和５年の19件につきましては、保護者の個人的なところになってしまうんですが、精神的なところで預かりが一時的に同じ方が何回か依頼をされて実績に至っています。

６年度はその方が保育園のほうに入れたので、結局、緊急サポートへのニーズのほうはなくなったので、このような実績となっております。

利用会員のご家庭の状況で、毎年利用数には変動があるので、このような実績の経緯となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　分かりました。それでは、２番目の再質問のほうさせていただきます。

先ほど、51回、週火曜日ということで、単純計算でいくと年間52週なんですけれども、１週というのは正月は配らないということなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

年末年始につきましてはその期間はないんですけれども、毎週火曜日のところで、そこが祝祭日等に当たるとずれて配達はしております。暦の関係で週１回のところが51回というふうになっています。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　分かりました。

それでなんですけれども、弁当代というのは総額で幾らぐらいかかっているものなのか、また、業者が分かりましたらお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

委員ご質問のお弁当代というところですが、一食648円で業者の方に製造していただいて、各家庭数、必要個数分を製造していただいています。

実際の委託に関しては、社協のほうに委託料の中でその分を町から支払っている状況です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　そうすると、弁当屋さんが一度、社協のほうに、お弁当を何個なのか分かんないですけれども届けて、それを社協の方が１件１件回って、その家庭の状況を見てという形のことをなさっているということでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

委員がおっしゃるとおり、毎週火曜日、そこに割り当てられた業者の方が、まず社協に発注したお弁当を製造したら届けて、それを社協の職員が各家庭に回って届けるという形をとっております。

それと、すみません、先ほど漏れてしまったんですけれども、お弁当の配布の業者ですけれども、宮代町社協に委託して商工会を通して業者を募集して、今現在、町内の６事業者に発注・製造をしていただいています。

業者としましては、令和７年の９月現在ですが、ＭＩＮＴさん、それから北京楼さん、どさんこ大

将さん、ミート&デリカのざわさん、キッチンきずなさん、ゑちごやさんの６事業者となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　弁当を配布するおうちは、どういう決まりとかルールとかの中で、このうちにはお弁当を配布するとかを決めているのかをお聞きしたいです。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

委員ご質問のどのようなご家庭にお弁当を配布するかということですけれども、対象家庭として宮代町の要保護児童対策地域協議会に登録されているご家庭、虐待ですとか、そういったおそれのあるご家庭です。それから子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、こちらの子育て支援課にご相談があった方で、お弁当配布して見守りが必要かなと思われるようなご家庭、そういったところのご家庭にお配りしているところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　人数と回数を掛けると個数がそのようにならないんですけれども、年間を通して必ずそこの決まった家庭に全部配るのか、途中から新しく入ったり、または改善されたので、途中でもう終わりとかという形で、誰かが判断して、そういうのはやられているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

ご質問の人数が変動するというところがあるんですけれども、そちらはご家庭の状況を子育て支援課のほうで見守っていて、その経過を追って必要でなくなった場合は年度末に終了したりします。

それから、そのご家庭が町外に転出された場合は対象ではなくなってしまうので、年度途中に対象世帯ではなくなるので、人数の変動が生じることがあります。

そちらの配布するか、この事業が必要かの判断は、こども安心担当のほうで話し合いをして判断をしているところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、鈴木次男委員の質疑を終わります。

通告第２号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉伸一郎でございます。

通告に従いまして、２点ほど質問させていただきます。

まず１問目になります。決算書102ページ、説明書128ページになります。

児童福祉総務費、ひとり親家庭等の医療費支給事業になります。

こちらのほうで128ページの資料になるんですが、延べ件数と支給総額が大幅に増加した理由を伺います。

２問目になります。

決算書106ページ、説明書135ページになります。

児童福祉総務費、子育てのための施設等利用給付事業について質問いたします。

こちらのほうで135ページの中で不用額が大きくなった理由をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査、飛鳥馬です。

質問１点目、決算書102ページ、説明書128ページ、ひとり親家庭の医療費支給事業につきまして回答いたします。

延べ件数と支給総額が大幅に増加した理由としては、令和６年度より、こども医療費とひとり親家庭等医療費の支給対象年齢が入院・通院共に同じ18歳になったタイミングで、ひとり親家庭等の児童について、ひとり親家庭等医療費を優先して使用していただくよう徹底したため、受給者が増加し、それに伴い支給件数と支給総額も増加したものです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました２点目、決算書106ページ、説明書135ページ、児童福祉総務費、子育てのための施設等利用給付事業につきまして、不用額が大きくなった理由についてお答え申し上げます。

不用額の金額1,779万2,353円でございますが、こちら不用額が大きくなった主な理由といたしましては、幼稚園の利用児童の人数が減少していることによるものです。

前年度と比べまして、見込みよりも実績の数字が少なかったため、不用額が大きくなっています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　再質問させていただきます。

まず１問目。

決算書102ページ、説明書128ページになりますが、大体４年度から５年度が34万円だったのが、今回一気に300万円ぐらいになってしまったということで10倍近くになっているということで驚いてしまったものですから、そうすると、18歳までに拡大されたということが原因としては大きかったということで、よろしいということですね。

４年度は205人だったのが、５年度233人に増えて、６年度が330人になったということで、約100名ぐらい一気に上がったということで、増えている対象になっていると思います。

この場合の医療費の限度額とか、そういったものがあるのかどうかもお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

ひとり親家庭等の医療費支給事業につきまして回答いたします。

限度額があるのかどうかというご質問ですが、現物給付に対しましては、２万1,000円以下のものについては現物給付を可としております。２万1,000円を超える医療費につきましては、償還払いとして加入されている保険組合から付加給付や高額療養費などの対象となる可能性があるため、このように設定しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

償還払いになることはありますけれども、支払うことは、２万1,000円を超えても支払われるということでよろしいということですね。分かりました。

それで、決算書の102ページになるんですが、12節委託料の審査支払事務委託料は、この21万3,212円はどのような機関に対して支払っているのかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

ひとり親家庭等の医療費支給事業について回答いたします。

審査支払事務委託料の支払先につきましては、償還払い分の社会保険支払基金及び国保連合会について支払いを行っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

こちらのほうで、審査方法とかが行われるのかどうかだけお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

支払基金のほうでの審査方法につきましては、医療機関から請求のあったレセプトに対して審査を行っておりますが、内容についてはこちらで確認することはございません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

１件当たりの支給額がだんだん減ってきているなと思ったんですけれども、何かそういうところで何かあるのかなと思っただけだったので、次の質問に移らせていただきます。

決算書106ページ、説明書135ページの子育てのための施設等利用給付事業についてですが、不用額につきましては５年度が約2,044万円あって、本年度に関しては約1,731万円という形で、多少は減ってきているんですけれども、大体同じぐらいの不用額が発生しているのかなというふうに考えております。

それで、この決算書106ページにあるんですけれども、18節負担金補助及び交付金の中で、子育てのための施設等利用費が代理受領分というふうになっているんですけれども、これについて説明をいただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました項目につきまして回答いたします。

決算書の106ページです。

代理受領分というところについてでございますが、代理受領分につきましては、幼稚園の利用児童の人数に応じて、町から幼稚園にお支払いをしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　町から幼稚園に支払っているということなんですけれども、それはなぜ町から払うようになっているのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました、町から幼稚園にお支払いしているものについての質問に回答いたします。

こちらにつきましては、令和元年に国のほうの子ども・子育て支援法というものが改正されまして、幼児教育・保育の無償化というものが始まりました。そこで本来であれば、保護者の方が幼稚園に支払うもの、それについて無償化ということで補助をするようになった制度になるものでござ

いますが、実際に保護者の方が支払った後に、町から保護者の方にお支払いするというと、事務が煩雑になってしまいますので、そこのところがございまして、本来、施設が保護者からもらうものを保護者からもらわずに町のほうに請求をいただいて、町から施設に直接お支払いをするというところで、この無償化制度にのっとって補助をしているようなところで、町から幼稚園に支払いをしているものとなっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　よく分かりました。

最後の質問をさせていただきます。

同じ106ページにあります過年度分というふうになっているんですけれども、これはどのようなことなのかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました決算書106ページ、こちらにございます子育てのための施設等利用費の過年度分についてご説明申し上げます。

こちらの子育てのための施設等利用費につきましては、幼稚園にお支払いしているもののほか、幼稚園の預かり保育ですとか、そういったところのご利用いただいた方からの請求に対して、保護者に上限の金額までお支払いをしているものも含まれております。

こちらの過年度分につきましては、保護者の方が預かり保育利用された場合に、本来であればその時期で半年に一遍請求いただくタイミングで、こちらからも通知を差し上げているところでございますが、その通知をご覧になった後に、町への請求のタイミングが遅れてしまった方がいらっしゃいまして、その場合に現年分ではなくて、例えば１年前のもののご利用分について請求をいただいたものについては、過年度分というところで支出しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　よく分かりました。ありがとうございました。

質問は以上になります。

○委員長（九山妙子君）　以上で、泉伸一郎委員の質疑を終わります。

通告第３号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原洋子でございます。

質問２点、よろしくお願いいたします。

決算書の104ページ、説明書130ページ、児童福祉総務費のみんなで子育て！こども未来事業です。

こちらの子育て支援センターの利用者数について、こちら利用者数が増えているのはとても喜ばしいことですが、こちら何か理由が分かれば教えてください。

２問目、決算書126ページ、説明書146ページ、同じく児童福祉総務費で、出産・子育て応援給付金事業で、出産応援給付金が令和５年度から令和６年度かなり減っている理由を伺います。

お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査、飛鳥馬です。

質問１点目、決算書104ページ、説明書130ページ、みんなで子育て！こども未来事業について回答いたします。

子育て支援センターの利用者数の増の理由につきましてですが、令和６年度よりコロナ禍で実施していなかった支援センター合同イベントや進修

館大ホールでの運動会など、大勢が集まるイベントを復活していることなどが増加の一因と考えます。

また、未就園児親子の利用者については、日頃より保育士による声がけや相談しやすい雰囲気づくりに取り組んでいることや、小学生の利用者については、大人が見守る環境で安心して宿題をしたり、友達と過ごせる居場所となるよう努めており、その成果が少しずつ実ってきたものと考えています。

さらに、令和６年７月よりＬＩＮＥを利用した予約を開始し、利用者の方の都合に合わせた予約が可能になるなど、利便性の向上なども利用者増の理由と考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　母子保健担当専門員の竹花でございます。

決算書126ページ、説明書145ページになりますけれども、出産・子育て応援給付金が令和５年度から令和６年度、かなり減っている理由でございますけれども、出産・子育て応援給付金支援につきましては、令和５年の３月から始まった制度でございます。そのため、令和４年の４月１日以降に生まれた方々、お子様方に対する方々も対象となっておりますことから、その方々に対する支払いが令和５年度にありましたので、令和５年度の純粋な妊娠と出産に関する応援給付金と合わせて支出しておりますので、５年度が大幅な支出になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

子育て支援センターはやはりコロナにやっていなかったイベントなどを復活させたということで、よく分かりました。

私も１回乳幼児向けの救命救急のときに参加させていただいておりまして、ああいうものを増やしていくのはすごくいいなと思いましたので、またこちらはよろしくお願いいたします。要望です。

２問目のほうです。こちら単に４年度の分が５年度に入ったということで、４年度の数がここにないんですけれども、結局それを引くと今の６年度とそう変わらなくなるということでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　母子保健担当専門員の竹花でございます。

委員ご指摘のとおりでございます。

出生数の数の増減に多少影響がございますけれども、その数の分の増減ということでご理解いただければと思います。

○委員長（九山妙子君）　以上で、野原洋子委員の質疑を終わります。

通告第４号、塚村香織委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

決算書の108ページ、説明書の137ページの児童福祉費、産前産後家事育児サービス利用支援事業についてお伺いいたします。

18節の補助金のうち、産前、産後それぞれの内訳と利用者さんの感想と、また成果をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

決算書108ページ、説明書137ページ、産前産後家事育児サービス利用支援事業につきまして回答いたします。

補助金のうち産前、産後それぞれの内訳と利用者の感想と成果につきましては、令和６年度の申請者34人中、産前の申請者は９人、産後の申請者は25人となっています。

支給額の内訳につきましては、それぞれ集計はしておりませんが、おおむね産後の利用が多い状況で、利用したサービスの内訳としては、一時保育が254件、産後ケアが45件、送迎・託児が38件、清掃６件となっております。

利用者の感想としては、産後ケアを利用した方からは、「出産後、休息する時間が取れた。」、「助産師から授乳指導などを受けられて安心した。」、兄弟がいる家庭で一時保育を利用した方からは、「リフレッシュする時間が持てた。」、「赤ちゃんとゆっくり過ごすことができた。」などの感想がありました。

成果としては、この事業の目的でもある出産前後の妊産婦の方の孤独や不安などを解消し、産後鬱などを未然に防ぐという部分がありますが、出産されたお母さんが体も心も休める時間を持てたことや、相談できる機関を気軽に利用できたことが成果と考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　よく分かりました。

産前産後ということで、産前からご利用して、産前で登録して産後まで使われているのかなとは思います。

そうすると約２年間ご利用になられて、たしか条件が４万8,000円だったと思うんですが、この金額的に利用者さんの利用の中で少ないのかどうなのかというところで、なぜかというと、決算額と予算額で開きがあるというところもございます。そのあたりのこと分かったら教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

まず補助金の上限額が４万8,000円が多いのか少ないのかという質問に対しては、利用者の方の置かれている状況により、必要な時間や期間もそれぞれ異なると考えておりますが、こちらの事業につきましては、事業者を絞らず利用者の方が使い慣れているところを自由に選んで利用できるというメリットがございます。

そのため自由に使い慣れたところを選べるという利点を生かし、妊娠中から産後まで幅広く選択していただくことができると考えております。

２点目の予算額と決算額に開きがあるという点ですが、令和６年度の予算額につきましては、令和５年の事業が始まる前後に予算を積算しております。当初は１人当たり４万8,000円を上限額まで使った場合の利用を想定していたため、決算額との乖離が発生しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　そうすると上限額まで使われていない方のほうが多いということなのでしょうか。今回の決算では。

それから４万8,000円の予算額は何名分としていたのかもう一度お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

休憩します。

休憩　午後　０時０６分

再開　午後　０時０８分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

産前産後家事育児サービス利用支援事業につきまして回答いたします。

令和６年度申請があった方のうち、上限額まで利用された方は４名いらっしゃいます。多くの方は上限額まで利用されていないという状況となっております。

２点目のご質問、令和６年度の補助金の積算人数ですが、補助上限額４万8,000円に対し25人で積算しており120万円となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございます。

そうすると皆さん金額的には４万8,000円で大丈夫なのかなと思うんですが、この利用が想定よりも少なかったというところでいうと、年齢とかはどうなのかというところで、出産後１年ということなんですが、その後３歳ぐらいまでは大変かなと思うんですが、そのあたりはやはり利用者の方からのご希望みたいなご要望みたいなのがあったのか、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

産前産後家事育児サービス利用支援事業につきまして回答いたします。

利用者からの声という点ですが、こちらの事業を始めるに当たりまして、アンケートを実施しております。

その中では、妊娠中の大変な中で行う家事などをお願いしたいなど。あとは上の子の学校行事や旗当番のときに保育を頼みたいというご要望がありました。

対象年齢が妊娠中から生後１年までとしている理由としましては、出産前と出産直後についてサポートするサービスが少なく、産前産後の方の産む不安、体や心の変化の中、家事支援の環境を確保し、産後鬱や孤独を未然に防ぐということを目的としているため、こちらの該当に当たる産前産後である出産前、それから出産後１年というところで設定させていただいております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で塚村香織委員の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

再開は午後１時15分といたします。

休憩　午後　０時１１分

再開　午後　１時１５分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

通告第５号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは。議席番号１番、佐藤でございます。

通告書６点、これから順番に述べていきたいと思います。

まず最初、決算書102ページ。私のほうでミスがあって抜けちゃったんですけれども、正確に言うと12、18の負担金とか委託料のもいいんですけれども、書いたのが19だけだったので19の扶助費につきまして、不用額が1,106万5,503円と高額となった根拠、理由をご説明いただきたいと思います。

２点目、決算書同じく102ページ、説明書になりますと128ページになります。

ひとり親家庭等の医療費支給事業というのが真ん中にございます。こちら修正が遅れちゃって、前年比ではなくて前年度比です。前年度比延べ1,511件も増加した理由と、増加したにもかかわらず１件当たりの支給額が減少となった理由をお願いしたいと思ったので、ここの説明をお願いいたします。

次に、決算書106ページになります。

子育てのための施設等利用給付事業というのが、先ほど前段の委員も質問された、同じ項目になりますが、幼稚園、認可外保育施設がともに大きく減少となっているが、これは出生者数の減少が主たる原因と考えて構わないかどうかということを改めてお尋ねしたいと思います。

次に、決算書110ページ、保育園費、保育所運営事業ですけれども、真ん中より下のところです。

令和５年と比べて前年度比約120万円も減少となっておりますが、その根拠、理由のほうをご説明願います。

次に、同じページ一番下、みやしろ保育所運営事業の、これは説明書のほうが分かりやすいかもしれません。139ページの説明書のほうになりますが、先ほど前段の委員もご質問されたところですが、一時預かりの利用者が急増してるというのは、そこのところは分かりましたので、説明は飛ばして結構ですが……ごめんなさい、間違えました。

一時預かりの実施の利用者が急増していますが、前年４年度から５年度は21名です。それが255名になっている。これは年度途中の８月利用分から先ほども説明がございましたが、ＬＩＮＥ予約の開始によるものだけなのか、それともほかにも何かあるのかというところが、ＬＩＮＥだけとは考えにくいなと個人的に思っておりますので、そこの説明をお願いいたします。

最後６番目、保育所管理事業114ページになります。下のほうです。

これも前年比ではなくて前年度比ですけれども、令和５年度比で約7,642万円も増加している。この根拠、理由についてご説明願います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査、飛鳥馬です。

質問１点目、決算書102ページ、児童福祉総務費、19節扶助費の不用額が高額となった理由について回答いたします。

こちら扶助費の不用額の内訳につきましては、ひとり親家庭等医療費138万1,251円、こども医療費912万7,353円、未熟児養育医療55万6,899円です。

こども医療費は、平和６年４月より通院の支給対象年齢を18歳年度末までに拡大し、見込みが立たなかったことや、病気の流行や予測が難しい部分があるため、やむを得ない執行残と捉えています。

質問２点目、決算書102ページ、説明書128ページ、ひとり親家庭等の医療費支給事業について延べ件数が増加した理由と１件当たりの支給額が減少となった理由としましては、前段の泉委員の質問で回答した内容と重複しますが、令和６年度より、こども医療費とひとり親家庭等医療費の支給対象年齢が入院・通院ともに同じ18歳になったタイミングで、ひとり親家庭の児童についてひとり親家庭等医療費を優先して使用していただくよう徹底したため受給者が増加し、それに伴い支給件数と支給総額も増加したものです。

また、ひとり親家庭等医療費は対象者数が少ないため、治療の内容によって１件当たりの支給額に影響が多い状況であり、支給額が減額となっています。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました３点目のご質問、決算書106ページ、説明書135ページ、子育てのための施設等利用給付事業、こちらにつきまして、幼稚園、認可外保育施設がともに大きく減少となっているが、これは出生者数の減少が原因と考えてよいかの質問にお答えいたします。

出生者数の減少も要因の一つと考えておりますが、家庭の教育方針等の事情により、幼稚園や認可外保育施設を選ぶ保護者の方もいることから、こちらにつきましては、毎年度金額が変わるものと考えております。

なお、幼稚園につきましては、前年度と比べて約176万円の減となっておりますが、児童１人に対する給付の月額上限額は２万5,700円となっておりまして、12か月在籍している場合、児童１人についての年間の金額は30万8,400円となります。

こちらの数字を元に人数を算出しますと、176万円を30万8,400円で割りますと約5.7となりますので、一見すると176万円大きな減額には感じるところなんですけれども、人数的には約６人の減となっております。

また、認可外保育施設につきましても、前年度と比べて約45万円の減となっておりますが、児童１人に対する給付の月額上限額が、こちらは３万7,000円となっておりますので、12か月在籍している場合、児童１人についての年間の金額が44万4,000円となります。同じように人数に直しますと、約１人となりますことから、認可外保育施設につきましても、一見すると減額大きく感じるところなんですが、人数としては約１人の減となっているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国納保育園主査（井上久美子君）　国納保育園主査の井上と申します。

４番目のご質問、決算書110ページ、保育所運営事業、前年度比約120万円の減少となっているがその理由はとの回答をいたします。

約120万円減の内訳といたしましては、保育士派遣業務委託料となります。

お預かりしている園児を安全に保育する体制を整えるために、職員、会計年度任用職員で不足をしている保育士分を委託をしております。

減額となっている理由でございますが、会計年度任用職員の雇用が前年より増え、園内の体制が整えられたことにより依頼が減少し、減額につながりました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○みやしろ保育園主査（服部恵美君）　みやしろ保育園主査の服部です。

質問５番目についてお答えします。

説明書139ページ、一時預かりの利用者が増えている理由でございますが、８月利用分より保育園の窓口にお越しいただかなくても、ご自宅での予約が可能になった効果だと考えられます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育

担当主査の中村と申します。

ご質問いただきました６点目、決算書114ページ、説明書141ページ、保育所管理事業、こちらにつきまして前年度比約7,642万円の増加となっているが、その理由はについてお答え申し上げます。

約7,642万円増となっている理由といたしましては、国が定めております公定価格と呼ばれる基準の金額が増額したことに伴う町内保育施設へお支払いしている委託料の増額でございます。

宮東保育園が約3,820万円の増、本田保育園が約1,257万円の増、姫宮保育園が約705万円の増、百間保育園が約618万円の増、小規模保育施設が約1,616万円の増となっております。

一方で、町外の保育園への支払いは約430万円の減となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、個別のところにまいります。

最初の１番の102ページの不用額につきましては、内訳のほうで、ある程度納得いたしましたが、今回質問事項として出していませんが、ほかの項目もそうですけれども、極力、不用額のほうが課題にならないように、物によっては予算の１割を超えているものも見受けられますので、そこのところ難しいところではあると思いますが、精査のほうをよろしくお願いいたします。

それと２番目の精査お願いしたいんですけれども、そのような形の調査等は、現在、これまでも行っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

こども医療費につきましては、令和４年10月より県内現物給付化等により窓口の負担が減少したことにより、受給がしやすくなったことが増加の原因と考えております。

こちらにつきましては、こども医療費の本旨でもある子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることにつながっているものと考えておりますが、医療費は町民の皆様から収めていただいてる税金で支払われているため、限りある財源の中で医療費を大切に使っていただけるよう、今後の対策としましては、救急の場合を除いた平日の診療時間内の受診やジェネリック薬品の周知、同じ病気で複数の医療機関を受診するはしご受診の抑制など、適正受診の啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

１番目、承知いたしました。

今後もそのような姿勢で頑張っていただきたいと思います。

２番目の102ページのものです。ひとり親家庭等の医療費支給。

これは前段の委員のときも説明があって、要はこの1,511人と急になったというのは、使う制度を紹介するというか、使っていただく制度の、今でこちらの制度を使ったのを別の制度にした関係で減ったという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

こちらひとり親家庭等医療費支給事業につきまして、こちらは重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、こども医療費の３医療あるうち、どの

医療費をどの順番で優先順位をどのようにするかというのは、県の定めはなく、市町村に委ねられております。

現在、埼玉県内の63市町村のうち、ひとり親医療費等を優先順位第２位としている市町村は38市町村あり、約６割を超えており、宮代町も他自治体と合わせるため、優先順位を入れ替えたところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　優先度入れ替えたということは、制度を今までこちら使ったのをほかの制度のほうに移ったという理解でよろしいということですね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

医療費につきましては、佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知いたしました。

次に、３番目のほうの子育てのための施設等利用給付事業の106ページです。こちらのほうに移らせていただきます。

先ほど、保護者の考え方とか、あと僕のほうで投げかけたのが出生者数とか考えているんですかと言ったら、そのとおりですというふうな回答はあったんですけれども、別にこれから生まれる子が対象ではなくて、幼稚園に就園する満３歳児、４歳児、５歳児とある程度分かっているわけなんですね。

出生者が、例えば去年度は181名だったか、２歳児がどれくらいいるかとか、特に３歳児、４歳児、５歳児だったら前の年のがそのまま１年移行するわけですから。そうすると出生者数も増減に影響しているというのは、これは間違いだと思うんですけれども、それ以外になりますと保護者の考え方だけになってしまいますが、いかが町のほうとしては考えているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時３３分

再開　午後　１時３３分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

担当課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

先ほどのご質問に対しまして、出生者数の減少も一つというのは、全体的に子どもが減っているというのは委員ご存じのとおりのことと思います。

その中で、予算の中ではやはり子どもの数というのはもちろん把握させていただいているところです。それを根拠に持って予算の積算というのをしているところです。

ただ、３歳から５歳児に対して、幼稚園に行く方と保育園に行く方、または幼稚園でも町外の幼稚園に行く方、いろいろいます。

その中で、おおよその人数で保育園の予算を立てる時期、それと入園を受け付ける時期というのが、ちょっとずれるというのはご存じのことと思います。

そういったところで保育園のニーズというのは確かに高まっているところはあるんですが、実際年によって変動があることはありますので、そういった意味で幼稚園のほうの人数というのを少し

多めに見積もっているというところです。

先ほど担当主査のほうから申しましたように、今回、不用額というところで金額的には大きく出たところではあるんですけれども、人数に直しますと大体10名満たない程度というところで、積算するときは、なるべく不用額を出さないように、なおかつ足らなくならないようにというところで気をつけて積算はしていますが、やはり少し気持ち的に足らなくなってからでは、支給というか給付ができなくなってしまいますので、その分は足らなくならないような積算というのに努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　基本的な考えは承知しました。

先ほど幼稚園のほうは176万だけれども、人数に直すと5.7人分、認可外保育施設のほうは１人当たり年間44万4,000円で１人だけという形で、人数的には僕全然分からなかったんですけれども、少ないということで過剰に予算を組んでいるわけではないということが分かりました。

ただ、説明で出生者数というのは余計なところであったと思いますので、そこのところは注意して説明のほうをお願いしたいと思っております。

町のほうとしては、今回5.7人分と１人というふうになっていますけれども、人数的にはどれくらい余裕を持って考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時３６分

再開　午後　１時３６分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

予算の見積りですが、大体四百二、三十名程度というところで予算を計算させていただいております。

実際には、その年々によって変わってくるところなんですが、今現在、予算的には四百二、三十名で積算しておりますが、400名超えない形の幼稚園の入所者数ということになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　大体承知しました。

細かいところは後で窓口のほうでお尋ねします。時間もありませんので。

次は４番になるのかな。保育所運営事業、決算書の110ページになります。

これは前年度比約120万円も減少となっていますが、その理由につきましてご説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、再質問お願いします。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。

私が見落としました。

保育士派遣委託料として110万円というふうな説明だったんですね。見落としてすみませんでした。これは承知いたしましたので４番は終わりにします。

５番目の点ですけれども、決算書110ページ、説明書139ページのみやしろ保育所運営事業。

一時預かりので先ほどご説明でＬＩＮＥでの効果というところを強調されたというか、そこのところがメインのような言い方をされていらっしゃ

いましたが、この255名というのは４月から３月までと、３月はどうかというのはありますが、年間にならしてみて、ＬＩＮＥが例の予約を開始してから激増したのかどうかというところを四半期ごとでもいいんですけれども、人数をお示しください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○みやしろ保育園主査（服部恵美君）　みやしろ保育園主査の服部です。

ただいまのご質問に対してお答えいたします。

一時保育の利用者数なんですけれども、令和６年度のＬＩＮＥの予約が始まる前は、大体100名を下る、80名から90名程度の人数となっていましたが、８月分は131名の利用となっていまして、８月利用分から大体120名前後のご利用をされている方がいらっしゃるので、令和５年度の実績に比べますと、大体１か月当たり平均20名程度増えていることになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知しました。

ＬＩＮＥでやったから、ＬＩＮＥを使う人が増えたということを前提として、きちんと事前にＬＩＮＥでの予約を開始しますよというアナウンスもきちんとやられていたという成果だと考えておりますので、ご苦労さまでした。そのような形で今後もやっていただければと思います。

５番のほう終わりにいたします。

最後６番ですけれども、決算書114ページ、説明書が141ページの保育所管理事業になります。

ちょっとお待ちください。

これもごめんなさい、書き間違えて、前年度比約7,642万円のことで、先ほど国の公定価格が上昇したことによるという形になりましたけれども、委員は電卓を使うなというお達しがあるので、ぱっと見て計算できない。

さっきの宮東、本田、百間、姫宮とありますけれども、これ全部足して金額的にどれぐらいになるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時４０分

再開　午後　１時４０分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまのご質問に対して回答いたします。

宮東保育園、本田保育園、姫宮保育園、百間保育園、それから小規模保育施設の増額それぞれと、町外の保育園へのお支払いは減額しておりますので、そちら全て合計いたしますと約7,642万円の増加ということで、ご質問いただいている金額と一致するかと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知いたしました。7,642万円、これに収斂するというか、突合するという形のご答弁でしたね。

先ほどご説明がございました国の公定価格が上昇したというところのくだりがございましたが、そこが分からないのでご説明をお願いできますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました、国が定めた公定価格についてでございますが、こちら国のほうで民間の企業と公務員のお給料の差というんですか、いわゆるその官民格差というところで差について見直しを毎年度しているようなところでございまして、そちらを基に公定価格というものを毎年改定をしているようなところでございます。

ここのところ毎年公定価格上がっている傾向でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　要は、この公定価格というのは、民間と公務員との官民格差ということは、主に人件費が大幅に変わって、毎年確かに人事額等で上がっているのは承知しておりますが、そこのところが主な要因と考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました内容についてでございますが、佐藤委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では国の公定価格というのは、幾らから幾らに１人当たりかどうかというのはパーセンテージでもいいですけれども変わったのでしょうか。昨年度比で。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

公定価格につきましてお答え申し上げます。

委員ご承知のとおり、今ご説明させていただきましたように、公定価格は人事院勧告を元にやっていますので、官民格差というところです。

この費用というのは基本的には人件費というのもあるんですけれども、やはり子どもにかかる費用という保育園の運営費の大部分になるものかと思っております。

その金額の差ですが、幾らというよりはパーセントで変わっております。ここ数年大きく変化しておりまして、基がある数字なんですが、令和２年、３年というのはゼロベースで来ていたんです。それが４年になって1.2％の増、５年になりまして5.2％増、令和６年につきましては10.5％の増という形で動いております。

恐らく今年度、７年度についても、やはり人事院勧告、3.62でしたか、今回８月のときに出たと思うんですが、それを踏まえて考えますと、また金額というものはパーセンテージ上がるのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　６点ほど、時間なくて、これで終わっちゃいますけれども、質問にご答弁いただきまして、大体承知いたしましたので、細かいところにつきましては、窓口のほうでお尋ねしたいと思います。

最後に、この説明書なんですけれども、ちょっと前まではみんな成果書と言っていましたけれども、あくまでも説明書であるので説明を、いいところばかりではなくて、その事業、事業の説明をして、こういうところがよかった、こういところが反省点だとかいうふうな形に徐々に、ほかの課でも言っているんですけれども、課長さんたちにも話しているんですけれども、このような形の方法をよろしくお願いできればと思いますけれども、

いかがお考えでしょうか。

それは課長に聞いたほうがよろしいかな。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

説明書ということですので、今回６年度ということで、６年度の内容について、どのように成果があったかというところを記載させていただいているのが今までかなと思っております。

もちろん６年度実施した中では課題というのが多くありまして、その課題を反映して７年度予算、また７年度の事業というのを取り組んでいるところではございます。

そういった中でも、やはり私どもの課題として、議場での補足説明のときにも、例えばファミリーサポート事業のときには、会員登録者は増えているんですけれども、利用者数が減少しているというところが課題だという話もさせていただきまして、ここには記載はしておりませんが、やはり課題ということを捉えながら前に進んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　まとめます。

地方自治法上、自治体は毎年度成果をちゃんと公表するようにというのがあるのは承知しておりますが、今、課長がおっしゃったように議場で説明している、それも分かるんですが、例えばネットでもアップされていますから、これだけ見た町民の方、僕もちょっと前までその立場にいましたけれども、これだけ見ては分かんないというところが多々あるんです。

それで、僕は直接電話したり窓口行ったりとかしますけれども、ここである程度分かるようにしないとまずいので……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、自分の意見になってきているので、言葉をまとめて上手に言ってください。

○委員（佐藤将行君）　そういうふうな町民が大多数は見るというふうな観点が、先ほどの課長の話からは出てこなかったんですけれども、その点はいかがでしょうか。

他の課長から同じ意見、同意する意見があったものですから、子育て支援課はどうかなと思いましてお聞きします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、それは決算とは関係ないですね。

暫時休憩。

休憩　午後　１時４８分

再開　午後　１時４９分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

○委員（佐藤将行君）　再開、ですから、課長として課としての考えというのをお聞きしているんです。ここのところに書いてあれば、そこのところ、課題があったりとかすれば、そこのところを歳出のとき、決算委員会でも質問できるのに、それができない状況になっているわけですよね。状況によっては。ですから、そこのところをどのように考えているかということです。

○委員長（九山妙子君）　では、暫時休憩します。

休憩　午後　１時４９分

再開　午後　１時５０分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

私、冒頭でも各課でも申し上げておりますけれども、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできないということで、この中では質疑をしないということでお願いいたします。

では、再開いたしましたので、あと、時間ありますので、佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今の、ほかの委員のこれまで意見を言っているのを委員長も認めていましたけれども、なのに、何で僕だけそうやって狙い撃ちするんですかね。タイマーが鳴ったので、終わりましたけれども、そういうふうな嫌がらせ、いじめはやめていただきたいと思うということを指摘して終わらせていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　以上で、佐藤将行委員の質疑を終わります。

通告第６号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。２点通告を出しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、１点目。決算書101、102ページの民生費の児童福祉総務費で、１つは18節負担金補助及び交付金の不用額2,420万4,287円の理由はということです。よろしくお願いいたします。

２つ目は、19節扶助費の不用額1,106万5,503円の理由なのですが、これは今、前段の委員のところで答弁が出ましたので、できればなぜかというと、今の答弁のように上程説明のときの補足に言っていただければそれで済んだのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ですので、ここは了解しました。

２点目は、決算書113、114ページの民生費の保育園の中の保育所管理事業ですが、保育所の入所状況と評価はどのようにされているのか、その点伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました１点目、決算書101ページ、102ページ、こちらの民生費の児童福祉総務費の18節負担金補助及び交付金の不用額2,420万円の理由はというご質問にお答えいたします。

こちらの負担金補助及び交付金の不用額の主な内訳につきましては、民間保育所等補助金、こちらが約419万円、子育てのための施設等利用給付事業が約1,730万円となっております。民間保育所等補助金は、対象事業について宮代町から国及び県に申請をして、交付決定を受けた分について各施設に交付するものでございます。令和６年度においては各施設からの申請額が減額したことに伴い、約419万円の減となっております。

１点目の質問18節についての理由は以上でございます。

続きまして、２点目の質問についても回答申し上げます。

保育所等管理事業、保育所の入所状況と評価はというところについて回答申し上げます。

こちら、令和６年度の４月１日における保育所の入所状況につきましては、申請者は536名、入所決定者は498名、保留を希望されている方が22名、それから、取り下げされた方が12名、それから、特定の保育園を希望されている方が４名でございまして、待機児童はゼロ名でした。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

再質問させていただきます。

まず、１点目の民生費の児童福祉総務費の負担

金補助及び交付金の不用額の関係でございますが、民間保育所等への補助金は419万、それから、子育てのための施設等利用給付事業に1,730万ということですが、確かにこれ、合わせて2,149万ですから、ほぼ不用額になるわけなんですけれども、先ほど答弁がありましたが、じゃ、なぜ、申請が少なかったのかということをお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました質問につきまして回答いたします。

保育園からの申請がなぜ、減額したかというところでございますが、こちら、民間保育所等補助金につきましては、補助金の区分がそれぞれ事業が幾つか分かれておりまして、例えば、低年齢児保育促進事業、こちらですと１歳児のお子さんがいらっしゃった場合に申請をするもの、それから、障がい児保育事業というものもございますが、こちらも手帳を持っていたり、明確に診断が出ているお子さんについての項目ですとか、あとは延長保育事業、こちらは毎年金額が変わらないのですが、長く保育を行っている場合に申請をするものというところでございまして、その保育園にいらっしゃるお子様の状況によって、その園のほうからも申請額も変わってくるものになりますので、減額した理由につきましては、そういったお子さんが該当するかどうかというところの変動によるものと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

今、子どもの状況によるということなんですけれども、これはそんなに大きくは、大きく金額を減額になるような申請数じゃないですよね。というふうに感じるのですけれども、いや、そうじゃないんだということであれば、その点はどうなんでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　１時５９分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきましたものについての回答を申し上げます。

延長保育事業といったところは特段大きく変動がない事業にはなるのですけれども、障がい児保育事業につきましては、毎年度、結構保育園さんのほうからも申請のときにその診断、出る、出ないというところでご相談を結構多くいただく部分でございまして、こちらにつきましては結構大きな変動が毎年人数的にあるかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

そうしますと、障がい児については予算を組むときにはある程度幅を大きくと言ったらおかしいのですけれども、そうですよね、歳入欠陥してしまうとまずいから、それは多目に見るんだと思う

んですけれども、令和６年度の場合はこの障がいを持った子ども、幼児、子どもさんが少なかったということで理解してよろしいんですね。予定より、もちろん。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまいただきましたご質問につきまして回答いたします。

こちら、障がい児保育事業につきましては、予定で考えていたところよりも実際申請いただいた人数が少なかったというところで、委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

その点は分かりました。

では、子育てのための施設等の利用給付事業については、なぜこんなに大きくなったのか、その辺について不用額が大きくなったその点についてもう少し詳しくご説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時０２分

再開　午後　２時０３分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

先ほどご質問いただきました1,730万円の子育てのための施設等利用給付事業の不用額につきましては、こちらは説明書ですと135ページになります。

こちら、幼稚園に通われるお子さんの費用というところで、先ほど前段の委員さんのところでもご説明をいたしました対象者を420人というところで算出をしております。こちらに対しまして、実績数というところが400人を切ったというところの不用額が主に大きく出ているようなところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

分かりました。それでは２点目に移ります。

保育所の入所状況ですが、今、どこでも待機児童をなくしていくというのはもう、どこの自治体でも課題だと思っています。

当町でも４月１日はゼロということで、理解はするのですけれども、やはり、時間がたつにつれて待機児童が出てくる。それはなぜかというと、やはり、希望した保育所に入れない。最初のうちはいろいろ我慢をしたりするのでしょうけれども、それが実態としたらできなくなるとか、いろいろあると思うんですけれども、そういった点では当町の場合はどういうふうになっているのか。

それから、あと、保育所の定員の弾力化、かなり宮代も定員を多くして入所できるようにしていますよね。ですから、そういう点ではかなり改善もしてきているのですけれども、そうすると、年度途中で待機児童が増えてしまう。それはどういうところにあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長吉田です。

ただいまの丸藤委員の質問に回答させていただきます。

先ほど主査から報告いたしましたとおり令和６年度待機児童は４月１日時点でゼロというところになっております。やはり、委員おっしゃるように年度の途中からの入所というのはかなり厳しい状態です。４月１日の入所に合わせて調整をしている部分がありますもので、年度の途中はかなり難しい。

あとは、希望する園に入れなかった方というところなのですが、こちらにつきましては、やはり、第１希望というところはあるかとは思いますが、まずは保育所に入所ができるようにということで、申請の時点で町内ゼロ歳児から２歳児までですと９施設、３から５歳児ですと６施設を限りなく可能な限りこちらは申請の希望というところでご記入くださいというふうにはお話させていただきます。保護者の方にお話をしまして、第１ではないけれども、ご本人の希望の枠というところでは増やしてご記入いただく。それがされない方も中にはいらっしゃいます。そうなりますと、保育園の空き枠があったときにもその方にはご案内ができなくなるというようなものなので、申請の時点では少なからず、第１希望ではないけれども、ご希望はいただいているという認識ではしております。

保育所の定員の弾力化なのですが、町内の民間保育施設全て60名定員なのですが、そこを、ごめんなさい、定員の超過というところで保育室の平米ですとか、職員の定数、これは各年齢によって違いますので、それが可能な限りというところで各園と調整をして、大抵120％を超えないような定員で調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

その辺の苦労はあるかと思うんですけれども、先ほどの待機児童ゼロというのは、４月１日なんですけれども、中間というのは10月１日ですか、10月頃が、その中間点は当町でも必ず待機児童が出るのですけれども、それはいつの時点で、６月の半ばの関係ではどうだったのか、それは次年度に向けてまた、どういうふうに改善されたのかということでお尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきましたものについて回答いたします。

令和６年度の待機児童の数につきましてでございますが、待機児童が人数、発生いたしましたのが令和６年度においては９月、こちらがお一人、10月は５名、11月は８名、12月は13名で、年明けて１月は20名、２月は23名というところで把握しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　２番の丸藤でございます。

当町の実態というのは分かります。これまでも子育て課のほうからこういう内容だということではお聞きしてきましたが、やはり、特に先ほど言ったように取下げの場合はどうしようもないですよね。希望を出せば、まだ、こういう月半ばでいろいろと工夫もできるかと思うんですけれども、こういった取下げの方というのは町外に行ってしまうのでしょうか。それとも、どういうふうにな

るのか、その点伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまのご質問に回答いたします。

取下げされるお子様につきましては、やはり、急なお引越しが決まったため町外に行かれる方、そのほか、ご家庭の状況が変わってお家で保育ができるようになったですとか、そういったところで取下げをされている保護者様がいるということで把握しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

先ほどの答弁でも冒頭、保留の方も22名いますからね。こういうのを考えると、やはり、先ほど年度中でのこういった待機児童数も分かるような気がするのですけれども、これを、また、新年度に向けて一生懸命頑張ってゼロにするというふうになっているかと思うんですけれども、この待機児童を解消するための、大きな問題というのはどこがポイントなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時１３分

再開　午後　２時１３分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

待機児童対策につきましては、毎年、実際、本当に頭を悩ませているところではあります。各自治体によっては、やはり、場所によって大分お子さんが減ってきたりですとか、むしろ施設にお子さんが入らないという心配をされている自治体も増えてきているというところは聞いておりますが、当町につきましてはまだ、ここ数年は、待機児童対策をどうしていくか、そこにつきましては、繰り返しになりますが、民間保育所には可能な限り定員を、まずは増やしていただくというところも相談はしております。その定員の60というところをもっと、70ですとか増やすことはできないかというところは毎年、こちらは要請をかけているところですが、やはり、各施設の保育士確保の問題もございますし、その公定価格という経営の部分でもどう安定を図るかというところは施設も考えるところがあるようですので、こちら、なかなか定員を増やしていただくというところが難しいというところで、先ほどの定員超過の可能な限りという調整を今、しているところです。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

確かに、定員を増やす。じゃ、民間保育所の定員を増やしたい、増やしたいけれども、先ほど副課長が言ったように保育士の確保が今度は難しくなるという、そういう頭になっているかと思うのですけれども、それには保育士の処遇改善も大事だと思いますので、そういった点では民間の保育所とは言え、そういった点での指導というのはどういうふうにされておりますでしょうか。最後に。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまのご質問にお答えいたします。

処遇改善につきましてでございますが、こちらにつきましては毎年各園から町のほうで申請を受け付けいたしまして、県のほうにその申請を上げて、実施しております。申請いただいた内容につきまして、その職務の経験年数ですとか、担う職務に応じたその処遇改善というものがありますので、そういったところをご提出いただいた申請書類が内容が正しいかどうかというところについては、申請を受け付けした際に町のほうで担当職員のほうでも園に聞き取りをしたりというところで確認をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

毎年こういうふうに４月１日につけては何とか努力して努力してゼロにして、また、中間地点になると待機児童が増えるという繰り返しだと思うんですけれども、そういう点ではやはり、定員を増やすといっても、あくまでも弾力化ですので、大変だと思うんですけれども、やはり、４月１日はゼロということで確認してよろしいですよね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩で。

休憩　午後　２時１８分

再開　午後　２時１９分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

先ほど申し上げました令和６年度はゼロで、待機児童はできましたが、残念ながら今年度、令和７年度につきましては、５名というところで待機児童が発生しております。こちらのほうは、やはり、先ほど申し上げました民間保育施設におきまして、保育士確保が難しいというところで、定員ぎりぎりの人数でしか難しいというところの回答に合わせた配置というところで、待機児童が発生しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、丸藤栄一委員の質疑を終わります。

以上で、子育て支援課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時２０分

再開　午後　２時３５分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

まず、福祉課から訂正がございますので、ご報告します。

○福祉課長（鈴木淳史君）　すみません、午前中の福祉課の決算特別委員会でのこちら課の答弁のほうで、何点か誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

佐藤委員からの質問で介護給付費等支給審査会運営事業の質問の中で、この制度がいつ頃から始まったのかということで再質問をいただきましたけれども、その際、私どものほうで平成12年からということで答弁したのですけれども、正しくは平成18年の誤りでしたので、18年と訂正させてい

ただきます。

もう２点ほどございまして、タクシー券燃料費の助成の関係で、令和５年度と令和４年度の実績の数値に誤りがございました。

令和５年度の燃料費助成券、これを5,983枚ということで答弁したのですけれども、正しくは5,953枚。

続いて、令和４年度の同じく燃料費助成券なんですけれども、5,778枚と答弁したのですけれども、正しくは5,578枚の誤りで、合計については正しい数字を答弁させていただいております。

誤りがありましたこと、訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

お時間いただきありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　引き続きまして健康介護課長からお話ございます。

○健康介護課長（草野公浩君）　委員会の前に大変失礼いたします。

私のほうから９月９日に報道がございました特別養護老人ホームもみの木の元施設職員による高齢者への虐待による死亡事件についての現状報告をさせていただきます。

まず、今回亡くなられた方につきましては、ご冥福をお祈りしたいと思います。また、ご遺族の方に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。

今回の件につきましては、令和７年４月４日に埼玉県の虐待通報ダイヤルを通しまして、白岡中央総合病院の医師からもみの木から緊急搬送されてきた患者に虐待の疑いがあるということで、町と県のほうに通報がございました。その後、町と埼玉県で連携をいたしまして、虐待の疑いということで施設関係者に聞き取り調査を行ってまいりました。

その間に、実はこのご本人さんが亡くなられまして、虐待の調査ということでは始めておったのですけれども、これはもう、事件ということで警察のほうに報告を、施設のほうからしまして、事件に切り替えて捜査をこれまで行ってきたところでございます。

捜査、ずっとその後続きまして、９月９日にネットニュース等で傷害致死の疑いでもみの木の元職員の逮捕が報じられたということでございます。

今後についてなんですけれども、一応捜査のほうは引き続き続きます。来週早々に埼玉県と町でまた連携をいたしまして、虐待の認定に向けて施設関係者の聞き取り調査を引き続き実施をしてまいります。聞き取りをして、虐待の認定を今後行う予定でございます。その後に、埼玉県のほうから施設管理者に対しまして何かしらの処分があると考えております。

一応町といたしましては、今回の容疑者の行為については誠に遺憾であるとともに、絶対あってはならないことだと考えております。また、管理者である真善会については、入所者を不安に陥れたり、あと、地域住民の信頼を損ねたということで、社会的責任は大きいと考えております。

町としましては、今後の捜査の行方や埼玉県の処分の内容を踏まえて、町の対応を検討してまいります。また、町民の皆様からの問合せ等については丁寧に対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　では、これより健康介護課の審査を行います。

審査を続けます。

○健康介護課長（草野公浩君）　19日に、来週調査をやりますので、19日に再度詳細の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第４４号の審査（健康介護課）

○委員長（九山妙子君）　これより健康介護課の審査を行います。

審査に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　改めまして、こんにちは。

健康介護課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

それでは、職員に自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（野口延寿君）　健康増進室長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　健康介護課主幹の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済ですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は質疑、答弁合わせて一人30分以内となります。３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分経ちましたらアラームが鳴りますので、終了となります。

なお、質疑に当たっては自己の意見を述べることができません。また、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉伸一郎でございます。

それでは、質問させていただきます。

決算書98ページ、説明書149ページになります。老人福祉費、避難行動要支援者支援事業になります。説明書の149ページの中の表のところになっていくのですが、避難行動要支援者の対象者数が減少している理由をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

こちらの回答になるのですけれども、令和６年度につきましては、初めてになりますけれども、関係者の対象、関係対象者を集めまして、合同説明会を９月に実施したことから、例年よりも対象者の抽出、選出が若干遅れた経緯がございました。なので、３月時点で確定していた人数というのがこの成果書の値になっております。５月以降にも対象者の選定を行っておりましたので、その時点で最終的には、実際にはこちらの数字よりも対象者は80名増、同意書提出者は60名増という形になります。ですので、６年度の対象者が758名、情報提供の同意者数が561名でございます。

以上です。

すみません、減少の理由なんですけれども、今の数字を踏まえた上で、それでも減少に転じておりますが、こちらは死亡、転出、施設入所等もございましたので、人数が減っているものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　質問させていただきます。

今の減少の理由がもうちょっと詳しく説明していただきたいと思うのですが、３年度が928名いらっしゃって、４年度は122名減って806名になって、５年度はさらに18名減って788人、そして、今回30名減って758名になったというわけなのですが、だんだん減ってきているということですね。これについて、何かその理由、もっと具体的な理由があれば教えていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野と申します。

一つは、表の中にその他という項目がありますが、これは、この避難行動要支援者支援制度が始まった前から登録されていた方で、この避難行動要支援者支援制度を導入しまして、このように要介護３以上とか、対象をはっきりさせました。この、その他というのはどちらかというと、ここには該当しないのですけれども、自分では避難できないと手を挙げていただいた方でして、一応この支援制度が始まってからは、このその他の方の新規登録というのは、今、やめておりますので、自然に減少しているというのが一つございます。

それから、この中でも、最近なかなか隣同士のつながりが薄くなってきておりまして、実は、隣の家が実は独り暮らしでとかということが近所の人も分からないようなことも実際ありまして、実際に何かの機会で行ったときに、初めて独り暮らしで、要介護の人とか分かるというようなことが大変多くて、なかなか登録がしていただけないというのが現状がございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　私が求めていたのは今の答弁なんです。

この避難行動要支援者を探すために、町長の名前で郵送して、あなたはこれを必要としますかという形の回答を得ていると思うのですが、これ、郵便で来ているものなので、例えば、その本人が、ちょっと気がつかない場合があったりとか、また、ケアマネジャーとかケアワーカーとちゃんと連携を取らずに、自分勝手で決めているという場合もあるわけですよね。やはり、お年寄りでも気が頑丈な人というのは、私は大丈夫なんだと言い張る人もいて、本当はでも、必要なんですよということもあっても、断る人も出てくるということもあると思います。

ですから、そのようなしっかりとした調査がされているわけではない中で、こういうものがつくられているというところが、私は心配なものですから、それを考えていると、実際には本当にこの要支援者は多いのではないかというのを自分の感覚では思っているんです。周り近所の人を見てもそうなんですけれども、そういった中で、やはり、それでも数が減っていっているというのが、何か不安だなということで質問させていただいております。

例えば、郵送だけではなくて、健康介護課の職員の方がその辺を調査できるようなそういうシステムはつくれないかなと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野でございます。

今年度から高齢者相談センターが２か所になりまして、昨年までは80歳以上の方の在宅訪問というのを民生委員さんとやっておったのですけれど

も、今年度から２か所になって、その回数を今、増やしております。その中で、訪問した中でこういった制度があるということでご紹介をさせていただいていますので、今後そういったセンターの職員と民生委員さんとさらに協力を深めて、こちらからなるべくアプローチをかけて、把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　大変ありがたい答弁をしていただいたので、本当に安心いたします。

やはり、前から言われている横串です。そういう中で、くらし安全課と福祉課と、そういった中で、やはり、この連携を取って進めていただければありがたいと思います。やはり、いざとなったときにしっかりと助けていくことが大事だと思いますので、その辺のところを進めていただければと思います。ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で、泉伸一郎委員の質疑を終わります。

通告第２号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

２問ほど質問させていただきます。

決算書が124ページ、説明書156ページ、予防費、健康教育事業のみやしろ健康マイレージ事業について、健康マイレージ登録者が減っているのはなぜか伺います。

２問目、決算書128ページ、説明書158ページ、医療対策費で、福祉医療センター運営事業で、こちら、利用状況の特に診療所の小児科が減っていますが、こちらの理由が分かれば教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

いただきました決算書124ページ、説明書156ページの健康教育事業、みやしろ健康マイレージ事業についての登録者数が減っているというところのご質問ですけれども、まずは、歩数計を利用していた方々でスマートフォンに移行できていない理由というのが考えられると思っております。また、スマートフォンを持って歩くことに違和感があって、歩数計で今まで参加していらっしゃった方も記憶していたということを記憶しておりますことから、一定数の方、そのような理由の方々が現段階も移行していないと思われます。

また、以前の登録者数の状況を見ましても、4,200名程度いらっしゃったのですが、実際に動いていらっしゃる、実際に通信をしていらっしゃる方というのは半数もいなかったという状況もございます。また、新たにこの制度が始まりまして、去年の５月の段階で1,700名ぐらいの方々が登録をしていただいているのですけれども、この方々の92％ぐらいの方々が既に送信をしていただいているという状況で、その後も、今、2,000名弱の方々に登録をしていただいているのですけれども、動いていらっしゃる方々というのが、今、この夏場になって、暑くなってから減ってはいたのですけれども、70％弱ぐらいの方が通信のほうをしていただいたりとかという状況ですので、登録者数としては減ってはいるのですが、実際に活用されていらっしゃる方はそんなに減ってはいないというふうな認識を持っております。

ただ、今後においてもスマートフォンの操作でうまく参加ができていない方々もいらっしゃるのではないかなというふうに思っておりますので、そのような方々にはなるべく参加していただけるように引き続き送信等のお手伝い等、入力のほうのお手伝い等はさせていただきたいと考えております。

１問目は以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　健康介護課主幹の石井と申します。

続きまして、福祉医療センター運営事業におけます診療所の小児科の利用状況が減少している理由につきまして説明をさせていただきます。

少子化に伴います小児科患者の減少という理由もあるのですが、令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行となった影響によりまして、法律に基づいた行政が様々な要請関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応に変わったことに起因した一時的な利用状況の増加が令和５年度に見られたものでありまして、令和６年度と比較して数値が大きく動いたものであると推察しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

健康マイレージのほうは実質あまり減っていない、実際使っている人は、登録者は登録したままになっているけれども、使っている人に関してはあまり変わっていないということで、とてもいいものだと思いますので、そのスマホの使い方であるとか、そういうものを何とか周知していただければと思います。

こちらは以上で大丈夫です。

２問目なんですけれども、結局そうしますと、５年度からは減っているけれども、４年度の4,300からすれば増えているということで、今年度は、では、そのコロナ明けで一時的に増えたということでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　先ほど説明で申し上げましたとおり、令和４年度の小児科の利用状況が4,333人、令和５年度が大きく動きまして5,630人、令和６年度につきましては、今回指摘のほうをされておりますマイナス913人の4,717人ということで、令和６年度と４年度を比較するとほぼ同数ということで、５年度の、いわゆる先ほど申し上げました５類感染症に移行したことに伴います、これは一時的な伸びが数字に影響しているものと解釈と言いますか、こちらのほうで認識するものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、野原洋子委員の質疑を終わります。

通告第３号、福澤和美委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

２点ご質問させていただきます。

まず１点目、決算書129ページ、説明書158ページの医療対策費、福祉医療センター運営事業についてです。12の委託料なんですけれども、不用額のほうは146万3,000円と高額なのですが、そちらの理由をお伺いいたします。

２点目は、決算書130ページ、説明書159ページ、同じく医療対策費の福祉医療センター運営事業です。18の負担金補助及び交付金の公設宮代福祉医療センターの運営健全化交付金が令和４年度、令和５年度とどんどん下がってきていて、今年度令和６年度が268万3,750円の減ということなんですけれども、そちらの理由をお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　健康介護課石井です。

ご質問いただきました福祉医療センター運営事

業の委託料の不用額146万3,000円につきまして説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、公設宮代医療センター六花の外壁等改修工事に伴う劣化状況調査及び改修基本計画策定業務を発注するに当たりまして、指名競争入札を実施した結果、予算額を大きく下回る契約が締結できましたところによります予算の執行残によるものでございます。

続きまして、同事業の公設宮代福祉医療センター運営健全化交付金が令和５年度と比較して減額となった理由につきまして説明をさせていただきます。

そもそも運営健全化交付金とは、地方交付税法に基づきます普通交付税の基準財政需要額に算入されます診療所の数及び病床数により算出されます額に相当する額を公設宮代福祉医療センター六花に対して毎年交付をしているものでございます。令和４年度の指定管理期間の更新時におきまして、当該運営健全化交付金につきましては、令和５年度は基準財政需要額の４分の３とし、続く令和６年度は基準財政需要額の２分の１とし、令和７年度以降は交付しないこととする内容の協定を締結しているところでございます。したがいまして、令和６年度につきましては、令和５年度と比較すると減額となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　１点目の不用額に関しては承知いたしました。

２点目のほうなんですけれども、基準財政需要額のほうが２分の１になったということで、令和７年度は交付なしということなんですけれども、この運営健全化交付金というのはどのようなことに今まで使われていたのかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　運営健全化交付金につきましては、その使途につきましては、六花のいわゆる経営収支上の、いわゆる収入ということで、運営に携わる資金として交付をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で、福澤和美委員の質疑を終わります。

通告第４号、塚村香織委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

決算書の120ページ、説明書151ページ、保健衛生総務費の保健衛生総務事業の中の18節助成金のうち、がん患者アピアランスケア用品購入費、助成金の内容をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

決算書120ページ、説明書151ページの保健衛生総務事業のがん患者アピアランス用品の購入費の助成の内訳でございます。

資料にもありますように、申請された方が14人おりました。内訳でございますけれども、ウイッグの購入だけによる申請の方が８人、補装具の申請をされた方が５人、ウイッグと補装具の申請をされた方が１人という内訳になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　内訳は分かりました。

令和６年度14名という利用者の方だったんですけれども、ホームページとかＬＩＮＥでもご案内していただいたり、あと、広報でも見ましたが、それ以外で周知というのはあったのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

周知方法におきましては、町としては特に何かをということではないのですけれども、ただ、町のほうでこういうことをやっているというところで、補装具とかいろいろ扱っているところで宮代町さんのほうでやっているので、宮代町さんの方であれば申請してみてくださいとかという案内をしていただいているというお話は聞いております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　そういう形で周知をしてくださっていたということですよね。承知をいたしました。

埼玉県でもこの事業をやっているところとやっていない自治体がありまして、しかも、宮代町はこの補助金額が高いんです。それで、とてもこの事業に対して積極的にされているなと思っていいなとは思っています。

それで、14名の申請者の方で、ああいうホームページ等のことだけで14名も見て申請があったんだなということは分かったのですけれども、今のご答弁でそのメーカーの方であったり、病院のほうですかね、そういうところからもご案内があったということで、承知をいたしました。

この事業については、このまま継続してやっていくとは思うのですけれども、このがん患者の方々へのフォローというか、こういった助成金をされて、そのほかに、助成金のほかに何かされていることというのはあるのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

今のご質問ですけれども、今のところまだ、何かをしているというところはないのですけれども、ただ、いろいろご意見等を聞くことができる場がございますので、今後こういったことがまた必要ということとか、いろいろなお話が聞けるようであれば、そういったものをまた、検討していく必要はあるのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　補助額も大きいですし、今おっしゃっていただいたように聞く場もあるということで、宮代町はこの事業を推進しているんだなということも分かりました。

最後に、その聞ける場所というところがあるということだったのですが、どのようなところでそういったお話をされているのかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

実際に申請に来ていただいたりとか、あと、質問等があったときとかにもなるべく丁寧にというのでしょうか、こういったことでこういったことができますので、いつでもいらしてくださいですとか、また、ご不明な点がございましたら、いつでも連絡をいただければというお話をさせていただきながら進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、塚村香織委員の質疑を終わります。

通告第５号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

４点ほど、ちょっと少ないですけれども、ご回

答、ご答弁をお願いいたします。

決算書の98ページのみやしろ健康福祉プラン策定事業というのがありますが、上のほうです。これが予算と決算が大きく乖離していると思われるのですが、これの説明をお願いいたします。

同じく、質問内容は同じになりますが、避難行動要支援者支援事業、98ページで説明書は149ページなんですが、これ、前段の委員のときにも説明はございましたが、まだ納得できないところがあったりとかしますので、もうちょっと詳しめにお願いいたします。

３番目が、健康診査事業、決算書124ページ、上のほうです。説明書は155ページの、ほぼ全項目で表の155ページの説明書を見たほうが分かりやすいのですけれども、増減Ａマイナス Ｂ、ほぼ全項目で前年度を下回っておりますが、この辺を検証した上での町としての考え、理由、原因というところをご説明いただきたいと思います。

同じページで説明書は次のページ、健康教育事業のほうです。こちらのほうは、昨年度比約307万円、予算費約187万円も減額となっておりますが、これの差異が生じた根拠、原因、理由等のご説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　２番の事業名の避難行動の「ひ」が違いますので、訂正しておいてください。

では、答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

１問目と２問目の質問に関しまして、回答させていただきます。

まず、決算書98ページ、説明書148ページ、みやしろ健康福祉プラン策定事業、こちらの予算と決算の乖離の理由ということでございますけれども、そもそもこちらの予算につきましては、健康福祉プランを策定するための委員報酬を計上させていただいております。

この委員報酬を年間会議３回分で予算計上してございましたが、令和６年度全体としての健康福祉事業運営委員会、こちらが改選がございまして、全体会というのを開催しております。この全体会の中で高齢者部会と障がい者福祉部会という２つの部会に分かれるのですが、全体会を開催したことにより、障がい部会と高齢者部会、いずれも兼ねて実施をさせていただきました。こちらが第１回目になります。こちらについては、この兼ねて実施した分については、決算書のほうで言いますと、決算書89ページ、90ページ、３款の民生費、１項の社会福祉費、１目社会福祉総務費、障がい者総合支援事業、説明書でいうところの118ページになります。こちらにみやしろ健康福祉事業運営委員会委員報酬というのが20人分で６万2,000円という計上があるかと思いますが、こちらの中に高齢者部会の１回目の分の報酬も含まれてございます。

そして、２回目に、当課の説明書のほうで、148ページに記載させていただいておりますが、２回目として１月に高齢者福祉部会を単体で開催してございます。こちらの１回分を当課の先ほども挙げていただきました決算書の98ページ、委員報酬として執行しております。

以上のことから、３回分を見込んでいたところ、当課の予算では１回分の執行で済んだということで、２回分が丸々不用額となったという形での乖離でございます。

続きまして、２問目、決算書同じく98ページ、説明書が149ページ、避難行動要支援者支援事業、こちらの予算と決算の大きく乖離している理由で

ございますけれども、こちらの避難行動要支援者支援事業、予算が事務用品費がほぼ全てと言っていい内容になります。

この事務用品費なのですが、ちょっと遠目で分かりづらいかもしれませんけれども、申請をいただいた方については、こういったクリアファイルと中に色紙です、それと、こういった携行できるもの、こういったものをお渡しする形になります。これ、希望者によりいずれか、もしくは両方をお渡しする形になりますが、こちらで使われる事務用品、こちらの購入費用になります。令和６年度につきましては、令和５年度の残がまだ残っておりまして、そちらを使用したことにより６年度の執行が少なく済んだという形でございます。

以上が、乖離の理由でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

続きまして、決算書124ページ、説明書155ページの健康診査事業でございます。各検診の受診者数が減っている理由ということでございますけれども、委員ご承知のとおり町の国民健康保険加入者に実施する特定健康診査の受診者数についても個別、集団ともに減っている状況でございます。

当町におきましては、従来からこの特定健診を受診される方々の利便性を考慮し、集団健診は胃がん検診、肺がん検診との同時実施体制、また、国保以外の方に対するがん検診診療を実施する体制を取ってまいりました。また、大腸がん検診につきましては、令和５年度から集団健診での同時実施の体制を整え、受診率の向上に努めてまいりました。

しかしながら、近年は思うように受診率の向上が見込めなくなってきております。これは、対象者の方々の高齢化も受診率の低下の一因であるとも考えております。集団健診のバスの乗り降り等もあることも考えております。また、胃がん検診におきましては、すばやく左右の体位変換をすることや、ご自身の体重を支える体勢での撮影等があることから、加齢に伴う撮影は時間もかかり、体へのご負担も考慮する必要があると考えております。そのため、この乗り降り等をすることがなく、比較的受診者の方のペースで受診できる個別健診の導入が早期にできる体制を整えられるように努力し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

そのほか、子宮頸がん検診と乳がん検診におきましては、過去４年間で比較しますが、子宮頸がん検診は令和３年度は868人、令和４年度は792人と76人の減、令和５年度は840人と48人の増、令和６年度は801人と39人の減。乳がん検診では令和３年度は744人の受診、令和４年度で684人と60人の減、令和５年度739人と55人の増、令和６年度が722人と17人の減と、１年ごとの増減を繰り返している状況でございます。これは、国の指針に基づいて２年に１回の受診で実施いただく方法を取らせていただいているためと考えております。また、少なからずこちらに関しても高齢化が影響しているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（野口延寿君）　健康増進室長の野口でございます。

４点目です。決算書124ページ、説明書156ページ、健康教育事業につきまして、昨年度比約307万円、予算費187万円の減額となっている理由についてご説明をさせていただきます。

健康教育事業につきましては、健康づくりを支援する事業といたしまして、第５次総合計画にも掲げられた事業となっております。

前段の委員さんで先ほど健康アプリについてのご質問がございましたが、こちらのほうがかなり今回の減額の原因となっておりまして、埼玉県が行っておりましたコバトンマイレージにつきましては、歩数計とスマートフォンのアプリの２本立てということでございました。

実際終了時の頃なんですけれども、大体4,200名の方がご登録いただきまして、歩数計の方が約、これ、ちょっと正確な数字ではないのですけれども、約2,800人が歩数計、スマートフォンのアプリの方が1,400名ということになっておりました。それが、昨年ですか、終了いたしまして、アプリのほうに１本化されたところから、現在は2,000を切っているような状態になっております。

そのことから、健康教育事業の中で５月と11月に重点月といたしまして歩いていただいた方への、達成された方への記念品というか、贈呈しておりました商品券への送付というのがかなり減りました。こちらが、結局今まで送っていた方が減ったということが大きな原因といたしまして、それだけで大体152万円で、そのほか事業開始の際ですとか、あと、商品券の送付の際の送付が減りますので、それによりまして役務費なども減っております。

もう１点ございまして、委託料のほうでデータ分析というのを行って、アプリの、マイレージのほうでデータを行っておりまして、大体予算で言いますと83万円ほどございますが、そちらのほうは分析することによりまして国保のほうの、国民健康保険のほうの特別交付金のほうの努力支援分ということの、今まで上積みがございまして、それによりまして国保のほうの交付金が増えているということがあったのですけれども、今回そちらのほうが、このアプリが、アプリというか、コバトンのほうの分析のほうが対象外ということになりましたので、６年度につきましては、このデータ分析のほうを行っていないということもございまして、予算額、決算額とも減額ということになっているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

では、１番目のほうから、みやしろ健康福祉プラン策定事業のほう、これ、３回の全体会にしたので全体会で申しますけれども、それが３回が１回になったので、１回分３万9,000円だったとのご説明がありましたけれども、この残り２回も全体会になったのかどうか分からないですけれども、３万9,000円を１回分と考えると、これ、３倍にしても21万6,000円にならないのですけれども、ここの説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹の加藤でございます。

こちらの実際の執行の額なのですが、高齢者部会の人数というものが全体で15人いらっしゃいます。当然全員出席すれば15人分の報酬が支払われますけれども、その15人分というのが予算の３分の１の額になるわけですが、15人全員が出席されたわけではなく、会議を運営するに当たって必要数のみ出席されたという形なので、この金額が少ない金額というふうになっております。

また、委員の中でもいわゆる薬剤師であったり、医師であったりについては報酬額がほかの委員とも異なりますので、そういった方が欠席されますと金額としては大きく開きが出てしまうものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知いたしました。

１番、これで終了させていただきます。

次、２番の避難の誤植で、変換ミスで。避難行動要支援者支援事業のほうに移りたいと思います。

主なものが事務用品費で、クリアファイルとか携行、名札になるのかな、その辺のが令和５年の残があったりとかして令和６年は少なかったというふうな説明がございました。

それだけで説明がつくのかなというところが正直ありまして、令和５年は、予算、10万と4,344円計上しているんですね。そこのところで、たしか半分くらいはちょっと違うようなのが、５万幾らは、ちょっと記憶が定かではないのですけれども、あったのは分かりますけれども、でも、半分としてもこの５万6,000円になって、これを１桁違う3,200ほどとなっているところで、予測ができなかったからなのかどうかというところが、ちょっと気になっていまして、要するにここのところが想定できないというふうな形になると、来年度の予算のほうにもそこの検証ができていない状況をベースに計上するという形になりますので、そこの詳細な説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

今のご質問です、令和５年度のお話も出ましたけれども、いわゆるこういった事務用品等につきましては、委員もご承知のことかもしれませんが、ある程度の大量買いをさせていただくと一つ一つの単価が大分下がります。そういったこともあって、令和５年度等においてはある程度のまとめ買いをさせていただいているところでございます。

当然のことながら、先ほども申し上げましたとおり両方を請求する方もいれば、いずれかだけでいいという方もいらっしゃいますので、当然のことながら両方を購入しておかないと、一旦はちょっと難しいというような状態もございます。また、改めて６年度、予算半減させた状態で請求はさせていただきましたが、いずれかがもし、なくなってしまったときに購入するには、やはり、その半分程度はないとちょっと難しいというような判断を持って予算計上させていただきましたが、残念なことと言いますか、購入していた残りの残、在庫の分で６年度はほぼ事足りてしまったというような状態でございまして、ほぼ、この中で使っている、紙ですね、の分しか購入することはなかったというような形で、執行自体もゼロが一つ少ないような状態になってしまったということでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

今、令和５年のを見ているんですけれども、そうではなくて、半分は、５万2,856円、郵便料なんですね、昨年、一昨年度は。消耗品費は５万1,488円で今年度の請求の５万6,000円とはさほど変わっていない。在庫があるのは分かっていたわけですよね、当然。そうなってくると、ちょっと予算立てのほうで問題があったのではないかなと思います。増減のほうというのも在庫とかの関係もあるかもしれませんけれども、その辺、今後しっかりと検証のほうを行っていただきたいと思いまして、検証、大丈夫でしょうかね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

実際にまだ、在庫のほうがありますので、今年度の予算見込みにつきましては、在庫分も考えた上で、もし、足りなくなるようであれば補正予算を考えるというような形で計上を検討したいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　特にクリアファイルというのはほかの課とも横断的にやることができて、いっぱい買えば安くなると先ほどおっしゃったのが適用できると思いますので、その辺のほうも期待して、２番目は終わりにしたいと思います。

次、３番目です。健康診査事業124ページ、ちょっと飛びます。説明書のほうは149ページになります。こちら、全項目で下回っているので、受診率の向上が見込めないとか、あとは今、いろんな理由はあって、その他のところは新規登録中止とかいろいろございましたが、これ、特に先ほどの特定健診のことをちょっと触れて、ごめんなさい、僕、間違っているところを言った。155ページです。

特定健診のことを先ほどおっしゃっていて、減少とおっしゃっていましたが、数年前からずっと僕、杉戸もやっているんだから、宮代もということで、インターネットでの予約ができるようになったはずなんですけれども、以前は特に月曜から始まって、金曜日には、もう、月金は電話がパンクするような状態になったというのもあって、インターネットもやりました。まず、インターネットと電話の割合というものの推移というのはどのような形になって、現状なっているでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時２９分

再開　午後　３時３０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　失礼いたしました。

これは住民課ですね。失礼いたしました。

じゃあ、増加に向けての先ほどバスの乗り降りの問題とかもありましたけれども、例えば、移動バスみたいな形でやるとか、ほかの、他の自治体がどのようにやっているか承知しておりませんが、何か効果的なことも検討は課内でされていらっしゃるのでしょうか。また、こんな感じのを今、来年度、再来年度ぐらいからやる予定なんだというのがあれば、併せてご説明していただきたいと思っております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

健診の移動等についてということでございますけれども、当初、一度検討したことはございます。例えば、公民館を回るとか、そういった方法もあるのではないかというところで検討はしたのですけれども、ただ、実際にやるとなると、その待っていただいたりとかするところというのでしょうか、バスだけが１台止まることによって、そこに皆さんが移動してくるのにちょっと難があったりとかというところがあるというところで、いろいろなところで確認を取らせていただいたのですけれども、今の、現段階での導入は難しいということで、今の段階でそちらの話を進めるというところまでは至っていないというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

今、一例としてバスの件を出しましたけれども、ほかに向上のために、要は僕が聞いている範囲ですけれども、周りの方から、やはり、遠いというのが、医療施設で受ける場合でもなんでも、やはり、自宅から遠くてというのをよく年配の方、聞くんですけれども、それに対応するために、例えば、バスと申し上げたのですけれども、今、公民館とかという話もございましたけれども、公民館とかに限らず、例えば、学校の校庭の一部であったりとか、日工大のところを使わせていただくとか、幼稚園とか、ほかにもいろいろとあるのですけれども、その辺の検討はいかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

今委員ご指摘の各場所に出向いてというところにつきましては、今後要望等も踏まえてなんですけれども、実施できる機関というところも踏まえて、いろいろ検討のほうはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

これから検討ということで、まだそこのところ具体化というか、突っ込んだ話がされていないというふうに聞こえましたけれども、ぜひそこは十分な検討をしていただきたいと思うと同時に、受診率に関してですけれども、以前、僕の記憶が間違ったらごめんなさい。受診率というのは宮代町結構高い、周辺に比べてというか、県内で高いと聞いた記憶があるんですけれども、現状は下がったとはいえ、どの程度の位置にいるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　住民課のほうの窓口で聞いてみます。

では、４番の健康診査事業について、これで終わらせていただきますが、ぜひ受診率向上と、あと、でき得る限り受診者の利便性を考えた対策のほうの検討をぜひとも検討していただくことを期待いたします。

４番の健康教育事業、これは決算書同じページで、説明書は次のページの156ページとなります。

こちら、先ほどコバトンの廃止で放送系の廃止で、スマホへの移動、この辺が結構ネックになっているのかなというふうには推察いたします。特に、この辺、コバトンのときもそうですけれども、万歩計でも何でも若い人が使うものではないので、大体ご年配の方がこれご利用されて、図書館とかにもそのリーダーというかありましたよね。それは承知しているんですけれども、スマホへの移行に際して、結構前から、いろんな方法で告知とかをなされていたのかなと推測はするんですが、具体的にどれぐらいの期間、替わる期間のどれぐらい前から、どんな感じのことをなさっていたんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（野口延寿君）　健康増進室長の野口でございます。

佐藤委員おっしゃられたとおり、歩数計とスマホ併用ということで、携帯を持っていて歩数計を持っている方であれば、データを移行したりとか可能なんですけれども、そもそもスマホを持っていなかったりですとか、携帯電話しかお持ちでない方については、なかなか新しくスマホに切り替えたり機種変更したりですとか、新たに購入しな

いとできないという、ちょっとあるところでございます。

そこについては、なかなかどうしてもスマホというのは結構高額ですので、なかなかそこに踏み切れないという方もいらっしゃるかとは思います。

周知方法につきましては、チラシのほう乳幼児健診の際にお配りしたりですとか、あと、すてっぷ宮代のほうで、日工大のほうの方がスマホの操作説明のボランティアでされている方とかがいらっしゃいますので、そういったところですとかで行っておりました。どうしても今後今までの歩数計がどうしても小っちゃかったのもありまして、なかなかいろいろあるかと思いますので、今後も努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさいね。時間がもうないんで、短くしていただきましたが、スマホ、僕もちょっと申し上げようと思ったのは、社協、すてっぷのほうでスマホの講座とかやっているときにお勧めしたらどうかというのを検討しているかとお聞きしようと思ったんですけれども、やっていらっしゃるということで安心しました。

スマホに関しまして、今ガラケーからという話ありましたけれども、たしか３Ｇから４Ｇへの最後まで残ったドコモが今年度でたしか切替えで、それでドコモのガラケーユーザーがスマホへの移行というふうな形になると思いますので、そこに焦点を当ててというか、かなりのユーザー数がいるはずですので、それも念頭に、既にａｕとかはもう終わっていますけれども、４Ｇ化されていますけれども、たしか今年か来年か、27年だったかな、近々ドコモが変わるはずですので、そういうときには、お願いしなくてもあちらがしようがないから、スマホにするという形になりますので、そういうところも考慮して計画をしていただきたいなとは考えておりますが、そこは今現状どのようなタイムスケジュールになっているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（野口延寿君）　健康増進室長の野口でございます。

今佐藤委員のほうからアドバイスいただいたところなんですけれども、なかなか現状のところで、まだタイムスケジュールとか、そういうものできておりませんので、今後担当のほうと、あと、国保のほうもございますので、その辺は話のほうしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　もう時間ないと思います。

よく僕言うんですけれども、５次総になら横串でほかの課とも調整して、図書館なり何なりにもそういうお知らせとかを置いたりとか、社協にも置いたりとかして、でき得る限りスマホへの移行が苦がなくスムーズにいくような計画をやっていただきたいんですが、その点どうでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　以上で、佐藤将行委員の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

再開は、午後３時55分といたします。

休憩　午後　３時３９分

再開　午後　３時５０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

通告第６号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございま

す。

５点提出しておりますので、順次伺います。

まず、１点目、歳出の決算書97、98ページの民生費の中の老人福祉費で、12節に委託料に68万2,000円の不用額が生じております。この情報はどのように入手しているのか、対象者のことです。仮に、養護老人ホーム等へ入所措置をする場合、具体的な手続と支援の在り方はということでお尋ねいたします。

２点目、歳出の決算書97、98ページ、説明書では148ページ。民生費の老人福祉費のみやしろ健康福祉プラン策定事業でございます。

これ、前段の委員の中でも答弁もありますけれども、私はこのみやしろ健康福祉プラン策定事業でどのような事業を取り組んで、どういう成果を上げたのかという意味で、端的にお聞きしたいと思います。

３点目、歳出の決算書97、98ページ、説明書では149ページ。民生費の老人福祉費で避難行動要支援者支援事業であります。

これも前段の委員で答弁もございます。避難行動要支援者支援事業は、前段でも言われたように減っていますが、これで課題は進めていかれるのかどうか、そういった点での問題点をお願いしたいと思います。

４点目、歳出の決算書123、124ページ、説明書では155ページ、衛生費の予防費、健康診査事業です。

これにつきましても、前段の委員の中で各種検診の受診者が減っているという理由を伺っております。それも踏まえて、個別検診をこれから進めていかれるのか。高齢化という中で、じゃ、どのように進めていくのか。やはり課題が浮かんできているのかなと思いますし、そういった点では、どう打開していくのか、改善されていくのかお尋ねをいたします。

５点目、歳出の決算書127から130ページ、説明書では158、159ページに衛生費の医療対策費、これは福祉医療センター運営事業でございます。

これについても、前段の委員からも質問が出ております。利用状況が減っている理由はなぜなのか、それから運営健全化交付金が268万3,750円減額された理由なんですけれども、これも前段の委員が質問しておりますので、答弁は省いて、さらに先ほど地方交付税法に基づいてということで、私はこれは診療所の数も同じだし、病床数も同じなのに、なぜ金額が変わってくるのか。そうすると、令和５年度が４分の３、令和６年度が２分の１、令和７年度は交付しないということなんですが、これはそれに見合った相当額を、つまり六花のほうに支払われているんですけれども、じゃ、一旦町に入ってきますよね。これは交付税として入ってくるのか、歳入のほうはどこに入ってくるんでしょうか。その点お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

いただいた質問１問目から３問目までご回答させていただきたいと思います。

まず、決算書の97ページ、98ページ、委託料に関する不用額のお話かと思います。こちら、68万7,000円の不用額なんですが、決算書及び説明書に記載ございませんが、老人福祉施設措置入所、こちらに関する事業の不用額となっております。

こちらの措置入所に関する情報の収集方法なんですけれども、本人をはじめとして、地域包括支援センター、介護サービス提供事業所、民生委員児童委員、区長、自治会長、そういった方たちか

ら何かしらの情報として入ったときに動き出す形になります。

続きまして、仮に、老人ホームへの入所処置をする場合の具体的な手続と支援の在り方という形なんですが、まず、入所措置をする場合の手続として、入所措置に該当する基準、こちらが身体的な理由であったり、精神、生活環境面、経済等のもろもろの理由を基準に該当しているかどうかを確認した上で、町で定めます宮代町老人ホーム入所判定委員会の審査にかけて、決定をさせていただきます。その後、入所に係る費用や月々の利用料金、こちらについては、その入所している老人ホーム、こちらのほうから町に請求をいただいて、町が支払いをするというような形になります。

１問目の回答は以上です。

２つ目のご質問です。

みやしろ健康福祉プラン策定事業、決算書98ページ、説明書148ページ、事業の取組なんですけれども、６年度につきましては、第９期みやしろ健康福祉プラン高齢者編の初年度になりますので、こちらの進捗管理、それから前年度の令和５年度、第８期みやしろ健康福祉プラン高齢者編の結果の評価及びそちらに関する内容の確認、そういった総括について議論を行うものでございます。

続きまして、３つ目のご質問の避難行動要支援者支援事業、決算書98ページ、説明書149ページになります。

こちらについての課題というところなんですけれども、令和６年度、先ほども申し上げましたが、自主防災会、自治会長、区長及び民生委員児童委員、こういった関係者を対象に、この本制度に対する合同説明会を初めて実施しまして、関係者の方々の制度理解、こちらの促進とご協力をお願いをさせていただいた上で、関係者間での情報交換、共有の場とさせていただきました。

こちらのまず制度理解という意味では、事業についての進捗は、僅かながらでも進んでいるというふうに考えております。

続いて、こちらの課題なんですけれも、要支援者、こちらのまず対象者という部分もそうなんですが、個別避難計画を事前に作成して、災害時に避難所まで引率するための人材、人員、こちらが現状では不足をしているというふうに認識しております。

令和６年度から、新たに区長さんや民生委員さん、こういった方を新たに加わってもらっておりますが、まだまだ現状では不足していると考えておりますので、今後も検討は重ねてまいりたいと思います。

質問の回答は以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

４番目の決算書123ページ、124ページ、説明書155ページの健康診査の部分でございます。

個別検診の進め方についてのご質問だったかと思います。個別検診については、委員ご指摘のとおり、かなり難しい部分がございまして、というのも、胸の写真、例えば、今でもがん検診として撮らせていただいているんですけれども、読影が２回必要となってきます。ですので、先生が１人でやっていらっしゃるところだと、もう１人の先生に診てもらわなければならないという部分もございますし、同じく、例えば、胃がん検診とかも内視鏡の検診はできるんですけれども、その先生が内視鏡での検査をしたほかに、もう１人、その画像自体を別の先生にも診てもらわなければならないというところがございますので、町内の先生方だけで回すというのも、かなり難しいという状

況もございます。なので、広域的に南埼玉郡市の医師会の先生方にご協力をいただいたりとかという必要も出てくると思いますので、その先生方との調整というところの難しさというものあるというふうに考えております。

内視鏡の検診につきましては、そのほかのバリウムの検診もありますので、バリウムとその内視鏡での検診というところで、どのような形で進めていくかというところの問題もございます。

また、さらに、内視鏡については、今国のがん検診の指針に基づきますと、50歳以上の方、２年に１回で内視鏡の検診はいいとなっているんですけれども、ただ、その50歳以上の方々に対してやっていく２年に１回というのも確かにいいんですけれども、そうすると、前段の委員さんのお話もさせていただいたように、それこそ自分の体重を支えられない、バリウムの検査とかで支えられない方々、ご高齢の方々に対する検診をどうするんだという問題点もございます。ですので、どのような対象の方々に対して、何年でやったりしたらいいのか、それとも、その部分のまたさらに予約をどのような形でやっていったらいいのかというところとかの制度管理的な部分もひとまとめにして、単純に個別検診の導入ということではなくて、全てをそれをクリアさせていただいた上で、皆さんが安心できるような体制で進めていくというところを念頭に置いておりますので、今の段階では少しずつそこの中でレントゲンは取りあえず撮れるでしょうとか、内視鏡の検査もやっていただける先生も少し出てきそうですので、そういったところでこの形で進められれば、少しずつご希望に沿えるんじゃないかというところを整理させていただいているというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　５番の回答もお願いいたします。

答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　健康介護課主幹の石井でございます。

福祉医療センター運営事業におきまして、利用状況が減っている理由について、改めて説明をさせていただきます。

利用者数減少の主な要因として捉えますのは、まず、新型コロナウイルスの影響がいまだ継続しているというふうに認識しております。患者数は減少しておりまして、コロナ禍前の状況には、まだ戻っていないというふうに認識しております。

続いて、要因として上げられるのは、少子化の影響でございます。

全国的な傾向、少子化によりまして、特に小児科では患者数が激減しているというふうに伺っております。

続きまして、医師の数の減少、こちらと医療提供体制の変化というものも挙げられます。もちろん医師数の減少に伴い、患者数も減少傾向であるということは否定できません。

さらに、医療機関に行きます患者の行動の変化というのも、１つ挙げられるのかなというふうに考えています。以前は月に一度受診していた患者が２か月に一度に受診する頻度を減らす等、患者の行動様式も年々変化しているところと考えます。

これらの要因が複合的に絡み合い、医療機関利用者数減少の主な原因、もちろん公設宮代福祉医療センター六花におきましても、同じような傾向が見られるところであります。

続きまして、運営健全化交付金の減額理由についてなんですが、先ほども答弁しましたとおり、地方交付税法第５条に基づきまして、町に交付さ

れる普通交付税の基準財政需要額に算入されます町の中にある診療所の数ですとか病床数に基づいて算出される上積みされる地方交付税の一部というふうに捉えていただいて結構なんですが、こちらの資金については、地方交付税として町のほうに一旦歳入としてお金が入ります。それに基づきまして、町のほうで六花のほうに対して、運営健全化交付金という形で交付をしておるところなんですが、令和４年度に指定管理期間の更新の時期に、こちらの運営健全化交付金の見直しというものを両者のほうで行いまして、今までは10分の10の運営健全化交付金を六花のほうに交付をしておったんですが、令和５年度から徐々に減らしていきましょうということで、令和５年度は基準財政需要額の４分の３、いわゆる75％、翌年度、令和６年度については、基準財政需要額の２分の１、50％で、いわゆる今年度、令和７年度以降については交付をしないという取決めのほうを六花との協定で締結をしているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

順次再質問させていただきます。

まず、１点目の委託料68万7,000円の不用額、これは対象者がいなかったということで説明されておりますけれども、この制度そのものは、本当に必要だと思います。自宅で養護を受けていることが困難になって、どこかの養護老人ホーム等へ入りたいと思っても自分ではできない。だから、町の行政の権限で入所できるようにするということだから、これは非常に大事だと思います。先ほど、じゃ、その情報はということでお尋ねしました。具体的な手続等々あるんですけれども、これはまず入所判定委員というのは何人ぐらいでやっていらっしゃるんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

入所判定委員につきましては、全部で５名になります。役職としては、幸手保健所長、それから町医師会の代表、それから精神科医、それから町内の特別養護老人ホーム等の施設を代表する代表者、そして健康介護課長、こちらの５名を選出させていただいて行うものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

分かりました。

令和６年度の決算書では68万7,000円、これは何人分なんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

予算上では１名分という形になります。１名の１年間分という形になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

令和５年度、４年度というのは、私遡って見ていないんですけれども、これまでは実績はあるんですか。ある、ないで。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

実績は、直近で令和３年度、こちらに半年分の実績がございまして、おおよそ40万円程度の執行がございました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

これはアンテナを高くしなければいけないと思うんですけれども、先ほど来から、どういうふうな情報を受けてということもあるんですけれども、これは直接住民からのこういう方がいる、何とかしてほしいというのがあれば、当然動いてもらえると思うんですが、それでよろしいかどうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

住民の方から直接町のほうに問合せがあった場合については、まず地域包括支援センター職員、そちらに訪問をお願いしまして、綿密な聞き取りをさせていただいた上で検討させていただく形になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

じゃ、地域包括支援センターとか、そういうところを通せばいいということで、はい、分かりました。

２番に移ります。

みやしろ健康福祉プラン策定事業なんですが、先ほども答弁いろいろありましたが、この委員の方々からいろんな意見を伺いながら、課題の検討、共有等を行ったということで、これは第８期、第９期というふうにずっとつながっていくわけなんですけれども、これは次年度に向けての課題などの整理はちゃんとできていると思うんですけれども、どういうことが挙げられるのかお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野でございます。

この委員会につきましては、皆さんにも配付させていただきましたけれども、こちらのみやしろ健康福祉プランの事業評価と管理をしておりまして、委員さんからは次の課題ということで、例えば去年の会議ですと、生活体制整備事業において、地域のイベントの充実を図ってもらいたいというようなご意見とか、それから要望といたしまして、地域敬老会の名簿提供について復活してもらいたいというような意見がございました。それから、そのほか、縁じょい交流会というのを今やっているんですけれども、そちらの手話関係者も呼んでいただきたいとか、そういったイベントに対する要望なんかもございました。一応、それが６年度ですので、いよいよ７年度は、今度、次期このプランの計画の策定に向けて、各委員さんから10期はこういうことをやっていただきたいというような要望をいただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

あまり説明書を、昔は成果書って言ったんですけれども、それらしい成果について書かれていないものですから、ぜひそういった点では、もう少しその辺を、成果を書いていただければと思います。この点は分かりましたので、次に進みます。

３点目、避難行動要支援者支援事業なんですけれども、これは一般質問でも聞いておりますし、

引き続きやっていかなければいけないと思っているんですが、人材・人員が不足している。このことについては課題だし、一長一短にいかないというふうに思うんですけれども、これはほかの自治体なんかは、進んでいるところは進んでいると思いますので、そういった点では、どういうふうに進めなければいけないのか、これは本当に考えていかないといけないと思うんですが、そういった点では、当局としてはどういうふうに考えているのか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野でございます。

今、人材の不足ということでお話がありました。昨年度、民生委員さんと自治会長さんの方にも入っていただきました。次の段階といたしまして、介護の職員さん、特にケアマネジャーさんとかヘルパーさんとか、ふだん高齢者の方に関わっていらっしゃる方なんかも、今後そういった方にもスタッフに加わっていただかなきゃいけないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

そういった点では、やっぱりＮＨＫなどマスコミでも一番近い隣近所が、要支援者がいる場合、隣近所が一番頼りになるんですよ、最終的には。だから、その辺のほうに持っていかなくちゃいけないのかなというふうに思います。これは課題ですので、またそういうふうな方向でお願いしたいということで、これは要望です。

次に進みます。

４点目の各種検診の受診者、これは答弁聞いていると、展望が見えなくなっちゃうんです。かえって心配になってきますよね。個別検診のほうが非常に受けやすいと思いますよ。かかりつけとか、そういうところ。ですから、やっぱり受けない方がいれば、執拗に督促状と言うとおかしいですけれども、もう何回もやっていらっしゃいますけれども、それが一番なのかな。どうしたら受けやすくなるか、高齢化と相まってきますから、そういう点ではそういう方向で考えなければいけないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○健康増進担当専門員兼母子保健担当専門員（竹花治君）　健康増進担当専門員の竹花でございます。

委員さんのおっしゃられたとおりの形で、なるべく住民の方が安心して受診ができるような形を取らせていただけるように、医師会の先生方にも積極的に働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、５点目で、先ほど運営健全化交付金については伺いましたが、これなぜ、歳入がどこに入るのかということと、あと、なぜこういうふうに100％、75、50％、こういうふうに行くんだったら、来年は25％かなという感じはするんですけれども、50％から一気にゼロになる。この辺のさじ加減というのは、国税法ですから、どうなっているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　以上で、丸藤栄一委員の質疑を終わります。

以上で、健康介護課の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

お疲れさまです。

休憩　午後　４時２０分

再開　午後　４時２３分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３８号審査（産業観光課）

○委員長（九山妙子君）　これより産業観光課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長、お願いします。

○産業観光課長（小川英一郎君）　皆さん、こんにちは。

お疲れのところ、大変ありがとうございます。産業観光課長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、出席している職員につきましては、自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　こんにちは。産業観光課の主幹の鈴木でございます。よろしくお願いします。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　こんにちは。産業観光課、商工観光担当主幹の髙澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○商工観光・ふるさと納税担当主任（赤根稚実君）

こんにちは。産業観光課、商工観光・ふるさと納税担当主任の赤根と申します。よろしくお願いいたします。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　産業観光課、農業振興担当主査の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○農地調整担当主査（友部啓介君）　産業観光課、農地調整担当の主査、友部と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて１人30分以内となります。３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、小島あけみ委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。

１問質問させていただきます。

決算書140ページ、説明書が30ページの農業振興費、明日の農業担い手支援事業について、この説明書の中の下段のほうの①から④の事業がありますけれども、今回、この補助金に対して、それぞれの補助金額を教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。

決算書140ページ、説明書30ページ、明日の担い手支援事業、「農」のあるまちづくり、担い手支援対策事業補助金①から④の交付額についてお答えいたします。

説明書30ページ下段の「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金の交付の実績でござい

ますが、令和６年度では、①水田農業担い手支援事業から④営農環境保全担い手支援対策まで、合わせまして６件の補助金の交付の実績がございました。

これらの補助事業の目的といたしましては、町の農業を担っている農業者による経営規模の拡大や、農産物の収益の向上のための取組を行っていく上で必要となる新たな農業機械や栽培施設の導入を支援するものでございまして、補助率は補助対象事業の２分の１以内、補助金上限額は250万円となっているものでございます。

それぞれの補助対象事業ごとの実績内容と補助対象事業費、補助金交付額についてご説明いたします。

①水田農業担い手支援事業、農業機械においては、もみすり機が２件、トラクターが１件となっております。６インチ型のもみすり機では、補助対象事業費690万円に対しまして、補助金交付額は250万円、４インチ型もみすり機では、補助対象事業費83万2,000円に対しまして、補助金交付額は41万6,000円となりました。

次に、トラクターにおきましては、35馬力のトラクターとなっておりまして、補助対象事業費447万2,727円に対しまして、補助金交付額は223万6,363円となっております。

次に、②園芸・果樹生産担い手支援事業、栽培施設におきましては、パイプハウス２棟及びかんがい設備となっておりまして、補助対象事業費710万円に対しまして、補助金交付額は250万円となっております。

次に、③園芸・果樹生産担い手支援事業、農業機械におきましては、ラビットモアとなっておりまして、補助対象事業費90万9,091円に対しまして、補助金交付額は45万4,545円となっております。

最後に、④営農環境保全担い手支援事業、農業機械におきましては、ハンマーナイフとなっておりまして、補助対象事業費53万円に対しまして、補助金交付額は26万5,000円となっております。これら６件につきまして、補助金のほうを交付しまして、交付額の合計は837万1,908円となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

今回、850万の予算で執行額が837万1,908円ということで、申請受けた人を全部、今回補助の対象とできたのか、それとも申請はもっとあったんですけれども、審査の結果、今回この６件に申請したのか、その辺をお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

ただいまのご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

令和６年度におきましては、委員おっしゃるように６人の方から、この６件の申請の事前の相談もございまして、そちらにつきまして支援のほうをさせていただきました。

なお、こちらの補助事業に対しましては、毎年希望される農家からの事前相談等も受けておりまして、それらの内容、それから、想定されます事業費等を勘案しまして、毎年予算要求のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　事前に相談があって、この対象の交付を行っているということでよろしい

ですね。今回この事前相談ということですので、こういう補助金制度があるという制度の周知というのは、町とか産業観光課とか、あとＪＡとか、そういうところを通して周知しているのかという点をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

農業者に対しましてのこちらの補助事業の周知につきましては、まず、６月に開催しております農家組合長会議におきまして、農業振興事業概要という１冊の補助事業の概要をまとめたものをお配りして、主な事業についてご紹介をさせていただいております。それから、農業委員会の農業委員さん、それから、農地利用最適化推進委員さんを通じて、こちらの事業につきまして、概要等を通じまして補助事業の紹介のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、小島あけみ委員の質疑を終わります。

通告第２号、合川泰治委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。

質問させていただきます。

説明書ベースでお話をさせていただきます。38ページ、小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業で、①としてわたしたちの月３万円ビジネス講座、②としてシニア起業セミナー、③として創業塾、上記この１から３の内容とその内訳はということと、また、参加者の今後の動向はということでお伺いします。

そして、２点目が説明書28ページの新しい村魅力アップ事業で、既存施設等改修概略設計を実施しましたが、実施後のその検討状況はどのようになっているかお伺いをいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

決算書は144ページ、説明書の38ページ、事業名で言いますと、小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業、こちらのまず１番のわたしたちの月３万円ビジネスからご説明のほうをさせていただきます。

わたしたちの月３万円ビジネスの内容につきましては、発注先がｃｈｏｉｎａｋａ合同会社、発注金額が208万6,000円です。業務の期間につきましては、令和６年７月14日から令和７年３月31日までとなっております。

事業の内容といたしましては、まず、体験ワークショップを行っております。こちらにつきましては、32名が参加しております。本講座につきましては、全６回開催しておりまして、12名の参加がございました。

１回目から３回目につきましては、参加者の３年後の夢、自分の姿を描きながら、自分のやりたい事業などについてワークショップ、参加者がビジネスのアイデアを出し合うグループセッション、また、これらを基に具体的なビジネスモデルをつくりました。

４回目につきましては、これまでの１回目から３回目の成果を発表し、講師などのご意見などをいただきながら、実現に向けて情報や知恵の収集をいたしました。

５回目につきましては、この後６回目でイベントを行いますが、そちらの企画ですとか効果的な商品サービスやＰＲなどのレクチャーを行いました。

６回目につきましては、こちらは実際のイベン

トでビジネスの実践ということで、受講生たちが自身のビジネスモデルを実践のほうをいたしました。そのほかに個別相談会ですとか、フォローアップ講座等を実施しております。

ご質問の内訳ということなんですが、まず、全体のコーディネート、事業全体の計画、スケジュール、構成などで10万円、宣伝広告費として、ポスターやチラシの製作、ＳＮＳなどの経費で39万円、体験ワークショップの開催費用で12万円、各講座、１回から６回まで、講座によって内訳が違うんですが、14万円から22万円程度となっておりまして、こちらが全部で100万円。受験のサポートですとか個別相談会、フォローアップなどで47万6,000円で、合計208万6,000円となっております。

動向につきましては、最後まとめてご説明のほうを差し上げます。

続きまして、２番目、シニア起業セミナーについてご説明いたします。

発注先は宮代町の商工会になります。発注金額は59万4,600円となっております。

業務の期間につきましては、令和６年８月22日から令和７年３月31日としておりまして、内容としましては、本講座を全５回開催しまして、９名の参加がございました。

主な講座の内容なんですが、この５回全てが座学となっておりまして、13時半から16時半の３時間となっておりました。内容としましては、創業準備をする段階で知っておくべきことですとか、創業に必要な手続、資金の調達方法、創業計画作成のポイント、広告戦略で重要なポイント、また、従業員を雇用するときのルールなど、創業に必要な実質的な知識ですとか手続などを５日間に分けて、講義のほうを実施しております。

内訳につきましては、講座費用としまして経営コンサルタントへの人件費が45万4,546円、印刷費などの広告費として５万円、事務手数料、これ商工会の事務手数料となっておりますが、こちらが２万2,000円となっております。

続きまして、創業塾についてご説明のほうをいたしたいと思います。

発注先がこちらも宮代町の商工会です。発注金額が17万1,140円。期間につきましては、こちら講座の期間ということで、６年10月９日から令和６年11月６日。こちらの講座は、幸手市、久喜市、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町の６市２町、各商工会の共同開催で実施しております。昨年、こちらの当該年度は杉戸町の会場で実施をいたしました。こちらも全５回開催いたしまして、宮代町からは８名の参加がございました。こちらも５回全てが座学となっておりまして、10時から12時の２時間、その後に個別相談会を実施しております。

内容につきましては、創業セミナーとおおむね同じ内容でございまして、創業準備をする段階で知っておくべきことですとか、必要な手続、あとは資金の調達方法等となっております。

内訳についてご説明いたします。

講座費用といたしまして、経営コンサルタントへの業務委託としまして10万2,500円、印刷費などの広告費として６万8,640円となっており、こちらは全て商工会のほうで支出しております。

最後に、参加者の今後の動向ということでございますが、シニア起業につきましては、この当該年度、９名参加のうちの８名が創業済みでございます。また、１名につきましては、１年以内に起業をする予定があると伺っております。

創業塾につきましては、８名のうち２名が創業済みです。あとの７名につきましては、個別相談などで今年度に予定している方が１名いるほか、具体的に令和７年度以降に考えている方や、２年、

３年後のうちにはとか、５年以内の方という方がいらっしゃいます。また、わたしたちの月３万円ビジネスにつきましては、これまでに63名が受講しておりまして、６名が町内で開業届を提出しております。また、ほかにも地域で活動している方等いらっしゃいますので、このような方々がこのような創業セミナーですとか創業塾などで、本格的に店舗ですとか屋号を持って、今後開業していただけることに期待しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。

決算書138ページ、説明書28ページ、新しい村魅力アップ事業、既存施設等改修概略設計実施後の検討状況についてお答えいたします。

新しい村魅力アッププランに基づく既存施設等改修概略設計は、新しい村の施設の現状把握及び今後の改修への諸条件等を整理した上で、新しい村魅力アッププランに位置づけております魅力アップの方針や機能強化の考え方に基づきまして、今後新しい村エリア内の施設について、どのように改修していくか、概略設計について業務委託したものでございます。

ご質問の概略設計実施後の検討状況でございますが、新しい村のエリア内にございます施設につきましては、多岐にわたりますことから、改修において費用対効果が出せるかどうか、また、国や県による交付金や補助金を活用しての改修となりますので、補助事業が活用できるかどうかなど、どのように優先順位をつけて改修を実施していくか、庁内関係課と現在調整しているところでございます。ただ、農業機械庫の外壁につきましては、特に老朽化が激しいことから、本年改修工事のほうを予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　まず、１点がシニア起業セミナーのほうで９人中８人が創業済みということで伺ったんですが、この８名というのは町内で開業したということでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

シニアのほうが８名のうち、１人がさいたま市となっております。もう１人も町外ですが、それ以外の方は町内での開業となっております。計６人が町内での開業となっております。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　この３ビズのほうは、これまでに６人ということで、これ６名ってどういう業種になるのかという点と、今町内で６名、シニア起業セミナーのほうが６名と伺ったんですけれども、こちらもどういった業種の方々なのか教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

業種につきましては、まず、３ビズのほうなんですが、１名はお菓子屋さんです。屋号とかは申し上げないんですが、まず１人はお菓子屋さん。もう１名が駄菓子屋さんですね、お菓子屋さんです。もう１人の方が、こちら飲食業です。今３人ですね。４人目がカフェですね。コーヒー等を出されている方です。もう１人の方もコーヒー等を出される方となっております。最後、もう１人の

方がエステですとかそういうものを障がい者の方ですとか、そういう方に出張してやられる業種というんですか、業務、そういうものをやられています。６人となっております。

以上です。

あと、シニアのほうが１人が子ども用品の小売、あと、もう１人の方が輸入営業代行業、もう１人の方がお菓子系のキッチンカーです。４人目の方がこちらはカフェです。５人目の方が包装管理コンサルティング。もう一方、古道具類の商売というか、売られている方、古道具ですね。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　分かりました。ありがとうございます。

２点目の既存施設等の改修ということで、今こういう検討していますよということを伺ったんですけれども、最終決定というか、その手続の流れはどのように決定されるのかというのと、あと、併せて、いつまでぐらいにこれは決定していくものなのかお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

概略設計ですので、全体的な設計として金額を出させていただいて、当然町も全てお金がなかなかできるというものでもないので、その中から抜粋して、来年以降、順次工事等を進めていくんですが、補助金等を今後申請等をしていく関係もございますので、この１、２か月ぐらいの中で庁内合意を取りつつ決定のほうをして、来年度予算等に計上のほうを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　これでいいです。以上で、ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で、合川泰治委員の質疑を終わります。

通告第３号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　議席番号９番、鈴木次男です。

２点目の質問なんですけれども、前段委員がしましたので、最初の答弁のほうは大丈夫なので、後で再質のほうさせていただきます。

１点目なんですけれども、まず決算書が138ページ、説明書163ページ、農業振興費の水田農業構造改革対策事業の中で、新生児のお祝いのお米の件ですけれども、交付枚数今回712枚で、そのうち、653枚配られたということで、残りのお米って差額ですね。差になっているお米の費用というのは、どのようにされているのかお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。

決算書138ページ、説明書163ページ、水田農業構造改革対策事業、新生児お祝い米のお米について、交付枚数と引き換えられた引換券の差額のお米についてお答えいたします。

まず、新生児誕生お祝い米につきましては、贈呈決定の日から１年間、お米の引換え期間を設けているところでございまして、お米の引換券の交付枚数につきましては、令和６年度中に交付した枚数となっております。引き換えられた引換券の枚数につきましては、令和６年度に交付した引換券が年度内に引き換えられたものもございますが、引換えの有効期限のほうが令和７年度へわたるものもございますので、一度に全てを引き換えずに、その都度１枚ずつ引き換える方もいらっしゃいま

す。そのため、引換え年度が交付決定の年度の翌年度となることもございますので、必ずしもお米引換券の交付枚数と引き換えられた引換券が同一の年度内で枚数が一致するということではございません。また、新生児誕生お祝い米の特別栽培米のコシヒカリのほうは、玄米の状態で保管されておりますので、引換えの際に精米されます。そのため、あらかじめお祝い米用のお米として確保していたお米が余ってしまったので、廃棄するといったことはございません。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　１番目の再質問させていただきます。

今、余ったお米は捨てるということはないんですけれども、余ったお米をどうするんですかという質問なんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。

余ったお米の活用なんですけれども、新米が出る前にある程度残数というのが出ますので、余りそうでしたら、まず店頭のほうで特別栽培米の販売のほうを開始します。また、それでもまた余りそうになった場合は、園内のカフェですとか、そういったところのお米のほうに回すような形を取っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　最初の答弁の中で、年度前にお米を購入してって購入しているわけですよね。それをお金払っちゃっているわけですから、それを余ったからって新しい村で別な用途に使うというのは、ちょっとおかしいような気がするんですけれども、その辺をもう一度お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。

予算として、あらかじめ１年分確保させていただいておりますが、お米の支払いにつきましては、新しい村でお米が引き換えられた際に、その数のほうをカウントさせていただきまして、それを町のほうに提出していただく形で、その都度、毎月１か月ごとにその引き換えられた枚数分のお米について、町のほうから新しい村のほうへ支出させていただいている形を取っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　分かりました。

最初に購入するのではなく、最初にこれぐらい予定して、保管しておいてくださいねという形で、その都度購入をしているという形でよろしいわけですよね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。

委員おっしゃるとおり、当初これぐらい必要となる見込みですということで、アグリ生産課のほうに数量のほうを示しまして、それを基に対応している形になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　分かりました。

それでなんですけれども、今回、６年度の予算が278万2,000円で、決算額が278万159円とかなりきわきわの金額になっているんですけれども、これってお米以外の費用とかも入っているんですか。

それとも純粋にお米だけの費用なんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。

決算書138ページの水田農業構造改革対策事業の中のお祝い米購入費になるかと思うんですけれども、こちらはお米のみになります。それ以外の例えばお米の引換券カードとかは、その上段にあります印刷製本費とか、そちらのほうで計上させていただく形になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　そうしますと、ちょっとおかしな点が出てきまして、これ予算でこの計上を出して、この分だけのお米買いますと言っていて、59万円分余ったんですよね。そうしたら、この分の金額が決算で差が出るはずなんですけれども、なぜこれ出ないんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時５７分

再開　午後　４時５７分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

課長。

○産業観光課長（小川英一郎君）　産業観光課長、小川でございます。

今委員のご質問ですと、まず、説明書の163ページ、一番上の水田農業構造改革対策事業、６年度予算を見ますと278万2,000円に対しまして、６年度決算が278万159円と、ほぼ執行しているというような状況で、お米以外にも何か使っているんですかというようなご質問だったと思うんですけれども、決算書の138ページの備考欄をご覧いただきたいと思うんですが、決算書138ページの備考欄の上のほうに水田農業構造改革対策事業ということで278万159円という決算額を記載させていただいております。

その内訳といたしましては、先ほど来ご質問いただいております10節需用費の祝い米ということで、その購入費が212万8,000円、それ以外に、この事業に係る職員の旅費でございますとか、このお祝い米に係る印刷製本費ですとか、11節の役務費、そのほか18節負担金などに予算のほうを執行させていただいておりまして、その合計額が278万159円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　今電卓がないんで計算できないんですけれども、これ５キロ幾らで購入という形になるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　４時５９分

再開　午後　５時００分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

答弁を求めます。

担当主査。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。

令和６年度産のお米なんですけれども、５キロ当たり、精米したものになりますが、3,564円という形になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　一応、１問目は了解しました。

２問目のほうに入りますけれども、先ほど前段委員のほうの質問で、詳しく説明いただきまして分かったんですけれども、この中でなんですけれども、商工会に加盟した人は何人いるのか教えていただけますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

商工会に加盟した方は４名、３万円ビジネス講座に出た方で４名いらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ほかのシニアと創業塾のほうも教えていただけないでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　まず、セミナーのほうが、商工会に加入されている方が創業者全員６人が加盟のほうはされております。

創業塾のほうに関しましては、２名が加入しておりますので、創業した方に関しては、商工会のほうに加入しているということでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　創業した方、かなりの数が商工会に加入されたということでうれしく思っています。

この中でなんですけれども、３万円ビジネスの件でなんですけれども、200万円以上の費用をかけていまして、実際に12人が受講されているということなんですけれども、１人当たり16万円ぐらいの費用を使って、６人の方が実際に起業されているのは、十分分かるんですけれども、ほかの事業に比べて、費用というか１人当たりの費用がかなり高額になっていると思うんですけれども、もうちょっと私も自分で商売を始めたときに、やっぱり資金的なものとか、いろんな面で商工会のほうにお世話になったりとかしましたけれども、初めて事業を興すときに、いろんな補助とか受けたいなという気持ちはあるんですよ。３万円ビジネスの場合の受講される方の考え方と、創業塾とか、絶対に俺はここで商売するんだと考える方の気持ちの違いがあると思うんですけれども、本気になって何とかこれで俺生活立てたいなという方に対する補助の量が違うような気がするんですけれども、その辺はどのように感じていますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

月３万円ビジネスに関しましては、受講者の大半が若い女性で、子育て中の方ですとか、まだまだこれから夢に向かって資金を貯めている方というのが多いと感じています。そのような中で、今６人が創業、起業したということなんですが、短期間で結果を出すというのは、なかなか難しい面も皆さんあるかと思いますので、そのような方は、今現在、準備段階として地域のイベントですとか、町のイベントで出店されたりしていただいている方も現在多いような状況です。こうした準備を経て、今現在は創業に向かって種をまいているような状態というふうに考えていただいて、長期的な目線で今後そういう方の生活スタイルですとか経済状況の変化で、今後宮代町で起業していただくというのを期待して、今事業のほうを行っているような形でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　創業塾のほうとかでも、空き店舗とかもありますので、そういう場所でできるようにとか、町のほうからも働きかけて、こういうプランを使えば、こういう補助金なんかも使えるとか、そういう商工会のほうでもやっていると思うんですけれども、そういうのは商工会にお任せしてという形じゃなく、町のほうでやっていくような、そういう考えとかもあるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

町のほうでも創業の補助金ですとか等々、補助金用意していますので、そういうものはぜひぜひこういう方々に活用していただきたいと考えていますので、今もＰＲ等はさせてはいただいていますが、今後も引き続きそういう方へのＰＲ等は強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、鈴木次男委員の質疑を終わります。

休憩といたします。

再開は、午後５時25分といたします。

休憩　午後　５時０７分

再開　午後　５時１９分

○委員長（九山妙子君）　お時間早いですが、皆様おそろいですので、始めさせていただいてよろしいですか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

通告第４号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉伸一郎でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、１問目になります。

決算書144ページ、説明書164ページになります。

商工振興費、商工業振興事業、店舗・住宅リフォーム事業補助金の内訳①となっていますけれども、この①は要らないですね。すみません。

２問目に入ります。

決算書146ページ、説明書165ページになります。

商工振興費、宮代ブランド創業事業、宮代ｉｌｉｎｅ（い～ね）！の効果についての考察をお伺いいたします。

３問目です。

決算書146ページ、説明書166ページになります。

環境衛生費、消費者対策事業で①といたしまして、相談件数が増加していますが、被害に遭った方へのフォローはどのようにできているかをお伺いいたします。

②消費者被害防止活動の詳細をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

順次お答えいたします。

まず、決算書144ページ、説明書164ページ、商工振興費、商工振興事業、店舗・住宅リフォーム事業補助金の内訳についてです。

令和６年度の店舗・住宅リフォーム補助金につきましては、店舗が１件で補助金が20万円、店舗併用住宅が１件で、補助金額が20万円、住宅が33件で、補助金額が259万7,000円でありまして、合計35件で、補助総額が299万7,000円となっており

ます。

続きまして、決算書146ページ、説明書165ページ、商工振興費、宮代ブランド創造事業、宮代ｉｌｉｎｅ（い～ね）！の効果についての考察についてお答えいたします。

宮代ｉｌｉｎｅ（い～ね）！の効果といたしましては、東武スカイツリーライン沿線で、宮代町周辺の自治体のお住まいの方に対し、ポスティングの配布を行っているほか、近隣自治体の公共施設への配架を依頼して行っております。宮代町の魅力ですとかイベント情報を広くＰＲすることができたものと考えております。また、宮代ｉｌｉｎｅ（い～ね）！の読者から感想等、意見等をいただいておりまして、宮代町で開催されるイベント情報等が充実していてよかったという声を多くいただいております。

このようなことから、宮代ｉｌｉｎｅ（い～ね）！の読者の方が宮代町のイベント等に参加、ご来場いただいて参加していただいているということも多くあるようなので、こういう点では成果があったものと考えております。

続きまして、決算書146ページ、説明書166ページ、こちらの消費対策費になります。

消費者対策事業、１番の相談件数が増加しているが、被害に遭った方へのフォローはできているのか。２番目、消費者被害防止活動の詳細についてお答えいたします。

まず、説明書166ページに記載されておりますとおり、６年度の消費生活相談件数は124件、令和５年度は94件で、前年度比の30件の増となっております。

消費生活相談につきまして、相談内容が専門的な知識を要するため、専門の消費生活相談員が訪問販売の契約のトラブルですとかの相談を受けて、問題解決のための助言やあっせんを行っております。

令和６年度における被害に遭った方へのフォローといたしまして、消費生活相談員が業者に問合せを行い、あっせんした結果、契約解除に至ったケースをはじめ、未成年者がオンラインゲームで課金した費用について、消費生活相談員があっせんを行い、課金した費用を返金されたケースなどがあり、対応を行っております。問題解決や被害の防止につながったものと考えております。

あと、消費者被害防止活動の詳細につきましては、令和６年度におきましては、杉戸警察署の生活安全課職員を講師として、杉戸警察署管内で発生している消費者生活トラブルの傾向ですとか対策等について、講座を実施したところでございます。このような講座を通して、消費者被害の防止に向けた周知・啓発等に取り組んだところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　再質問させていただきます。

まず、決算書144、説明書164ページの商工業振興事業の中の店舗・住宅リフォーム事業補助金についてなんですけれども、先ほど細かく教えていただきましたので、大体分かりました。リフォームのほうが259万7,000円ということで、やはりちょっと大きく利用されているんだなっては思うんですけれども、大体昨年度と比べて、10万3,000円ほど上がったということで、やはりリフォームのほうにウエイトが置かれているのかなと思います。この住宅リフォームのほうは、この補助対象としてどのような制限があるのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

制限というか、工事の要件になるんですが、まず、主な点といたしまして、町内商工業者、町内の業者さんが施行する工事としております。また、屋根、外壁、居室等の改修ということで、要は、建物本体の工事ということで、附属する手すりの付け替えですとか、例えば網戸を換えるよとか、そういうものは、この事業はお断りをしております。また、補助対象工事費が20万円以上ということと、あと年度に限らず、１物件１回限りということにしております。また、建築基準法に定める建築確認、こちらを申請を要しない軽易な工事というふうにしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりましたので、２問目に入らせていただきます。

決算書146、説明書165ページ、宮代ブランド創業事業の宮代ｉｌｉｎｅ（い～ね）！の効果についてなんですが、先ほど感想の中で充実している、そしてまた、イベントが分かるので参加しやすい等があるということだったので、効果はあるというふうに分かりました。私もそのｉｌｉｎｅ（い～ね）！見せていただいたら、結構Ｂ４を使って作っているということで、すごく見やすくて、レイアウトも見栄えがあるというか、訴え感もあるなというので感心させていただきました。こちらはＡＲＩＦＴというところで作られているということなんですけれども、いいなと思いました。その中で観光情報配布委託料というふうで24万5,817円、こちらのほうはどちらのほうに委託されているのかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

こちらの配布につきましても、ＡＲＩＦＴが作っている会社になるんですが、そちらのほうに発注のほうをしておりまして、そのＡＲＩＦＴ、要はタウン誌、それと一緒に入れることによって、皆さんの手に取っていただけるという利点がありますので、今そちらに配布のほうをお願いしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

両方ともＡＲＩＦＴさんでやっていただいているということで、大体４年度から５年度にかけては15万円増えていったんですよね。今回は５万円ほど減額になっているんですけれども、物価高とかいろいろある中で、減額されている理由をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

減額の理由としましては、昨年、その前の年に比べますと、エリアを絞ることによって、あまり広い地域、例えば東京とかのそっちのほうにあまり多く配っても、あまりなかなか来ていただけないので、エリアを絞ることによって、遠くても例えば草加ですとか、そういうところにエリアを絞ることによって、人件費を少なくする。あと、公共施設等で配架して、そちらから取っていただく方も結構いらっしゃいますので、直接町のほうから近隣の公共施設に直接お送りして、配架のほうを依頼しているところを今回手厚くしているような形でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

そうしますと、この配布委託料のほうが下がったというふうに考えてよろしいということで、作成委託料は変わっていないということでよろしいということですね。分かりました。それはいいことだと思います。やっぱり絞るというのは大事だと思いますので。そうしますと、6,000部が町内で使われているということになるんですけれども、これは町内のどこに置いてあるかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

町内は、まずは３駅、こちら広報のラックがあるんですが、そちらのほうに配架のほうをさせていただいております。また、当然役場ですとか、公共施設等のほうに配架のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

２問目の最後になるんですけれども、この情報誌によりますと、読者プレゼントということで、東武動物公園入園ペアチケットが５組、それから、新しい村お買物券1,000円分が10名分、そして、ＲＯＣＣＯ各店一押し商品チケットセットが30名分、合計45名様にプレゼントとあるんですけれども、この予算に関しては、どこに予算が計上されているのかお伺いいたします。それとも、ＡＲＩＦＴさんのほうがサービスでやっていただいているのかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

決算書145，146ページ、上段の宮代ブランド創造事業の中の10番、需用費、こちらの消耗品費というところで33万7,995円、こちらの中にそちらの読者プレゼントの費用が入っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

３問目に入らせていただきます。

決算書146ページ、説明書166ページです。こちらのほうの消費者対策事業ということで、ちょっと気になったのが、今回は開設日が前年度は90日だったんですけれども、今回は85日という形で行っている中でも、昨年度は94件だったのが今回124件ということで、30件も増えてしまったというこういうことがあるんですけれども、この増加した原因というのは、どのように考えているかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

まず、この相談につきましては、どちらかというと予防というよりは、もう遭ってしまった方に対する相談でございますので、ここに関しては予防というふうなところではないのかなというふうに考えております。予防という点では、先ほど申し上げました警察を呼んでの講習ですとか、昨年も若者のための講座をやったりですとか、そういうところで町としての予防、あと、中学生ですとかそういうところにパンフレットを配ったりというところで、予防等の活動は行ってはいるんですが、実際に増えてしまっているというところでいきますと、我々が予防している以上に、そういう

悪徳業者と言うんでしょうか、そういうところも巧みになってきているというところにあるかと思います。また、高齢化によって、高齢者の皆さんは引っかかりやすい、だまされやすいという点も多くなっておりますので、そういう点で予防という活動はしているんですが、増えていくというのは考えられると思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　今の質問は、予防と関係ない質問として、年間で５日間減ったのに、相談自体が124件も増えたということに対して、質問をしていたということでご理解いただきたいと思うんですが、今も出たんですけれども、もちろん講座のほうを、それが予防としてやっていただいているということで、昨年度は20万円使って、吉本興業のほうから芸人の方を４名呼んで行ったということで、その中でそれは８月６日だったんですが、約200名を集めて行われたということなんですよね。今回はそういう20万円も使わずに、安い金額でやっているんですけれども、ただ、200人集めて、そうやって若者を集めるのを目的にしてやったんだけれども、残念ながら効果的にはちょっと件数が増えてしまったという現実があるということで、今回はこの予防のほうの考え方として言わせてもらいたいと思うんですけれども、講座を開いても、やはりお金を使っても、なかなか意識向上にはなっていなかったんではないかなと、そういう感じもするんですけれども、その点についてはどのようにお考えかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

年間53万9,000円というところで消費者対策のお金を使わせていただいて、相談ですとか予防等の事業を行っております。予防に関しましては、なかなか一人ひとりに説明したりお願いしたり、気をつけることを促すというのは、なかなか難しいところもあるので、若いうちからそういう知識を知っていただこうということで、中学生等にパンフレットですとか、そういうのも配ったりして、大人になってからというよりも、子どものうちからそういうものに気をつけようというところで、そういうところに力を入れていこうというふうに考えておりますので、今後もお年寄りはもちろんなんですが、中学生、今はもう小学生から課金とかもする時代ですので、小さいうちからそういうところに気をつけるような対策のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　私が願っていた答弁をしていただいて、大変ありがたいと思います。

私もそうだと思っているんですよね。だから、例えば講座を開くのもいいんですけれども、やはり大事なことは、もっと小さいときからそういったものに騙されないような教育をしていかなくてはいけないと思いますので、そういう中で、町内の中学校のほうに、この冊子を配っているということもあったんですけれども、もう少し進歩したというか、教育的にもう少し訴える場をつくっていただいて、もっと気をつけなきゃいけないんだというイメージを湧くような、そういうことをやっぱり横串ではないんですけれども、教育推進課とかそういったところと連携を取って、もっと強力にしていかないと、どんどんどんどん先ほども言われましたけれども、巧妙化しているというのがありますので、その危険性をしっかりと植え付けていくという、そういう教育の場での進め方を

進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、質問させていただきたいと思うんですけれども、講師のほうは、この研修会講師謝金で１万5,000円なんですけれども、役務費のほうで講師派遣料が20万円かかっているんですけれども、これについての説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

説明書166ページの消費者対策事業の中の中段になります。

先ほど来、委員がおっしゃっている吉本芸人を呼んで、進修館の大ホールで６年の７月27日の土曜日に行った講座でございまして、こちら……

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ちょっと待ってください。

通してください。それで、マイクを通さないといけないので、直接はやらないでください。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　参加者100人を募って行った講座で、これに対して吉本興業への支払いで20万円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　そうしますと、これは繰越しになったということですか。

６年度は７月27日って言っているじゃないですか。吉本は前年度だから８月６日にやっているんですよねということを言ったんです。８月６日にやっているんです。

○委員長（九山妙子君）　ちょっと、今暫時休憩でやってください。

休憩　午後　５時４２分

再開　午後　５時４２分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　そうしますと、６年度も吉本興業から４名の芸人の方を呼んでいるということでよろしいということでいいんですね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

６年度に関しましても、吉本興業の芸人を２組４名呼んで、講座のほう行っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　そうしますと、吉本興業を呼んだにもかかわらず、今回100人も減ってしまっているということでよろしいということですね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

一昨年に関しましては、令和５年に関しましては、たしか200人だったんですが、令和６年度に関しましては、100人になっておりますので、実際100人減ってしまったような形になります。

以上です。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

以上で終わります。

○委員長（九山妙子君）　以上で、泉伸一郎委員の質疑を終わります。

通告第５号、塚村香織委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

決算書146、説明書165ページの商工振興費の宮代ブランド創造事業の12節の委託料です。

宮代ｉｌｉｎｅ（い～ね）！のポスティングの詳しい地区と、あと成果ということで、どこの地域の方が来ているのかって先ほどプレゼントの応募なども、どこの地区から来ているというのがそれで分かると思うので、教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

ポスティングにつきましては、令和６年度に関しましては、どちらかというと宮代町よりも南側の東武線沿線ということで、草加市、越谷市、春日部市を重点的に行っておりますので、読者プレゼントに関しましてもそちら、もしくは町内の方からの読者プレゼント、要はアンケート等にご参加いただいている方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

その地域なんですけれども、その場所を南地域の場所を選定した意図というのは何なんでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

意図に関しましては、ＡＲＩＦＴ、要は、そのタウン誌を配る地域というのがそこと重なりましたので、そこと重なったというよりは、そこでのＡＲＩＦＴという配布があるということでしたので、そちらに折り込ませていただいたような形になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

このポスティングの部数なんですけれども、詳しく内訳というか、あと、公共施設に置かれたということなんですけれども、教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

昨年、毎年なんですが、年２部を発行しておりまして、１部目が新しい村の特集のときは発行部数が３万部で、ポスティング部数が２万3,600部となっております。町外の公共施設への配架部数が3,805部、その他の配架場所が東武動物公園ですとか、和戸駅、姫宮駅内に100部程度となっております。また、２冊目、３月に出しているものなんですが、こちら無印良品の東武動物公園駅前が特集だったものなんですが、こちらに関しましても発行部数が３万部、ポスティング部数が２万3,700部、町外への公共施設の配架部数が3,760部で、その他、東武動物公園駅、和戸駅、姫宮駅で100部程度となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ポスティングの部数は分かったんですけれども、この草加と越谷と春日部という、それぞれどれぐらい配ったのかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

大変申し訳ありません。内訳までは把握してご

ざいません。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　把握していないということで、分かりました。

そうしたら、そのプレゼントをされてご返送があったのは、どこの地域が多かったのかということをお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

一番多かったのは春日部市が一番多かったようです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　承知をいたしました。

町内にも公共施設等で配ってくださっているんですけれども、町内の方があんまり見たことないという、そういうお声もあるんですね。なので、ホームページにもデータは載せてくださっているんですけれども、もう少し目につくような、ＬＩＮＥとかで、せっかく作っているのでお知らせしたらいいと思うんですけれども、ＬＩＮＥで周知はしていないですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

現時点では、ＬＩＮＥではまだ周知はしておりません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　そうしましたら、ぜひＬＩＮＥでお知らせしていただくのと、あと、この部数というのは継続されて、これは前半、後半みたいな感じで年に２回ということなのかな、そのイベントが紹介されているのかなとは思うんですけれども、このスタイルでずっと続けて、ずっとというか今年度、来年度も行く予定であるのかお伺いします。あと、場所について、今草加、越谷、春日部と言うんですけれども、その場所も変えていく予定もあるのか、その辺りのことをお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

ＬＩＮＥにつきましては、次回から行うようにいたします。

年２回、発行部数３万部というスタイルなんですが、現時点では、今このような形で今後も続けさせていただければと考えております。また、ポスティングの地域に関しましては、基本的には東武線沿線がよろしいかと考えてはおりますので、昨年は春日部、越谷、草加をメインにということだったので、逆に北側は昨年やっておりませんので、今年、そのＡＲＩＦＴとの兼ね合いもありますが、そういった意味では南側と同様に、北側の比較的近場の市町、加須ぐらいまでですとか、そういうところにも配布のほうはさせていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、塚村香織委員の質疑を終わります。

通告第６号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

しぼってというか、言わなくていいものですけれども、ご答弁を求めます。

まず、どちらも同じページです。決算書144ペ

ージ、説明書の38ページ、まちなか起業創業支援事業の中で、１つ目は、昨年度比約168万円と大幅な増額になっている理由についてお尋ねします。

２問目は、小商いからはじめようチャレンジショップ、前段の委員も何人か質問されていらっしゃいましたけれども、チャレンジショップ推進事業の１つであるわたしたちの月３万円ビジネス講座における費用対効果等の実績をお示しください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

決算額144ページ、説明書38ページ、商工振興費、まちなか起業創業支援事業、質疑内容といたしまして、昨年度比168万円と大幅な増額になっている理由でございます。

大きな要因といたしましては、決算書の144ページの一番下にございます起業創業支援事業委託料につきまして、こちらは前年度、起業セミナーですとか創業塾の経費が商工振興事業のほうに計上されておりました。令和６年度につきましては、同じような５次総の前期の実行計画の事業ということで、事業が分かれているというのも分かりにくいということで、こちら１つ、まちなか起業創業支援事業のほうに１つにまとめたという形で変更したことによりまして、増額のほうをいたしました。また、決算書146ページになります起業創業支援補助金につきまして、上段のほうです。前年度は３件、39万5,000円でしたが、令和６年度につきましては、こちらが増えまして８件、130万3,000円となりまして、５件、90万8,000円増加したものでございます。その他、各項目で若干増減があり、結果、168万1,140円の大幅な増額となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

では、今の１番の168万円等のところで、備考欄というか、付け替えというか場所が変わったということで、そこのところは分かりました。

まちなか起業創業支援、こちらのほうは、これでいいかな。ちょっとお待ちください。では、１番のほうは、取りあえず細かいところは後でお伺いいたしますので結構です。

２番目のところですが、小商いからので、わたしたちの月３万円ビジネス講座、この費用対効果の実績等をお尋ねしましたが、先ほど前段の委員のときに、これまで63名受講で、昨年度は６名開業届というふうな話があったと思います。その６名が全員商工会には入ったということですけれども、これまで行ってきた63名の受講者のうち、開業まで来たのは何名なのか。その開業された方の町内、町外の別について教えていただけますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

先ほど来、ご説明しております63名がこれまでに受講しておりまして、６人が開業となっていますのは、これまで５年間の中で６人が開業となっております。この中に商工会に加入された方が４名ということになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

今年６名なのかと思ったら、これまで。では、これ３万円ビジネスって、これ杉戸と一緒にやっているやつだったかな、いつから始めたのか教えていただけますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

始めたのが令和２年度から始めております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

ということは、ざっくりと年間１名という形でなっていると思う。これ、さっきちらっと申し上げましたが、杉戸と一緒にやっていると認識というか記憶しているんですけれども、杉戸のほうで起業したのと受講者というのは分かりますか。分からなければ、後でお伺いしますけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

これまで５年で63名が受講というのは、杉戸と一緒にやっている受講生全てで63名ということになっておりまして、大変申し訳ございません。杉戸での開業者に関しましては、今集計してございませんので、大変申し訳ございません。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

杉戸の件は、後でお伺いしますが、この３万円ビジネスの６名が開業して、残り２名というのは、さっき説明されたのかどうか分からないけれども、町内なのか町外なのかの、シニアセミナーの２名はさいたま市とどこかで、２名町外というのは聞いたんですけれども、残り２名はまだ受講中ってことですか。説明をお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

６名というのは、既にこの５年のうちに受講が終わった方、終了された方で、この６名全て町内の方です。その中で宮代町の商工会に加入されている方が４名ということになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　承知いたしました。

ということは、杉戸のほうでは３万円ビジネスのほうはいないということにはなりますけれども、この３万円ビジネスにつきまして、これまで６名が起業したという形ですけれども、辞められた方というのはいらっしゃるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

現時点で辞められたという情報は、まだ町のほうでは伺っておりません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

この３万円ビジネス、毎年毎年、結構な金額が投じられていると思うんですけれども、杉戸さんと一緒にやっているというところで縛りもあるかとは思いますが、ざっくりと費用対効果というか、今後も続けていく価値というかは、どのように町はお考えでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

こちらの事業に関しましては、これまでに５年という年月を費やして、毎年200万円強の予算をかけてきたわけでございまして、費用対効果という面では、先ほどご説明したとおり、63名が受講

しておりまして、町内での起業者が６人、商工会に加入されている方が４名ということになっております。また、この６名以外の方も、現時点で把握しているのが17名ほどと把握しているんですが、そういった方々が町内のイベントですとか、地域のイベント等で正式には開業という形は取っていないんですが、出店されたり、にぎわいをもたらしたりされている方々がいらっしゃいます。そういう方も、先ほどの、前段の委員さんでもご説明したんですが、現時点では起業という形は取っておりませんが、そういう方々の生活スタイルですとか、今後の資金の関係で出店のほうを今後考えていただけるよう、長期的な目線で見守っていくというか、期待をしたいというふうに考えていますので、そういった点で費用対効果という面に関しましても、長期的なところで現れてくるのかなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

これ、先ほども長期的な目線で期待してくださいという言葉、今日２回目出ましたけれども、事業名はまちなか起業創業支援というふうに銘打っている事業ですので、屋台でやったりとか、そういうのは当然想定していないはずなんですよね。そうなってくると、趣旨からこれは逸脱しているんではないかなというふうな形で、そうなってくると、そこに多額の税金を入れるには、それ相応の理由なり裏づけなり、また、費用対効果のデータなりというのが必要と思われるんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

委員おっしゃるとおり、最終目的というのは起業創業でございますので、事業名にあるとおりであると考えております。ただ、なかなか起業したくても、なかなかそこまでいかないという方、ご説明しましたとおり、若い女性で子持ちの女性の方ですとか、そういう方々もいらっしゃいますので、そういった方々が今やっているイベントで起業という形は取っておりませんが、そういうところで今現時点では準備段階という形で、今後の起業等に期待しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　いつまで準備段階を考えているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

いつまでというご質問なんですが、町として具体的な期限を切っているものではございませんので、そういった方々がその方の事情に応じて起業できるタイミング等があれば、その時点で町の補助金ですとか、そういったものをご利用いただいて起業していただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

要は、今まで５年間とおっしゃいましたけれども、大体200万円掛ける５年、1,000万円かけているわけですよ。まだまだ準備期間と。また５年準備期間であれば2,000万円かけて、統計的な数字で見ると12名がそこそこ起業するというふうに、別に起業するのは、３万円ビジネス講座自体を否定するわけではないんですけれども、これにかけ

る費用というのがちょっと高額過ぎるのではないかというところを思うので、講師代なのかどうかというのは、細かく見ていないので分からないんですけれども、200万もかけるというところで、費用対効果というところが出てくるんですけれども、この辺を見直しとか考えを方向転換するとかというのは、杉戸さんとの話合いもあるかとは思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

当然こちらの事業も高額、200万強の予算を毎年使っているというのは、もちろん把握しておりますので、もちろん杉戸とのお話合い等もあるかと思います。これをこれから５年、10年、20年というふうに事業をやっていくのかと言われると、一定の成果という面で、どこで出るのかというのも、なかなか先ほど申し上げたとおり、長期というふうには申し上げているんですが、難しいところもありますので、毎年予算等がありますので、その時点で杉戸町と協議しながら、この事業について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

この６名のまんまで今年度もなったら、1,200万で６名ということは分かりますよね。200万も１人にかけている。200万出資しているようなものですよね。ある意味で。ほかに受講生もいるのは承知しておりますが、それで場合によっては、ほかのシニア起業セミナーとか創業塾みたいに町外で開業するとかってなってしまうと、本当にシニアのほうは宮代だけなのかもしれませんけれども、杉戸と一緒じゃないかもしれませんが、税金をせっかく町内でやってもらえると思って投資したにもかかわらず、町外に出て行ってしまう。これを防ぐために、例えば受講するに当たって、開業するときには、町内でやるという誓約書なり覚書なり交わしたりとか、もしもそうでない場合には、何らかの受講料を返還するというふうな取り交わしはなされているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

受講するに当たって、受講生からそのような覚書ですとか、宮代町で起業することというような書面等は取っておりません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　そうすると、ある意味で、見方によりますけれども、町外で興されちゃったら税金の垂れ流しというか、無駄遣いというそしりは免れないと思うんですけれども、今後そのようなことも、ぜひ検討していただきたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　事業の趣旨からして、なかなか３万円ビジネス講座というところで、この時点で３万円ビジネスでございますので、まだ起業というところ、将来的に起業というのは、もちろん町としては期待しているところでありますが、現時点では、まだ３万円ビジネスというところで行っている事業でございますので、まだそこまで参加者の方に縛りをかけてというところまで、なかなか難しいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

理解はできないんですけれども、参考までにお尋ねしますが、類似の似たような感じの事業のこういうふうな３万円ビジネスみたいな形のを行っている自治体というのは、何かあったらご紹介願えますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

月３万円ビジネスに関しましては、全国的に広がっているような事業でございます。全国的な事例というのは、実は私も存じておりませんが、県内ですと、たしか草加市、あと、越谷市でもこの事業を行っているのか、検討するというような情報はお聞きしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今の答弁で分かりましたが、他の自治体とかのを参考にしたりとかというふうな調査、検証というのは、なされていないというところはよく分かりました。ぜひ他の自治体、県内外れてもいいですからやっていって、その中でどこかで成功したりとか、上向きになっているとかというのを何とか探していって、生かしていただければと思います。マイナス面だけではなくて、逆にプラス面というか、こちらのほうは商工会との絡みのが前段の委員で出たので、ちょっと付言させていただきますが、今回私の質疑内容としては、３万円ビジネスになりますが、小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業全体というふうに捉えていただいて結構です。38ページの説明書の実施内容の起業創業支援講座の実施の中に、３万円ビジネス、シニア起業セミナー、創業塾と３つございますが、これら全てを含めて同じように考えていっていただけないと、この高額な税金が全く無駄に、全くと言ってもなんですけれども、無駄になってしまいますので、そこのところを気をつけていただければいいなというのが１つと、僕、商工会に入会するのというのは、どれぐらいお金がかかるか分からないんですけれども、ある人がこれを使ってお店を開業したわけではないんですけれども、その方は商工会入ってはいらっしゃらないんですけれども、その話を振ったところ、やっぱり先ほど鈴木委員もおっしゃっていて、僕は経営者ではないんで、鈴木さんのが参考になりましたけれども、やはり開業のときはお金がかかるわけですよね。やっぱり手持ちのが少ないわけですよ。特に、この中で３万円ビジネスもそうでしょうけれども、そういうふうな人に商工会、商工会と言うのも厳しいとは思うんですよね。以前から、窓口で何度かこの辺は提案させていただいているところでもありますけれども、例えばですけれども、１年なり３年なり商工会に無償で加入していただいて、商工会のほうで頑張っていただいて、商工会の魅力とかを入るとメリットがあるよとかというふうな考えというのは、検討はして……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、ちょっと話が長くなってきて……

○委員（佐藤将行君）　今オフレコだったんですけれども、検討はしていますか。

○委員長（九山妙子君）　まとめてください。

○委員（佐藤将行君）　僕のときだけそういうこと言うのやめてもらえますか。話を続けますけれども、終わるところだったんで。

そのような形で、課内で検討はされていますか。結構前からそれは何度か申し上げてはいるんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（高澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

率直に申し上げて、検討はまだしたことはございません。また、商工会自体が独立した組織でございますので、町のほうで今後検討するに当たっても、商工会さんとのご意見等も必要になってきますので、そういったものが可能なのか、どうなのかというのは、今後勉強のほうさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

先ほど申し上げたように、商工会の入会費があるのかとか、月幾らとか、そういうのは分かりませんけれども、例えば３万円ビジネス講座の200万とか、シニア起業59万のうちの一部でそちらの商工会費をそっちのほうに出すとか、要は、この起業支援講座のある意味成功者みたいな形ですよね。起業したりとか卒業して開業したりする人は。そういう人たちに対しての人参じゃないですけれども、そういうふうなおめでとうって感じで、さっきのお祝い米じゃないですけれども、そんな感じのも検討していくのもいいんじゃないでしょうか。やはり商工会もどんどんお店が減って大変なところもありますし、かといって町としても商工会大事ですから、そこは話し合って、何らかの考えを持ったりとか、あと、他の自治体を参考にしたりとかもやっていただきたいなというふうなのが１つありますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（高澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

近隣の市町村等がどういった施策を持って、どういったことを考えて、どのような制度があるのかというもの勉強しながら、今後できるようなことは実行してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

近隣限らず、今はもう別にネットで検索したりとかもできますから、とにかく成功例という形で、そこのいいとこ取りして、ぽんとなれば、逆に宮代のほうに視察に来たりとかというのも、ないことはないわけですから、そういうところも含めて、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

最後に、時間もありませんので、特にこの起業創業支援講座の実施の中の３つありますけれども、わたしたちの月３万円ビジネス講座、これは先ほどから髙澤さんが何度も若い女性がということをおっしゃっていらっしゃるから、実際、受講者がそうなのかなというふうには感じて、僕は出ていないんで分かりませんけれども、例えば、これは１つですけれども、もっと例えば若い人、高校生にそういうのを触れてみたりとかＰＲぐらいは、さっきの消費者問題のときのそういうふうな講演のときに、そういうのもやってみたりとか、裾野を広げるような活動も併せてやっていかれるというのはいかがでしょうか。町の考えとしては。

○委員長（九山妙子君）　ちょっとお待ちください。自分の思いとか意見は言わないようにってなっていますので、もうちょっと上手に質問していただくように、やっているかとか、質問がだんだん、ご自分の意見になってきていますので、お気をつけください。

答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

月３万円ビジネスに関しましては、参加資格が女性で、最後まで続けられる方というところが限定されておりますので、その若い女性というのが何歳までかというのもあるんですが、可能な方、全ての講座に出られて、月３万円稼げる方が可能な方ということですので、月３万円稼ぐのが高校生なのかと言われたら、ちょっとそこは難しいところもあるかと思いますが、将来的に起業を考えていただけるということで、そういう若い世代からも、そういうところを意識していただけるような形も必要なのかなと考えておりますので、そのようにしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　先ほど高校生で例を挙げたのは、種まきみたいなもので、卒業した後とかにこういうのがあったな、じゃ、ちょっとというふうなきっかけになればなと思って申し上げました。

ついでに、委員長に、ほかの委員でお願いまでしたので、議長もちゃんと覚えていますけれども、それは認めて、私にだけそうやって嫌がらせをするのは、本当に止めてもらえますか。

○委員長（九山妙子君）　嫌がらせなどしておりません。

○委員（佐藤将行君）　嫌がらせとしか取れません。

○委員長（九山妙子君）　そういう言葉を使わないようにお願いします。

続けてください。

○委員（佐藤将行君）　ありましたよね、お願いしますというのが。委員で。

○委員長（九山妙子君）　続けてください。

○委員（佐藤将行君）　認めてくださいよ。

さっきの続けますと、種まきみたいな形で、要するに、３万円ビジネス講座を今参加者12名となっておりますけれども、これがもっと事前にこういうのがあるとかって分かっていると、ちょっと行ってみたいなとか、調べてみようかなというのが増えるような施策も同時にやっていくというのは、決してマイナスではないと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

カリキュラムの中で最後の６回目というのが実践というところで、実際に皆さんがお店を出して、事業モデルみたいなものをつくって、実践でお店を出すようなところになっていまして、要はイベントになっているんですが、例年多くのお客さんに来ていただいていますので、そういう若い方々もたくさんいらっしゃっておりますので、そういう中でのＰＲ等も可能というか、してございますので、それを今後もそのような形で行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　まず委員長に、泉委員みたいに、ああやって手を挙げずに文句言うのをちゃんと注意してください。

最後に、実践やるとかおっしゃっていましたけれども、今後もって。要は、今まで５年間やっていて、成果がそんなに出ていないわけなんですよ。ですから、この講座自体のやり方とかも、きちんと検証して、よりよくするためにはどうするかという、そういう検証をしてほしいという意味で、たとえを幾つか出したりとかしているんであって、今までと同じであれば、やっぱり５、６年に、１年に１件ぐらいというふうなのが出てきますよね。

ですから、そこのところを最後に実践をやるのも、それは別に否定はしませんよ。否定しませんけれども、それが果たして効果的なのかどうかというのは別個の問題ですし、例えば、学生を入れるんだったら、最後の会はただのお客さんで、販売はやらないとか、幾らでもやり方はあるので、もっと柔軟にこの講座自体を、シニア起業セミナーも創業塾もそうでしょうけれども、これまでやってきたので驚異的な成果が出ていないんであれば、そこのところを考えていただきたいという趣旨で質問させていただいたんですが、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　３万円ビジネスにしましても、起業セミナーに関しましても、毎年同じようなカリキュラムを継続させていただいております。今後、毎年これがどのような形で続行されるかというのもあるんですが、毎年ブラッシュアップできるような形で検討のほうしてまいりたいと考えていますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　時間になりましたので、これで２問終わりにしたいと思います。

お疲れさまでした。

○委員長（九山妙子君）　以上で、佐藤将行委員の質疑を終わります。

通告第７号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

２点質問させていただきます。

１点目は、決算書137、138ページに農林水産業費の農業振興費です。私は現在の農家の担い手だとか、後継者不足等々については大きな問題ですので、これは農業委員会から、また、産業観光課に、全体にかけての質問になってしまっているので、集約できないんですけれども、取りあえず農業観光課として、農家の担い手、後継者が減っている現状や課題について、令和６年度の成果と、また、今後の打開策はということでお聞きします。

２点目は、決算書143、144ページ、商工費の商工振興費で商工業振興事業の中に、これ私ちょっと勘違いしているところあるかもしれません。キャッシュレスキャンペーンによる消費者及び事業者への支援は完了しているので、令和６年度の支出済額が減だというふうなのか、それとも繰越明許費、これが4,259万5,000円となっております。これとの関係で関係があるのかなというふうに思って質問したんですけれども、その辺どうなのかということで、お示しいただきたいと思います。

以上、２点。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。

決算書137ページ、138ページ、１つ目の質問でございます。

農家の担い手、後継者が減っている現状や課題に対しての打開策についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、高齢化などに伴い、農業の担い手、農業後継者の方が減少しておりますほか、引き続いております燃料や肥料等の農業資材費をはじめとする生産コストの高騰、さらには、気候変動によります猛暑やイネカメムシ等の病害虫の発生等による農作物の不作や品質低下など、生産農家の皆様を取り巻く環境は、ますます厳しくなっているところでございます。

このような中で、町のほうでは営農意欲のある生産者の育成や新たな就農を志す新規就農者の育成確保のための事業を実施しているところでございます。

新規就農者の確保におきましては、農業担い手塾での実践研修を通しまして、新しい農家さんのほうを育成しているところではございますが、令和６年度には１名が農業担い手塾の実践研修を修了しまして、一農業者として独立営農を開始したところでございます。また、町外の農業法人による町内の農地での営農業参入を後押しするため、未活用農地のあっせん等の支援を実施しているところでございます。

しかしながら、担い手農家の方や新規就農者などの個人の力に頼るだけでは限界があるかとは思います。これらの事業のほうを継続して実施していきますとともに、町外の農業法人や農業参入を希望する民間企業などを積極的に誘致しまして、大きな力によって新たな農地に対する需要の掘り起こしのほうを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

決算書143ページ、144ページ、説明書164ページ、商工振興費、商工業振興事業、キャッシュレスキャンペーンについて繰越しされた理由はということでございますが、当事業につきましては、１月臨時議会でご決議をいただき、事業実施を決定したところでございますが、契約相手でございますＰａｙＰａｙ株式会社より、契約後事業実施までに要する期間が３か月程度かかると示されましたことから、令和６年度中の事業開始及び終了は困難であると判断しまして、繰越明許とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

まず、１点目の農業従事者の高齢化とか後継者不足という現状の中で、個人の力によるところと、それから民間企業の、そこに力を借りるというような答弁がありましたけれども、現在、実際私なんかは農家さんのそういうところを見ているんですが、農家さんの力を借りるといっても、例えば、野菜を作るにしても、もう高齢化で全然やらないので、その自分の土地を新たにやってくれる方に貸すというようなことになるんですけれども、これは単なる個人の努力になっているんでしょうか。そういう点ではどういう支援を行っているのか、その点お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

今のご質問に対してのお答えをさせていただきます。

農家の方が高齢で、なおかつ後継者がいない。誰かに畑、あるいは田んぼを委ねたいというふうな相談は、町のほうに多く寄せられております。町のほうに寄せられておりますほか、農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんのところにも、そういった話が各地区、集落の寄り合いの中、あるいは、日々の農作業の中で話題となっております。そういった話に関しまして、農地を誰かに委ねたい、貸したいという話につきましては、町の農業委員会のほうで、農地台帳の中で農地の一筆ごとに貸付け意向のあり、なしについて、毎年調査を実施しております。その中で、現時点で耕作

可能な農地であれば、その周辺で耕作されている担い手の方、あるいは新規就農者の方にあっせんをするとか、あるいは、そこが少し荒れている状態であれば、少し公費を投じてきれいな生産可能な畑に、あるいは田んぼに再生した上で、担い手に受けていただくような、そういった支援をやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

この農業委員とか農地利用最適化推進委員、あるいは地域農業再生協議会等々の連携と言うんですけれども、これは年どれぐらいの頻度で行われているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

農業委員、農地利用最適化推進委員、それから地域農業再生協議会ですね。遊休農地、耕作放棄地の実際の再生事業に関しましては、地域農業再生協議会が事務局でやっておりますが、その再生協議会の委員の中には、農業委員さん、推進委員さんが入っておりますので、そういった生の情報を基に、今年度こういったところが再生できるかどうかということも協議をしていただいて、ピックアップをした中で、昨年度におきましては、一部、西条原の立野という地区で大きな遊休農地があったところなんですけれども、そこを再生事業という形できれいな農地に再生した上で、町内で農業参入されている関田農園というネギを大規模にやっている法人のほうに農地をあっせんして、営農再開につなげているところでございます。そういった活動を毎年少しずつではあるんですが、そのような形で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

今、あっせんということだったんですけれども、具体的に令和６年度の、これは西条原の関係ですか。具体的にはどれぐらいの予算をかけているんでしょうか。参考まで、分かれば。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

西条原の立野地区の畑、面積では6,584平米、65アールの畑を再生をしてございます。こちらと、あと、中島地内の陸田においても、こちらは1,134平米でございますが、こちらのほうも担い手農家自ら再生作業に取り組んでいただいて、その後引き継いで耕作をしていただいています。両方合わせまして、事業費としては21万3,700円を執行したところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

そうしますと、例えば実際新たに就農したいということでやって、令和６年度の場合は１人なんですけれども、それには３年かかるわけですよね。そうすると、こういうあっせん等も含めて３年間は少なくとも農家さんとか地主さんというか、そういう方には支払われるわけですねということで、確認したいんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

農業担い手塾の実践研修におきましては、研修生に対しまして、町が農家の方から畑を借りて、そこを研修圃場として位置づけて、そこを研修圃場として３年間、耕作実践研修の場として活用させていただいております。研修期間中に地主さんのほうから、まだほかに畑があるから、こっちも使ってくれよとか、そういった話もありがたいことに多数いただいておりますので、研修生のその技術の向上と将来的な売上げの向上、そういったことに結びつくようであれば、必要に応じて研修圃場の拡大という形を取らせていただいて、修了した暁には、そこを研修生が自分の名前で農業委員会での手続を経て、借りて、経営農地として活用させていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

なかなか農業問題をここで一長一短で解決の道というのはありませんけれども、ただ、国の政策もありますし、かといって、こつこつやっていかないと、確実に今農業従事者は減っていますよね。もう数字的にも確実に宮代減っているわけで、これをどうしたらいいのかというのは、やはり農業委員さんほか、皆さんの悩みだと思うんですけれども、取りあえず町としては、こういう施策というか、こつこつやるしかないのかというふうに思うんですけれども、あと、先ほど言われた打開策というのは、あとはどういうふうなことになるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

先ほど冒頭で、最初に答弁させていただいた内容に加えまして、現在、宮東・中島地区におきましては、埼玉型圃場整備事業のほうを取り組んでおります。今年の稲刈り後には、秋から令和７年度後期のほうから、順次工事のほうが始まることとなっております。このように耕作条件を改善、営農環境をよくすれば、宮代町内の方に限らず、町外の米作りの大規模法人とかの誘致にもつながると考えておりますので、町内の農家さんのご協力もいただきながら、なおかつ町外のそういった大規模法人の誘致についても、積極的に町のほうでも情報発信をして、宮代町に入ってきてもらって、耕作していただけるよう県や農協とも連携を取りながら考えてやっていきたいと考えております。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

先ほども言ったように、なかなか時間もかかるし、大変な事業でありますけれども、引き続きお願いしたいということで、次に移りたいと思います。

先ほどキャッシュレスキャンペーンについては、時間との関係でできないということなんですけれども、そうしますと、これは繰越しですので、これについては、その分全額繰り越されてやるわけなんですけれども、次年度に繰り越された事業というのは、これは大丈夫なんでしょうか。その点だけ確認させていただきます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

繰越しのほうは全額させていただきまして、ＰａｙＰａｙキャンペーンのほうにつきましては、

５月９日から６月８日までの１か月間、ＰａｙＰａｙキャンペーンのほうを実施させていただいておりまして、事業のほうは完了しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

そうしますと、この繰り越された予算というのは、どういうふうに使われたんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

決算書144ページの翌年度繰越額ということで4,259万5,000円がございまして、その中に３項目ございます。まず、上から35万円ということで需用費のなんですが、こちらに関しましては、キャンペーンのＰＲに使いますポスターですとかのぼり、そういうものの経費となってございます。

次の11役務費に関しましては、324万5,000円ということで、こちらは実質的なＰａｙＰａｙの手数料、ＰａｙＰａｙの株式会社に入る手数料となっております。

最後、18負担金補助及び交付金になります3,900万円なんですが、こちらに関しましては、こちらがポイントの還元部分ということになりますので、こちらの中でポイントのほうを還元しております。こちらの決算に関しましては、来年度の決算のほうで掲載させていただきますので、実績額に関しましては、来年の決算ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

実際不用額等々はあったんでしょうか。これは完全に使い切れたというか、そういうふうな状況になっていますか。予算が次年度に生かされたかどうかなんですよ。繰り越されているんで、その行き先もちゃんと聞いておかないとまずいと思います。決算なんで。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

大変申し訳ないんですが、細かい数字まで今日持ち合わせてございませんが、おおむね使い切っておりまして、若干の不用額のほうは出ておるような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で、丸藤栄一委員の質を終わります。

以上で、産業観光課の質疑を終了いたします。

お疲れさまでした。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日は、この程度にとどめ、次回は９月17日水曜日午前10時から委員会を開き、引き続き一般会計決算の審査を行います。

これにて延会します。

延会　午後　６時４５分

決　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１２名）

佐藤将行	君	丸藤栄一	君
九山妙子	君	福澤和美	君
野原洋子	君	小島あけみ	君
泉　伸一郎	君	鈴木次男	君
合川泰治	君	塚村香織	君
土渕保美	君	川野武志	君

（議長　田島正徳　君）

欠席委員（１名）

金子正志　君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

まちづくり建設課長	髙橋勝己　君	上下水道室長	忽滑谷和　君
まちづくり建設課主幹	和田光春　君	道路担当主査	島村剛　君
道路担当主査	成田雅彦　君	未来のまち整備課長	木戸口吉宏　君
未来のまち整備課副課長	石塚孝信　君	都市計画・土地利用推進担当主幹	島村明子　君
建築開発担当主幹	清水頼孝　君	教育推進課長	田中啓之　君
教育推進課学校管理幹兼副課長	加藤裕一　君	生涯学習室長	飯山保孝　君
教育推進課副課長	小川雅也　君	教育推進課主幹兼指導主事	齋藤真美子　君
教育総務担当主査	髙橋道彰　君	学校教育担当専門員	小島英樹　君
生涯学習室主幹	川﨑章人　君	生涯学習・スポーツ振興担当専門員	飯山武　君
文化財保護担当主査	横内美穂　君	文化財保護担当主査	河井伸一　君
総務課長	菅原隆行　君	企画財政課長	井上正己　君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月11日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

金子委員におかれましては、本日、委員会欠席の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

本日の審査順は、まちづくり建設課、未来のまち整備課、教育推進課の順に行った後、令和６年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論、採決を行います。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第４４号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（九山妙子君）　これよりまちづくり建設課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長、お願いします。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　おはようございます。まちづくり建設課長の髙橋です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹の和田です。よろしくお願いします。

○道路担当主査（島村　剛君）　同じく道路担当主査の島村でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○道路担当主査（成田雅彦君）　道路担当主査の成田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑・答弁合わせて１人30分以内となります。３分前になりましたら、ベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので、終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。これまでの委員会を見ますと、意見や要望等を述べているところが見受けられましたので、改めて注意いたします。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　改めておはようございます。議席番号９番、鈴木次男です。

それでは、１問質問させていただきます。

決算書の152ページ、説明書31ページ、都市計画総務費の中の東武動物公園駅西口周辺整備事業の中のイルミネーションについてお聞きします。

今回、説明書のほうでイルミネーションの費用が313万600円なんですけれども、イルミネーションと倉庫の設置費用とありますが、これの内訳をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

決算書152ページ、説明書31ページ、都市計画総務費、東武動物公園駅西口周辺整備事業、イルミネーションと倉庫の設置費用が313万600円とあるが、内訳をのご質問についてお答えいたします。

313万600円のうち、イルミネーションの設置工事としては255万8,600円、倉庫設置工事としては57万2,000円となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは再質問のほうをさせていただきます。

イルミネーションなんですけれども、今使っているイルミネーションというのは商工会の青年部が何年か前に購入して使っていたのがあるんですけれども、それを使用しているのか、新しく町が購入したのか、お伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長、髙橋です。

こちらのイルミネーションについては、みやイルがあったときに、商工会のほうからみやイルのほうに譲り受けたというもので、引き継がれたものです。それを町のほう、みやイルのほう解散ということになりましたので、町のほうで引き継いで使わせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　分かりました。

このイルミネーション事業なんですけれども、産業観光課と一緒になって行われるような予定とか、そういう何か催しがあるとかあるのでしょうか、伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

今回、今年度もイルミネーション実施予定なんですが、イルミネーションに併せてクリスマスマーケットのほうを予定しております。12月５日と６日に予定しております。こちらはイルミネーションの点灯に併せて無印周辺でクリスマスマーケットを実施するということになっています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　このイルミネーションなんですけれども、町のほうも結構この前はにぎやかにやられているんですけれども、この期間中というのは東武動物公園の中でもかなり盛大に行われていまして、動物園と一緒に何かやるとかという計画とかはあるのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

東武動物公園のほうとは今年度一度協議をしているんですが、イルミネーションについては東武の動物公園の担当者とも一緒にやっていければいいねという話はあるんですが、宮代町の今丁度スキップ広場の角ぐらいまで、コミュ広の角ぐらいまでで終わっているんですけれども、今年度は少し延ばす予定なんですが、それを東武動物公園のほうまで延長していくとなると、一般住宅の前に設置することになりますので、去年も実施したんですが、イルミネーションの前は全戸配布して、イルミネーションのお知らせと、一軒一軒訪問しましてご協力お願いしてまいりますので、その辺の状況を、今年ご協力いただけるか、近隣の方にご協力の要請をして検討してまいりたいと思っております。東武動物公園まで延長できるようにちょっと検討していきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございました。

イルミネーション事業、本当に東武動物公園があれだけ頑張ってやっていますし、ここのにぎわいをどんどんつくるためにも必要だと思います。今クリスマスだけのイベントということで終わってしまっているのはちょっともったいないと思うんですけれども、もっと何か定期的にスキップ広場とか何かで催しをやって、せっかくただ飾っただけで終わっちゃうんじゃなく、そういう考えというのはあるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

今回、産業観光課と一緒にイルミネーションの点灯と併せてクリスマスマーケットを行いますので、その辺の様子を見ながら、今後も産業観光課と協力しながらにぎわいづくりに向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で鈴木次男委員の質疑を終わります。

通告第２号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

全て歳出です。５つ質問を出しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず第１点目、決算書、147、148ページの道路橋梁費の道路維持費の道路維持管理事業でございます。この中に、不用額の需用費41万円、委託料が321万円、工事請負費360万円のそれぞれございますが、その理由を伺います。

２点目は、決算書149、150、説明書では36ページ、道路橋梁費の道路新設改良費の都市計画道路整備事業でございます。１つは、繰越明許費9,642万円と不用額4,614万円の理由を伺います。

２点目は、令和６年度の町道第12号線の進捗状況、３点目は、新橋通り線、町道148号線については説明書で埼玉県と用地情報等の共有を行っているとのことですが、その内容について伺います。

３点目、決算書149、150ページというふうに書きましたが、すみません。これは道路橋梁費の道路新設改良費、地区生活道路整備事業。質問が、地区生活道路の側道の雑草が毎年同じように繁茂しております。どのように点検をしているのか。これはすみません。道路維持管理事業のほうかなとも思いますが、その点、お尋ねをいたします。

４点目、決算書149、150ページ、道路橋梁費の橋梁維持費。橋梁維持管理事業の中に、不用額1,386万円ございますが、その理由について伺います。

５点目、決算書151、152ページの道路橋梁費の橋梁新設改良費、橋梁整備事業でございますが、県が施工する道佛地区の寺の前橋架け替え工事に対する負担金2,211万円でありますけれども、度々工事が遅れている理由は何なのか、お示しいただきたいと思います。

以上５点、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○道路担当主査（島村　剛君）　道路担当主査の島村でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、丸藤委員からご質問いただいた１点目と２点目について回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、いただきました質問のうち、決算書147ページ、それから148ページの下段になります。説明書というと168ページになります。

質問の項目につきましては、道路橋梁費の道路維持費、事業に関しましては、道路維持管理事業

でございます。こちらの質問につきましていただいておりますのが、不用額の需用費41万円、それから委託料の321万円、それから工事請負費360万円の理由についてお問合せいただいておりますので、そちら回答させていただきます。

最初にご回答させていただくのは、需用費でございますけれども、需用費につきましては、こちらで消耗品の類いについて予算化させていただいております。こちらの不用額41万円でございますけれども、この消耗品の中に路面の凍結材ですとか、耐候性の土のう袋と、太陽とかで劣化しづらい土のう袋、いわゆる災害のために用意させていただいている消耗品がございまして、こちらの費用を予算編成時組み込んでおりました。実際、蓋を開けてみますと、令和６年度中におきましてこれを使うような災害がございませんでしたので、こちらの消耗品の購入を見送ったものということになります。

続きまして、委託料についてお問合せいただいております。この321万円の理由についてでございます。主な理由として４点ございまして、１点目、舗装修繕工事に伴う測量設計の費用を予算計上しておりましたけれども、こちらの請負差金になります。こちらにつきまして100万円の残が出ております。

２点目でございます。側溝清掃業務委託費でございます。こちらにつきまして、予算上では10件分として想定しておったんですが、こちらの実績が６件となりまして、こちらの執行残が165万円となっております。

そして、３点目でございます。除草樹木管理委託料でございます。こちらが予算上で930万円予定させていただいていたんですけれども、こちらの残が45万円となっておりまして、執行残45万円となっております。

最後に、４点目、災害委託料として10万円予算計上させていただいておりました。こちらも災害がございませんでしたので、このまま未執行となったものでございます。

これらを積み上げますと、不用額320万円となります。こちらが委託料の内訳でございます。

続きまして、工事費360万円についてでございます。こちらにつきまして、まずこの道路維持管理事業につきましては、年度当初から予定しているものと、あと年度中に発生したものということで工事が発生するケースがございます。

まず最初にご説明させていただきたいのが、東条原地内におきまして昨年度町道61号線と74号線の舗装修繕工事を予定させていただいておりました。こちらにつきまして請負差金が発生しまして、執行率が75％、差額につきまして660万円発生しております。

片や、先ほど申し上げた年度中に発生した工事につきまして、こちらにつきましては道路にあります側溝ですとか、ああいう補修が常に必要なものですとか、道路照明灯ですとか、そういったことの取替え工事などをこちらに入れさせていただいているのと、あともっとごくごく一般的に道路の敷きならしとか舗装関係につきましては、年度当初に単価契約を結んでおります。

こちらを積み上げますと、実際には想定した予算を300万円ほど超過してしまう状況が発生しておりまして、先ほど申し上げました660万円の執行残と、そちらの経常的に行っている修繕、そちらの超過分300万円で通算しまして360万円の執行残が発生したというものでございます。

１点目の質問につきましては、以上でございます。

続きまして、２点目です。

決算書149ページ、150ページ、説明書ですと36

ページとなります。

道路橋梁費の道路新設改良費、事業でいいますと都市計画道路整備事業あります。いただいている質問につきましては、繰越明許費9,642万円と不用額4,614万円の理由ということでご質問いただいております。こちらについて回答させていただきます。

こちらにつきまして、まず繰越しの理由でございますけれども、町道12号線の地権者の方と１件契約を結ばせていただいておりました。こちらにつきまして、この契約の内容上ですと地権者さんのほうで支障物件をなくしてから町が頂くという、そういう契約となっておりまして、年度内にその支障物件の撤去が終われないということが判明したため、その必要な期間ということで繰越しをさせていただいたというものでございます。

それから、町道252号線の用地交渉の関係がございまして、こちらにつきましては、令和６年度内に契約締結ができなかった用地買収に係る費用、こちらを繰り越させていただいたというものでございます。

それから、最後の負担金がございまして、こちらにつきましては、春日部市が橋梁詳細設計を行うことになっているんですが、こちらを繰り越したということに関連しまして、私どもこの橋梁詳細設計に対して負担金をお支払いしておりますので、その費用が年度内に終わらないということで春日部市が繰り越したことによりまして、その負担金を繰り越させていただいておりました。こちらが繰越明許費の理由でございます。

引き続きましては、不用額4,614万円の理由を伺いされています。

こちらにつきましては、まず不用額、事業別にちょっとご案内させていただきたいんですけれども、地区生活道路事業、こちらの不用額につきましては、こちらで予定しておりました測量設計委託料の請負差金が160万円発生しております。それから、地区生活道路の中でなんですけれども、こちらにつきましても移転補償費、土地購入費、それからその所有権移転に係る登記事務手数料、こちらを予算計上はさせていただいているんですけれども、実際には地区生活道路の事業の中では土地の売買ですとか、所有権移転が発生しておりませんでしたので、こちらの未執行額が250万円となっております。続きまして、道路後退用地補助金、こちらにつきましては予算よりも申請数が少なかったというところがございまして、未執行額が60万円。つきましては、地区生活道路事業におきまして480万円の不用額が発生しております。

続きまして、主要町道整備事業におきましては、委託料、請負差金が370万円の不用額が発生しております。

続きまして、都市計画道路整備事業についてでございます。こちらにつきましても委託料の差金が570万円、工事請負の差金が790万円、財産購入費2,700万円、移転補償金990万円で、合計しますと5,130万円の不用額が発生しております。

また、繰越明許の分としましては、都市計画道路事業の繰越しの執行残委託料、工事費の請負差金、それから町道12号線の用地買収に関わる費用を令和５年度の繰越しではなく、令和の６年度の現年度予算で執行させていただいたことから、3,620万円の執行残が発生しております。

今申し上げたものを通算しますと、都市計画整備事業において9,600万円の不用額が発生しております。

それから、２番目の質問でいただいた２点目でございますけれども、令和６年度の町道第12号線の進捗状況についてお伺いいただいております。

こちらにつきましては、６年度中に１件用地契

約を締結させていただきました。その時点での用地進捗率につきましては91.4%となっておりまして、残りの地権者が３名となっております。

続きまして、いただきました質問の３番目でございます。新橋通り線、町道第148号線について埼玉県と用地情報等の共有を行っているということでしたが、内容はということでお問合せいただいております。

こちらにつきましては、新橋通り線、町道第148号線について地元から問合せがあった際、あるいは逆に県から地元と連絡を取りたいというようなお話をいただいたときに、我々が橋渡しさせていただくような形で県から、あるいは地元からと情報共有を取らせていただいていると、そのような状況でございます。

私からの回答は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

ナンバー３の質問に対して回答させていただきます。

決算書149ページ、説明書169ページ、道路新設改良費、地区生活道路整備事業、地区生活道路の側道の雑草が毎年同じように繁茂しているが、どのように点検をしているのかについてお答えいたします。

こちら、先ほどと委員さんもおっしゃられたとおり、道路維持管理事業かなと思われます。雑草の点検につきましては、職員のパトロールや市民の皆様からの情報などによって現場を確認しているところです。また、年間で除草委託を発注しているシルバー、あと単契業者ですね。単価契約を締結しておりますので、そちらの業者とは時期になると連絡を取り合いながら現場を確認していただいて、除草のタイミング等を決定しております。

これ以外に、民地から雑草等が入ってきているというところで皆様から情報をいただくことがあるんですが、そちらについても職員のパトロール等によって地権者へ訪問して通知、訪問したり通知したりして、除草を依頼しているような形になります。

以上です。

続きまして、ナンバー４、決算書149ページ、説明書170ページ、橋梁維持費、橋梁維持管理事業、不用額1,386万円の理由はについてお答えいたします。

内訳につきましては、橋梁補修設計業務委託の請負差金として約40万、無名橋６修繕工事の請負差金として約150万、無名橋６修繕工事の橋脚補修に当たりまして工法の変更が発生したことにより、約1,200万円、合わせて1,390万円の不用額となっております。

続きまして、５番目、決算書151ページ、説明書170ページ、橋梁新設改良費、橋梁整備事業です。県が施工する道佛地区の寺の前橋架け替え工事に対する負担金2,211万円だが、工事が遅れる理由はについてお答えいたします。

こちら、事業を実施する埼玉県のほうに確認いたしておりまして、令和４年度に実施した橋梁下部工が完成した後に、設計内容と現場の状況を照査したところ、護岸工と上部工の施工に当たりまして設計の見直しが発生した。現場の状況と設計の状況の差異が生じたので、その修正設計が必要になって遅れたということで伺っております。また、姫宮落川にアクセスするときには、資材置場を町道12号線側に借りておりまして、笠原沼落川を横断する必要があるんですけれども、こちらの横断方法に重機を横断させる方法について、橋梁

形式にするのか、それとも笠原沼を埋めてしまうのかというところで、ちょっと工程の変更がありまして、実際ちょっと笠原沼落を埋めることはできないということで、渇水期の施工じゃないと難しいということで、遅れたというふうに伺っております。

現在は上部工を発注していまして、上部工の施工に向け準備中ということで、今のところ遅れはないということで伺っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは再質問させていただきます。

１点目は分かりました。

２点目の関係でありますけれども、すみません。5,130万円の不用額というのは、これはどれに当たるんでしたか。すみません。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○道路担当主査（島村　剛君）　道路担当主査の島村でございます。

こちらにつきましては、現年度分として予算計上させていただいた都市計画整備事業、こちらの不用額の合計でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それともう１点、3,620万円のほうはどれに当たるんでしたか。12号線の１件の部分ですよね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○道路担当主査（島村　剛君）　道路担当主査の島村でございます。

議員おっしゃるとおり、3,620万円ですけれども、こちらにつきましては12号線の用地買収に関わる費用に対してでございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。議席２番の丸藤でございます。

それで、町道12号線の進捗状況なんですけれども、あと地権者３名との関わり合いもありますけれども、そうしますと進捗状況というのは、12号線の全体の部分で今どういう、令和６年度でどういう状況なのかという意味でお聞きしました。そういう意味では、どういう状況なんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　町道12号線につきましては１件契約が進みまして、用地進捗率が91％ということになっております。もう現場のほうが終わっていますので、姫宮交差点の部分になるんですけれども、そちらの工事が今仮舗装の状況で置いてあります。あちら交差点を含めて全て改良する必要がありますので、これについては来年度以降に全体的な線形を合わせる。姫宮側のあそこでちょうど12号線と252号線が分かれるんですが、252号線側についても影響部分を工事しなければいけませんので、そちらも含めた設計と工事を予定をしております。

12号線の全体の中では、今姫宮交差点側が改修しましたので、ただ姫宮交差点でも薄くちょっとまだ残っているところあるんですけれども、あとポンプ場付近のあちらの交差点側の１件と、そのポンプ場のちょっと手前側にもう１件、同じ方が持っている方がいるんですが、この１件がクリアできるとほぼ100％なんですが、今そちらについて鋭意交渉中という状況になっております。全体で見ますと、用地進捗率的に91％ということにな

っています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

そうですか。さっき言った91.4％というのは、そのこと。じゃ、252号線との接点の姫宮信号から接点もありますので、引き続きスムーズにいけるようにお願いしたいと思います。

時間ですので、３点目の地区生活の側溝の雑草、これは一般質問でも出ましたけれども、先ほど時期など、除草のタイミングを計るというんですけれども、あまりにもひどくて道路なのに人がやっと通れるような、そういう状況でありますので、これは時期、今年は特別暑かったんで繁忙もしたのかもしれませんけれども、これはもう道路と言えませんよ。あまりにも人、特に日工大の裏辺り、もうひどいので、やっぱり頻繁にちゃんと点検しているのかなと思うような状況です。この状況を打開していただきたいんですが、もう一度。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　課長、髙橋です。

こちらの草刈りについては、今年度から実施したということもありまして、なかなか対応が難しいところではあるんですけれども、一般質問のほうでも回答させていただいたとおりなんですけれども、２名増員させていただいたところではあるんですけれども、それで活動日数としても、ほぼ１か月活動していて、57か所、距離にして8,793メートル、公園、グラウンド等は１万5,362平方メートルといったような形で今まで以上にはやれているはずなんですけれども、ちょっとそれ以上に草のほうが繁茂しているということで、やっぱり２人入ったからといって全てが解決にならないという状況ではございます。

委員おっしゃられるとおり、もう少しパトロール等を熱心にするということと、あと、地元の方から状況等を連絡入れていただいて、目が届かないところについてはそういったところでお願いできればというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で丸藤委員の質疑を終わります。

通告第３号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

３点通告させていただいたのですが、１点目は前段議員の質問で答えが分かりましたので、こちらを割愛させていただきます。

２点目なんですけれども、歳出、決算154ページ、説明書37ページの都市計画総務費で、東武動物公園東口周辺整備事業の中の21、補償及び賠償金で、令和５年度繰越明許費で東武動物公園駅東口周辺整備事業のこちらが2,923万4,972円、こちら令和６年度は何件補償できたのか、現状どこまで進んでいるのか、伺います。

次に、歳出の決算150ページ、説明書36ページ、道路新設改良費、広域道路ネットワークの整備、こちらも前段議員が聞いてくださったんですけれども、もう一度詳しく教えていただきたいと思いまして、今春日部との間の新設橋梁のその辺りの１軒のお宅がもう移っていただいているのは、もう随分前に、分かるんですけれども、そこまでの用地買収といいますか、その後工事がどの程度進んでいるのか、教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづく

り建設課主幹、和田です。

２番目の質問、決算書154ページ、説明書37ページ、都市計画総務費、東武動物公園駅西口わくわくロード事業、21、補償及び賠償金、令和５年度繰越明許費、東武動物公園駅東口周辺事業の補塡2,923万4,972円ですが、令和６年度何件補償できたのか、現状どこまで進んでいるのかを伺うについてお答えいたします。――失礼しました。東武動物公園駅東口周辺整備事業に訂正させてください。申し訳ございません。

令和５年度の繰越明許の2,923万4,972円の内訳につきましては、令和５年度に契約した３件の補償費の精算払いになります。現状の進み具合といたしましては、令和６年度末時点での用地進捗率は67％になっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○道路担当主査（島村　剛君）　道路担当主査の島村でございます。

私からは、ご質問いただきました３点目のページで申し上げますと決算書の150ページ、それから説明書の36ページでございます。

道路新設改良費、広域道路ネットワークの整備、内容につきましては、252号線における用地買収と工事の進捗状況ということでお問合せいただいております。そちらについて回答させていただきます。

説明書36ページでございます。

こちら用地費並び補償費について、金額が総額表示となっておりました。こちらにつきましては紛らわしい表示で申し訳なかったんですけれども、１件ではなくて、内情を申し上げますと、この中には地権者５名となっております。所在に関しましては複数名いらっしゃいますので、同一路線上に購入できた土地につきましては点在しているというような形になっております。

令和６年度中の用地買収の進捗率につきましては、そちらで全体の41％となりまして、ちょっと数字を丸めておりますが、5,000平米買ううちの大体2,000平米が買えているというような形でございます。さらには、このうち、物件補償につきましては令和６年度中２件該当がございました。

それから、工事の進捗について回答を求められておりますが、予算執行自体は24万2,000円の執行があったという形にはなっておりますが、こちらは先ほど申し上げた用地買収に関係して、移転に関する工事が発生しておりまして、そちらに係る附帯工事でございましたので、路線工事の本体工事としては使っておりません。こちらにつきましては今年度以降となります。

回答につきましては、以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

それでは再質問させていただきます。

東武動物公園駅東口周辺整備事業の先ほど伺ったのですが、60％ぐらいでしたか、そちら進んだようなのですが、今現在もう少し進んだのかどうか、お聞かせいただければ。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

東口用地進捗率67％と回答させていただきました。今現在、現時点のということですと、67％は６年度末時点の数字になっています。今の数字ということは、７年度の９月の時点の数字なんですが、こちら契約ベースで84％になっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で野原洋子委員の質

疑を終わります。

通告第４号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉伸一郎でございます。

通告に従いまして２問質問させていただきます。

まず、１問目になります。

決算書150ページ、説明書170ページになります。

橋梁維持費、橋梁維持管理事業の中で、まず、１問目、不用額についての説明、こちらのほうは前段の委員のほうで説明がありましたので、答弁は結構ですので、質問だけさせていただきます。

２問目ですけれども、設計委託料451万円の詳細を伺います。

それから、２問目になります。

決算書152ページ、説明書170ページになります。

橋梁新設改良費、橋梁整備事業になります。この中の5,200万円を令和７年度に繰り越した理由について伺います。

以上、２点になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

決算書150ページ、説明書170ページ、橋梁維持費、橋梁維持管理事業、２点目、設計委託料451万円の詳細についてお答えいたします。

設計委託の内容につきましては、令和７年度以降に工事を予定している橋梁４橋に関わる詳細設計の業務委託になっております。

場所につきましては、４橋とも宮代台地内の姥ケ谷落に架かる橋梁となっております。

以上です。

失礼しました。続きまして、２番目の質問、決算書152ページ、説明書170ページ、橋梁新設改良費、橋梁整備事業、5,200万円を令和７年度に繰り越した理由についてお答えいたします。

こちらは埼玉県で実施するものでございまして、寺の前橋の工事施工に関わるものなんですが、先ほどもあったとおり令和４年度に実施した橋梁下部工完成後に、現場と設計との調査によって差異があったというところで設計の修正が発生しているところです。こちら5,200万円については、橋梁上部工の費用になりますが、前年度からの遅れを受けて繰越しというふうになっておるところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

それでは再質問させていただきます。

まず、１点目になるんですけれども、４橋あるということで合計で５橋ということでよろしいと思うんですけれども、この書き方がちょっと分かりづらくて、この設計委託のところで無名橋10外３橋となっているんですけれども、結局この無名橋の場合がこの10というのは、その橋の番号でよろしいんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

すみません、ちょっと書き方が。無名橋10という名前の橋で、ほか３橋というふうになっていまして、すみません、詳細を言いますと、無名橋10という橋と無名橋11という橋、無名橋13という橋、華蔵院橋、こちらの４橋が対象となっております。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　そうしますと、この外というのはほかと読む形で、何か、でしたら普通のほかと書いてもらえば分かりやすいんですけれども、外と書かれていると何のことかなというふう

に考えていたんですよね。じゃ、分かりました。ナンバーでやっぱり10ということですよね。そうしますと、この下のほうの無名橋６というのは、設計の段階では大字和戸だったんですよ。ところが、今回大字国納と書いてあるんですね。下のほうを見ると、大字和戸地内と書いてあるんですよね。これは何なんでしょうか

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１０時５３分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

無名橋６大字国納と書いてございますが、工事名につきましては大字和戸地内となっております。場所的にはちょっと大字和戸と国納の行政界というか、川で境になっていますんで、ちょっと表記の仕方が紛らわしくて申し訳なかったんですが、場所としては大字国納、和戸両方にまたがる橋で、工事の名前としては令和６年度の無名橋６修繕工事で宮代町大字和戸地内という契約を結んでおります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　昨年度の場合ですと、この無名橋６のところが設計委託をした段階では大字和戸だったんですよね。それで工事になったら国納になっているからなぜだろうと思っていたので、どちらとも言えるということで分かりました。

それと、先ほどの委員の答弁のところで、不用額が1,390万円と言われたんですけれども、引き算すると1,384万円なんですけれども、６万円の差というのはどういうものなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　すみません。ちょっと約ということで端数をちょっと分かりやすいようにちょっと100万円単位で切ってしまいました。細かくはそれぐらいの単位でちょっとずれてはくるんですが。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　すみません、細かいところで申し訳ありません。

それと、前年度に関しましては、点検が28橋あったんですね。今回は点検というものは行われていないのでしょうか。99橋ある中で、５年周期でやっていただいているというように聞いていましたので、もし今回やっていないんであれば、取りあえずその５年周期で全部点検が終わったと理解してよろしいのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

おっしゃるとおり点検については、６年度、７年度につきましては休止というか、５年の中で３か年でやっているんですけれども、令和８年からまた８、９、10と、99橋のうち約33橋ずつ、ちょっと年によって32橋だったり30橋だったりする。ボリュームによってあるんですが、点検の費用を平準化しながら、同じぐらいの金額になるように３か年で点検を回していきます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それで、最後の質問をしたいと思うんですけれども、２問目で先ほど前段の委員のときの説明にもあったんですけれども、先ほどだと2,211万円のほうを説明されていたわけなんですが、その中で設計と現場の違いがあったということが述べられたと思うんですね、答弁の中で。設計の段階で結構高額な費用を使っているんですけれども、それとその現場の違いが出てしまったという何かその辺でなぜそういうことが起こったのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　現場の詳細につきましては、本当にそこまで細かいところまではあれなんですけれども、下部工、橋梁の橋を載せる下の下部工のコンクリートを打設した時点で、当初予定していた上部工の橋の桁を今度載せるんですけれども、その長さと少し合わなかったというふうに聞いておりまして、それによって修正が必要になるんですけれども、その修正に対しての費用というのは特に計上されていないんですが、橋梁の上部工の桁の長さが少しでもやっぱり変わってきますと、かなり設計に影響しますので、その辺の調査を行っていた。それに時間がかかったというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　よく分かりました。

これで終わります。ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で泉伸一郎委員の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１３分

○委員長（九山妙子君）　では再開いたします。

通告第５号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤ございます。

以下、５問質問いたしますが、答弁のほうをお願いいたします。

まず、１番目ですが、決算書150ページ、説明書のほうが36ページとなりますが、新設改良費の都市計画道路整備事業となります。

これ149ページのほうを見たほうが分かりやすいですが、16番の公有財産購入費があります。また、21番に補償、補塡及び賠償金、これ合計１億7,655、これ万ですね。すみません。万を打ち忘れていました。の予算に対し、支出額が約8,458万円と約１億円弱もの差異が生じている。この理由につきお尋ねいたします。

またさらに、これは説明書の36ページのほうが分かりやすいと思いますが、町道252号線の完成見込み時期というのは、町としてはどのように考えているんでしょうか。252号線単独でね。春日部まで抜けるのは春日部のほうの事情もありますから、単純に252号線自体の完成時期、見込み時期についてお尋ねいたします。

２番目に、決算書150ページ、説明書のほうが飛びまして169ページになります。

地区生活道路整備事業のこれ執行残というか、不用額ですかね。が約480万円で半分以下となっているが、その理由につきお尋ね、ご説明を求めます。

３番目、同じく決算書は150ページ、説明書は170ページ、次のページですね。

橋梁維持管理事業、上の段のほうですね。前段

の議員も出ておりましたが、予算と決算で約1,400万円もの差異が生じた理由につき、説明をお願いいたします。

決算書152ページ、次のページですね。説明書31ページ、これも前段の議員も似たようなところ、これの項目についてはお尋ね、４番、５番ありましたが、まず４番のほうは、西口のほうの周辺整備事業、これについては令和５年からの繰越明許もございますが、令和５年度の繰越し分があったものの、予算と決算とでは、31ページを見てみれば分かるのかな。約343万円と２倍近く差異が生じた理由についての分析結果というものをお願いいたします。

５番目、東口のほうの周辺整備事業、繰越明許もございますが、令和５年度分の繰越し分があったものの、予算と決算とで約１億円近くもの差異が生じたこの原因、理由についての説明を求めます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、３番目の答弁もらっていますけれども、質問からでよろしいですか。質問、再度同じことをもらいますか。もらいますか。

じゃ、答弁求めます。

担当主査。

○道路担当主査（島村　剛君）　道路担当主査の島村でございます。

私からは佐藤議員のご質問のうち、１点目と２点目についてご回答差し上げます。

１点目でございます。

決算書150ページ、説明書36ページとなります。

費目につきましては道路新設改良費でございまして、事業名は都市計画道路整備事業としていただいております。質疑の内容につきましては、16節公有財産購入費及び21節補償、補塡及び賠償金、こちらの合計額が１億7,655万円の予算に対し、支出額は8,158万円と１億円弱の差異が生じている理由ということでご質問いただいております。こちらについて回答させていただきます。

こちらにつきましては、道路新設改良費内における用地購入費、補償賠償金を計上させていただいておりますが、こちらの内訳は町道252号線と12号線の用地購入費並びにその移転補償に係る賠償金となっております。こちらの予算計上におきましては、事業地内の用地購入、それから移転補償ですね。移転に関する補償費、事業地内全ての金額を計上させていただいておりますので、その事業地内で買収できなかった箇所の金額が不用に、契約に至らなかった金額がその不用額となっておるものでございます。

続きまして、１点目でいただいている町道252号線の完成見込み時期ですけれども、こちらにつきましては、令和11年度に開通することを目標とさせていただいております。

続きまして、２点目でございます。

決算書150ページ、説明書169ページでございます。

同じく道路新設改良費の中の地区生活道路整備事業でございます。執行残が約480万円と半分以下になっているが、その理由はということで、ご質問いただいております。回答させていただきます。

地区生活道路事業につきまして、まず１点目としましては、地区生活道路事業の中で予算計上させていただいているその土地の所有権移転に関わる土地購入費、それから移転に係る賠償金、それから所有権移転に係る登記手数料につきまして250万円予算計上させていただいておりましたが、該当する所有権移転がございませんでしたので、250万円が未執行額となっております。

それから、昨年度の地区生活道路事業におきまして、測量設計委託料を計上させていただいておりました。こちらの請負率が60％となったため、請負差金が160万円発生しております。

それから、この地区生活道路事業の中で道路後退用地補助金と申しまして、セットバックを条件に建築できるという路線があるんですけれども、そちらを町に寄附いただきますと、その事務手数料に関して補助するという制度を持っておりまして、こちら補助金ですので、申請いただいてお支払いするという形になります。こちらが未執行の額として60万ございました。こちら通算しますと大体480万円となりますので、こちらが不用額となっている次第でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

３番目、決算書150ページ、説明書170ページ、橋梁維持費、橋梁維持管理事業、予算と決算で1,400万円もの差異が生じた理由についてお答えいたします。

橋梁補修設計業務委託の請負差金として約40万、無名橋６修繕工事の請負差金として約150万、無名橋６の橋脚補修の工法変更により約1,200万、合計約1,390万円の不用額となりました。

続きまして、４番目、決算書152ページ、説明書31ページ、都市計画総務費、東武動物公園駅西口周辺整備事業、令和５年度分の繰越し分があったものの、予算と決算で約343万円と２倍近くの差異が生じた理由はについてお答えいたします。

令和５年度から繰越しをした委託費400万円につきましては、基本構想で決定したコンセプトやビジョンを基に、エリア内の大規模なハード整備を実施するための概略設計の費用として計上しておりましたが、方針を変更いたしましたので不用額となったものです。繰越し費用については、マンホールカードの作製業務等を実施しております。

続きまして、５番目、決算書154ページ、説明書37ページ、都市計画総務費、東武動物公園駅東口周辺整備事業、令和５年度分の繰越し分があったものの、予算と決算で約１億円近くの差異が生じた理由はについてお答えいたします。

１億円近くの不用額の主な内訳につきましては、現年度分の公有財産購入費2,760万円、補償、補塡及び補助金3,600万円、また繰越し分の公有財産購入費2,490万円でございます。こちらは令和６年度内での交渉を進めていた地権者と契約が至らなかったことにより、不用額となったものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番議員、佐藤でございます。

まず、１番の１億7,655万円の予算に対しという件の１億円弱もの件、用地買収金等で賠償できなかった額等ということで了解はいたしました。

また、252号線、令和11年度を目標としているということですが、これさっきちょっと前段の議員だったのか、ちょっと忘れちゃったんで、もう一度確認させていただきたいんですけれども、現在252号線41％、この土地買収率があって、測量等のが61％とありましたが、残り３件か４件かなんか、同一の人等も含めて用地買収行われていないというお話もございましたが、見込みとしてはそこのところは、令和11年度目標ということはもう今年、来年ぐらいには用地買収まではいっていないと間に合わないとは思いますが、そこの見込みも立っているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○道路担当主査（島村　剛君）　道路担当主査の島村でございます。

今佐藤議員からお話しいただいたというか、前段で私がご説明させていただいた地権者、残り３名ですというお話につきましては、町道12号線の件でございまして、252号線につきましては、まだちょっと地権者につきましても大体というか、失礼しました。地権者さんというか、面積ベースでちょっと申し訳ございません。申し上げますと、およそ50％が今のところ買収ができているというような、失礼しました。それ、すみません、７年度入ってしまっていますけれども、先ほど報告申し上げましたとおり、41％の購入、所有権移転が終わっております。

議員からご質問いただいたように、令和11年度を目指して用地買収を進めていかなければいけないというご指摘ですけれども、そちらにつきましても、相続が終わっていなかったりですとか、あと事業そのものに反対の意思を表示されているところもございます。ですので、買収ありきでなくて、例えば賃貸借ですとか、契約方法の変更も念頭に置きながらこれから交渉を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今ご説明ありましたように、さっき僕がちょっと勘違いしてすみませんでした。12号線じゃなくて。さっき前段の野原議員のときに地権者５名という話があったようなメモがありましたので、そちらがベースかなと思いますけれども、今ご説明ございましたように反対している地権者もあるということですが、そうなってくると余計急いでやらないと、反対している人の一部が所有権者の一部が亡くなったりとかして相続が発生するとさらに増えてしまうと、対象が。そうすると、余計複雑になってきてしまうので、一応去年かな、不動産登記法の改正で相続の場合には今までは登記は義務ではなかったのが義務になったというのは、ある意味にせよやはり対象者が多くなればなるほど大変なのは釈迦に説法になりますけれども、担当課のほうではご承知だと思いますので、とにかく所有権にするのか賃借権にするのかは別として、土地の確保という観点は最優先事項としてやっていただけたらなというふうに考えてはおります。２番につきましては、以上で結構でございます。

３番の橋梁の関係ですけれども……ごめんなさい、何かありましたか。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。１番ですね。すみませんでした。

２番に移ります。

執行残の関係で、セットバックとか測量等の関係でちょっと知らなかったので、町へセットバックで寄附した場合には補助金があってとか、これが翌年度に昨年度中に執行できなかったので、残って繰越し的な形になっているというご説明いただきましたが、こちらのほうは承知いたしました。

で、次、失礼いたしました。３番のほうですね。橋梁維持のほうですが、これ前段の議員からもいろいろと質問があったところではあるのですが、額として土木等のものというのは設計やら現地からもともとのお金がかかるものというものは、素人ながらある程度は分かってはいるのですが、それほどある程度工事が進んでからでないと見つけられなかったようなところが原因になっているのでしょうか。先ほど下のところが終わって、上のときに長さの関係という説明があったと思うんで

すが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

静かにお願いいたします。

答弁を求めます。

〔「泉議員、何回も言うんです。注意してください」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

先ほど議員がおっしゃられた橋の長さの関係は、埼玉県の関係になりますので、今回請負差金がまず委託の差金が40万、修繕工事の差金が150万、こちらは入札による請負差金になりますので、これは技術的な問題じゃないということですね。

もう一つ、無名橋６の橋梁保守の工法変更の1,200万というのが一番大きくなってくると思うんですが、こちらについては、確かにもうちょっと早く分からなかったのかというところもあるんですが、橋梁の点検を行って、詳細に点検を行ってはおるんですが、その点検結果を基に橋梁の判定をいたしまして、その判定が悪いものについて実施設計をやって工事入っていくということになるんですが、やはり年数の古い橋梁につきましては、現場に入ってみないと分からないことというのが結構ございまして、実際請負差金等があれば、これは補正で減額するというのは必要なことかなと思うんですけれども、橋梁の工事に関しましては、施工途中の事故等も考えられるんで、なかなかちょっと落とすタイミングが難しかったというところで、もうちょっと早めに分かっていれば落とすことができたんですけれども、その辺については今後検討していきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　すみませんでした。私のほうで36ページの148号線と170ページのちょっとごっちゃになっていました。今申し上げた170ページの無名橋の件でしたね。分かりました。

では、時間もないんで４番、５番のほうに移らせていただきます。

まず、４番のほうの西口のほうの周辺事業のほうですね。予算決算で差異が生じた理由というのは先ほどご説明がありましたが、事前の下のほうというか、５番目のほうもそうなんですけれども、事前の予算編成のときに、ここまでちょっと差があると、まず予算そのものの組み方がどうなのかなと思ってはおるところではありますが、繰越明許もあるもんですから、そこのところはいかがなものなのでしょうか。こういうふうな形で、毎年ほかの事業も含めて行ってしまっているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

４番の質問ということで回答させていただきます。

４番につきましては、５年度からの繰越しした400万円というのは、もともと大規模なハード整備をするための概略設計費用として計上しておりましたので、そちらは方針の変更により、使用しなくなったということなので、当初は概略設計の費用としては積んでいたんですが、方針の変更ということで不用となりました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今のだと、令５の繰越明許を使わなかったという形の説明でよろしいんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

繰越明許費の400万については、概略設計費用としては使いませんでした。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　概略設計費用としてはという留保がついているのは、では何に使ったんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　先ほど答弁させていただいたんですが、繰越費用ではマンホールカードの作成業務委託を一部実施しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　マンホールカードというのはどのようなものなのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

すみません、今マンホールカードと申しましたが、申し訳ないです。マンホールカードを目的としたマンホール蓋の作製とデザインの関係等でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どっかに何か写真があったかもしれませんけれども、マンホールのほうだった、そっちは承知したんだけれども、別個に何かちっちゃいカードがあるのかなと今思ったもんですから、改めて確認させていただきました。そちらのほうへの付け替えというか、予算づけというか、その辺は許容される範囲で行っているものと理解をして、次のほうにいきたいと思います。

５番の東口のほうの周辺事業につきまして、これ先ほど以上に１億円も繰越しの公有財産だか補償とかあるにせよ、ちょっと額が大きすぎるかなというのが、繰越し分とか公有財政としての買収とかその辺というのとで見込みがあった上で、それがその年度中に達成できるというふうな考えで予算づけをしているとは思うのですが、プラス令和５年度からの繰越し分があったにもかかわらず、これだけの差異が生じてしまったということは、別の見方をすると、事後的な見方になりますが、予算１億近く少なくて済んだというふうにも見られるのですが、その点について担当課としての見解をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　課長、髙橋です。

こちらの用地買収につきましては、東口の地権者の方全員に今あと１年、２年ぐらいで契約をお願いしますということ用地交渉のほうを進めさせていただいております。立地もそうなんですけれども、この東口の駅前すぐのところということで、やはり用地買収すぐに納得いくかというとなかなか理解していただけないというところが大きなところなんですけれども、また１件に対して何千万という補償が出てしまいます。場合によっては１億円超えるような補償もありますので、そういった意味で、例えば１件繰越しになれば１億円というような形で、契約が取れなければそれだけ不用となってしまうということがありますので、うちのほうの職員のほう、鋭意交渉は続けていますけれども、そういったことがあるということでご理

解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

東口、確かに駅からすぐのところで交渉等も大変だというのは想像に難くないところではございますが、ではその駅前のほうので、以前13件とか何か聞いたことがあるような気がするんですけれども、現在まだ用地交渉の買収等に至っていないのが何件あるのか。また、用地取得率もしくは面積ベース等併せてどれくらいであるのかというところについてお尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

東口の用地進捗率につきましては、令和６年度末時点で67％です。面積ベースで全体計画約3,143平米に対して2,086平米の契約が終わっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　主幹、どうぞ。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

すみません、失礼しました。用地件数につきましては、なかなか補償等もテナントが入っていたりするので難しいところではあるんですが、用地件数としては８件残っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今テナントが入っていて、テナントに対する家主との契約等が、賃貸契約とかあるというふうな理解をいたしましたが、それも含めて最終的にいつ頃にはこれが買収等が終えられると見込んでいらっしゃいますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

用地買収につきましては、令和８年度いっぱいで担当としては完了させたいなと思っていますが、一応事業認可上では令和８年、令和９年まで用地買収で、令和９年、令和10年で工事完了というふうな目標を立てております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

担当課の希望と、あと９年、10年という目標というのは分かりましたが、現実的なところをお伺いしますと、先ほどの８件のうち、反対している件数は何件でしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　課長、髙橋です。

明確に反対かどうかというのは、ちょっとなかなか言いづらいところもあるので控えさせていただければと思うんですけれども、今話している６年度末67％と話させていただいているんですけれども、昨年度確かに契約はなかったんですけれども、その分今年度用地買収進めているところでございます。今までまだ説明していなかったんですけれども、プラスで２件購入しまして、現在については84％ぐらい買えていますので、その辺の率も含めてご理解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で佐藤将行委員の質疑を終わります。

以上でまちづくり建設課の質疑を終了いたしま

した。

お疲れさまです。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４４分

再開　午前１１時４５分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第４４号の審査（未来のまち整備課）

○委員長（九山妙子君）　これより未来のまち整備課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長、お願いします。

○未来のまち整備課長（木戸口吉宏君）　未来のまち整備課長の木戸口と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○未来のまち整備課副課長（石塚孝信君）　副課長の石塚です。よろしくお願いいたします。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

都市計画・土地利用推進担当主幹、島村です。よろしくお願いいたします。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　建築開発担当主幹の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件においては、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑・答弁合わせて１人30分以内となります。なお、３分前になりましたらベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので、終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。これまでの委員会を見ますと、意見や要望等を述べているところが見受けられましたので、改めて注意いたします。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　議席番号９番、鈴木次男です。

通告書に沿って１問質問をさせていただきます。

決算書156ページ、説明書34ページ、都市計画総務費の中の公園等環境管理事業の中の地域のオリジナルパークの件です。

地域のオリジナルパーク事業で、地域の人々のライフスタイルに合わせた公園をつくるとあるが、現在の利用数は増加しているのか、伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

未来のまち整備課、島村でございます。

決算書155ページ、156ページ、説明書34ページ、公園等環境管理事業、地域のオリジナルパーク事業で地域の人々のライフスタイルに合わせた公園をつくるとあるが、現在利用者数は増加しているのかというご質問に関してお答えします。

地域のオリジナルパーク事業につきましては、地域の皆様が主体的にイベントを行っていただき、多くの皆様にご参加をいただきましたので、利用者数は増加しております。今後につきましても、イベント等を通じて多くの地域の皆様にご参加いただき、活用していただければと思います。

なお、通常の公園利用者に関しましてはカウントをいたしておりません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは再質問のほうをさせていただきます。

昨年これの学園台のほうで草刈りロボットを入れるということで、議員の中でも話題になりまして、草刈りどうなりますかと言ったら、草刈りはもうロボットがしますので、いつもきれいな状態になっていますというふうに聞いていたんですけれども、先月初めぐらいですかね、私ちょっと広報の関係もありまして見に行きましたら、この中央の部分というか、もう大体の部分はきれいにロボットのほうで刈られていたんですけれども、端のほう、かなりもう腰高ぐらいまで草のほうが伸びていまして、公園の周りからの道路からだと公園の中が見えないぐらい非常に伸びていたというのがあるんですけれども、これ私たち議員の中ではほかの方聞いていたかどうか分かんないですけれども、私はこのロボットを入れるんで草刈りのほうはもう必要なくなるというふうな感じで伺っていたんですけれども、現在草のほうはどのように対策しているんでしょうか、伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

未来のまち整備課、島村です。

学園台けやき公園に導入した自動芝刈りの草刈りを行っているのですが、外周に草が生えている対策はということなんですけれども、学園台けやき公園では、ワイヤーを設置して自動草刈り機が動いております。ワイヤーの外側が刈ることができないため、多少人の手がかかるということでございます。学園台けやき公園では、外周に高木があり、その根が張ってある場所や公園施設等があります。そういった障害物があると機械がスタックするため、障害物から一定程度離してワイヤーを設置する必要がございます。そのため、ワイヤーの外側については刈ることができない状況ということでございます。

そのため、ワイヤーの外側については、シルバー人材センターさんに委託をしているところでございます。学園台けやき公園で検討している中で関わっていただいている中の皆様の中でも、そのことは話題に乗っておりますので、今後一緒に検討していきたいというお声はいただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　今の答弁で話題になっていて今後はという形なんですけれども、それはどういう内容なんですか。例えば、学園台の地域の方が草を刈ってくれるとかという、そういう話題なんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

未来のまち整備課、島村です。

まだ現在どういった方向で進むかということは決まっていないんですけれども、ただ、自治会のほうに草刈りをやるということは、正直現実的ではないと思っておりますが、検討委員の中ではどうにかしていきたいというお声をいただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　その草刈りなんですけれども、やっぱり最初の説明のときにしっかり内容を私どもにも説明が欲しかったんですけれども、地域の方でも、結局ロボットを入れたのに人が刈っ

ているんじゃないのと言う住民の方もいますんで、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

未来のまち整備課、島村です。

皆様に周知の方法につきましては、地区の回覧であるとか地区作成の広報紙、そのほかホームページや地区の役員会や地区のイベント時にＰＲや周知を行ってまいりました。全員が知っているということはないかと思うんですけれども、そういったことで周知をしていった状況でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員、利用者数等が増加しているかという質問だったんですが、いつの間にかちょっと草刈り機になってしまっているので、窓口のほうでお願いいたします。質疑内容の中にロボットのこと、草刈りのことが質問に入っていれば触れられますが、鈴木委員の質問では利用者が増加しているかということなので、そこからはちょっと外れますので、今後……

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ちょっとずっと草刈りになっていますので、お願いいたします。

以上で鈴木次男委員の質疑を終わります。

通告第２号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

３点ご質問させていただきます。

まず、１点目は、決算書、すみません、これ151、152ページ、土木費の都市計画総務費の一般住宅耐震対策事業です。

１つ目は、耐震診断補助金10万円と既存ブロック塀撤去補助金10万円、それぞれ決算として載っておりますが、その内容についてお示しいただきたいと思います。２点目の町登録の診断士、一般住宅耐震対策事業は災害に強いまちづくりを推進するということなので、こういった診断士、それから３点目の宮代町の耐震の会というのが説明のときにお聞きしましたが、これはどういう組織で構成されているのかお伺いいたします。

２点目は、決算書153、154ページの土木費の都市計画総務費、建築開発事務事業でございますが、これに関連して、建築開発事務事業により開発許可等申請手数料157万円が歳入として入っておりますが、この内容等についてもお示しいただきたいと思います。

３点目は、決算155、156、説明書では34ページ、土木の公園費、公園等環境管理事業の前段でも地域のオリジナルパークをつくろうということで質問されておりますが、私は公園整備は地域オリジナルパークをつくろう、こういった方式で今後も更新・修繕を行っていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　未来のまち整備課主幹の清水です。

まず、１点目のご質問ございました決算書151ページ、それと152ページ、一般住宅耐震対策事業におけるいわゆる耐震診断補助金10万円と既存ブロック塀撤去補助金10万円の内容はということでございます。

まず、こちらにつきましては、まず耐震診断補助金につきましては、件数といたしましては２件ございました。それぞれ補助金額のほうが５万円という内容でございます。１件目が大字西粂原の住宅ですね。それとあと２件目のほうが百間１丁目の住宅という形でございます。

続きまして、ブロック塀の撤去補助金10万円の内容でございますけれども、こちらのほうは１件で、補助金額が10万円という形で支出させていただいたものでございます。ブロック塀につきましても、こちら大字和戸にございます農家住宅と申しますが、一般住宅のブロックが大体35メーター、高さ1.6メーターございましたものを撤去したという形の補助金でございます。

２点目の町登録の診断士さんはどれぐらいいるのかということのご質問でございます。

宮代町耐震診断士及び耐震改修工事店登録事務要項いわゆる第７条に基づきまして、登録診断士さんのほうを登録しているところでございますけれども、こちらの診断士さんは宮代町内にいわゆる事務所を有する建築士さんの方で、耐震診断に関する講習を修了した方という形で認定をしておりまして、こちらの方の人数が５名でございます。

あと、３点目、宮代町耐震の会とはどういう組織で構成されているのかというところでございますけれども、耐震の会につきましては、平成19年度に広く住民の皆さんに対しまして耐震診断、耐震の補強工事、それとか改修工事の内容をよく知っていただくための目的に基づきまして、住宅の安心・安全で意識拡充に貢献することを目的に組織された団体でございます。現在は先ほど申しました耐震診断士の５名の方、それと登録しておりますいわゆる耐震工事店、こちら12社でございますけれども、こちらの方々で組織されている団体でございます。

以上でございます。

それと続きまして、決算書153ページ、154ページ、建築開発事務事業におけます建築開発事務事業による開発許可等申請手数料157万円の収入があるが、その内容はというものでございますけれども、こちらのほうにつきましては、都市計画法に基づきますいわゆる開発許可等の許可申請手数料の金額でございまして、157万430円となっております。内容としましては、内訳としましては、法の29条に基づきます開発許可申請、こちらのほうが令和６年度で18件、金額で申しますと107万800円。

続きまして、法35条の２ということで、これが開発許可を受けたもののいわゆる設計変更だったり変更があったものでございますけれども、こちらが34件で、金額にいたしますと13万8,470円でございます。

続きまして、法の42条、開発許可を取った区域における用途変更等ということのものでございますが、件数がこちらが３件、金額にしまして８万1,000円でございます。

続きまして、今度法の43条、こちらのほうが通常の調整区域の用途変更という形になるんですけれども、こちらも42条同様に３件で、金額にいたしまして２万1,300円でございます。

続きまして、法の規則60条に基づきますいわゆる適合証明といわれるものでございますけれども、こちらの件数が36件、金額にいたしまして22万4,000円でございます。

それと続きまして、法の47条５項のいわゆる開発許可の開発登録簿の交付というものでございますけれども、こちらのほうが枚数では36枚、金額にしまして３万4,840円。

それと、あとコピー代としまして20円頂いておりまして、合計いたしますと157万430円でございます。

私から以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

未来のまち整備課、島村です。

決算費155ページ、156ページ、説明書34ページ、公園等環境管理事業、公園整備は地域のオリジナルパークをつくろう方式で今後も更新・修繕を行っていくのかというご質問に対してお答え申し上げます。

地域のオリジナルパーク事業につきましては、地域の皆様が主体的に活動や検討を行い、地域の皆様が望む公園の整備やイベントを進めることになる事業でございます。令和３年度のモデル公園選定時に、各地区の状況や意見を確認いたしましたところ、５年間を住民主体で活動することは難しい。またイベント等の地域活動をこれ以上増やすことは望まないなどのお話をいただいていることから、第５次総合計画実行計画事業としては継続いたしません。

しかしながら、今後公園施設や公園遊具の更新や修繕の必要性が生じ、検討することがある場合につきましては、引き続き地域の皆様と連携を取りながら、通常業務として進めてまいります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは再質問させていただきます。

まず、１点目の既存ブロック塀撤去補助金、両方とも補助金まだずっと続いているんだなということで、もちろん。特にブロック塀については、非常にはたから見てもひびが入ったり斜めになったり、今にも何か倒れそうな、そういう塀も見られるんですけれども、こういうのはどういうふうに点検されているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　未来のまち整備課主幹の清水です。

ブロック塀の点検につきましては、過去に申し上げますと、令和５年度なんですけれども、緊急輸送道路沿いのブロックにつきまして点検をさせていただきまして、ひび割れがあったものであったりとか、傾斜、傾斜はあったものはなかったんですけれども、そういった危険性の及ぼすようなブロックがあった所有者であったりとか住居にお住まいの方に対しまして、今回のいわゆる補助金の広報等を折り込みで、いわゆるポストのほうに投函をさせていただいたという経緯がございます。

こういったのが通じまして、ブロック塀、令和６年が１件、令和５年度が２件という形になっておりましたけれども、そういった形で申請があったのかなというふうに思っているところです。

いわゆる緊急輸送道路沿いについては、そういった形で数年に１回チェックをさせていただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

そういう場合と、あと優先されなければいけないのは、やはり通学路とか、そういった児童・生徒のやはり安全を守るというのも第一だと思うんですが、これについてはもちろん担当としても絶えず点検をしているとは思いますけれども、あとは住民からのそういった要望なんか出た場合は当然点検して対応も取ると思うんですが、そういった方法も取っているかと思うんですが、確認したいんですが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　未来のまち整備課主幹の清水です。

議員さんおっしゃいますとおり、通学されるご

父兄の方からこういった壁があるんですという形でご通報いただいた場合につきましては、そちらの持ち主であったりとか住民の方のほうにこんな補助金がありますという形でご案内は随時差し上げているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

次の宮代町耐震の会の関係でございますけれども、これは先ほど工事店の12社、それから町内に事務所がある５名ということなんですけれども、これは相談する場合は、まず町にも当然担当のほうに行きますよね。そこから町の対応としてはどういうふうになるのか、その辺の経緯についてもお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　未来のまち整備課主幹の清水です。

お問合せいただいた際の相談の方法と、窓口にお客様がお見えになりましたら、パンフレット等でご案内のほうを申し上げます。実際に我々もその建築に関してプロフェッショナルという形で建築士さんとかそういった資格を持ち合わせておりませんので、いわゆるこちらの耐震の会の皆さんの一覧表みたいのがあるんですけれども、こういったのをご案内を差し上げて、じゃ実際にどういった形で相談するかというと、この耐震の会のほうに我々のほうからお客様のお名前、ご連絡先をお伺いさせていただきます。お伺いさせていただきまして、順番ではございますけれども、耐震の会の会員の皆様のほうからお電話を差し上げてご相談に乗るという形の対応を取らせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。引き続きぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、大きな２点目につきましては細かく答弁がございましたので、これについては承知しました。

３点目の地域のオリジナルパークをつくろうということで、先ほど答弁がございました。私これは一番感心したのは、やっぱり埼玉県のふるさと創造資金を使っているというところが、やっぱりそういうふうに思ったんですね。これは一般財源ではなくて、やはり県の資金を使う。しかも、今回の場合は宮代台と学園台ということで1,556万5,000円の補助金をもらっているわけですよね。だから、ここが私は一番いいのかなと。それにはかなりあれなんですか、この補助金の交付要綱というのは難しいんでしょうか。それともこういうものに使えるということで、もう実例はあるんですけれども、その辺雑駁でいいですので、その補助金交付を受けるにはどうしたらいいのかということでお示しいただきたいんですが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

ふるさと創造資金に関しましては、埼玉県のふるさと創造資金を活用し、こちらの補助金に関しましてはその対象事業のうち、計画性や創意工夫が認められる地域資源や市町村の強み等を生かした魅力ある地域づくりに資する事業として提案して、その内容が合致すれば認められる事業でございます。

今後につきましては、今までと同じという内容ではなかなか難しいと思いますので、もし活用する場合につきましては、既存活用事業と異なる新

規性や目的など新たな提案事業として認められれば、ほかの地区でもし使う場合は可能性はあるとは思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

先ほど実施したところの地域ではイベント等は望まないということなんですけれども、今後は同じというわけには今いかないというふうにおっしゃいましたが、これは遊具だとか公園等の修繕とかに使えるわけですよね。だとすると、魅力ある計画、創意工夫をしなければいけないという点についてはちょっと分からない点もあるんですけれども、そういう意味では先ほど言った遊具、修繕等についてはごく普通にあることなので、そんなに難しいことはないのかなというふうに答弁を聞いていたんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

ただ、遊具や公園施設等の更新や修繕には出ない事業だと思っております。その遊具や公園施設を更新する必要性であったり、それの目的、今回は地域コミュニティーを目的としましたけれども、そのためワークショップや社会実験等を通して５年間活動させていただきました。なので、目的が地域コミュニティーとか地域活性化ではなくて、もう少し違った視線、視点であれば、遊具の更新等も出る可能性はあるかと思いますけれども、全く同じ事業を同じ町で申請した場合は通らないとは正直思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

これは県の補助金の交付を受けるわけですから、県としては何か多くの町に広く使ってもらおうということでなければ、目的に沿ったことであれば使えるのかなというふうに思うんですけれども、普通は思うんですけれども、何かそういった意味では制限みたいのはあるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

特に制限といったことは聞いてはいないんですけれども、どういった目的でどういった魅力ある事業にするかという、そういったポイントが大事であるというふうには聞いております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

これはもちろん申請しなければいけないので申請するわけだけれども、これについては県へ申請してどのぐらいの期間で補助の交付は受けられるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

今回のオリジナルパーク事業につきましては、2022年に県のヒアリングを行いました。その後、県の事前要望ということで要望させていただき、2023年の１月に事前要望を提出いたしております。それで、2023年を交付していただいたという状況でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

私、先ほど冒頭に言ったように、補助金の交付を受けてできるので、やはり町の一般財源使うんではなくて、やっぱりこうした県などの補助金を使って地域の公園等々を修繕していかれるようであれば、やっぱりいろいろ条件はあってもその地域のオリジナルパークをつくるといったそういうものにあったようにしむけていけば、これはできるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう意味では、町としてはどういうふうな展望を持っていますでしょうか。最後にお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

まず、地域の皆様から要望等がありましたら、地域の皆様とどういった公園にしていきたいのか、地域活性化だけではなく、どのような目的を持って皆様と一緒に活動していけるのかを検討しながら進めていきたいと思っております。まずは、地域の皆様にご協力いただいていくことが大前提だと思いますので、ふるさと創造資金も活用できるように一緒に検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で丸藤栄一委員の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩　午後　０時２０分

再開　午後　１時１７分

○委員長（九山妙子君）　では再開いたします。

通告第３号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原洋子でございます。

それでは２点ほど質問させていただきます。

１番、歳出です。決算書152ページ、説明書37ページ、都市計画総務費で、和戸駅周辺活性化事業、姫宮駅西側周辺活性化事業において、令和６年度の事業実績が出店検討の意向を示した企業と協議・調整を行ったということでありますが、こちらの社名と協議・調整の内容を伺います。新たに５社の企業ヒアリングを行ったとありますが、新たな５社の名前を伺います。

２点目、歳出、決算書156ページ、説明書34ページ、公園費、地域のオリジナルパークをつくろう公園等環境管理事業におきまして、こちらけやき台公園のほうですけれども、あずまや設計業務委託料130万9,000円について、こちらどちらに委託したのか、詳細のほうをお伺いいたします。宮代台中央公園更新工事の2,192万8,500円とけやき台公園更新工事729万3,000円の内訳を伺います。お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○未来のまち整備課副課長（石塚孝信君）　副課長、石塚でございます。よろしくお願いいたします。

決算書152ページ、主要な施策に関する説明書37ページ、和戸駅周辺活性化事業と姫宮駅西側周辺活性化事業に関するご質問についてお答えを申し上げます。

前段のご質問にもありますし、後段にもあるんですが、まず具体的な社名につきましては現時点で公表できる段階にはございませんので、この場での回答は申し訳ありませんが、差し控えさせていただきたいと思いますので、まずよろしくお願いいたします。

その上でなんですが、令和６年度の末の時点で町内の８か所で企業と地権者が話合いの場を持っていただいております。協議・調整の内容といたしましては、企業の意向を踏まえて、まず町が地権者の方々に橋渡しをしております。そのほか農林協議や開発等の申請に関する手続、また今後のスケジュール感について情報提供や共有を行ってきております。

なお、姫宮駅の西側で検討していたホームセンターは本年７月に撤退の意向を示しているわけでございますが、その後すぐにスーパーマーケットを経営する企業が出店の意向を示していただいております。現時点では、昨年度よりも１社企業が増えておりまして、町内で商業系の企業が４社、物流系の企業が３社、工場が２社で合計９社が地権者と具体的な検討を進めていただいております。

また、後段のご質問で、新たに５社とのヒアリングの社名につきましても、ちょっと企業名は控えさせていただきますが、５社の内訳といたしましては、総合デベロッパーが２社、商業系の企業が１社、住宅系の企業が１社、農業系の企業が１社の合計５社となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

決算書155ページ、156ページ、説明書34ページ、公園等環境管理事業の１点目のあずまや設計業務委託料130万9,000円について、どこの業者と契約したのかというご質問に関してお答え申し上げます。

本業務は、第５次総合計画実行事業、地域のオリジナルパークをつくろうのモデル公園として、地域住民や日本工業大学と検討してきた事業であり、実施に当たりましては、日本工業大学の各研究室の専門分野を生かしながら進めてまいりました。あずまやの設計につきましても、基本設計を日本工業大学の学生と進めることや、各研究室との連携が必要であり、日本工業大学の講師でもある一級建築士事務所佐河建築事務所の先生に、本業務の目的や趣旨を理解していただき、業務を円滑に遂行するために必要な能力及び体制が整っているため、佐河先生と契約をさせていただきました。

業務の内容につきましては、学園台けやき公園に設置したあずまやの設計図書の作成や法律に基づく申請を行うことを目的としております。業務の内容は、基本設計、実施設計、成果図書に基づく積算業務、建築確認申請、都市計画法の申請に係る書類作成や手続業務、完成までの工事施工管理に関わる業務や検査業務等を行っていただきました。

以上でございます。

すみません。２点目の宮代台中央公園更新工事2,192万8,500円と学園台けやき公園更新工事729万3,000円の内訳についてお答え申し上げます。

宮代台中央公園につきましては、子どもから大人まで憩い、楽しめる公園としてゾーニングし、再整備を行いました。内訳といたしましては、宮代台中央公園工事2,062万6,100円、その内容につきましてはブランコ交換、３段鉄棒、うんていの新設、サークルベンチ新設、砂場新設、幼児用滑り台新設、ベンチ新設、健康遊具新設、時計盤設置、車止めの更新、樹木伐採による見通し確保、広場スペースの芝の張り替えでございます。その後、電源盤設置工事20万2,400円、あとフェンス塗装工事110万円でございます。

学園台けやき公園の729万3,000円の内訳につきましては、こちらはふだん使われていない公園を

誰もが日常に利用できる公園にしたいということを目標に整備を行いました。内訳といたしましては、あずまや建築工事478万5,000円、電源盤設置工事19万8,000円、自動芝刈り機設置工事費52万8,000円、水道施設更新工事79万2,000円、フェンス塗装工事99万円でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

それでは再質問させていただきます。

１点目のほうが会社名まだ明かせないということで承知いたしました。それでも何社か来ているということ、商業系であったりということなんですけれども、こちら和戸駅と姫宮駅周辺ということで一緒にお答えしていただいたのですが、こちら和戸駅周辺が何社とか、姫宮駅周辺が何社とかというのが分かれば教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○未来のまち整備課副課長（石塚孝信君）　副課長、石塚です。

今回お答えした９件については、宮代町全体で９件ということでお答えをさせていただいております。その中で、まずちょっともう少し具体的に分かりやすくお話ししますと、久喜境の和戸の横町の土地区画整理事業地内の周辺で３社でございます。和戸駅の周辺として１社、学園台の周辺として１社、あとは西原地区で１社、姫宮駅の西側地区で３社で合計９社でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

今とても詳しくお答えいただいたんですけれども、こちらの会社のほうが先ほど言われた商業系であったり、住宅系であったり、農業系であったりというのを教えていただいたんですが、こちらのほうに当てはめていただくことできますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○未来のまち整備課副課長（石塚孝信君）　副課長、石塚でございます。

９社の中には農業系はまず入っておりません。９社のうち、４社が商業系でございます。物流系が３社、工場系が２社でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　詳しくありがとうございました。

それでは２点目のほうなんですけれども、このあずまや設計業務委託料が130万ありまして、先ほどあずまやのほうにかかったけやき台の内訳のほうで478万5,000円ということだったんですけれども、両方合わせますとかなりの金額になっておりまして、私も実際のあずまやを見てきまして、柱がすごく太いというのはあの状態で使ったほうが安くなるらしいという話もちょっと聞いたりしていたんですけれども、かなり普通のあずまや、いわゆるよくあるあずまやと比べて金額の差がどのぐらいあるのか、ちょっとお伺いしたいです。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

今現在建築されているあずまやにつきましては、もともと学園台けやき公園に高木が公園周辺に外周にあります。その既存の公園施設などと雰囲気が合うようなものを何かを考えたときに、素材感が全面に出るデザインにしたいという意図で、あと人を引きつける魅力とは何かを考え、また自然

の中にいるような雰囲気としたところでございます。

既存のあずまやにつきましては、大きさにもよるんですけれども、既存のものだけで安くても300万から、大きさによったら600万かかります。それはあくまで物の値段であって、工事費を入れると多分倍になると思いますので、それよりは低額で収まっているとは思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

こちらの金額伺っているとかなり高額だなと思ったんですけれども、通常よくあるあずまやが工事費入れてそのぐらいであるというなら妥当なのかなと思うところです。

こちらのけやき台のほうなんですけれども、こちら、さっき草刈りのほうもここに入っていたと思うんですけれども、これは例えばこれからずっと使っていくに当たり、故障などしたときにどういった形で町のほうでやっていけるのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

自動草刈り機、万が一故障した場合につきましてということなんですけれども、故障した場合は町で修繕というか、修繕発注することになると思います。維持管理費につきましては、１年に１回程度刃の交換約2,000円かかります。どうしても充電ステーションに行く機械ですので、バッテリーの交換が必要になってございます。使用方法にもよるんですけれども、５年に１回程度で十分ということをお聞きして、そのバッテリーが約４万円かかるというふうにお聞きしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

よく分かりました。

草刈りロボットの充電設備があるところだと思うんですけれども、草を刈って最終的に帰っていく収納される場所なんですが、ちょっと見た感じ割と簡素な感じで、もう少し何かきちんとしたものにはこの先にならないのか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

今現在チャージステーションと呼んでいるんですけれども、そちらのほうには簡易的に木の枠をかけさせていただいております。雨でも動くことはできるので、特に必要はないというお話なんですけれども、一応念のために木の枠をかけさせていただいているんですけれども、今後につきましては、やはり皆様、地域の方々が見守っていただいてかわいがっていただいている状況なので、お家みたいなものをつくりたいなと思って、日工大の先生と今検討しておる状況です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

すごくかわいがられているというのを私もよく伺っておりまして、盗まれちゃわないのかというものも聞いたんですけれども、持ち上げたら警告が鳴ったりとかそういう話も聞いているんですけれども、ぜひともそうならないようにちゃんと整えていけたらと思います。

質問は以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で野原洋子委員の質

疑を終わります。

通告第４号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、１問目になります。

決算書152ページ、説明書172ページになります。

都市計画総務費、一般住宅耐震対策事業になります。①といたしまして、令和５年度からの繰越し分についての説明をお願いいたします。②応急危険度判定士と応急危険度判定資機材の説明をお願いいたします。

２問目になります。

決算書156ページ、説明書173ページになります。

公園費、公園等環境管理事業になります。①といたしまして、街区公園等維持管理に関する費用2,188万2,350円の内訳を教えていただきたいと思います。②といたしまして、街区公園の公園遊具公園施設更新工事639万6,060円の詳細を伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　主幹の清水でございます。

まず、１点目でございます。

一般住宅耐震対策事業の令和５年度からの繰越し分についての説明ということでございまして、こちらの繰越し分につきましては、令和５年度に申請のございましたいわゆる建て替え工事補助金20万円分でございます。こちらの建て替え工事につきましては、申請が令和５年の12月にいただいたものでございます。このいわゆる建て替え工事につきましては、建物を言葉のとおりなんですけれども、建て替えをして、建て替えした建物が完成したときに工事の終了という形になります。よって、先ほど申しましたとおり、申請がございましたのが令和５年の12月で、実際に交付決定をいたしましたのが12月23日でございます。その23日以降に既存の建物を滅失をしていただくという形の手続の流れになりますことから、そうしますと、年末ですよね。年末壊して、年始も多分壊していたと思うんですけれども、壊してそこから新たな建物を建てるという形になりますと、どうしても年度内３月までにやる建物の完成を見ることができないということがございましたので、こちらの補助金20万円を令和６年度のほうに繰越しをさせていただいたというものでございます。実際に額の確定という形で、令和６年の７月に建物の完成して、報告のほうを受けているところでございます。まず、１点目です。

２点目でございますけれども、応急危険度判定士と応急危険度判定資機材の説明ということでございます。

まず、応急危険度判定士につきましては、地震によりまして被災を受けた建築物につきまして、その後のいわゆる余震等による倒壊の危険性であったりとか、建物のいわゆる部分的な落下、あるいは倒壊の危険性を判断をするいわゆる応急危険度判定に従事する者というものでございまして、県知事から認定を受けた方という形で、町内に在勤在住の方が一応52名おられます。一般の方ですと、いわゆる建築士さんとかがなってございます。あとは各市役所だったりとか、官公庁の職員、私もそうですけれども、なってございます。

続きまして、応急危険度判定資機材の内容でございますけれども、先ほど申しました応急危険度判定士が判定活動に使用するいわゆる資機材でございまして、代表的なものとしましては、ヘルメットとか、あとコンベックスとか、あと下げ振りというんで、建物の柱が垂直に立っているかというのを判断する下げ振り、それとあと壁とかにク

ラックが入っているときの確認をするクラックスケールというのがございまして、代表的なものはそういったものになるんですけれども、原則としましては、こちらの資機材につきましては応急危険度判定士がその判定に赴く市町村に行く際にご持参をしていただくことが原則になっています。なんですが、有事のときでございますので、どうしても町のほうでもある程度の備蓄をしていくというものでございまして、今回令和６年11月に県の彩の国既存建築物地震対策協議会から宮代分、今まで県のほうで保管をしていたんですけれども、その分の宮代分という形でそれを譲り受けたというものでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

決算書155ページ、156ページ、説明書173ページ、公園等環境管理事業、１つ目に街区公園等維持管理に関する費用2,188万2,350円の内訳につきましてお答え申し上げます。

こちらが街区公園等維持管理に関する費用は、説明書34ページの地域のオリジナルパークをつくろう事業の内訳に記載した委託料、需用費、役務費以外の費用を集計したものでございます。

内訳といたしましては、需用費のうち、消耗品費７万740円、電気料28万3,727円、水道料59万5,364円、修繕費といたしまして177万265円でございます。

続きまして、役務費、蜂の駆除8,800円。

続きまして、委託料のうち、公園等草刈り業務委託、こちらはシルバー人材センターに発注している契約につきましては551万9,910円、公園等樹木管理の東武緑地と契約をしているものにつきましては1,050万5,000円、その他草刈りや樹木伐採等につきまして219万3,544円、公園等遊具点検業務委託料93万5,000円となります。

以上でございます。

２つ目の街区公園の公園遊具・公園施設更新工事639万6,060円の詳細につきましてお答え申し上げます。

１つ目に、公園遊具更新工事といたしまして429万円、内容につきましては、和戸児童公園においてジャングルジム及びリンク遊具１基の交換、学園台宮前幼児公園リンク遊具２基の交換でございます。続きまして、学園台ゆりのき公園、和戸のクレストヒルズ公園でベンチの交換工事95万1,500円。続きまして、川端広場フェンス修繕工事71万5,000円。続きまして、新道児童公園においてブランコ境界柵交換工事14万8,500円。続きまして、道佛南公園ブランコラバーマット交換工事で29万1,060円でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

それでは再質問させていただきます。

繰越し分につきましてはよく分かりました。

この繰越しなんですけれども、年末だったということがあったということなんですが、この20万円が補助されていますけれども、この建て替え工事自体は幾らぐらいかかっているものでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時４３分

再開　午後　１時４３分

○委員長（九山妙子君）　じゃ、再開します。

○委員（泉　伸一郎君）　すいません、泉です。

結構です。大丈夫です。

補助額が20万円までということになっているということなので、それでももらえれば町民の方もありがたいんだなというふうには思うと思いますので、了解いたしました。丸々建て替えたということですから大変だと思うんですけれども、了解いたしました。

それから、②のほうの応急危険度判定士、よく分かりました。町内に52名もいらっしゃるということでちょっと驚いたんですが、すごいなと思います。また、資機材ということでしたので、何かもうちょっと大きいもののイメージをしていたんですけれども、結局工具だったってことですね。了解いたしました。

これも予算では1,000円となっていたのでどういうものかなと思っていたんですけれども、その資機材自体は県のほうから無料で町のほうに来たということでよろしいのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　主幹の清水でございます。

資機材のほうにつきましては、彩の国既存建築物地震対策協議会のほうから貸与と申しますか、頂いたものでございまして、こちらのほうの1,000円と申しますのがこの協議会への負担金でございます。これが1,000円という形で、毎年町村は一応1,000円という形で負担金のほうをお支払いしているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

私が聞きたかったのは、例えば52名いらっしゃると聞いたんですけれども、その52名分全員にこういったものを渡されたんではないとは思うんで、どの程度のものを町のほうに渡されたかということだけお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　主幹の清水でございます。

昨年の11月に協議会のほうから頂きました資機材につきまして、まずクリップホルダーというので、いわゆるその決済板といわれるこれですね、決済板。これが一応県のほうから５枚頂いています。あとコンベックスですね。はかりですけれども、そちらが５個頂いています。それとあと、登録証入れという形で、耐震診断士さんの登録証を入れるカード入れのほうも５つ頂いております。あと、先ほど申しました下げ振り、いわゆる垂直を測るものになりますけれども、こちらのほうも５つ頂いております。それとあと腕章ですね。いわゆる応急危険度判定実施中という腕章ですけれども、そちらのほうも５つ頂いております。それとあと、ヘルメットのほうに応急危険度判定士というシールがございまして、こちらのシールも５枚頂いております。先ほど申しましたクラックスケール、いわゆる幅がどれぐらい空いているのかというのを差す定規なんですけれども、こちらのほうも５枚頂いております。あと、先ほど判定の際に注意しなきゃいけないのがいわゆる落下物、雨樋とか、あとは２階にあるエアコンだったりとか、ああいったのが落ちそうですよという場合については、そこの下のところに、上危険ですので気をつけてくださいねというシールを貼るんですけれども、そういったシールを今回60枚頂いております。それとあと、県のほうからあと判定調査票といって、いわゆる判定士さんが現場に赴く際にいわゆる表がありまして、どこどこがどうなっているという判定票をする紙、いわゆる本当の紙

ぺらですけれども、紙なんですけれども、そちらのほうが木造のタイプのもの、木造の建物を見るための判定票が300枚、あとＳ造ということで鉄骨造のものが100枚、それとあとＲＣ造、いわゆる鉄筋コンクリートですね。鉄筋コンクリート造のもので100枚頂いております。

続きまして、判定ステッカーという形で、応急危険度判定士さんが判定をした結果、いわゆる赤、黄色、緑という形で信号と同じなんですけれども、緑はほぼほぼ安全ですよというもので、緑のほうの枚数が300枚頂いています。それとあと黄色、危険ですよと。ちょっと危ないかな、危ないですよ、注意してくださいねという黄色の判定ステッカーのほうが200枚。それと、赤のいわゆる危険ですと、この建物危険ですよという危険なステッカーのほうが100枚頂いている状況で、合計でそれでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　よく分かりました。結構いろいろなものがセットで頂いているんだなということを驚きました。

最後に聞きたいのは、こういったものをどのように生かされていくようにしていくのか、町としてはどのように考えているのかだけをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　主幹の清水でございます。

どのように生かしていくかということでございますけれども、こちらの資材につきましては、あくまで有事の際にお使いするものでございますので、使わないことが何より一番だとは思うところでございますけれども、有事があった際については、どうしても先ほど申しました町内に在勤在住のいわゆる鑑定士さん52名いらっしゃると思いますけれども、その方々が皆さんご協力していただいて、応急危険度判定というのをしていただければよろしいんですけれども、実際問題としてはそういった形にはならないとは思っております。そういった場合につきましては、埼玉県のほうに要請をしまして、いつからいつまでに何人の方を応募して寄せてほしいという形で、県のほうから要望を出して宮代町のほうに参集していただくという方、もちろんそういった方々も被災されている方もいらっしゃいますので、そういった方々がどうしても、先ほど申しましたとおり資機材はあくまでボランティアかという形になるんですが、その方々が資機材をお持ちになるのが大原則なんですけれども、有事の際ですので、どうしても持ってこられないということがありますので、町としてはそういった形で数量を備蓄させていただいて、不足した場合については対応するという形で考えて有効に活用していくと。あとは入れ替えとか、チェックを日々内容、個数であったりとか、そういったのを確認をしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

やはり起こらないことにこしたことはないという答弁を聞いて分かったんですけれども、結局地震が起こる前にやるものではなくて、地震が起こった後にこういうことが発生するので、それに対処するということでとことですね。分かりました。理解いたしました。

それでは２問目に入らせていただきます。

この街区公園、やはり今回の予算書最初見たときに、５年度から比べると2,997万円増えていた

ので、どうしたのかなと思ったら、結局オリジナルパーク分が入っているということで、そのオリジナルパークの3,114万円分が入っていてこの金額になったということで理解したんですね。それで引いてみると、そうすると大体4,021万円ぐらいになりますんで、そうすると昨年より大体118万円予算が減っているという形になるということで理解いたしました。この形で、昨年に比べてこの維持管理のほうだと大体136万円減っているということで、その分減っているんだなということは感じたんですけれども、例えばこの上に書いてある公園管理協定に基づく住民主体の維持管理では、町内が前年度が28公園だったのが26公園に２公園減っています。下のほうの街区公園等維持管理に関する費用のところでも、町内57か所という形ですから、昨年度が59か所でしたので、２か所減っているということで、これはこの学園台けやき公園と宮代台中央公園がここから抜けているということに理解してよろしいのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時５３分

再開　午後　１時５４分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

57か所につきましては、都市計画担当が管理している全ての公園が57か所でございます。街区公園につきましては46公園、緑地に関して５か所、遊水地公園が３か所、遊水地が３か所で合計57か所という内訳でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　そうしますと、この２つのオリジナル公園は入った数字で26か所とその57か所という形になっているということでよろしいんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

維持管理につきましては、高木の薬剤散布とかいろんな維持管理がありますので、全ての公園57か所について行っているというふうに表記しております。そのため、学園台けやき公園、宮代台中央公園を除いているということはございません。

今、昨年度の説明書も見させていただいているんですけれども、そこにも57か所というふうに記載をさせていただいて、全ての公園の管理数を記載しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　すみません。私も５年度の昨年度の確認して、町内が28公園等となっていたんですね、昨年の。同じくこの下の街区のほうも町内59か所というふうに書いてありましたけれども、何の違いがあるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

説明書の、今ごめんなさい、私がお話ししたのは３個目の街区公園等維持管理に関する費用の全体の箇所数をお答え申し上げました。議員がおっしゃられたのが、多分２つ目の公園管理協定に基づく住民主体の維持管理の公園数だと思うんですけれども、こちらのほうの公園数につきましては、管理協定を解除した公園がありましたので、２つ

減っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　そうしますと、これ学園台けやき公園と宮代台中央公園ではなくて、ほかの公園が２か所なくなったという形になるわけですね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

主幹、島村です。

学園台けやき公園、宮代台中央公園ではなくて、公園管理協定を結んでいるほかの地区の公園数が２つ減ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　そうしますと、その２か所を教えていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○都市計画・土地利用推進担当主幹（島村明子君）

公園の名称につきましては、西原児童公園、中須ファミリー公園の２公園でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　中須の公園というのは、県道沿いにある公園のことですか。あそこはなしになったんですね。了解しました。

以上で終わります。

○委員長（九山妙子君）　以上で泉伸一郎委員の質疑を終わります。

通告第５号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

絞って１問だけ、前段の議員もこちらに触れていらっしゃいましたが、引き続きお願いいたします。清水さんになると思いますけれども。

１番、都市計画総務費の中の一般住宅耐震対策事業、ブロック塀等撤去補助金が減となっているが、周知方法に関して例年とおりではなく、改善はなされているのか。要は毎年窓口にも置いてあるのは数年前金子議員が質問したときにも、僕は町民でしたけれども、そのときもあったのと同じような感じで置いてあるのは承知しているんですけれども、要は増えていかない。現実問題には、古い塀とか危ない塀というのは町で把握している以上にあるとは思うんですけれども、それをこういう制度があるというのをチラシは置いてありますけれども、わざわざホームページで見る人もそんなにはいないと思うので、それに関して、より知らせるような方向のことを何かやっているのかという趣旨で質疑とさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　主幹の清水でございます。

ブロック塀の補助金が今回１件減という形でございまして、周知方法が連年どおりどういった形でなされているのかという形のご質問でございます。

いわゆる耐震化に関する補助金の周知方法に関しましては、従来は町の広報、それと町のホームページ等、あとチラシ等で窓口でも配布をしておるところでございます。

昨年新たに実施を始めたというのが、いわゆる町の公式ＬＩＮＥ、ＳＮＳのほうに掲載を行いまして、さらなる周知を行っているというところでございます。しかしながら、やはり抜本的な周知方法という形でこれぞというものがなかなかないので、引き続きまして町の広報、ホームページ、

ＳＮＳ、それと耐震リフォーム相談会、それと窓ロチラシ等を活用しまして、耐震の会の会員の皆様とご相談をさせていただきながら、地道ではございますけれども、周知に努めていく形を今のところ考えているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番佐藤でございます。

僕のちょっと調べたわけではないんですけれども、書くのはちょっと資料が見つからなくて、ここ数年大体数件程度というふうに記憶はしているのですが、現実は先ほど申し上げたとおりに、危ないとか、ちょっとどうなのかなというところは現実にはたくさんあると思います。先ほどもちょっと立ち話でしましたけれども、これ特にブロック塀に関しては昭和53年かなんかのときの仙台沖地震のときに大きく報道されて、それから建築基準法等が改正されて、中に鉄筋を入れたりとかというふうな形で、一時はすごい認知が上がったんですけれども、ただそれ以前の既存不適格のものというのは多数あると思うんですが、例えばそういうふうな明らかにというか、専門家から見てこれは入っていないなとかというのがあった場合に、そこに例えばチラシをポスティングするとか、そのような形の告知みたいな形は行っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　主幹の清水でございます。

委員様ご指摘の内容につきまして、いわゆる実際にポスティング等につきましては、先ほど申しましたいわゆる緊急輸送道路沿いのものにつきましては、そういった数年に１回チェックをさせていただきましてポスティング等を行っているところでございます。

そのほかのものにつきましては、町のほうとしては残念ながら全てを把握しているという状況ではございません。いろんな方法で今後いろいろ周知等、いわゆるポスティング等も含めましてですけれども、何かしらの対策を考えていくようにしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　このブロック塀に関しては、今日ちょっとお休みですけれども、金子議員が数年に１回ぽろぽろとお尋ねしたりとかしていて、議員レベルとか執行部のほうとしては思い出したかのようにというか、意識はあるんでしょうけれども、それが広がっていかないというところについて、何らかの、広がっていかなくても現実にはそういうのがある。先ほど前段の議員もおっしゃってましたように、特に通学路、通園路、幼稚園児とかも含めて、そういうふうなお子さんが通るようなところ、また幹線道路に近いようなところで歩道がないところだと、当然自転車が歩道、歩道を通るのはまずいんですけれども、でも歩道がなければ車道を通っていて、それが倒れてきたら避けると、今度は車のほうにぶつかるというふうなところがありますので、例えば循環バスのドライブレコーダー見たりとか、町でどっか行くときにそういうのも意識してとかというふうな横のつながりというか、何度も僕はよく言っているんですけれども、５次総の横軸ですけれども、横串ですけれども、その辺は行われているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○建築開発担当主幹（清水頼孝君）　主幹の清水でございます。

そういったいわゆるバスの運転手さんとかとの意見交換とか、ドライブレコーダーとかの確認は、現時点においてはしていないという状況でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　せっかく町でこれ、このような補助金というのを設けているものですから、でき得る限り対象となる方にまず知ってもらわなければ当然申請もできない、使えないという形なるので、知ってもらうような方法というのをいろいろ検討していただいて、先ほどの例で出したドライブレコーダーとかその辺というのは、わざわざ職員の方が行かなくてもできるということでいいかなと、早送りでぱーっと見ちゃえばいいだけですから、という形で１つ例を出しただけであるので、今後もこの制度に限らず、安全・安心に関するものというのは、いつ危険が来るか、前段の議員もおっしゃっていましたけれども、来ないほうが当然いい。でも、地震大国の日本でありますし、また南海トラフ、関東大震災等、富士山の爆発等もいろいろ言われていますけれども、何らかの災害というのはいつ起こるか分からない、今起こるかも分からないので、そこのところは他の課、例えば今の旧町民生活課の新井課長のところとか、そういうところも横の連携もしっかり取った上でいろいろとやっていただければと。必要とあれば議員のほうにも協力を求めたりとか、そういうのは全然少なくとも僕は構わないんで、それでやっていっていただければと思います。

僕からこれで以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で佐藤将行委員の質疑を終わります。

以上で未来のまち整備課の質疑を終了いたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　２時１０分

○委員長（九山妙子君）　では再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４４号の審査（教育推進課）

○委員長（九山妙子君）　これより教育推進課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長、お願いします。

○教育推進課長（田中啓之君）　皆さん、こんにちは。教育推進課長の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

以下、出席職員自己紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　皆さん、こんにちは。教育推進課副課長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）　こんにちは。学校教育担当学校管理幹兼副課長の加藤です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（飯山保孝君）　こんにちは。生涯学習室長の飯山と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当専門員（飯山　武君）　皆さん、こんにちは。生涯学習室専門員の飯山と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　こんにちは。生

涯学習室主幹の川﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当専門員（小島英樹君）　こんにちは。お世話になります。教育推進課専門員、小島です。よろしくお願いします。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　こんにちは。学校教育担当主幹兼指導主事の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　こんにちは。教育総務担当主査の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　こんにちは。文化財保護担当主査の横内と申します。よろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（河井伸一君）　こんにちは。文化財保護担当主査の河井といいます。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑・答弁合わせて１人30分以内となります。３分前になりましたらベルを１回鳴らします。３分たちましたらアラームが鳴りますので、終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。これまでの委員会を見ますと、意見や要望等を述べているところが見受けられましたので、改めて注意いたします。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　議席番号９番、鈴木次男です。

それでは通告書に沿って２点質問させていただきます。

まず、１点目なんですけれども、決算書168ページ、説明書51ページ、事務局費の日工大サイエンスプロジェクト事業の中で、１つ目が小中学校の先生を対象の研修内容、２つ目が小中学校児童・生徒の講義内容と書いてありますが、この２つの内容をお願いいたします。

２点目が決算書164ページ、説明書179ページの事務局費、いじめ不登校対策事業で、令和６年度からいじめ問題調査専門委員が２人になった理由はなぜか、教えていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　学校教育担当主幹兼指導主事の齋藤です。

決算書168ページ、説明書51ページ、事務局費、日工大サイエンスプロジェクト事業についてお答え申し上げます。

１つ目、小中学校の先生を対象の研修内容についてですが、こちら２学期以降の授業につなげることができるよう、小中学校それぞれ２学期以降の内容をテーマに研修を行っております。

主に、小学校につきましては、全体で顕微鏡での観察を行った後、６つのテーマから各自が２つ選択をし、研修を行っております。本年度につきましては、６つの研修申し上げますと、１つ目が物の体積と温度の実験、２つ目がデンプンを調べる実験、３つ目が水が凍る実験、４つ目がミョウバンの実験、５つ目が手回し発電機の実験、６つ目が電磁石コイルモーターを作る実験を行っております。

中学校につきましては、電磁誘導の実験と、太陽光発電について施設の見学も含めて行っており

ます。

２つ目の小中学校の児童・生徒の講義内容についてお答え申し上げます。

小学校は６年生を対象として行っておりまして、環境をテーマに施設設備の見学も含めて行っております。

中学校につきましては、２年生を対象として実験や体験を通して行っております。子どもたちに事前に参加したいテーマをＡかＢのどちらか選択していただいて、どちらかで参加を行いました。Ａグループにつきましては、電子顕微鏡での観察を通して光学顕微鏡との違いを学ぶもの、２つ目が高電圧実験をテーマとして放電や絶縁体について学ぶもの。Ｂグループは、デジタル信号における音の世界をテーマとして、デジタル信号について学ぶもの、４つ目が光学顕微鏡で植物の細胞を観察するものということで選択をして行っております。

以上でございます。

決算書164ページ、説明書179ページ、事務局費、いじめ不登校対策事業についてお答え申し上げます。

令和６年度から問題調査専門委員は２名になった理由についてですが、こちらは重大事態１件について２名の専門員を派遣しております。令和５年度は２件の重大事態に対応していたため、委員が４名おりましたが、令和６年につきましては重大事態が１件だったため、２名となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

１点目のほうはよく分かりましたので、ありがとうございます。

２点目のほうなんですけれども、今私ちょっと４年度、５年度の分の持ってきていなかったんですけれども、自分の記憶の中ではこの金額が32万だか34万で１名分しか出ていなかったんですけれども、それが６年度が六十何万になって２名分になっているんで、その差が何なのかなと思いまして、２名になっているから２名分なのかなと思ったんで、急に２人体制になったのはどんな理由なのか知りたかったんですけれども、ちょっと内容が違うんですけれども、確認お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　学校教育担当主幹兼指導主事の齋藤です。

令和５年につきましては、人数についての記載がなかったかと思います。この金額の違いにつきましては、調査委員会を行う回数が違うので、６年度については結構回数が頻繁に行われていたというところで、少し５年度よりは高くなっているというところでございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　６年度にだけ２名と書いてあったんで、ちょっと１人、金額が約倍になっていたんで５年度よりも６年度は２名になっているのかなというふうに私勘違いしました。できればもうちょっと分かりやすくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で鈴木次男委員の質疑を終わります。

通告第２号、小島あけみ委員。

○委員（小島あけみ君）　７番、小島あけみでございます。

１問質問させていただきます。

決算書164ページ、教育総務費の英語教育推進事業についてです。18節の負担金、補助及び交付金で、英語検定料補助金についてです。

令和６年度から中学校では年度ごとに１回の検

定料の補助を拡大しましたが、６年度の予算が94万に対して決算額が45万5,000円だったので、人数が予想より下回ってしまった理由をどのように考えているか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

決算書164ページ、教育総務費、英語推進事業、18負担金、補助及び交付金の英語検定料補助金、予算額94万円に対し、決算額45万5,000円と予想より下回った理由についてお答えいたします。

ご承知のとおり、令和５年度までは宮代町立中学校に在籍する生徒に、中学校の３年間のうち１回のみ英語受検の助成のほうを行っておりました。これを令和６年度から、対象となる生徒を英検３級以上を受検した宮代町立中学校に在籍する生徒もしくは住所が宮代町のほうにあり、他市町の中学校や県立学校、私立学校に在籍する生徒として、年度に１回まで受検の助成をすることといたしました。町内中学校に在籍しているか否かにかかわらず、町内に在住している中学生は、中学校３年間で最大３回まで補助を受けることができるように変更したということで、当然この中学校の１、２年生の段階から受けてくるということを予想しておりまして、そこで６年度につきましても中学校３年生の８割程度が受検するというふうに予想して、予算額を94万円としたところですが、我々が予想したよりも大幅に受検数が少なくなったということで、申請した件数が91件と大きく下回ったために、決算額のほうが予想より大きく下回っているということになっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　それでは再質問させていただきます。

令和６年度の学年別で受検者数がもし分かるようでしたらお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

令和６年度の学年別の受検数ですが、１年生が８名、２年生が27名、３年生が56名の合計91名となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　あと、11節の役務費に英語検定手数料というものがあるんですけれども、こちらはどのようなものになるのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

こちら、11役務費の英語検定手数料につきましては、こちら小学校６年生で行っております英検ブロンズのほうのお金となっております。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　最後になりますけれども、町としても英語教育に力を入れていくということもあると思うんですけれども、今後この受検者数を増やしていくために、何か啓発というか、何か取組とか考えていることがあればお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

今後補助を広めるためにということで、毎年４月と、あと10月のほうに子どもたちを通して保護者のほうには、こちら英検助成の案内のほうを配

布しております。また、あわせて町のホームページのほうでも広く周知しております。また、本年度から申請を電子申請をできるようにしたということで、またこちら始まったばかりなので、まだ広く周知できていないのですが、こちらのほうも広く周知しながら、助成について、より助成しやすい環境のほうをつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で小島あけみ委員の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩　午後　２時２５分

再開　午後　２時３８分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

通告第３号、塚村香織委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

決算書の164ページ、説明書179ページの教育総務費、いじめ不登校対策事業についてお伺いいたします。

いじめ問題調査専門員２名の内訳を教えてください。

次に、いじめの認知件数を教えてください。

３点目がいじめ重大事態、全部で４件あると思うんですが、終了しているものもあったり、令和６年度のものであったり、それぞれ進捗というか、どのような状況に今なっているのかお伺いいたします。

以上です。

すいません、２点目です。決算書184ページ、説明書187ページ、公民館費、公民館管理運営事業の２点、その中で需用費と工事請負費２点お伺いいたします。

各施設の各公民館施設の利用率をお伺いいたします。

次に、空調設備設置工事費の内容なんですが、盗難があったということはご説明いただいているんですけれども、もう少し詳しく教えてください。

次に、３点目です。決算書186ページ、説明書191ページ、文化財保護費、埋蔵文化財発掘調査事業について３点お伺いいたします。

発掘調査の日数、人数などの内容をお伺いいたします。

次に、埋蔵文化財の照会、307件照会ということなんですが、この内容をお伺いいたします。

最後に、試掘調査５件ということなんですが、どの辺りの地区をされたのか、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事、齋藤です。

決算書164ページ、説明書179ページ、教育総務費、いじめ不登校対策事業、１、報酬についてお答えいたします。

１つ目、いじめ問題調査専門委員２名の内訳についてですが、弁護士が１名、心理士が１名でございます。

２つ目、いじめの認知件数につきましては、令和６年度については359件となっており、内訳が小学校355件、中学校４件となっております。令和７年度につきましては、１学期末現在ですが、159件となっており、小学校が158件、中学校が１件となっております。

３点目、いじめ重大事態４件の進捗状況についてでございます。４件中３件については終了をし

ております。あと１件につきましては、調査委員会で聞き取りなどの調査が終わり、現在報告書の作成をしている段階でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑から、決算書184ページ、説明書187ページ、公民館管理運営事業についてお答えいたします。

まず、１点目、各施設の利用率についてということで、令和６年度の公民館利用率、稼働率に関しましては、和戸公民館が53.5％、百間公民館が34.3％、川端公民館が45.9％となってございます。

それから、14節の工事請負費、空調設備工事費の内容なんですけれども、昨年の12月に議員ご承知のとおり、川端公民館で２階の洋室のエアコンの室外機、こちらがもう配線から切断されて機器が丸ごと持っていかれるという、その当時結構各地で室外機の盗難というのが頻繁に起こっていたんですけれども、警察によりますと同じような手口なので、同一犯の可能性もあるというような見解はいただいているところなんですけれども、そういったところでエアコン丸々、室外機とエアコンセットで入れ替えをさせていただいたというものになってございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○文化財保護担当主査（河井伸一君）　文化財保護担当、河井といいます。

決算書186ページ、説明書191ページ、文化財保護費、埋蔵文化財発掘調査事業についてご説明させていただきます。

１点目、発掘調査の日数、人数などの内容についてですが、令和６年度の発掘調査はありませんでしたが、試掘調査は５件、計６日間実施しました。内容は、６月４日に東条原宿屋敷遺跡、６月20日に東遺跡、９月18日に西光院遺跡、12月25から26日に須賀小学校、１月10日に東条原宿屋敷遺跡です。いずれも遺構や遺物が検出されなかったため、発掘調査は実施しておりません。人数は試掘の規模により違いますが、発掘作業員等６から10人で実施しております。

２点目、埋蔵文化財の照会307件の内容についてご説明させていただきます。

埋蔵文化財の所在の有無の回答になります。町内には37遺跡ありまして、工事等する際に該当する土地が遺跡かどうかの事前の確認を土地所有者や工事施工会社やその代理人が行います。その照会件数が307件ありました。そのうち、31件について、埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡であると回答しています。その他は埋蔵文化財包蔵地に該当しないと回答しております。

続きまして、３点目です。試掘調査５件の地区についてご説明させていただきます。

東地区が２件、東条原地区が２件、須賀地区が１件となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　まず、１点目から再質問をさせていただきます。

まず、１点目のいじめ問題専門委員の方が弁護士と心理士さんということで、この調査委員、何回行ったのか、まずお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　質疑についてお答えいたします。主幹兼指導主事、齋藤です。

いじめ問題調査専門委員の２名につきましては、

令和６年度の２名については全17回行っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　承知をいたしました。

３点目のほうのいじめ重大事態にも関係するので、一緒に再質問させていただくんですが、この令和６年度、先ほどいじめ重大事態３件は終了していて、１件が今聞き取りを現在やっているということなんですけれども、この３件のうちの１件がこの６年度に17回行われたものということでよろしいんですか。

○委員長（九山妙子君）　手を挙げてください。

答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事の齋藤です。

その17回のものについては、今現在調査中のものになります。残り１件が今行っているものです。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　そうしますと、令和５年度で３件終了していて、またその３件についてはもう手は離れているということでよろしいんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事の齋藤です。

３件についてはもう終了で、終わっております。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

令和６年、このいじめ問題調査委員会で全17回やりましたものがまだ引き続き調査をされて、今報告書を作っているということで承知をいたしました。

次に、このいじめの認知件数、お伺いをいたしました。この内容についてなんですけれども、多い順から把握されていましたら、内容のほうをお伺いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事の齋藤です。

主な内容としましては、やはり冷やかしやからかいというところが多くあったと認識しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　今お伺いしたような内容が多いということで、それで３か月このような状態が収まったことを改善と言われるということで伺ってはいるんですけれども、その３か月、発生してから３か月ということで、この人数に対して合わない部分もあるとは思うんですけれども、改善した件数というのも把握されていたら教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事の齋藤です。

解消件数につきましては、令和６年度の件数については前回調査で全て解消していると把握しております。

１学期の行った調査による158件につきましては、７月末現在で38件解消ということで把握をしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　いじめについては学校でもいろいろ共有をしていただいて、先生方の対応だ

ったり、そういうことが改善につながったりしているということは承知をいたしました。また、いじめ重大事態もその後はないというところでも改善が図られているのかなと思って、こちらのほうは承知をいたしました。

次に、２点目なんですが、公民館の稼働率なんですけれども、割と場所によってばらつきがあるわけなんですが、これをどのように捉えているか、まずお伺いをいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑と申します。

場所によって稼働率が違うことの受け止めなんですが、どうでしょうね。和戸公民館が比較的２階の洋室が、ほかの公民館にはなく広い洋室があるんですけれども、そういった特徴から、卓球に限らず、動作が大きく使えるカントリーダンスみたいなものとか、そういったものとかにも使っていただいていたり、日本舞踊とかそういうのもひっくるめてなんですけれども、そういった多目的に使えるという点で、もう遠方というんですかね、逆に川端のほうから和戸のほうに使いに来る方もいらっしゃるというような状況かなと思っているんですが、逆に百間公民館が、その３館の中で一番低いんですね、利用率が。それは恐らくなんですけれども、駐車場が比較的ちょっと弱いところがあって、そういった面で利用が敬遠されるのか、あるいは百間公民館だけちょっと卓球台とかはないんですね。そういったものがないので、卓球の団体がそもそも使えないというところがあったり、そういった施設の特徴というんですかね、そういったことが影響していることもあるのかなというところで、ちょっと深い考察はしていないんですけれども、そのような感じで受け取っています。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　承知をいたしました。

そのように担当のほうでも把握をされていると思います。それで、やはり利用される方は通年でこの曜日という感じでもう決まっている方々が多いのか、単発で使うという方のほうが少ないのか、何かそのあたりの把握はされているのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

単発利用の団体さんと定例利用の団体さんというはっきりとした調査はしていないんですけれども、窓口、それから電話等の肌感覚では、最近インターネットでの予約システムが稼働したことから、若干窓口利用だけだったときに比べて新規のご利用者さんがいらっしゃるかなという感覚ではありますが、まだまだこの定例利用団体さん、毎週曜日が決まっていて時間帯決まっているようなものが多いかなという印象になります。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　利用に関しては、なかなか利用ができないんじゃないかと思っている住民の方もいたりして、決まっている方が使っているので。でも、こういう利用率を見るとそこまででもないので、もう少し使う側の方が公民館自体が使われていないので使えるんだというところをもう少しお伝えしたら、利用の方も喜ぶのではないかなと思いました。

また、先ほど百間公民館の駐車場というところではちょっと行きづらい場所でもあったり、本当に駐車場が足りないなという印象は受けているん

ですが、そのあたりの改善というのはお考えなのか、最後に伺います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

百間公民館の駐車場問題なんですけれども、何分東武動物園の駅近の一等地というところで、なかなか空いている土地があったとしても、そこを駐車場整備するとなると、土地の購入、借地から整備費用を考えると、なかなか予算的に財政的に厳しい部分があるのが正直なところです。とはいえ若干遠くはなるんですけれども、学童保育さんの駐車場をお借りしたりですとか、あるいは今後利用者さんからの要望をちょっと見てにはなるんですけれども、近隣のもう既に駐車場として整備されているコインパーキングじゃないんですけれども、そういったところを駐車場として利用するかどうかという検討はしていく必要があるかなというふうに考えています。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　承知をいたしました。

次に、空調整備の工事費は、ご説明をいただきまして分かりました。集会所なども同じように犯罪があって交換をされているわけなんですが、公民館としても防犯カメラみたいなのにはこういうのは映っていたのか、そのあたりの、あと２階ではあるんですけれども、取られたというところで、何か対策みたいのをされているのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

盗難対策という面なんですけれども、まず防犯カメラにつきましては、３館ともついていない、設置していないというところです。ちょっとまだ検討もちょっとまだしていない状況にはなります。

それから、盗難対策というところで、その入替えを行ったときに設置業者さんからの勧めもありまして、入れ替えたものに関しては格子状の柵というんですかね、囲いで覆うような形で外からアクセスできないような対策を取りました。そのほかの残っている室外機に関しましては、警察からのアドバイスもあったんで、そのようにちょっと従ってやったんですけれども、室外機に全部各公民館の名前を大きくマジックで書くと。そうすることによって、何か転売がしづらくなるということで、まずそれをやってくださいということで、それはすぐにちょっと各公民館の室外機にはさせていただいたと。今のところの対策としては、ちょっとそこがやっているところになります。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　対策されているということで、承知をいたしました。

最後に、３点目の再質問なんですが、令和６年度は発掘調査はなしということで、この試掘調査がされたということだったんですが、ちょっと先ほど早くてあまり理解ができなかったんですけれども、この試掘調査が５件、６月４日からされたという、それが５件あったということですよね。それはまた後でお伺いをいたします。大体こういったものが６人から10人ぐらいでされているということなんですが、その試掘調査というのは大体１日とかで終わるものなのか、ちょっと先ほど日にちを確認できなかったので、もう一度お伺いをいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○文化財保護担当主査（河井伸一君）　文化財保護担当、河井です。

それではもう一回ちょっと読ませてもらってもよろしいですか。

６月４日に東条原宿屋敷遺跡、６月20日に東遺跡、９月18日に西光院遺跡、12月25日から26日に須賀小学校、１月10日に東条原宿屋敷席になります。

試掘ですけれども、大体は１日で終わりますが、規模によっては２日とか３日とか、あるいは１週間かかる場合とかもありますが、通常、個人住宅とかの場合ですと１日で終わります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

それで、今回試掘調査をして住宅を建てられるということになったということですよね。出なかったんですよね。その出るとか出ないとかの基準とはどういう、どの辺まで調査をするとか、そのあたりのことを教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○文化財保護担当主査（河井伸一君）　試掘をして発掘調査になる基準ということだと思うんですが、一番大きいのはまずは土器が出たこと。ある程度土器が出て、その基準の大きなところが遺構と呼ばれるものがあるかどうかですね。土器が出るだけですと、遺跡の端っこのほうに若干当たっているというだけの場合というのは、単純にちょっと土器が出るということはあるんですが、遺構という住居跡であったり、あとは当時の人々が掘った穴ですね。そういうところから土器がまとまって出てくるんですけれども、そういう遺構と呼ばれるものがあるかないかで発掘調査をやるかどうかの基準にしております。

○委員長（九山妙子君）　以上で塚村香織委員の質疑を終わります。

通告第４号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

８項目質問していますので、答弁も短くできればお願いしたいと思います。

まず、１点目ですが、小学校費の教育総務費、小中学校適正配置事業の関係で、令和５年度繰越明許で、小中学校適正配置事業については敷地測量業務を行い、昨年の６月末に業務を完了したということですが、なぜ年内にできなかったのか、その理由をお尋ねいたします。

２点目、決算書163、164ページ、説明書では179ページの小学校費の事務局費、いじめ不登校対策事業でございます。

１点目は、不登校の児童・生徒は60人ということですが、小中学校ごとの人数等、分かれば県平均との比較はどのようになっておりますでしょうか。

２点目は、決算額は72万5,436円で、特にいじめ問題調査専門委員報酬が前年度と比べ36万円増額した理由ですが、これにつきましては答弁がございましたので、これは結構でございます。

３点目、決算書163、164ページ、説明書では181ページ、小学校費の事務局費、英語教育推進事業でございます。

１点目は、英語教育推進事業の前年度と比べて増額した理由ですね。

２点目は、英語指導助手は小中学校で、そうしますと５人になると思います。それでいいですねということで。

３点目は、英語指導助手はどこから派遣されているのか、お示しいただきたいと思います。

４点目、決算書171ページ、172ページ、小学校費の学校管理費、小学校施設管理事業でございます。トイレ改修工事設計委託料617万円とありますが、令和６年度で小学校のトイレの改修はどこまで進んだのか。中学校については次の次伺います。

５点目、決算書173ページ、174ページ、小学校費の学校管理費、小学校施設管理事業でございますが、令和５年度事故繰越しで小学校施設管理事業は令和５年度に笠原小のエアコンの修繕費を事故繰越ししておりますけれども、その理由を伺います。

６点目、決算書177、178ページの中学校費の学校管理費、中学校施設管理事業の関係で、先ほど言いました小学校と同様、中学校のトイレの改修はどこまで進んだのか、お示しいただきたいと思います。

７点目、決算書177、178ページ、中学校費の学校管理費、中学校施設管理事業ですが、令和５年事故繰越しで、中学校施設管理事業は令和５年度に前原中学校のエアコンの修繕費を事故繰越ししていますが、その理由を伺います。

８点目、決算書183ページ、184ページ説明書では187ページ、社会教育費の公民館費、公民館管理運営事業でございます。

１点目の川端公民館のエアコン室外機の盗難された経緯、これを伺いましたので結構でございます。

２点目の百間公民館の利用回数と利用人数の減った理由は先ほど答弁でございましたが、駐車場、それから卓球台などがないということの理由も言われましたが、利用回数、利用人数とも３館で一番減っております。それについてもう少し詳しいご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

１点目の決算書159ページ、160ページ、説明書152、153ページの小中学校適正配置事業についてお答え申し上げます。

敷地測量業務が年度内に完成しなかった理由につきましては、須賀小学校再整備に当たり、敷地の境界を確定する必要がございまして、学校敷地の対抗地権者の同意を得る過程に時間を要したため、繰越しをさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事の齋藤です。

決算書163、164ページ、説明書179ページ、小学校費の事務局費、いじめ不登校対策事業についてお答え申し上げます。

不登校の児童・生徒数は60名、小中学校の内訳でございますが、小学校が18名、中学校が42名となっております。

県平均との比較はということでございますが、こちらにつきましては、令和６年度の調査結果についてまだ県から届いていない状況でございます。そのため、令和５年度の同様の調査からお答え申し上げます。

こちらについては、割合での比較となっております。小学校が県の割合が1.69％に対し、町が1.14％、中学校につきましては県が6.17％に対しまして、町の割合が5.69％となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

決算書163ページ、164ページ、説明書181ページ、事務局費、英語教育推進事業、１つ目、英語教育推進事業が前年度と比べて増額した理由についてお答えいたします。

こちらは英語指導助手委託料の大幅な増加によるもの、こちらが原因となっております。

続きまして、２つ目、英語指導助手は小中学校で５名かという質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、小中学校で計５名となっております。小学校は須賀小・東小で１名、百間小・笠原小で１名、須賀中１名、百間中１名、前原中１名の合計５名となっております。

次に、３つ目、英語指導助手はどこから派遣されるのかという質問にお答えいたします。

英語指導助手につきましては、民間業者と委託契約のほうをしておりまして、そちらの民間業者のほうから派遣されております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　決算書171ページ、172ページ、小学校施設管理事業の令和６年度末で小学校の洋式トイレの改修はどこまで進んだのかにつきましては、令和６年度末の洋式化率につきましては53.7％と、約半分となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　決算書173、174ページ、小学校施設管理事業、笠原小学校のエアコンの修繕費を事故繰越しした理由につきましては、令和６年２月に室外機のほうが故障して、部品の納期により、年度内の修理が見込めないことから、繰越しのほうをさせていただきました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　続けて中学校もお願いします。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　続きまして、決算書178ページ、中学校施設管理事業の中学校の洋式トイレの改修はどこまで進んだのかにつきましては、６年度末の洋式化率につきましては47.3％となっております。

続きまして、決算書177、178ページの中学校施設管理事業の前原中学校のエアコン修繕費を事故繰越しした理由につきましては、先ほどの笠原小学校と一緒になってしまうんですけれども、令和６年の２月に室外機が故障しまして、部品の納期により、年度内の修理が見込めないことから、繰越しをさせていただきました。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

決算書183ページ、184ページ、説明書187ページ、公民館管理運営事業、百間公民館の利用回数と利用人数の減った理由についてお答え申し上げます。

あくまでもちょっと推測にはなるんですけれども、百間公民館は立地の都合上、進修館ですとか、また図書館、あとはすてっぷ宮代とか、そういった施設の選択肢の幅がほかの施設に比べてありますので、そういったこともほかの公民館に比べて利用者が少ないというところも１つあるかなと。それから、団体数とか活動日数の減少なんですけれども、新型コロナウイルスの流行から活動制限

が続いて、その中で高齢化なんかも進んだりする中で、団体さんの解散といったものとかが出てきている事案も見聞きはするんですね。例えばなんですけれども、月に４回使っていた団体が１団体減ると仮定した場合、年間を年末年始除いて例えば約51週あるとすると、51週掛ける月に４回使っていたんで、51掛ける４回で、年204回の利用がなくなると。それから公民館の利用団体はおおむね月２回から４回という利用の仕方をされている団体さん多いので、１つの団体の解散でおおよそ102回から204回が減るのかなと。仮に週３回利用する団体で、その団体さんが４人のグループだったとします。そうすると、年間の利用回数が51週かける３回で153回、利用人数、延べ人数になるんですけれども、この153回にメンバーの４人をかけて612人、そうするとおおむね百間公民館の統計値に近い数値になるんで、そういった利用団体の減少も一つ要因になっている可能性はあるかなというところになります。ちょっとあくまでも推測なんですけれども、そのようなことで考えております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

１点目につきましては、同意が得られなかったということなんですが、それに時間を要したということですね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

同意はすぐいただけたんですけれども、日程調整ですね。境界立会いするのに現地に来ていただいて境界を見ていただくんですけれども、その立ち会う日がなかなか都合が合わない方がいらっしゃいまして、それでちょっと時間がかかったということでございます。

○委員長（九山妙子君）　挙手をお願いします。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　失礼しました。議席２番の丸藤でございます。

これに関係する人というのは何人なんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋です。

土地に関しましては29ありまして、地権者に関しましては19人いらっしゃいました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

じゃ、この点については分かりました。

２点目のいじめ不登校対策事業であります。不登校問題はいじめが関わっていると思います。いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る問題であると思いますが、町としては、この不登校についてはどのように把握されておりますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事の齋藤です。

不登校についてどのようにというところでございますが、やはりどの子どもたちも安心して学校に通えるというところもございますが、やはり一人ひとりに応じた居場所づくりですとか、そういったところにも焦点を当てて取り組んでいるところではございます。その中の一つとして、教育支援センターを活用しながら学習ですとか、そうい

ったところを教育というところで深めている児童・生徒もおります。学校と支援センター、そして様々な関係機関と連携を図りながら、子どもたちの成長につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

やはり一番大事なのは、児童・生徒自身がいじめをしてはならない、そういうふうなやっぱり意識づけというのは大事だと思います。それなくして、やはりいじめ不登校対策はないぐらいだと思いますが、そういった点では町としてもいろいろスクールカウンセラーとか、対応を取っていらっしゃると思うんですけれども、そういう点では現在どのように行われているんでしょうか。その点、お示しいただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事の齋藤です。

町としてというところでお答えいたしますと、いじめ不登校に限らずではございますが、心理士さんを必要に応じて派遣したりですとか、支援センターにも相談員がおります。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、そういった専門の方々と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

委員おっしゃるとおり、やはり子どもたちが安心して登校、生活ができるというところ、そしていじめをしてはいけないというところの意識づけについては、各学校、教育活動の中で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

不登校については、最近の調査によりますと、小学校の１年生が、これは10年前の調査と比較して８倍ぐらい多くなっているという調査結果もあるんですけれども、この点では宮代の状況というのはどうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事の齋藤です。

１年生についてというところで、ちょっとこちらまだ把握がし切れていないところではございますが、１年生もやはり学校教育、学校生活のスタートというところで、町の非常勤講師をそこにその時期配置したりですとか、工夫をしながら子どもたちが学校生活を安心して送れるようにというところは取り組んでいるところでございます。すみません、ちょっと１年生にピックアップして人数が今すぐお答えできず申し訳ありません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　人数についてはこだわらないんですけれども、全国的な傾向として小学校１年生の不登校が、小学校から中学までありますけれども、比較的極端に不登校が多いという傾向にあるので、その辺の傾向についてはどうしてなのかなということもありますので、ちょっとお聞きしました。この点については、また後で分かれば教えていただきたいと思います。

続いて、英語教育推進事業についてでありますけれども、民間企業ということなんですが、民間の業者ということなんですが、これはどういう契約になっているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

こちらの契約につきましては、３年間の契約ということになっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

もちろん先生としては同じ先生が３年間勤める、そういうことなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

ＡＬＴによっては辞めてしまう方もいるんですが、学校現場、特に宮代町の英語教育をよく理解できている人ということで、なるべく同じ人に続けてもらえるようには会社のほうにお話しして、なるべく同じ人が配置されるようお願いはしているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

では次に、トイレ改修、これ中学校、小学校の関係でお尋ねいたしますが、小学校のほうの洋式化というかが53.7％、中学校が47.3％なんですが、これは基本的には小学校のほうから優先してやっていくという、私はそういう記憶なんですけれども、随分そういった点では小学校のほうの改修率が低いと思うんですけれども、その点どういうふうに考えておられるでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

小学校のほうが少ないというか、中学校はトイレのエリアというんですかね、この箇所が少ないもんですから、１回改修するとドーンと洋式化率は上がってしまうんですけれども、小学校に関しましてはちょっと増築でトイレの箇所数が多いものですから、１か所というんですかね、１エリア改修してもそこまで洋式化率が伸びないのが現状でございます。ただ、３年から、３と４と７、今年度は小学校をやっております。令和５年だけ中学校を改修している現状でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

小学校のほうが改修しなければいけない箇所が多いとか、少ないは別にしても、考え方として当然小学校の小学年のほうから早くやっていくという考え方としては至極当たり前だと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうに改修していくかという、じゃどこからという考え方としては、私は小学校のほうを優先すべきだというふうには思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　確かに議員おっしゃるとおりだと思うんですけれども、やはりちょっと保護者の要望もございまして、均等にという言い方はおかしいですけれども、極力町としては、小学校をやったら次の年、中学校という考えでは今いるところではございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員、ちょっと意見になってしまっているので、注意して話してくだ

さい。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　私は意見ということなんですけれども、そういう記憶なんですよね。ですから、そういうふうにちょっと思っているもんですから、お尋ねしました。ただ、トイレの洋式化なんですけれども、それと同時に清掃のドライ方式、これは当然水を使わないというふうな考え方でよろしいのかどうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　改修と同時に湿式から乾式に全部しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

次に進みますが、このエアコンの修繕なんですが、たまたま小学校も中学校も室外機の故障で部品の納期ということで分かるんですけれども、これは故障なので、ある程度修繕に当たってはお金がかかる修繕と、かかんない修繕というか、機器の年数によって違うと思うんですけれども、これはどうしてもお金がかかってしまうような、決算からいくとそういう状況なんですけれども、そうだったのかどうか、その点を確認したいんですが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

小学校も中学校も、これ室外機の本体というか、中身、圧縮機が壊れまして、そちら、もう車でいうエンジンみたいなもんなんですけれども、主となるところが壊れましたので、やっぱり納期と時間がかかってしまったものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　もう時間がありませんので、最後、公民館の関係ですが、百間公民館、私は前段のところで冒頭に言ったように、百間公民館は駐車場がネックだと思っているんですね。これについては本当に以前からも言っていますけれども、これはぜひ努力していただきたいと思うんですけれども、その点ではどうでしょうか。進んでいるのかどうか、その点。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

百間公民館の駐車場に関しましては、進んでいる、進んでいないでいくと、学童保育の駐車場を間借りしているというところから前進というのは今のところないです。先ほども申したとおり、何分場所の土地代というのは結構な金額だと思いますので、財政的にもちょっと厳しいかなというのが実情。それから、前段の答弁でも申したとおり、コインパーキングとか、あと月ぎめ駐車場とか、そういったような既に駐車場として整備されているような場所、こういったところの空き具合というのは、ちょっと見ていく必要があるなと思っております。あとは、利用者からのちょっと要望とかも窓口等で伺いながら、対策を考えていければなと考えております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　以上で丸藤栄一委員の質疑を終わります。

通告第５号、福澤和美委員。

○委員（福澤和美君）　議席番号４番、福澤和美でございます。

３点ご質問させていただきます。

まず、１点目、決算書170ページ、学校管理費の児童教職員の健康管理等対策事業の１番の報酬ですね。内科医４人35万5,600円……（録音漏れ）……

○委員長（九山妙子君）　ちょっと暫時休憩します。

休憩　午後　３時３４分

再開　午後　３時３５分

○委員長（九山妙子君）　じゃ、再開します。

○委員（福澤和美君）　じゃ、歯科医４人からで。

歯科医４人32万8,400円に対し、眼科医１人32万8,400円の理由は。

２点目が同じく170ページ、８番の旅費、校医費用弁償112万5,000円、学校薬剤師費用弁償14万9,600円の内訳をお伺いいたします。

次に、３点目、決算書92ページ、説明書199ページ、学校給食費、学校給食運営管理事業についてです。宮代産農産物の使用状況で、令和５年度35品目から令和６年度が31品目に減っているんですけれども、こちらの理由をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

決算書170ページ、学校管理費、児童教職員の健康管理等対策事業、１、報酬の内科医４人で35万5,600円、歯科医４人で32万8,400円に対し、眼科医１人で32万8,400円の理由についてお答えいたします。

内科医につきましては、特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例のほうで年間８万8,900円となっております。小学校４校ございますので、内科医が４人おりまして、４人で合計35万5,600円となっております。歯科医につきましても、特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例のほうで年間８万2,100円となっております。こちらも小学校４校ございまして、歯科医が４人いらっしゃいますので、32万8,400円となっております。

眼科医のほうも同様、こちらの特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例のほうで年間８万2,100円となっておりますが、こちら眼科医は１人しかおりません。その１人の方に４校分全て見ていただいておりますので、こちら４校分の32万8,400円のほうを支払っております。そのため、眼科医のほうは１人で32万8,400円となっております。

続きまして、決算書170ページ、学校管理費、児童教職員の健康管理等対策事業のほうの８番、旅費、校医費用弁償112万5,000円、学校薬剤師費用弁償14万9,600円の内訳についてお答えいたします。

こちらも特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例のほうで、内科医、歯科医、眼科医につきましては日額２万2,500円、学校薬剤師につきましては8,800円となっております。内科医、歯科医、眼科医のほう、こちら合わせまして合計９名のほうで合計50回、学校のほうに健診等で来校等いただいておりますので、２万2,500円掛ける50回の112万5,000円となっております。

また、学校薬剤師につきましては、こちら３人いらっしゃいまして、合計17回、検査等で学校のほうに来校等していただいておりますので、こちらは8,800円掛ける17の14万9,600円となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川

でございます。

ご質問にあった決算書192ページ、説明書199ページ、学校給食費、学校給食運営管理事業で、宮代産農産物の主要状況で、令和５年度35品目から令和６年度31品目になった理由についてご説明いたします。

令和５年度と令和６年度の比較ですが、４品目が増となって８品目が減となっておりまして、トータル４品目が減という形になっております。使う農産物の種類につきましては、年度ごとに多少変動はございますが、基本的に農産物については、まずは新しい村を通して地場産のものを購入しております。それで足りない部分につきましては、町外の農産物を調達するということで対応しております。

６年度に納品できなかった農産物の理由につきましては、例えばニンジン、ジャガイモにつきましては、学校給食用に作っていただいている生産者の方が種つけがうまくいかずに収穫できなかったということで納品できなかったと聞いております。また、気候変動の影響からか、暑くなったりとかしておりますので、収穫時期が学校で使う時期よりも早くできてしまって納品できなかったという話も聞いております。また一方、キャベツ、大根につきましては、地場産の値段が市場価格の三、四倍になってしまったことがございまして、それはタイミングによるんですけれども、近年物価上昇の中で給食費やりくりしている中で、もうどうしてもそれを買うことができなかったということもあったというふうに聞いております。ほかにも理由はあると思うんですけれども、主なものにつきましては以上となります。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

１点目の件は承知いたしました。

２点目のほうなんですけれども、費用弁償のほうも条例で決まっているということだったんですけれども、町内の開業医の方にお願いしているのか、ちょっと遠いのか、どちらの開業医の方に校医をお願いしているのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

こちら校医のほうなんですが、内科医、歯科医、眼科医とも全て町内の方にお願いしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　承知いたしました。

３点目のほう、宮代産農産物の使用状況なんですけれども、気候変動でしたり早く出来上がってしまったりということで、地場産のほうが３倍高くなってしまったとかということがいろいろあったということなんですけれども、令和７年度もできるだけ宮代産の農産物を使用していくという方向で予定されているとは思うんですけれども、今後もできるだけ宮代産使っていただけるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で福澤和美委員の質疑を終わります。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時４３分

再開　午後　３時５７分

○委員長（九山妙子君）　では再開いたします。

通告第６号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

４点ほど質問させていただきます。

１番は歳入からで、決算書38ページ、雑入、学校給食費徴収金の部分で１億1,679万3,183円ですが、収入未収額が100万9,956円ですが、こちらは６年度分の未収金なのか、お伺いします。

２点目、歳出、決算188ページ、説明書192ページ、資料館費、資料館管理運営事業で、こちらちょっと書く順番があれなんですけれども、まず郷土資料館の利用状況が増えているが、こちらの理由を伺います。

そして、14番の工事請求費の中に、ベビーチェア整備工事とありますが、こちらはどこに設置されたのか、伺います。

３点目、歳出、決算190ページ、説明書198ページ、保健体育総務費、生涯スポーツ振興事業のその他のところの金額の記載がないんですけれども、第50回年少者スキー教室、小学校５、６年生を対象に44名ずつとあるのですが、こちらは希望者ということで聞いているんですけれども、こちらの個人負担、全額個人負担なのか、金額などお伺いいたします。

４点目、歳出、決算書192ページ、説明書199ページ、学校給食費、学校給食運営管理事業で、先ほど前段委員の質問にもあったんですけれども、こちら野菜がかなり減っている理由、先ほども伺いましたけれども、令和４年、令和５年については割と横ばいで同じぐらいだったんですけれども、またもう一度ご説明いただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

２点お答えいたします。

まず、１点目が決算書38ページ、雑入、学校給食費徴収金になります。

こちらにつきましては、令和６年度分だけではなくて、令和５年度以前の分も含めた金額となってございます。

続きまして、ナンバー４になります。決算書192ページ、説明書199ページ、学校給食費、学校給食運営管理事業、こちらで学校給食における宮代産農産物の使用状況で野菜がかなり減っている理由ということで、先ほどのほうもご説明させていただいたところではございますが、繰り返しになってしまいますが、まず基本的には新しい村を通して地場産を調達するということでやっております。足りない部分について、どうしてもそこで間に合わない部分については町外から購入するということになっております。先ほども説明したんですが、昨今の気候変動が影響しているのかどうかというのはあるんですけれども、なかなかうまく収穫ができなかったりとか、また収穫の時期が、学校給食ってメニューがもう大分前から決まっておりますので、使う食材が決まっていて、この日にこの食材をお願いしますとお願いしているんですけれども、それより２週間早く出来上がってしまって納入できなかったとかというふうに生産者さんのほうからは聞いてございます。

先ほど説明したんですけれども、時期によっては宮代産の金額が三、四倍ということでかなり金額が上がってしまって、市場価格より多くなってしまうことがありまして、今物価上昇の中で給食費のやりくり、かなり苦労して行っておりますので、やむなく地場産を買えなかったという状況もあったようでございます。

こちらにつきましては、それでも何とか宮代産をなるべく使っていきたいということがございますので、今年の１月と７月に地場産の調整会議のほうを開催させていただいております。新しい村

及び教育委員会、給食センター、あと産業観光課の職員も含めまして、新しい野菜で納品できるものはないかであったりとか、逆に宮代産の農産物で給食に使ってほしいものはないかというものの調整をしたりとか、また収穫する時期を近年とは違いますので、その時期で給食のメニューを出せるようにということで、そこら辺を計画的に近年に合わせた収穫時期に献立をつくれるようにというようなことで調整会議のほうを行っておりまして、令和７年度、令和８年度に向けてもっとできるだけ町内の農作物を使えるようにしていきたいというふうに調整のほうを図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

決算書188ページ、説明書192ページの資料館管理名事業につきましてお答えさせていただきます。

まず、郷土資料館の利用状況として来館者が増えているという傾向にあるという点でございますけれども、郷土資料館では特別展、企画展といった展示や体験学習、それから歴史講座といった講座類を通じまして、資料館での調査研究の成果や住民の皆様に興味を持っていただけるような情報の提供に努めております。

令和６年度におきましては、第１回の企画展が生誕140年記念ということで島村盛助を取り上げた企画展を行わせていただきました。こちらは副読本で学習をする人物でもありますので、興味を持って来てくださった方が多かったと印象にあります。それから、令和５年度から６年度にかけて行っていた「土器で見る一万年」という展示におきましては、クイズに答えて正問した方の中に縄文土器カードを職員が手作りしまして配らせていただくという企画をさせていただきました。これによってリピートして来てくださった方もあったということで、こういった努力が皆様に認めていただけたのかなというふうに考えております。

また、コロナ禍でお客様が激減いたしましたが、再び資料館の活動に興味を持ってくださる方が戻ってきているという印象がございます。今後もこうしたニーズに対応していけるように努めていきたいと思います。

続きまして、ベビーチェアの設置場所でございますが、資料館に多目的トイレがございまして、こちらに設置させていただきました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○生涯学習・スポーツ振興担当専門員（飯山　武君）　生涯学習室専門員、飯山でございます。

ご質疑でございました３点目、決算書190ページ、説明書198ページ、生涯スポーツ振興事業のご質疑でございます。

まず、その他の事業の金額でございますが、こちらにつきまして記載はございませんが、金額にいたしますと４万9,404円となってございます。こちらの内容につきましては、大人のスポーツフィールド、遊びと運動、こちらの小学生及び一般のほうを対象にしました事業におけます保険代等の費用となってございます。

また、第50回年少者スキー教室、こちらの関係でございますが、こちらの開催につきましては、町のスキー連盟と教育委員会による主催事業として開催をしてございますが、実施に当たりまして開催費用につきましては、参加者からの参加費１人２万4,000円でございますが、こちらの経費で全て交通費、宿泊費、食事代、リフト代などの全

ての経費をこちらの参加者からの負担金で賄ってございます。そのため、町による支出はございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

それでは再質問させていただきます。

まず、１点目の歳入、こちらの未収額は６年度だけではないということだったんですけれども、それではこちら６年度はあったのかどうか、金額が分かればお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

６年度の未納金につきましては６万6,824円となります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

去年も同じようなことを聞いたような気がして、去年の場合はなかったです。未収がなかったということで、それよりも前の分がたまっていますというようなことだったんですけれども、６年度が６万6,824円ということで、これに限らず100万円ぐらいの未収金をこれから何とか徴収していくようなことはしているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　未納の世帯につきましては、毎年催促のほうをさせていただいております。また、今現在ちょっとほかの自治体に協力いただいているんですけれども、転居等で住所が分からなくなっているところにつきましては、今転居先の自治体に当たりまして、今住んでいる現住所というのを追跡しているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　随分前のものになると難しいとは思うんですけれども、今回６年度の分については７万円弱ということで。できるだけ早く徴収ができればと思いますので、お願いいたします。

それでは、２点目のほうの再質問なんですけれども、利用状況が増えているのは島村盛助の展示とか手作りの土器カードなど、とても温かみがあってすごくいいなと思いまして、またこのような感じでやっていただけたらと思います。

ベビーチェアのほうなんですけれども、こちらは今までなかったんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

ベビーチェアなく、多目的トイレに身障者用のレバーがあってというだけの空間だったところだったんですけれども、令和５年度の修繕で実はベビーベッドを設置をさせていただいておりまして、それに併せて赤ちゃんの駅の指定をいただいたところでございます。赤ちゃんだけではなくて、小さい動き回るお子さんと赤ちゃんという複数のお子さんを連れてきた場合にベビーチェアがあった方がいいだろうということで、予算化させていただきまして新たに設置という形でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　そちらはよく分かりました。

次、３点目のほうなんですけれども、こちら２万4,000円で、こちら１泊でよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○生涯学習・スポーツ振興担当専門員（飯山　武君）

生涯学習室専門員、飯山でございます。

こちらの年少者スキー教室につきましては、１泊２日で実施のほうしてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

こちら５年生44名、６年生44名ということなんですけれども、どういった形で希望者を募っているのか、そちらをお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○生涯学習・スポーツ振興担当専門員（飯山　武君）

生涯学習室専門員、飯山でございます。

こちらの年少者スキー教室の参加者の募集でございますが、こちらは小学校全校に対しまして、学校を通じまして参加者募集のチラシのほうを配布してございます。その結果、ご応募いただいた方がこちらにあります88名となってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

こちらはそもそも定数があったのか、希望者全員ができたのか、それを教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○生涯学習・スポーツ振興担当専門員（飯山　武君）

生涯学習室専門員、飯山でございます。

こちらのほうにつきましては、募集の際に定員を80名ということで募集のほうをさせていただきました。その結果、定員を上回る方のほうから申込みがございましたが、交通手段がバスということもございますので、定員に対しましてあまりにも参加申込みが多いと、その辺は抽せんとかそういう方法がありましたが、88名ということで何とかバス２台に乗車できるような状況でございましたので、参加者全員を参加していただいたとなっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

よく分かりました。

次が４点目なんですけれども、こちらの野菜が減っていて、先ほどの前段委員のときにニンジン、ジャガイモ、キャベツ、大根ということで、何か結構重い野菜が多かったので、これだけの何トンだろう、４トンぐらいの違いが出ちゃったのかなというのも感じたんですけれども、こちら賄えなかった部分はどちらから購入されたか分かりますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

賄い切れなかった部分につきましては、まず１つは新しい村でも扱っている町外の野菜がありますので、そちらからも購入しております。また、給食専門に下ろしていただいている食材の業者さんもおりますので、そちら等を通して購入させていただいております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

これで最後なんですけれども、今新しい村に入っているものと給食のほうでということをお伺いしたんですが、それは産地はそこまではよく把握はできていない、例えば千葉県産とか、そういうものとかまでは産地まではあまり把握はできていないということで。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

野菜との産地につきましては、当然どこ産のというのは把握はしてございますが、すみません、私が把握しておりませんので、今どの野菜がどこ産だというふうにはちょっとお答えできなくて恐縮です。

ただ、今値段的にも北海道のものが安定しているという話は現場からは聞いてございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で野原洋子委員の質疑を終わります。

通告第７号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉伸一郎でございます。

通告に従いまして３点あったんですが、１問目は前段の委員のほうで答弁いただきましたので、２問目、３問目の２問を質問させていただきます。

まず、１問目、決算書184ページ、説明書187ページになります。図書館費、図書館管理運営事業になります。

①といたしまして、図書館の利用状況において全て減少していることへの考察をお伺いいたします。

②各種行事等の実施状況で利用者が増加しているが、取組についてどのようになっているか、お伺いいたします。

２問目になります。決算書190ページ、説明書198ページになります。保健体育総務費、障害スポーツ振興事業についてになります。

決算額における不用額について、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

まず、１点目、決算書184ページ、説明書187ページ、図書館管理運営事業の１点目についてお答え申し上げます。

図書館の利用状況において全てが減少しているということで、その考察になるんですが、推測の域はこちらもちょっと公民館同様超えないんですけれども、大きく２つの要因があるのではないかなと考えています。１つは、近隣の自治体さんでも図書館の整備が進んで充実してきたということ、もう一つは世間的にも言われておりますが、読書離れが進んでいる、こういったことが大きく影響しているんじゃなかろうかと考えております。

続いて、この２点目の各種行事等の実施状況で利用者が増加しているということで、取組内容をということなんですが、こちらはお子様向けには絵本や紙芝居といったお話し会ですとか、あとは折り紙を使った毎月定例行事としている実施しているものですね。また、大人向けといたしましては、ライブラリーシアターといったものや、ナクソス・ミュージック・ライブラリーを使った音楽鑑賞会といったものが大変人気を得ております。またさらに、昨年度は図書館の開館30周年ということもあって、記念行事への参加者が多くいらしていただいたこと、それから東武動物公園の獣医師さんの講演会ですね。こちらも100人近い参加者があったことから、利用者が増えた要因かなと見ております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○生涯学習・スポーツ振興担当専門員（飯山　武君）

生涯学習室専門員、飯山でございます。

ご質疑にございました決算書190ページ、説明

書198ページ、生涯スポーツ振興事業におきます決算額における不用額についてのご答弁をさせていただきます。

こちら生涯スポーツ振興事業におきます不用額につきましては、事業全体で37万7,697円の不用額となってございますが、その中で大きな額となっていますのは、12節委託料におけます町民スポーツ大会実施委託料におきまして55万円の予算に対して32万2,395円の支出となってございまして、22万7,605円の不用額となってございます。

この町民スポーツ大会実施委託料につきましては、町スポーツ協会に委託をして実施をしております野球、硬式テニス、ソフトボールなどの各種のスポーツの大会を開催を委託してございますが、こちらの大会におきまして大会の参加チームが計画よりも少なかったことや、大会自体が中止されたこと、また、昨年度は宮代町体育協会からスポーツ協会へと名称の変更をされたことから、大会におけます賞状を作製してございますが、その印刷経費が計画よりも安価で済んだことなどにより、不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

それでは再質問させていただきます。

まず、１問目になります。図書館のほうになるんですけれども、確かにデジタル化というのが進んでいますので、社会的に減少していくということは否めないとは思います。４年度から５年度にかかりましては、まずは貸出者数が3,534名減って、うち広域対象、それは抜かしていいですね。それと貸出冊数がやはり１万7,630冊も減っているというふうになっているんですよね。今回も同じように大体下がっているということがすごい何か軒並みという感じがするんで、何かただ単にその２つの理由だけなのかなという気もするんですけれども、もう少しやはり危機感を持っていただきたいなと思っております。

それに対しまして、この図書館で行われている各種行事等に関しましては、逆に増加しているということでありがたいなと思っております。今回は総数が書かれていないんですけれども、前回が2,900名だったんですけれども、今回これ全部足してみたら3,080人ということで、180人ぐらい増えているということですごいなと感じております。先ほどもライブラリーシアター、こっちのほうだと375名増えていますし、ナクソス音楽会も185名増えているんですけれども、ただ全体だと減少しているんですよね、これ月例のほうは。

そういうこともあるんですけれども、それに対しまして、この特別企画行事のほうは昨年度は15だったんですけれども、今回５目増えていまして、20項目になっております。そういう中で、昨年度だと523人だったところを今回は742人という形で219名も増えているということで、30周年記念講演会が130名とかあるんですけれども、大変努力されているなというふうに考えております。ですので、その辺で７年度減らないように何かまた努力していただきたいと思うんですけれども、その辺についてお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

ただいまの再質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、図書館は本を用意するだけというものではなくて、読みたいという気持ちを育むじゃないですけれども、そういった仕掛けをつくることでその減少していくという流れを変えていけるんじゃないかという部分も考えてお

ります。図書館に来たときに新たな発見を感じられるようなディスプレイの仕方とか、棚づくりですよね。そういったものとか、あとは特集とか、お勧め本の案内、こういったものも今図書館では力を入れているところでございます。そういったところの案内というのをもっと積極的にＳＮＳとかを使いながらやっていくというのも一つ手段かなと考えております。また、本を読むことが困難な方、どうしても健康上の理由でとかいろいろあるかと思うんですけれども、そういった方向けの大活字本ですとか、あとは電子図書館の案内、こういったもの、また児童には本が身近にあると感じてもらえるような児童コーナーの環境づくり、そういったものとか、定例行事の読み聞かせイベントもなかなか参加者数は伸び悩んでいるところなんですけれども、現在館内で児童を対象とした読書のスタンプラリーとか開催しているんですね。また、こういったものをやっているというだけではなくて、それやっていることをお知らせしていかないと、届けていかないと、利用者というのは伸びていかないと思いますので、そういったところで広報等にも力を入れていきながら取組を強化していければと考えております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　本当にご苦労されていると思うんですが、私も図書館ではよくＣＤが結構置いてあるんですよね。結構数多く借りて聞かせていただいたということがあるんですけれども、その辺ももうちょっとアピールしていただければいいなと思うのと、あと何か書物に関しましても、読みたい本などのアンケート調査みたいなものはされているのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

ただいまの再質問にお答えいたします。

本のアンケートでしたかね、そういった利用者アンケートというのは年に１回取っているんですけれども、また今そのほかに、図書館の書籍の消毒をやる機械があるんですけれども、その横にちょっとごめんなさい、タイトルを忘れてしまったんですけれども、読んだ方がこの本ってこんな面白いとか、人にお勧めしたいという本を付箋に書いて貼りつけているシートみたいなのがあるんですよ。そういったものとかをちょっと図書館の司書さんとかが考えてくれて、今着手し始めたところですので、またそういったものとかをどこまで広げていくというところが大事だと思うんですけれども、そういった取組を徐々に進めていければいいかなというところを今のところ考えてございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　今回議会で、指定管理でまた同じ株式会社図書館流通センターにまたお願いするというふうになりまして、評価で58.3点だったんですけれども、その中で選定理由の中に、地域住民や教育機関、ボランティアとの連携、協働等により、知の拠点としてまちづくりに資する運営が期待できるというふうに書いてありましたので、今回もいろいろと努力していただいて、なおかつ30周年ということで来られる方も増加したということで頑張っていただいていますので、今後も続けて努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

３問目に入らせていただきます。

こちらのほうなんですけれども、不用額分かりました。スポーツに携わる方がちょっと減ってき

ているという、総合的に見るとちょっと残念なこともあるんですけれども、なるべく減らないように努力していただきたいと思います。

町民スポーツフェスティバルの件について、ちょっと質問させていただきたいんですけれども、こちらのほうは77万5,504円のほうになっているんですけれども、昨年に比べますと、昨年が64万1,849円ということで、大体13万3,655円が増えているんですけれども、これはどのようなところで予算が増えているのか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○生涯学習・スポーツ振興担当専門員（飯山　武君）

生涯学習室専門員、飯山でございます。

町民スポーツ大会関係につきましては、町のスポーツ協会さんが各種の競技の取りまとめ等をやっていただいていますが、やはり高齢化とかで、競技をやっている方はいらっしゃるんですけれども、なかなか大会のほうとなりますと遠慮されているというような感じがあるというようなお声は伺っております。そういったことが、スポーツ協会さんのほうでもいかにして参加者を増やすかということについてお考えいただいていることも聞いてございます。

また、スポーツフェスティバルにおきまして、こちら６年度77万5,504円のほうを使わせていただきましたが、前年度５年度と比べますと、参加団体さんが実行委員会方式でやっておりますが、その実行委員さんを公募を初めて６年度行わせていただきまして、新たにグラウンドゴルフの団体さんがご応募いただきました。そういったことから、競技自体が増えてございます。競技が増えますと、当然開催するブースのほうも増えてございますので、そちらのブース運営のために、例えば昨年ですと10月13日に行いましたが、暑い日だったこともございまして、外で実施する場合は日差しを避けるために折り畳み式のワンタッチテントを買わせていただくなど、そのような開催に当たりまして必要な資機材を充実するための経費として、６年度は77万5,504円を使わせていただいたものになってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　大変ありがたいですね。そうやって参加される方の健康を考えていただいているということで、すばらしいことだと思います。

今回はその５ブース増えて23ブースになったということで、また今年度もブースが増えて頑張っていただいているということで努力されているというのがよくうかがえます。そういう中で、今回は212人が増加しているということで、前年度に比べて増えているんでうれしいとは思うんですけれども、ただ、第１回目のときは参加者が4,436人いました。そうすると、そこから考えるとやはり大分減っていることになりますので、２回目がちょっと減って３回目が増えてきてという形で、また努力によって増えているということがあると思うんですけれども、今後、今年度については70周年ということもありますんで、参加者が増えるように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。質問はなしにします。ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で泉伸一郎委員の質疑を終わります。

通告第８号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

６問質問ございます。端的に最低限でよろしいので、前段議員と重複しているところもあります

ので、簡単に済むところは簡単に済ませてお願いいたします。

まず、１番目、歳出で、決算書164ページ、説明書181ページ、事務局費の英語教育推進事業、ごめんなさい、質疑内容のところ、僕打ち落としたんで、英語検定受検者数等についての「等」が抜けちゃっているんで「等」を入れてお願いいたします。

まず、英語検定の受検者数の最近の推移は、特に今年異様に何か減っちゃって、先ほど人数のほうも発表ありましたけれども、昨年比、一昨年比ぐらいで結構ですので、どんな感じになっているのか、お願いいたします。

２つ目が168ページ、日工大サイエンスプロジェクト、説明書は51ページですね。これはサイエンスプロジェクト事業の事業の検証を行ったと思いますけれども、それとバス借上料の学校別詳細とバス活用の適切性についてお願いいたします。

３番目、決算書182ページ、説明書184ページ、社会教育費の社会教育活動事業、予算に対し決算が約半減となっているが、その理由は。

同じく182ページ、説明書は185ページ、社会教育費の人権教育推進事業、これも３番と同じく予算に対し決算が半減となっている理由。

５番目、決算書184ページ、説明書187ページ、前段何人も議員の方質問されていました公民館費、公民館管理運営事業、百間・川端両公民館について、利用が大幅に減少している理由につき、どのように考えているか。先ほどから川﨑さんからいろいろと意見はありましたが、ちょっと疑問なところがありますので、こちらもお答え願います。

最後、６番目、決算書184ページ、説明書187ページ、図書館費、図書館管理運営事業、こちらも前段議員からありましたが、貸出者数、貸出冊数ともに大きく減少しているが、原因をどのように分析しているかというところを改めて簡潔にお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、１番と５番は先ほど答弁しておりますが、答弁、重複してしまいますので……

○委員（佐藤将行君）　重複しません。

○委員長（九山妙子君）　初めのご意見によると、「等」ということで比較、前年度比とか、そこを答弁していただけばよろしいですか。

○委員（佐藤将行君）　比較はまず答弁していただきたいんですけれども、それによって次のところが出てくるので、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　じゃ、お願いいたします。

答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

決算書164ページ、説明書181ページ、事務局費、英語教育推進事業、英語検定受検者数についてお答えいたします。

教育委員会が把握している数字につきましては、補助金の申請者数というふうになっております。広く周知しておりますので、おおむね受検者数と大差はないと思いますので、申請者数のほうでお答えさせていただきます。

令和６年度につきましては、申請者数は91名、令和５年度が88名、令和４年度が99名となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹兼指導主事。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　主幹兼指導主事、齋藤でございます。

決算書168ページ、説明書51ページ、日工大サイエンスプロジェクト事業についてお答え申し上

げます。

事業の検証につきましては、議員ご承知のとおり、アンケート調査等を実施しまして検証を行いました。それらの結果を踏まえて、よりよい取組につなげられるよう、引き続き日工大と相談をしながら進めていきたいと考えております。

２点目のバスの借り上げ料につきましては、こちら小学校が19万8,000円、中学校が22万円となっております。

３点目、バス活用の適切性につきましてですが、こちらについては以前の議会答弁等でもお話しさせていただいておりましたが、移動手段ということで考えたときに、やはり児童・生徒の安全面の確保、授業時数の確保、働き方改革等を踏まえた教職員の負担軽減の観点から、バスを選択させていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

決算書182ページ、説明書184ページ、社会活動事業、予算に対し、決算が約半減となっているその理由ということなんですが、こちらは二十歳の集いですとか宮代芸術祭の開催実績によって、支出が抑えられたものとなっております。

主立ったところで申しますと、18節の負担金、補助及び交付金の宮代芸術祭パートナーシップ補助金では、予算額が50万円に対して不用額が約31万円となっています。こちらは補助金、パートナーシップ補助金というのが上限額を５万円として設定しておりまして、その10件分をカバーできる予算をまず取ったところです。申請自体は10件ありました。あったんですが、その上限額の５万円まで申請してくる団体数が少なかったことで不用額が生じたというものになります。

13節の使用料、賃借料では、二十歳の集いの実施に当たりまして、園内の移動に当たってバスとか汽車に使えるチケットを組み合わせた入園券というのを参加者に配布しているんですけれども、こちら利用があった分の実績払いとしていますので、その利用がほとんどなかったということで不用額が生じたものになります。

それから、12節の委託料では、こちらも二十歳の集いの写真撮影発送業務委託なんですが、写真の希望者が人数によって実績払いとしているんで、その実績に応じた支出額になっていると。あと宮代芸術祭ストリートピアノ運営業務なんですけれども、こちら開催日数を２日間から１日間に短縮したことで不用額も生じたといったものが主立ったものになります。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山保孝君）　生涯学習室長の飯山と申します。

続きまして、４番目、人権教育推進事業において予算に対し決算が約半減となっているその理由でございます。

人権教育推進事業につきましては、予算額101万2,000円に対しまして不用額が43万5,059円となっていますが、この内訳は需用費の執行残７万7,342円、それと負担金、補助金の執行残35万7,717円です。

まず、そのうち、需用費の不用額の理由につきましては、埼葛地区10市町等で共催する予定でした埼葛人権を考える集いが中止されたことにより、展示作成物の材料購入費等として予算計上していた８万円が未執行となったためです。

一方の執行残が約36万円となった補助金、これ

は宮代町人権教育推進協議会への補助金ですが、このうち約25万円は、同協議会が予定していた負担金の支出がなくなり、補助金の精算後返還されたものです。その主な理由は、やはり先ほどの需用費と同じく、埼葛人権を考える集いが開催されなかったための参加者負担金が発生しなかったことや、またそのほか、各種研修会への参加について見直しを行ったことなどによるためです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

決算書184ページ、説明書187ページの公民館管理運営事業、百間公民館と川端公民館の利用が大幅に減少している理由についてどう考えているかというところなんですが、こちら前段の議員のほうでも説明させていただいたんですが、川端公民館に関してもすてっぷ宮代が近いということで、そういった代替施設があること、あとは利用団体が解散したり活動を取りやめると、その１団体減るごとにある程度まとまった数字が減少しますので、そういったところも影響しているんじゃないかなと考えているところでございます。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

図書館主幹、続けてお願いします。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

それでは、決算書184ページ、説明書187ページ、図書館管理運営事業について、貸出者数とか冊数が大きく減少している原因ということなんですけれども、こちらも先ほどちょっと述べさせていただいたんですが、近隣自治体の図書館の充実してきていることですとか、それから読書離れ、活字離れというんですかね、そういったものが進んできている影響も割と大きいのかなというふうに捉えているところでございます。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、１番目のところから、参ります。

英語のほうですね。164ページと説明書の181ページですか。令和４年から見ると99、87、91名と100名以下でずっと推移はしているのですが、令和６年からだったかな、先ほどの説明で町内の学校だけではなく町民であればというふうに対象を広げたにもかかわらず、減って、そこまで増えていないというのが非常に気になっているところではあります。これは例えば学校のほうで、教員のほうから受けるようにというふうに勧めたりとか、そういうのがあるのかというのをまずお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）　学校管理幹兼副課長の加藤です。

学校のほうでも、英検の助成もございますので積極的に英検のほうは受検するようにということでお話はしているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

昨年から４名しか増えていないんですよね、先ほどのお話ですと。にもかかわらず、英語教育の検定手数料というのが、これは13万ぐらい減っているのかな。これ補助金というのは、そもそも１人当たりお幾らぐらい補助されているんでしょうか。先ほど補助金申請者数をベースにというふうにおっしゃったので、お尋ねするんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

補助金につきましては、生徒１人当たり上限5,000円ということで補助をしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

ごめんなさい、私のほうでちょっと見間違いましたけれども、役務費のところで英語検定手数料17万3,000円となっていて、昨年58万3,000円になっているんですよね。これの違いをちょっとお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（加藤裕一君）

学校管理幹兼副課長の加藤です。

こちら、役務費の英語検定手数料につきましては、昨年度58万だったものが約17万になっているということで、こちら科目が変わりまして、英検の補助金のほうが、こちら昨年度までは英語検定手数料のほうに入っておりましたが、そちらのほうが別のところに補助金の科目のほうに動いたため、大きく減少しているところです。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　そうすると、これ合わせて六十二、三万ぐらいになるということで、昨年比で４万ちょっと増えているという形になりますが、人数とちょっと４名増に合わないんですけれども、誤差の範囲という形で承知いたしました。今後もいろんな手を尽くして、国際化の時代と言われてもう何十年もたっておりますが、受検者数を増やすためにということで、あと小学生にも何かたしか似たようなのありましたよね。その辺から、やはり英語のほうに親しむ、慣れる、触れるという機会を増やす一環として、また海外にも行くときに便利だよというか、得だよという形で盛り上げていっていただきたいと思って、１番目を終わりにさせたいと思います。

２番目の日工大サイエンスプロジェクト事業、こちら事業の検証の、確かに私もアンケートのほうを見させていただきましたが、特に教員へのバスでの移動はどうかという100％それもう誘導的な感じで、非常に何か見苦しかったところがあります。また、日本工業大、昨年も申し上げたんですけれども、何回も窓口でも申し上げていますけれども、例えば学園台とか本田の百中までの人、また須賀中の途中までの大字須賀とか、その辺の人というのは学校に行って出席取って、バスに乗ってまた戻って自分の家の近くに戻ってくると、そういう変なことをやっているわけですよね。そこのところをもっと考えることによって、バスの運行本数全部を減らせとは言っていません。また、前提としてサイエンスプロジェクト自体私も参加いたしましたんで、これはすごいいいものだと思っておりますが、やはり税金を使って苦しい町の中でのお金を出すものですから、もうちょっとその辺をきちんと精査して、それは先ほどおっしゃっていた安全面、働き方改革、分かんなくはないですけれども、昨年僕が請求したので出てきたんで、百中、須賀中ともに1.9キロメートルと非常にもう最初の年歩いたぐらいですから、部活動とかでもっと長い距離を自転車で行ったりとか、少なくても中学生ですよ、今申し上げているのは。やっているものですから、そこのところも考えて、何でもかんでもバスでとかそういうふうな形で、確かにそのほうが安全とか働き方改革は分かんなくはないですけれども、費用対効果というものもきちんと考えてぜひやっていただきたいと思うの

ですが、来年度に向けてもそういうのを持っていただきたいなと思っていますが、担当課としてはどのようにお考えなんでしょうか。今回のことも含めて。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　教育推進課長の田中です。

端的にお答えさせていただきます。現時点では、先ほど答弁させていただきましたとおり、安全面、あとは働き方改革だけじゃなくて、授業時数、やっぱり時間を最短にしたいということ。佐藤議員がおっしゃっている最小限の費用になるように経費の削減、考えていくということは重々承知しておりますけれども、現時点では現在の方式でいきたいと考えております。ただ、経費を削減するという観点では、見積り合わせとかそういったところでなるべく削減できるようにということ、あとは実施方法についても、今のやり方、全般的にというところで常に見直しを図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　先ほど申し上げた日工大に至近の児童という児童・生徒――生徒でいいです、児童のほうは抜きにして。生徒に関しては、安全面でも別にそこから歩いても自転車でも日工大行って、例えば僕なんてもう正門すぐ近くですから、それでその後終わってから家から学校行くというんでも、別に安全面は朝学校に行って出席取ってバスで来るのと何ら変わんないと思うんですけれども、時間も大して変わりませんからね。そこのところはきちんと考えて、もう時間もないんでこの辺にとどめますけれども、後でまた話をさせていただきたいと思います。

３番目の社会教育費、予算に対し半減となっているということについて、先ほどいろいろと説明をしていただきました。二十歳の集いの利用分の動物公園の中のいろいろな乗り物だったかな、移動の機関車かなんかの列車かなんかの券とかつけて、利用分の実績がほとんどなかったということで実績払いだったんで下がったというのがちょっと低かったんですけれども、これはそういうふうにいろんな券をつけるというのは、それまでもずっと何年も行っていたのか、それとも昨年度初めて行ったのか、どちらなんでしょう。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

ただいまの質問にお答えします。

組み合わせたチケット、乗り物券がついたチケットというのは、東武動物公園に移した当初からやってございます。これも幸いなことに天候に恵まれまして、ずっとこう晴れていたり、気温が温かいところもあったので、そういった汽車なんかを乗らずに歩いて会場まで行くという選択を取られた方が多かったのかなというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

ということは、晴れているときも使っていない。雨降ったら余計使わないですよね。ということは、それ必要ないということだと思います。であれば、要はこれ毎年いろんな事業を検証しているのかという疑問にもぶち当たるんですけれども、二十歳の世代の検証として、要望の実績がずっとほとんどないんであればそれを外すという選択肢はなぜ考えないのかというところなんですけれども、い

かがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

ただいまのご質問にお答えします。

私的にはというか、結構雨が降ったり雪が降ったりすると、歩いていくと特に女性なんかは草履、足袋なんかしたり、雨対策で長靴履いてくる方もいらっしゃるかと思うんですけれども、それでも多分歩きづらいかと思うんですね。なので、雨雪なんかで天候が悪いときのほうが、むしろ汽車、バス、屋根がついていますんで、ぬれずに会場の近くまで行けるというのはメリットなのかなというふうに考えているんですけれども。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、雨やそういうときに追加で入場者に渡せばいいだけの話であって、その乗り物の券を。ほかにいろいろ考えはあると思いますけれども、要は検証しているというふうに見えないところは疑問点として質問の趣旨であったので、もう一度その辺は検証していただきたいと思います。

４番目の人権教育推進事業、これは大体人権を考えるというか、これちょっと不祥事関係のほうでなくなったあおりのでというところは承知しておりますので、それが理由だというのまでは分かんなかったんですけれども、大体承知いたしましたんでオーケーです。

次、５番目の公民館事業、時間もないんで駆け足でいきますが、先ほど担当の川﨑さんからいろいろと百間・川端が減っている理由で駐車場がない。それは百間のほうの駐車場の関係は分からなくはないんですけれども、ただそのほかに肌感覚であったりとか可能性とか推測とかという言葉が多々聞こえてきて、要は利用者の意見ではなくて、担当か、もしくは担当者の憶測、推測、意見、机上の空論みたいなところと捉えたんですけれども、利用者の声をアンケートなりなんなり聞き取りなりということはこれまでやってこられたんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

利用者アンケートについては、駐車場に関しては紙ベースとかそういったものではやっていないと思うんです、私が来てからは。ただ、窓口のほうで利用者に伺ったりする中で、やはり今学童のところを間借りしているとはいえ、やはりちょっと距離があるので、それは近いところにあればありがたいという声はいただいております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　であれば、先ほどからの前段の委員のときにも利用者の声として伝えていただければよかったんですが、先ほどからの答弁をお聞きしていますと、担当者、担当課の主観的な感想みたいなものばかりで、客観的なものが感じられなかったものからものですから、そのようなことを今のようなアンケートや聞き取りということをお尋ねいたしました。

また、先ほどどちらかな、百間だったかな、卓球台がないからという理由もありましたけれども、別のページになりますけれども、運動関係の196ページ、説明書、卓球は数少なく80人もマイナスになっているんですよね。卓球教室。

○委員長（九山妙子君）　直接のやり取りはやめてください。

○委員（佐藤将行君）　直接やっているわけじゃないですよ。説明しているんですよ。そういうふうな変な主観で言わないでください、委員長。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、議事録に全て残りますから、しっかり議事やってください。

○委員（佐藤将行君）　ちゃんとやっているじゃないですか。

○委員長（九山妙子君）　進めてください。

○委員（佐藤将行君）　進めていますよ。

80人を、196ページを見ていただければ分かるんですけれども、これは教室にはなりますけれども、自主事業のね。卓球に関しては80人減少となっているんですよ。ですから、先ほどの卓球台がないからではないかというのは……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　公民館じゃないですよ。要するに卓球を利用――何でそうやってそっちから聞いてくるんですか、そういえば。手を挙げて聞いてください、議長。余計な時間取りますから。委員長、注意してください。

○委員長（九山妙子君）　ちゃんと資料を見て質問してください。今公民館のことなので、卓球の……

○委員（佐藤将行君）　ですから――暫時休憩してください、じゃ。

○委員長（九山妙子君）　卓球は公民館利用の話にしてください。

○委員（佐藤将行君）　暫時休憩にしてください。

○委員長（九山妙子君）　続けてください。

○委員（佐藤将行君）　余計な時間を取って。そうやって嫌がらせやめてくださいね、いつも言いますけれども。

○委員長（九山妙子君）　これもう３回目の注意です。

○委員（佐藤将行君）　これを見て参考として、今196ページを見てくださいというふうに申し上げているんですけれども、先ほど前段の議員のときに、担当者が卓球台がないから公民館の利用が減っている一因ではないかというふうにおっしゃったので、そもそも卓球のデータとしては、教室ではあるけれども減っているというデータもあって、それが本当に理由なのかと、客観的な理由なのかと、主観的ではないかというところで参考までにこれを示したのですけれども、先ほどおっしゃっていた卓球が台がないから使わないんだというのが利用者からの意見としてあったのかどうかというのをお尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

利用者から直接意見があったというわけではなくて、百間公民館の施設の特性・特徴を言うと、その中の一つとして卓球台がないということは、卓球の利用団体は使えないということで、議員おっしゃるように、ぐるるを使っている団体数というか、これは利用者か、利用者数が減っているという

〔発言する人あり〕

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　自主事業ですね。こういったところに参加者が減っているということなんで、卓球台があったと仮定したとしても、もしかしたら減っているかもしれないですし、増えているかもしれない。ここがちょっと何分現実的には分からないところと、統計も取っていないので、正直そういったものは。そういったところで一因の一つとして挙げさせていただいたというところになります。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　そこのところをお聞きした

かったんですよね、意見としてね。先ほど安易にちょっと卓球を例に出していたのがちょっと余計かなと思いまして、要はどういうふうな理由か正確には分かっていないが、何となく卓球台がないからというのが、ほかと違って特筆すべきところがあるからということで例示したのかなとは思いましたけれども、改めて聞き取りなりアンケートというのと客観的なデータというのを今後取るように、簡単なんでも別に構わないんですよ。特に団体あたりだったら申込時にこれも一緒にお願いしますでもいいでしょうし、窓口の人が聞いてもいいですし、事後的に郵送でも何でもいいですけれども、感想を聞いてもいいです。何らかの利用者の声、これがやはり使う、使わないに左右するわけですから、逆に和戸公民館のほうは増えているというのは、なぜよく使ってくださっているんですかというのを聞いてもいいですし、とにかく客観的なところの検証をお願いいたします。時間がないので、５番これで終わりにします。

６番のほうもほとんど時間がないですけれども、図書館の利用、私も以前図書館協議員やっていたんで、図書館の職員、また館長、これ一生懸命やってらっしゃるのは非常によく分かりますが、近隣と比べて、やはり近隣のほうも頑張っていたりとか、白岡辺りは宮代よりも新しかったり、杉戸のほうも蔵書のほうとかもいいなというところもあったりして、大変なのは分かりますが、より指定管理者制度、今年から３年間でしたっけ、また――ごめんなさい。５年間図書館流通センター、今の館長、非常によくやってくださっていると思いますが、ひとつ毎回のように申し上げておりますが、やっぱり和戸地区への返却ボックス、その辺のほうをどのようにお考えか、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　以上で佐藤将行委員の質疑を終わります。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　答弁まで先に入っていれば大丈夫ですが、終わりました。

以上で佐藤将行委員の質疑を終わります。

以上で教育推進課の質疑は終了いたします。

これをもちまして議案第44号　令和６年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定についての件に対する質疑は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩　午後　５時０１分

再開　午後　５時０３分

○委員長（九山妙子君）　では再開いたします。暫時休憩前に引き続き会議を開きます。

討論に先立ちまして、委員各位に申し上げます。

討論は、宮代町議会会議規則第52条の規定にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。したがいまして、賛成か反対か分かりづらい討論は行わないよう厳しく注意いたします。

また、同会議規則第80条の規定により、表決には条件をつけることができません。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

議案第44号　令和６年度一般会計歳入歳出決算について反対の立場から討論を行います。

討論につきましては、改めて今日、まちづくり建設課、未来のまち整備課、教育推進課の審議が終わったところでございますので、改めて24日の本会議の中で行いたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　議席ナンバー１番、佐藤でございます。

前段議員と同様、令和６年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号につきまして、本日行った課もございまして、終わってすぐということではちょっと検討が必要ですので、24日の本会議のほうで行いたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　次に、

賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第44号　令和６年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第44号　令和６年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は９月19日金曜日午前10時から委員会を開き、引き続き国民健康保険特別会計の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

休憩　午後　５時０９分

決　算　特　別　委　員　会

第　５　日

出席委員（１２名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		小島あけみ君	
泉　伸一郎君		鈴木次男君	
合川泰治君		塚村香織君	
土渕保美君		川野武志君	

（議長　田島正徳君）

欠席委員（１名）

金子正志君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

住民課長	榎本恭一君	住民課主幹	齋藤幸成君
国保・後期担当主査	稲宮辰男君	国保・後期担当主査	安部麻里亜君
健康介護課長	草野公浩君	介護保険担当主査	飯尾浩之君
まちづくり建設課長	髙橋勝己君	上下水道室長	忽滑谷　和君
上下水道室主幹	高橋暁尋君	経営総務担当主査	齋藤智子君
施設担当主査	堀子晋作君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月17日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

本日、金子議員におかれましては欠席の届出が出ております。ご報告申し上げます。

本日の審査順は、決算の認定について、住民課所管の議案第45号　令和６年度国民健康保険特別会計、次に、審査の効率化のため、同じく住民課所管の議案第47号　令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計、次に、健康介護課所管の議案第46号　令和６年度宮代町介護保険特別会計、そして、利益の処分及び決算の認定について、まちづくり建設課所管の議案第48号　令和６年度宮代町水道事業会計、次に、議案第49号　令和６年度宮代町下水道事業会計の順に、質疑、討論、採決を行います。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４５号の審査（住民課）

○委員長（九山妙子君）　では、これより本委員会に付託されました議案第45号　令和６年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長、お願いいたします。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。よろしくお願いします。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当主査の稲宮です。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査の安部です。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて１人30分以内となります。残り３分になりましたらベルを１回鳴らします。その後、アラームが鳴りましたら終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。これまでの委員会を見ますと、意見や要望等を述べているところが見受けられましたので、改めて注意いたします。

本日は同じ質疑が出ております。前段者の質疑、答弁をよくお聞きください。また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑の事前通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。議席番号１番、佐藤でございます。

通告書を提出しておりますが、６番までです。これを順にお尋ねいたしますので、ご質疑をお願いいたします。

まず、１番目、決算書209ページ、説明書のほうでは206ページになりますが、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の滞納者の推移と滞納繰越者数についてまずお尋ねいたします。

また、滞納繰越分に対し収入未済額縮小に努めたとあるが、これ説明書のほうですかね、納税相談以外ではどのようなことを行っていたのかとい

うことについてお尋ねいたします。

次、また同じページになります、両方とも。

不納欠損中、時効となったものの件数と、その額についてお尋ねいたします。

また、健康保険税、これに限らず公のもの、一般的なものですが、公的な債権であることから、時効の援用は、要は法的な民法上の百四十何条かの時効の援用は不要で、５年経過することと同時に時効が成立するというふうに法的にはなっております。要は相手からの時効が成立していますよというふうなことがなく成立してしまうというのは、ご存知かと思いますが、現時点で時効５年経過前のものである、まだ時効が経過していないものである、３年、４年と間もなく時効が経過してしまうものについての滞納者数、これについてお尋ねいたします。

次に、216ページです。

これは説明書のほうにはございませんが、これはちょっと電話でも確認しましたが、一般会計ですから、総務課所管ではなく、こちらのほうで聞いて大丈夫ということで、一般管理費の一般管理事業、超過勤務手当、これが令和５年度比44万1,408円と、約2.8倍と倍以上、３倍近くになっておりますが、この理由についてご説明を頂戴したいと思います。

次に、その次のページの218ページです。

賦課徴収費、国民健康保険税賦課徴収事業、13の利用料及び賃借料として予算額79万2,000円、これが計上され、同額が不用額となっており、令和５年度の決算書を拝見いたしましたところ、これも同様でありますが、これはそもそもどのようなものなのであるか、ちょっと分からないので、不勉強で申し訳ございませんが、ご説明をお願いいたします。

５番目、決算書のほうは222ページ、説明書215ページ、特定健康検査等事業費の特定健康検査等実施事業、実施者数が毎年減少していることに関する課としての検証結果というのは、どのように分析しているかということです。

また、予約に関し、数年前からウェブ予約、杉戸のほうに倣って、私も町民時代に何回か要望したものが実現したものですが、ウェブ予約も行っていらっしゃいますが、これ導入後の推移と電話予約との比較はどのようになっているか。

また、どのように、でき得る限りウェブ予約にしたほうが窓口の業務負担の軽減にもなることから、そのように考えていらっしゃるとは思いますが、それに対してどのような策を講じていて、どのような計画があるかということについてご説明願います。

最後の６番、これは224ページ、説明書の217ページ、疾病予防費の疾病予防事業、検診者がこちらも毎年減少していることに対し、どのような分析、検証を行っているのかについて説明、検証結果を求めます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

それでは、１つ目のご質問にご回答いたします。

滞納者数のまず推移ですが、こちら各年度６月現在の数字になりますが、令和５年度が559世帯、令和６年度が528世帯、令和７年度が518世帯となっております。こちらは、いずれも資格喪失した世帯も含む世帯数となっております。

続いて、滞納繰越者数ですが、令和６年度から令和７年度への滞納繰越者数は192世帯となっております。

続いて、納税相談以外ではどのようなことを行

ったのかというご質問ですが、納税相談以外では、督促状を送った後、集合催告ですとか差押予告書の発布、それと、財産調査と財産の差押えを行いまして、収入未済額の縮小に努めたものでございます。

なお、国民健康保険税の滞納整理につきましては、町県民税、固定資産税、軽自動車税と併せまして税務課徴収担当のほうで行っております。

続きまして、２つ目のご質問です。

不納欠損中に時効となったものの件数と額ということですが、不納欠損中に時効となったものは36件で、金額が442万4,645円でございます。

それと、時効前である３年、４年経過している滞納者数ですが、時効前３年経過している滞納者は106人で、４年経過している滞納者は85人となっております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当主査の稲宮でございます。

では、質疑の項目の３番目に一般管理費のご質問に対してお答えをいたします。

超過勤務手当が令和５年度と比べて44万1,408円と約2.8倍になっている理由でございます。

こちらの令和６年度の超過勤務手当の決算額につきましては、68万4,000円となっておりまして、ご質問にありますように、令和５年度の24万2,520円から44万1,480円の増というふうになっております。

増額になった理由でございますが、令和６年12月から、これまでの紙ベースの被保険者証、こちらが廃止になったことによって、新しく資格確認書、こちらのほうの制度に移行したことに対する対応、そして、職員の人事異動によるものが主な理由として挙げられます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

それでは、４つ目のご質問に回答させていただきます。

利用料及び賃借料として予算額79万2,000円が計上されておりまして、同額が不用額となっておるものですが、こちらの内容ですが、納付書に印字されておりますＱＲコードを読み取って、地方税の納付手続を電子的に行うことができます地方税共通納税システムの利用料となっております。こちらの利用料は税務課でまとめて支払いを行ったため、こちらのほうが不用額となっているものでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当主査の稲宮です。

続きまして、５項目め、特定健康診査等事業費につきましてご説明を申し上げます。

受診者数が毎年減少していることに関する検証結果、そして、予約についてのウェブ予約導入後の推移と電話予約との比較ということでございますが、主要な施策に関する説明書の216ページをご覧いただきたいと思います。

216ページの一番上の表でございます。こちら特定健康診査受診者ということで、過去３年間の推移を見ますと、こちらの表にありますように、令和４年度が2,355人、そして令和５年度が2,132人、そして令和６年度が1,899人と減少をしております。こちらについての減少となった理由でございますが、一番大きな理由としては、まず、国民健康保険の被保険者の数、こちらが毎年減少し

ていることが主な原因として考えられるものでございます。

ちなみに、被保険者の数でございますが、同じく主要な施策に関する説明書の205ページにありますが、205ページの３つ表があるうちの真ん中の表でございますが、被保険者数が令和４年度から令和５年度、そして６年度と、毎年被保険者の数が減少をしております。こちらが、受診者数が減った大きな理由というふうに考えております。

続きまして、予約のウェブ予約導入後の推移と電話予約との比較でございますが、予約につきまして、インターネットの予約を令和４年度から導入をいたしております。それぞれの年度ごとの電話予約とインターネットの内訳の件数、割合を申し上げさせていただきます。

まず、初年度の令和４年度ですが、電話予約が1,673件で全体の81％です。そして、インターネット予約が382件で全体の19％になります。続きまして、令和５年度、次の年度ですが、電話予約が1,234件で割合が63％です。そして、インターネット予約が726件で割合が37％となっております。そして、令和６年度でございますが、電話予約が1,129件で割合が59％です。そして、インターネット予約が791件で割合が41％です。そして、最新年度であります今年度でございますが、結果が出ておりまして、電話予約のほうが1,083件、割合が55％です。そして、インターネット予約が876件で全体の45％です。

年度別のこの電話予約とインターネット予約の割合を見ますと、導入初年度は電話が約８割、インターネット予約が２割という割合でしたが、今年度、７年度におきましは、大体半分半分に近いところの数字になっておりまして、かなりインターネット予約の割合、数が増えておりまして、普及をしているのかなというふうに考えております。

以上です。

続きまして、質問の項目の６番目、疾病予防費の中での検診者が毎年減少していることに対しての分析、検証でございます。

こちらですが、主要な施策に関する説明書の217ページをご覧いただきたいと思います。

こちらの表に各種検診等の状況ということで、受診者数を載せさせていただいておりますが、こちらの受診者の数が減っている理由でございますが、まず、先ほどお話をさせていただきました特定健診と同じように、国民健康保険の被保険者の方の数が減少している、これが主な理由として挙げられると思います。

また、こちらの表の中にあります各種検診の中で、一番下の人間ドックの助成、こちらですが、これは前年度と比べて増加をいたしております。ほかの各種がん検診は減っているんですが、人間ドックの助成の数が増えているということで、人間ドックと併せて、がん検診を受診されている方が多くなってきているんではないかなということも理由として考えられると思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

では、１番目のほうから再質問をさせていただきたいと思います。

これは滞納者数のほうです。順番はちょっと逆になりますが、相談以外については何点かお聞きしたのが、間接的に催告、郵便等で行っていらっしゃるのかなと思いますけれども、電話も中にはあるのかどうか、ちょっとそこは答弁のときにお答え願いますが、相手に対しては間接的なものが多くて、直接的に行っているのが少ないように感じられるのですが、そこのところはいかが考えて

いるでしょうか。

また、資格喪失世帯を含むというのは、これは資格喪失というのは、先ほど稲宮さんがおっしゃったような、あの……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、一問一答で答えていただきます。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。ごめんなさい。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

納税相談以外で直接の徴収があるかどうかということですが、先ほども申し上げたように、滞納整理につきましては、税務課の徴収担当のほうで行っておりまして、あまり細かいところまでは申し上げられないんですが、以前は臨宅徴収といって、自宅まで行って直接徴収するというのもやっておりましたが、ここ最近では効果があまりないので、どちらかというと財産調査を徹底的にやって、差し押さえられるものがあれば差押えをしていくという滞納整理が主になってきているというところでございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、直接行くのではなく、集合催告やら何やらいろいろありましたけれども、基本的に書面やら電話等でやって、それで駄目だったら差押えというふうな形を行っているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

再三の催告、差押予告をした上で、あとは電話催告ですとかをした上で、全然納付をしていただけない悪質な滞納者について、財産調査をした上で、差押えができるものがあれば差押えをしていくというところになります。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、令和６年度における差押件数というのは何件になっておりますか。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時２４分

再開　午前１０時２４分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

６年度の差押件数ですが、35件となっております。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　この35件というのは、金額にするとどれぐらいになりますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

金額にしまして607万999円となっております。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

607万というと相当、１件当たり20万弱という形になると思いますが、では、差押えを免れたといったら変ですけれども、できなかったことによって、町として徴収できなかったというものは幾

らになりますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

徴収できなくて不納欠損になった金額という理解でよろしいでしょうか。

件数にしまして67件で、金額で751万5,045円でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　751万はかなりの額なんですけれども、これは例年、大体これくらいというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

不納欠損につきましては、その年度によって金額はまちまちになりますが、実績でいいますと、令和５年度につきましては86件で、金額で1,162万6,318円でございます。あと、４年度が件数で69件、金額が532万5,875円でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　聞いていますと、３年間だけでも全て500万円以上、令和５年度に関しては件数としても倍以上で金額も倍近くという形で、かなりの額なんですが、これに対する対応というのが、ちょっとほかのも聞きたいので、時間がないので後ででも構いませんが、ちょっとこれ抜本的に考えなければまずいんではないかと思います。

１番のちょっと順番を逆にしました。滞納者数の推移と滞納繰越者数を先ほどお尋ねして、令和５年から559名、528名、518名と滞納者数自体は減っているような形ですが、これは資格喪失世帯、資格の先ほど稲宮さんがおっしゃったような形で、元の母集団が減っているからというところを先ほど理由にされましたが、母集団が減っている割合とあまりリンクしていないというところがあるのですけれども、そこのところはどのようにお考えでしょうか。

即答できない場合は暫時休憩してください。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時２９分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

母集団が減ったことに対して滞納者数が減ったかどうかということについては、分かりません。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　時間がないので、これ以上のことはちょっと後で窓口のほうでお聞きしたいと思います。

２番に入ります。

２番の不納欠損のうち時効になりかけているもの、時効件数も442万とすごい多いと思うんですが、先ほどのと合わせるともうほぼ500万ですから、１番の滞納繰越分と、差押えのほうか、に比べて、こちらは差押えをしたから入ってきたとはなりますけれども、時効で442万、36件、４年経過分が85人ということは、時効になった36件、令和６年度の36件よりも２倍以上になっている。額がそのまま２倍になるかどうかは別として、それが控えているという形ですけれども、これが時効にならないような手だてというのは、先ほども申し上げたように、時効の援用が不要であることから、５年経過してしまえば、もう自動的にこれは

欠損というふうな形になるというふうな性質のものです。

ということは、これ早急に対策をしないと、素人考えで申し訳ございませんが、このままいくと36件を、令和６年のを超えて令和７年度には36件以上で、普通に考えてというか単純に考えると、500万を超えちゃうんじゃないかなというふうに思うんですが、何か毎年対策はされていると思いますが、毎年やっていてこれぐらい出ているということは、何かしら毎年毎年、じゃ今年はこうしようとかというふうなのが出てきてしかるべきだと思いますが、何か対策を考えていらっしゃるのでしょうか、新しいものを。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤でございます。

税金につきましては、５年時効になる、何もせずに５年時効になるものはございませんでして、財産調査を徹底的に行いまして、差押えできる財産がない場合は滞納処分の停止をかけております。３年間様子を見まして、資力の回復とか、ほかの新たに差押えできる財産がなければ、３年後、処分停止して欠損になるというものでございますので、何もせずに５年経過して時効になるというものは、今はないというところでございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　時間がないんで、これも細かいところは窓口でお聞きしたいと思いますが、要は、滞納処分の停止をやって３年延長して、それでも時効になってしまったものも含めて36件、442万という形だとは思いますが、それと同じような形で控えているのが、４年経過85人、３年経過は106人ということの説明だと思いますが、ここのところはもっとほかの方法等も考えて、ここを減らしていただきたいと思います。２番のほうは後でもう１回、別個で聞きます。

３番目の超過勤務のほうは、資格確認書または人事異動があったとはいえ、これが紙から廃止になったからとはいえ、廃止になったのは12月からで、たった３か月分ですから、それにしてはちょっと多過ぎるのでは、令和５年度比24万ですから、と思います。ここもちょっと再考してください。

４番目、地方税のＱＲコードを利用、これは税務課のほうということで、飛ばします。

５番目、徐々にウェブのほうが増えて電話のほうが減ってはいるものの、今のご時世でまだ50％以上が電話というふうな形という説明がございました。これについては榎本課長がおっしゃったように、被保険者数の減となりますが、これとあまりリンクしていないような形であります。

ここのところは説明が長くなると思いますので、お聞きしませんが、電話について、相変わらず令和４年よりも以前の頃から僕は、七、八年前から何回か、五、六回、窓口でお聞きしていますが、月曜、金曜の電話というのが場合によってはパンクしてしまう、10回線しか用意していない。ここの構成というのは変わっていないのかということをお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当の稲宮でございます。

検診の電話予約についてですが、回線につきましては10回線で７年度も行っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で佐藤将行委員の質疑を終わります。

〔「答弁漏れのほうをお願いします」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　通告第２号、福澤和美委員。

〔「答弁漏れ、自覚しているんですからお願いしますよ。今、言おうとしていたじゃないですか。自分のことだしね」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時３５分

再開　午前１０時３５分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当の稲宮でございます。

先ほどの答弁の中で漏れがございましたので、述べさせていただきます。

先ほど10回線と申し上げましたが、こちらでパンクはしていないかという話でしたが、そのようなことはございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で佐藤将行委員の質疑を終わります。

通告第２号、福澤和美委員。

○委員（福澤和美君）　議席番号４番、福澤和美でございます。

２点ご質問させていただきます。

決算書の218ページ、説明書212ページ、一般被保険者療養費の一般被保険者療養費支給事業についてお伺いいたします。

給付件数は減っているが、療養費が増えた理由は。

２点目が、決算書220ページ、説明書213ページ、一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額療養費支給事業についてです。

同じく給付件数は減っているが、高額療養費が増えた理由は。

お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当主査の稲宮でございます。

では、お答えを申し上げます。

まず、１点目の一般被保険者療養費支給事業でございます。こちら主要な施策に関する説明書の212ページをご覧いただきたいと思います。

212ページの下の表でございますが、ご質問にありますように、まず給付の件数につきましては、５年度の2,837件から263件減少いたしまして、2,574件となっておりますが、逆に金額のほうは、５年度の1,539万8,514円から1,549万2,304円と９万3,790円の増加となっております。

こちらの理由でございますが、まず、こちらの療養費でございますが、こちらは具体的には、例えば接骨院で柔道整復師の施術を受けた場合ですとか、また、医師の指示によりましてマッサージ、はり、きゅう、こういったものを受けた場合、それから、コルセットなどの補装具を作ったとき、そして、資格確認書を医療機関にかかるときに提示をしないで医療を受けた場合、こういったときに、10割の費用額のうち町が負担すべき７割、あるいは８割、これを直接施術者などに支払いをする、こちらが療養費となっております。

先ほどの件数と金額の件でございますが、こちら理由につきましては、１件当たりの療養費の金額が増えていることが大きな原因と考えられます。先ほどの表の中の一番下の行ですが、１件当たりの療養費ということで、令和５年度は5,428円で

したが、令和６年度は6,019円というふうに１件当たりの金額が増えております。

こちらは、理由でございますが、令和６年６月から柔道整復の料金改定がございました。こちらが１つ。それから、施術所からの請求というのは、１か月で、月で、月末で締めて上がってくるものなんですけれども、こちら１か月で１件としてカウントされますので、お１人の方が同じ例えば施術所にかかる日数というのがここのところ増えているのかな、例えば従来、月５日間だったのが10日になるとか、そういうふうに、月当たりの日数が増えていることが１件当たりの増として考えられるのかなというふうに思います。

続きまして、２点目の一般被保険者高額療養費の支給事業でございます。こちらは主要な施策に関する説明書の次のページ、213ページの上のところの表でございます。

こちらは同様に、件数のほうが５年度の5,643件から242件減少いたしまして5,401件となっておりますが、金額は逆に先ほどの療養費と同じなんですが、前年度と比べまして2,876万3,640円の増というふうになっております。

こちらの理由でございますが、やはりこちらも１件当たりの高額療養費、表の中の一番下の行にございますが、こちらが増えております。令和５年度は１件当たり５万2,261円でしたが、令和６年度は５万9,929円と、１件当たりで7,668円増加をしております。こちらがご質問にありましたところの理由かなというふうに考えております。

内容でございますが、近年、医療技術というのがどんどん高度化されていく、あるいは、高額なお薬、薬剤の普及といったことによりまして、高額な医療が行われるということが多くなったということが理由として考えられます。

特にですが、例えば心臓の疾患ですとか脳の疾患、それから、がん治療に係る治療、それから手術、こういったものは非常に高額な医療費がかかるケースが最近増えております。

特に脳や心臓の手術をした場合というのは、あくまでも10割の金額ですが、200万を超えるような医療費がかかることもございますし、抗がん剤につきましても、最近いろんな薬が出ておりまして、こちらも年間で10割の金額ですが、数百万円かかるようなケースも出てきております。こういったことが、高額療養費の件数が減っても金額では増えてきているといったものの理由として考えられるかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　両方に係る再質問をさせていただきたいと思います。

被保険者が減少傾向に今なっていると思うんですけれども、医療費は年々上昇している状態で、今年度以降について、町としてどのように今後どういうふうになるかというのを見込んでいるのか、また、不要な受診というか、受診しなくてもいいような不要な受診をなくすためには、どんな対策をされているのかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当の稲宮です。

今、ご質問にありましたように、被保険者の方が減っている状況の中、医療費というのは年々増えております。こちら結局、医療費が増えるということは、その分、保険税のほうにも影響をしてまいりますし、もちろん被保険者の方のご自身の健康という問題でも大きな問題となりますので、非常に重要な問題かなというふうには考えております。

そのためにも、やはり医療費削減というのが喫緊な大きな課題であるというふうに考えていますので、例えば今、町のほうで行っている特定健診、こういったものを勧めていって受診率を上げていって、病気がなるべく早めに早期発見、早期治療に結びつけるような流れになっていければいいなというふうに考えております。

それから、不要な受診についてでございますが、町のほうでは診療のデータを基にして、重複受診ですとか多剤、お薬をたくさんもらっている方、こういう方について、データを基にピックアップをして、たくさん同じ病気でお医者さんにかかっている方とか、同じようなお薬をたくさん投与を受けている方、こういう方については、必要によっては状況調査して面談をするように向けていくなど、そういった方についての対策を講じているところではあります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で福澤和美委員の質疑を終わります。

通告第３号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　５番、野原でございます。

１問だけなんですけれども、前段委員が質問していただいて、その答弁で大体分かったんですけれども、点数が減っているのに上がっているというのは、治療が年々上がっているということは分かりました。

それで、質問なんですけれども、歳出の決算220ページ、説明書213ページ、一般被保険者高額療養費の一般被保険者高額療養費支給事業です。

先ほど前段委員も質問されましたが、令和６年が令和５年より件数が減っているのに、増額している理由は分かったのですが、それについて質問させていただきます。

こちらの高額療養費の内訳といいますか、全部は無理だと思うんですけれども、一番高額なものから、分かる範囲でいいので、どんな治療があるのか教えていただけたらと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当主査の稲宮でございます。

先ほどの高額療養費のご質問の中でもお答えはしておりますが、内容としましては先ほどと重複するところがございますが、やはり心臓や脳の病気、手術、それから、がん治療の薬剤、こういったものが高額になっているというケースが見受けられておりますが、具体的に例えば金額の大きなものの幾つかとか、そういった形ではちょっとデータは持ち合わせてはおりません。

また、データとして、その内訳でございますが、高額療養費というのは、決算書にもありますように、年間で約３億2,000万円でございます。こちらの内訳、どういったところが多いゾーンかなというところを確認してみたんですけれども、やはり入院をされた方の高額療養費というのが前年よりも増えております。令和５年度が713件でしたが、令和６年度は756件ということで、43件ほど入院した方の高額療養費というのが増えております。また、金額にしても、５年度は約１億1,700万円だったんですが、これが１億3,000万円と金額のほうも増えております。

また、あわせて、入院された方も含めてなんですけれども、１年間で４か月以上高額療養費に該当した方について、やはりこちらも件数が増えております。令和５年度が507件だったのに対して、令和６年度は526件で、金額にしても、令和５年度が約4,900万円でしたが、令和６年度は5,500万円ということで増えております。

内容を見ますと、今、申し上げたように、入院

をされている方の高額療養費が増えている。かつ４か月以上の高額療養費に該当した方が増えているといった傾向が見受けられます。

また、年齢別の高額療養費の該当者数なんですけれども、70歳以上の方の高額療養費の中の占める割合というのが、金額ベースなんですが38%、約４割が70歳以上の方の高額療養費というふうになっております。もうちょっと広げて前期高齢者、65歳以上の方というところで捉えますと、58%、約６割の方、金額ですけれども、６割の金額が前期高齢者、65歳以上の方で占めているといったふうな傾向が見られております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

入院が高額であると。ちょっと今、お答えの中にはなかったんですけれども、透析のほうは入りますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　住民課国保・後期担当の稲宮でございます。

人工透析にかかる医療費というのは、やはりかなり高額な医療費になりまして、こちらについても含まれております。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

その人工透析のほうが、例えば町内にどのぐらいいるとか、そういうことは分かったりしますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当主査の稲宮でございます。

人工透析に該当している方の人数なんですが、令和６年度は37名いらっしゃいます。ちなみに、その前の年、令和５年度が38名、さらに前の年、４年度が40名ということで、あまり大きな増減はないような状況でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

こちらの年齢、対象は、やはり後期高齢者になるのか分かりますか、人工透析されている方。前期、65歳から。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当の稲宮でございます。

こちらの方、人工透析を受けている方の年齢につきましては、やはり比較的、前期高齢者の方が多いですが、中には40代、50代の方でも何人かはいらっしゃいます。ただ、多くはやはり65歳以上の方が多いです。特に70歳以上の方の割合のほうがかなり多いと思います。

○委員長（九山妙子君）　以上で野原洋子委員の質疑を終わります。

通告第４号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

７点質問させていただいていますが、ダブっているところについては、違う角度でお願いしたいと思います。

まず、決算書209、210ページ、説明書では206ページの国民健康保険税です。

これは全て令和６年度の状況をお示しいただきたいと思います。１点目は、１世帯当たりの保険税額、それから２点目は、１人当たりの保険税額、３点目は、１世帯当たりの平均所得はどうだったのか。

２点目は、決算書209、210ページ、同じく説明書では206ページ、国民健康保険税の関係です。

滞納世帯は何世帯か。それから、滞納世帯のうち、所得が100万円未満の世帯数は何世帯か。

３点目、決算書209、210ページ、説明書では207ページの国民健康保険税です。

不納欠損の中の倒産件数はどのようになっておりますでしょうか。それから、２点目は、現年課税分の収入未済額2,716万円は前年度と比べて減っていますが、その理由をお尋ねいたします。

４点目、決算書209ページ、210ページ、説明書では208ページの県支出金でございます。

１点目は、特別交付金（県繰入金２号分）ですが、の減額の理由をお尋ねいたします。２点目は、特別交付金（特定健康診査等負担金）の減額の理由をお示しいただきたいと思います。

５点目、決算書211ページ、212ページ、説明書では209ページの繰入金。

その他一般会計繰入金、これは法定外繰入金のことでありますけれども、前年度と比べて減っていますが、増やす考えはどうかということでお尋ねいたします。

６点目、決算書221ページ、222ページ、説明書では215ページの特定健康診査等事業費の特定健康診査等実施事業の中に特定健康診査受診者が減っておりますが、私は増やす対策をお尋ねいたします。

７点目、決算書223ページ、224ページ、説明書では217ページ、保健事業費の疾病予防費、疾病予防事業でありますけれども、各種検診等の状況は人間ドック以外減っておりますけれども、増やす対策はどうかということでお尋ねいたします。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

それでは、まず、１つ目のご質問から回答させていただきます。

１世帯当たりの保険税額ですが、13万7,844円でございます。

次に、１人当たりの保険税額ですが、９万6,739円でございます。

続いて、１世帯当たりの平均所得ですが、127万2,664円となっております。

続いて、２つ目のご質問です。

滞納世帯は何世帯かというご質問ですが、令和７年６月現在の人数になりますが518世帯になります。こちらにつきましては、既に資格喪失している世帯も含まれる世帯数となっております。

続いて、滞納世帯のうち所得が100万円未満の世帯数は何世帯かというご質問ですが、滞納世帯のうち所得が100万円未満の世帯数は128世帯でございます。こちらも資格喪失されている世帯も含まれる世帯数となっております。

続いて、３つ目の質問です。

不納欠損の中の倒産件数はというご質問ですが、純粋に会社が倒産して不納欠損したというものはございませんが、財産なしで不納欠損した件数になりますが、こちら51件となっております。

続いて、現年課税分の収入未済額2,716万円、前年度と比べて減っている理由でございます。こちらにつきましては、現年度、適切に督促状の発布ですとか催告書の発布によりまして収納率が増加したことによりまして、収入未済額が減ったものでございます。

続きまして、４つ目のご質問です。

特別交付金（県繰入金２号分）の減額の理由でございます。こちらにつきましては、県の繰入金につきましては幾つかの評価項目がございまして、その評価によって交付金の金額も変わってくるのですが、６年度につきましては、特定健診、特定

健康診査の受診率が下がったことによりまして、交付金が減額になったものでございます。

また、評価項目の一つであります健康増進に係る取組についての評価基準が変更になりまして、交付基準額が大幅に減額となったため、この部分につきましても交付金が減額になったため、併せて減額になったものでございます。

○委員長（九山妙子君）　主幹、すみません。歳入とか歳出、それからページ数も読んでいただいてから質疑内容に入ってください。お願いいたします。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　それじゃ、続きまして、５つ目のご質問です。

決算書211ページ、212ページ、説明書209ページの繰入金のご質問です。

すみません。その前に、４つ目の質問で回答が漏れておりました。

決算書209ページ、210ページ、説明書208ページの特別交付金（特定健康診査等負担金）の減額の理由はというご質問です。

こちらにつきましては、被保険者数の減によるものと、あと受診率の減により特定健診の受診者数が減ったことによりまして、減額となったものでございます。

続きまして、５つ目のご質問です。

決算書211ページ、212ページ、説明書209ページ、繰入金についてで、その他一般会計繰入金（法定外繰入金）が前年度と比べて減っているが増やす考えはというご質問です。

保険税の水準の統一は、埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）に基づきまして、令和９年度に準統一、令和12年度には完全統一をするものとされております。その前提としまして、令和８年度までに赤字と言われる法定外繰入れの解消が求められておりまして、町としてはこちらを、法定外繰入れの解消を段階的に進めていきたいと考えております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（稲宮辰男君）　国保・後期担当主査の稲宮です。

続きまして、質疑の項目の６番目、特定健康診査等実施事業についてお答えをいたします。

特定健康診査受診者が減っているが、増やす対策はとの質問でございますが、主要な施策に関する説明書の216ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにございますように、特定健康診査の受診者というのが、令和４年度2,355人から令和５年度が2,132人、そして６年度が1,899人と減少をしております。

こちらの主な理由ですが、国民健康保険の被保険者の方の減少というのが理由として考えられます。特定健診の受診率を引き上げるということは、やはり医療費削減のために重要な課題であると考えておりますので、受診者数を増やすための対策といたしまして、令和４年度からインターネットにより受診の予約を導入いたしております。

そのほかの対策といたしまして、令和６年度に行った対策といたしましては、まず、特定健診を受けていない方、未受診者の方に対して受診を勧奨するはがきを郵送で送っております。こちらは８月と10月の年に２回、受診をしていない方に対して、はがきをお送りしております。こちら８月にお送りするときですが、受診者、未受診者の方を分析をいたしまして、例えば全く今まで受けたことがない方とか、去年は受けたけれども今年は受けていない方とか、そういう方を幾つか分けまして、７種類に分けて、違った内容での郵便の勧奨はがきをお送りをいたしております。

そして、町の公式のＬＩＮＥを使って受診の勧奨もしております。こちら予約が始まるとき、それから、実際に始まって終わりが近づいたときに、町のＬＩＮＥを使って、特定健診とセットでがん検診が受診できますので、集団健診での受診勧奨、がん検診も一緒に受けられますということでの勧奨を行っております。

また、特定健診の受診券を５月にお送りしているんですが、なかなかやはり内容的に分かりにくいという声もいただいているところでございますので、なるべく特に高齢者の方でも分かりやすい内容、そして、受けようかなと思えるような内容にということで、パンフレットを工夫して、同時にがん検診も特定健診と一緒に受けられますから、ぜひどうぞということで、工夫をしたパンフレットを作成しております。それから、受診を勧奨するポスター、こちらを庁舎内に掲示をいたしました。

また、新たに今年度、７年度からですが、新しい取組として、受診勧奨、特定健診、がん検診が一緒に受けられますので、受診勧奨の動画を作成をいたしまして、役場１階のロビーのところに大きなモニターがございますので、そちらで流れるようにしております。また、町のＳＮＳでもその動画を流しております。

それから、先ほどポスターを庁舎内に掲示をしていたんですけれども、より多くの方に見ていただきたいというところで、掲示場所を町内の各社のご協力をいただきまして増やしました。例を挙げますと、埼玉りそな銀行、川口信用金庫、それから３か所のゆうちょ銀行、それから商工会、それからセキ薬品さん、東武ストアさん、カスミさん、それから無印良品さん、あと町の循環バス、こういったところに直接訪問してお願いをして、ポスターを掲示していただくように協力を依頼したところでございます。

そういった形で、７年度は新しく受診者を増やす取組をしているところです。

続きまして、項目７番の疾病予防事業のところでございます。

各種健診等の状況が人間ドック以外は減っているが、増やす対策はというところでございます。

こちらは、主要な施策に関する説明書の217ページに各種検診の受診者数が出ておりますが、ご質問にありましたように、人間ドック以外は減っている状況でございます。

こちらもやはり理由としましては、国民健康保険の被保険者の方が減っているというのが主な理由として考えられるところでございますが、やはり検診の受診者数を少しでも増やすため、医療費削減のためにも増やしたいというふうに考えておりますので、そのための対策というところですが、先ほども申し上げましたが、健康診査等の増やす対策のところでも申し上げましたが、なるべく多くの方に受けていただきたいということで、町のＬＩＮＥを使った受診勧奨ですとか、より分かりやすいパンフレット、それからポスターの掲示、そういったことで受診者数を増やす対策を講じているところでございます。

また、がん検診は国民健康保険の被保険者の方だけではなくて、社会保険などに加入している方も町としては対象として行っているところですので、例えば予約方法など、受診しやすい環境を整えていくことですとか、また、より効果的な受診勧奨の方法などについて、衛生部門の担当である保健センターのほうと国民健康保険とで連携をして、対策を検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

じゃ、ここで休憩といたします。

休憩　午前１１時１２分

再開　午前１１時２４分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

引き続き、丸藤栄一委員の質疑を続けます。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

時間がありませんので、１番、２番は結構でございます。３点目の不納欠損の中の倒産件数ということで、先ほど51件と言いましたよね。間違いはありませんか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤でございます。

不納欠損の財産なしの件数ですが、申し訳ございません。訂正させていただきたいと思います。51件というのは５年度の件数でして、６年度につきましては37件でございます。すみません、訂正をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　そうですね。状態説明のときには、倒産及び財産なしが37件と言ったんですよ。

それで、私、質問は、特に倒産及び財産なしということで合わせてなんですけれども、だから、倒産件数のほうは、じゃ何件なんですかという意味で聞いているんですよ。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤です。

倒産による不納欠損はございません。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　そうですよね。その辺は全くないというのも分かりませんけれども、倒産件数及び財産なしが37件だとすれば、もっと、じゃ、財産なしが37件と言ったほうがいいのかなというふうに思いました。倒産というと、倒産などで財産を全て失った状態をいいますでしょう。財産なしが滞納処分できる財産がない状態ということだから、もう少し正確に説明したほうがいいのかなと思いました。

私、この不納欠損の中身ですけれども、ほかの自治体を見てみますと、ほとんど生活困難、これは９割に近いんですよ。だから、もう少しどうなんでしょう、単なる財産なしが37件、これはやっぱりトータルで生活の困窮、厳しいんだという人が多くいて、それで滞納になっている、そういう状況じゃないかなと思いますが、この点については次年度、来年度に向けて、もう少し正確にしていただければなというふうに思います。これは要望です。

それで、次に移りますが、４点目、県支出金なんですけれども、やっぱりこれは特別交付金（県繰入金２号分）の減と、同じ特別交付金の特定健康診査等負担金、これは最後のほう、下のほうの６、７にかかっているんですよ。やはり特定健診受診者が減ったりする、各種健診等の状況が悪いというと、県の評価が悪くなるんですよね。

だから、私、国保税の負担を少なくするためには、こういった特定健診、あるいは各種検診、受診率を上げて、医者にかからないようにする。それが１つ。それと、国庫補助金を国からもらう、県支出金も多くもらうようにしなければ、やはり

国保税を上げざるを得ないですよね。

だから、そういう意味では、二重に特定健康診査、各種検診、これは先ほど上げるような努力、これは認めますよ。全然やっていないわけじゃない、一生懸命やっているとは思うんですけれども、それでもやっぱり受診率が悪い。

特に、集団健診は別にしても、個別健診はもっともっと増やさなければいけない。かかりつけに行けばいいわけだから。だから、そういう点ではもっと個別健診が上がらなければいけないのに、逆に下がっている。これは、その辺はどういうふうに認識していますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤でございます。

決算書209ページ、210ページ、主要な施策の説明書の208ページの県支出金、特別交付金の関係のご質問です。

特定健診につきましては、集団健診と個別健診がございますが、前年度に比べまして受診率が下がっているという状況でございます。集団健診につきましては、実は率にしますと、前年度と同じぐらいの受診率になっているところなんですが、個別健診の受診率が下がっている状況でございます。

個別健診につきましては、町内の医療機関が、ほぼ９割近くが町内の医療機関となっておりまして、宮代町につきましては、六花ともとむらクリニックと福沢医院の３つの医療機関で個別健診ができる状況でございます。

６年度につきましては、それぞれの医療機関での受診者数を確認したところ、もとむらクリニックと福沢医院につきましては、ある同じぐらいの受診者数なんですが、六花がちょっと前年度に比べまして受診者数が少なくなっている状況でございましたので、できるだけ六花のほうにも、個別健診をいっぱい受け入れていただくようにお願いしていければなと考えております。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

時間がありませんので、多分最後となると思いますが、そういう意味ではやはり特定健診、それから各種検診、先ほど稲宮さんが言ったように、早期発見、早期治療がやっぱり一番だと思うんです。そういう姿勢で引き続きお願いしたいと思います。

それで、国保税も大変です。これは構造的な問題があるからなんですけれども、そういう意味で、その他一般会計繰入れ、法定外繰入金は減っています。先ほど言ったように、県のほうで令和９年度が準統一、令和12年度で完全統一で、令和８年度までに赤字をゼロ。この法定外繰入金を赤字と見ているからゼロにすると。そうすると国保税を上げるしかないんですよ。そうしたら、やっぱり滞納者が出るだけなんですよ。健診も減っているということではどうしようもないので、そういった点では、国庫補助金を上げる、それから県支出金も上げてもらうようにする、そして、一般会計繰入金をもう繰入れするしかありませんよ。

だから、そういうふうにすべきと思うんですが、県との関係、国との関係がありますが、どうでしょうか。あらゆる場所で、ぜひこの点、繰入れを認めるようお願いしたいと思うんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

国保税の関係でございますが、やはり国庫補助を確保するというのは大変大事だと考えておりま

す。そういった意味で、特定健診の受診率を上げることが急務と考えておりまして、７年度については新たな取組を幾つかさせていただいたものでございます。

そのほか、点数化されているものではございますが、例えば口座振替の原則化というのが県の方針としてありまして、そちらも町として、ただ、原則とはいえ、難しければもちろん口座振替をしなくても構わないんですけれども、そういった原則化を打ち出してホームページ等で掲載する、そういったことだけでも点数が上がるような仕組みになっておりますので、なるべく点数を稼げるような形で頭をひねって手続を進めているところでございます。

統一化については県の方針ということで、赤字、法定外繰入金、ある自治体とない自治体というのが県内にもありまして、そういったことが統一されないまま、保険税だけが統一されてしまいますと、赤字補塡をしている自治体としていない自治体での不公平感が出てしまいますので、県としては、法定外繰入金は全自治体のほうでなくしていただかないと困るという、そういった主張になっております。

町のほうとしましても、なかなか厳しい状況ではありますが、医療費の削減ですとか適切な徴収対策、そういったことを行いながら、保険税の統一に向けて、赤字補塡の解消をしていかざるを得ない状況になっているかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で丸藤栄一委員の質疑を終わります。

通告第５号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉伸一郎でございます。

通告に従いまして、１問質問させていただきます。

前段の議員のほうで答弁いただいていますので、再質問からさせていただきたいと思います。

決算書224ページ、説明書217ページ、疾病予防費、疾病予防事業、各種検診等の……、これは言わなくていいです。再質問させていただきます。

まず、この疾病予防事業なんですけれども、不用額が591万円になっております。健康ステーション事業等、いろいろと疾病予防の取組をされているとは思うんですが、この中で、各種検診等の中の予算としてどれだけの減額になっているのかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時３９分

再開　午前１１時４０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

今の点は結構です。

それで、昨年度が2,108万4,899円で、大体差し引くと262万円ぐらいになるんで、各種事業は大体そんなに変わらないと思うので、そうすると250万前後の不用額になっているのかなという気がしていたんですけれども、そういう形ですごいやっぱり減っているというのが危惧されます。

先ほどの答弁でも、がんというものは早期発見、早期治療というのが大変生命に大事になってきますので、やはりここのところはしっかりと受けてもらえるように努力していただきたいと思うんです。

そういう中で、例えば先ほどの答弁の中にありましたよね。チラシ等を送ったりとかしているということで、確かに、例えば特定健診で受けた中で、がん検診を受けたほうがいいですよという人が出てきた場合には、今度は検診を受けましたかという、そういうものを郵送されているということがあると思うんです。また、検診を受けましたか、受けていませんかという、そういう質問のそういったものも送られております。だから、本当にその辺に関してはしっかりと進められているなということを感じております。

それで、ちょっと細かいところで申し訳ないんですけれども、質問させていただきます。

ここの５年度Ｂというところで、４番目の子宮頸がん検診、こちらが183人になっているんです。ただし、これは前年度の説明書では366名だったんですよ。今の段階だと、216名から183名だから33名の減になっていますけれども、前年度の説明書では150人増加の366になっていたんです。そうしますと、そっちが正しければ、今回は逆に194名減った172になるはずなんですけれども、こちらでは183名から11人が減った172名となっているんですけれども、この366が183になった経緯というのはどういうものかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（齋藤幸成君）　住民課主幹の齋藤でございます。

主要な施策の説明書217ページの中段で各種検診等の状況の子宮頸がん検診の人数についてですが、実は今回６年度の説明書を作成している段階で、５年度の数字に間違いがあったことが分かりまして、今回訂正させていただいたものでございます。

去年、５年度の説明書では366件となっておりまして、単純に倍の数字を計上してしまっていたというのが分かりまして、すみません、今回訂正させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

じゃ、前年度が間違っていたということで理解いたしました。

質問はいたしません。ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で泉伸一郎委員の質疑を終わります。

これをもちまして、議案第45号　令和６年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件に対する質疑を終了いたします。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。

討論は、宮代町議会会議規則第52条の規定にあるとおり、賛成、反対を明確にするものです。したがいまして、賛成か反対か分かりづらい討論は行わないよう厳しく注意いたします。

また、同会議規則第80条の規定により、表決には条件をつけることはできません。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

議案第45号　2024年、令和６年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

本日、国保関係の審議が今、終わったばかりでございますので、これらを含めて24日の本会議で改めて反対討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　失礼いたしました。

賛成討論なしと認めます。

本件に対する反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

本議案第45号　令和６年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）につきまして、本日、今、終わったばかりで、個人的にはまだお聞き足りないところとか、あと他の議員のも聞いたばかりですので、24日の本会議で述べさせていただきたいと思いまして、反対といたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第45号　令和６年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第45号　令和６年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第４７号の審査（住民課）

○委員長（九山妙子君）　それでは、引き続き質疑を行います。

本委員会に付託されました議案第47号　令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

説明員につきましては、引き続きとなりますので、紹介を省略いたします。

本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて１人30分以内となります。残り３分になりましたらベルを１回鳴らします。その後、アラームが鳴りましたら終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。これまでの委員会を見ますと、意見や要望等を述べているところが見受けられましたので、改めて注意いたします。

本日は同じ質疑が出ておりますので、前段者の質疑、答弁をよくお聞きください。また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑の事前通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　議席ナンバー１、佐藤でございます。

通告書、３つ質問事項がございますので、よろしくお願いいたします。

また、質疑内容を繰り返し読まずに迅速にお答え願いたいと思います。

まず、１番目、歳出のほうですが。

○委員長（九山妙子君）　質疑内容はしっかり読ん

で、議事録に残りますので、しっかり読んでください。

〔「いやいや、こちらから読むから同じでしょうということです」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　歳出の決算書284ページ、説明書254ページ、徴収費、事業名のほうが後期高齢者医療保険料徴収事業です。

保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ納付、スマホ決済、これ７種類と説明書にあるが、それぞれの手数料及びスマホ決済７種類の内容詳細、これ７種類というから７社あるのでしょうから、各社の手数料、また、滞納者数の推移についてどのような分析、検証を行っているのかについてお尋ねいたします。

２番目、決算書286ページ、説明書254ページ、後期高齢者医療広域連合納付金、事業名、後期高齢者医療広域連合納付金納付事業、共通経費負担金が約180万円も減であることと、不用額が2,600万円であることの説明。

３番目、決算書286ページ、予備費となりますが、これ平成27年度から令和６年度まで調べてみました。こちらを見ますと、一番多くても令和３年度の74.3万円というのがございましたが、これを除きますと、平成29年度の26.6万円というのが最高額で他の年度は10万円前後、ゼロ円という年度も三度はございます。

予備費の予算は、毎年100万円がずっと、少なくとも私が調べた範囲では計上されています。予備費というのは、別に地方自治法上も、一般会計と違って設けなくてもいいというふうな性質のものであって、必要とあらば、臨時会を開くなり専決処分をするなりという方法も、ほかの方法もあるにもかかわらず、毎年予算として予備費を100万円計上しております。

また、予備費というのは基本的に過去の実績等を考慮して設けるものなのですが、当町としては、この額100万円というのはどのような基準で定められて決められて計上されているのか、これについての説明を求めます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

まず、１つ目のご質問にお答えします。

決算書284ページ、説明書254ページ、徴収費、後期高齢者医療保険料徴収事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、納付方法、口座振替、コンビニ納付、スマホ決済の手数料というところですけれども、手数料については、口座振替が１件10円です。こちらは銀行によって変わりません。全て同じ手数料です。コンビニ納付とスマホ決済は、どちらともりそな決済サービスというところと契約しておりますので、コンビニ、スマホ決済によって手数料が変わるということはございません。１件80円、月額基本料金が１か月１万5,000円です。

スマホ決済の７種類、こちらについては、申し上げますと、ＰａｙＢ、楽天銀行コンビニ支払いサービス、ＰａｙＰａｙ、ａｕ　ＰＡＹ、ｄ払い、ＦａｍｉＰａｙ、ＬＩＮＥ　Ｐａｙの７種類で契約を始めたところでありますが、ＬＩＮＥ　Ｐａｙのほうが、令和７年４月でＬＩＮＥ　Ｐａｙ自体のサービスが終了となりましたので、今現在６種類のスマホ決済がご利用いただけます。

次に、滞納者数の推移というところです。

こちらについては、後期高齢者医療保険料については、令和４年度は26人、令和５年度が36人、令和６年度が40人というところです。

１つ目の質問については以上です。

２つ目の質問についてお答えいたします。

〔「各社の手数料。ＰａｙＢとかＰａｙＰａｙ」と言う人あり〕

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　同じですと申し上げたところです。

２番目の質問にお答えいたします。

決算書286ページ、説明書254ページ、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金納付事業についてのご質問についてお答えいたします。

まず、共通経費負担金が180万円減であることという部分についてお答えいたします。

まず、共通経費負担金とは、広域連合の運営などに係る事務費として、県内各市町村の人口や75歳以上人口の割合などから広域連合が算出した負担金の金額です。

説明書の254ページにありますとおり、令和５年度の決算額から180万円の減となっているというところがご質問の内容かと思います。

減の主な理由については、令和５年度について、資格や給付を管理しております電算処理システム、パソコンの電算処理システムがあるのですが、そのシステム改修が令和５年度に行われたために、令和５年度の共通経費負担金が多くなっていたため、減となっていたというところが主な理由です。

次の不用額が約2,600万円あることについてというご質問についてお答えいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金納付事業の令和６年度の予算６億8,344万2,000円に対して、決算額が６億5,743万8,693円となり、その差引きが2,600万3,302円となったというところの不用額というご質問だと思われますので、そちらについてご説明します。

こちらについては、保険料の納付金分の決算額が予算よりも少なかったというところが大きなところです。納付金は３つございまして、共通経費負担金、保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険料をそのまま町で徴収したものを広域連合に納めるという、３つ負担金がありますけれども、その中の保険料納付金についての予算との差が大きかったというところが原因、主な理由です。

まず、広域連合への納付金の予算といいますのは、毎年、広域連合が被保険者数の見込みなどを基に、前年、前の年の10月頃に広域連合で試算をしております。その試算を基に町では予算を作成しておりますため、ちょっと時期が早いというところもありますし、町の個別の細かいところについて広域連合が予算を組んでいるわけではないというところが、実際の納付額と差が大きくなっているというところです。

次、３番目のご質問にお答えいたします。３番目の質問、予備費についてのご質問についてです。

まず、ご質問の内容の中で令和３年度の74万3,000円という部分があるのですが、こちらについては、後期高齢者医療の特別会計の支出ではありませんで、国民健康保険の特別会計のほうの予算かと思われます。後期高齢者については、令和３年度の予備費の支出はゼロ円でした。

後期高齢者の特別会計の予備費については、平成29年度に26万6,000円、こちらの内容については、高額療養費の制度改正がこの年にございまして、その周知のためのパンフレットを広域連合が作成しまして、そちらを被保険者の皆様全員に送るために郵送でそのパンフレットを入れたところ、郵便料が一段階上がって料金が多くなった、その郵便料の不足のために予備費を利用したものです。

最近でいいますと、令和５年度と令和６年度に予備費の支出がありまして、令和５年度は11万円、令和６年度は２万6,000円となっておりまして、こちらはどちらも歳出還付、年度を超えた保険料

の還付があったときの予算が想定よりも多くなりまして、その不足のために予備費を利用したものでございます。

このご質問の毎年100万円が計上されている基準はというところについてです。

こちらは、毎年、後期特別会計では予備費を100万円としております。予備費とは、委員もおっしゃったように、想定外の支出に備えた予算であるというところで、速やかに対応できるようにというところで予備費を設けております。予算の範囲内の支出であれば、予備費を充当する必要がありませんので、予備費の決算額はゼロ円の年度もあるというところです。

後期特別会計の予算の中で大きな金額を占めるのは、先ほど３つ挙げました広域連合への納付金が大きな部分です。納付金の予算は広域連合がもともと算定しておりますため、支出が見込みを大きく上回るということは想定されないというところです。

納付金以外の支出では、急な制度改正などがあったとしても100万円の予備費で賄えるとの判断で、毎年100万円という予算を予備費として計上しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

１番のほう、ごめんなさい。私のほうがちょっと聞き落としてしまって、もう一度ちょっと、ＰａｙＢ以下の列挙、楽天とかａｕとかは聞いて書けたんですけれども、書き落としたのがあるんで、もう一度ちょっとゆっくりとお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

スマホ決済の７種類について再度申し上げます。まず、ＰａｙＢ、楽天銀行コンビニ支払いサービス、ＰａｙＰａｙ、ａｕ　ＰＡＹ、ｄ払い、ＦａｍｉＰａｙで、ＬＩＮＥ　Ｐａｙは、現在はサービスは終了ですが、最初はＬＩＮＥ　Ｐａｙもございました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ＬＩＮＥ　Ｐａｙは、たしかＰａｙＰａｙのほうと吸収かな。同額とおっしゃったその同額の金額というのは、１件当たり80円で、これも各社、月額基本料金がかかっているのかどうかというところもお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

先ほど申し上げたところですが、このコンビニ納付とスマホ決済は、まとめて、りそな決済サービスというところとまとめて契約をしておりますので、特別スマホのアプリが違うからといって、基本料金が違うとか、それぞれかかるということはございません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。ちょっと私のほうが聞き落としたので補足していただきました。

滞納者、これは毎年微増ではありますが増えていますが、どのような考えで町はいらっしゃるのか。具体的に言いますと、口振のほうがなかなか伸びないとか、コンビニ決済のほうが伸びないとか、何かしら分析をされていらっしゃると思いますが、町のほうの見解をお尋ねしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。

滞納者の方については、普通徴収の方のみになります。特別徴収、年金からの徴収は未納になるということはございませんので、普通徴収の方が滞納になるというところです。

口座振替をされている方は自動で引き落としになりますので、残高不足以外は口座振替の方というのはおりませんので、滞納になっている方というのは、納付書をこちらからお送りしているけれども、うっかりの納め忘れもあれば、なかなか納めていただけないという方もおりまして、納付書での方が滞納になっているというところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　滞納者は数は少ないですけれども、同じ方がずっと続いているかどうかという追跡と、あと、令６で40名となっておりますが、合計、また、時効直前の１、２年、これも５年なのかな、あと１年、２年で時効を控えた方、この点についてお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

40人の内訳の中で、令和６年度のみの滞納の方が22名になります。こちらの方は、75歳になった昨年度、令和６年度に75歳になった方が、ちょっと納め忘れとか納め漏れとかで22名いらっしゃる。こちらの方については、今年度、催告書を送るとか電話催告をするなどして、早期の滞納解消に努めていきたいと思っています。

そして、令和５年度以前も滞納があるような方というのは、この40人の中で４名います。また、ほかの税目にも滞納のある方というのも、この４名の方とは別に６名います。

そして、差押中、こちらについては、土地の差押えを徴収担当のほうで行っているところに、参加差押えという形で後期高齢者医療の保険料のほうでも参加しまして、そういう方が１名いらっしゃいます。

亡くなった方は、この40名の中には５人、生活保護になった方が２名いらっしゃって、全員で40名というところです。

保険料は時効が２年になりますので、早期に対応していかないと、すぐに時効といいますか期限が来てしまいますので、早急に現年度の期限内納付が主な、まず努めなければならないというところなので、納付書に同封する通知などで丁寧に説明をしまして、国民健康保険から後期高齢者になった方は、納めるということ自体がちょっとご理解いただけない場合もありますので、通知などを工夫して、まず、現年の分を納期内に納めていただくというところと、滞納繰越分になってしまった分は早期に催告書や電話催告などをして、滞納の解消に努めてまいりたいと思っております。

時効が来る方がどのくらいかというところについては、ちょっと資料がございませんので申し訳ありません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　生活保護の方は、個人的な感情で申し訳ない、しょうがないかなと思いますけれども、死亡５名というところにつきましては、死亡した瞬間に相続放棄しなければ、相続人の共有名義になって人数がぽっと増えてしまうので、ここの追いかけというのは非常に大変になってしまいますので、また、時効２年、この時効２年と

いうのも先ほど、午前中というか前のときも申し上げたように、援用不要になるというふうな理解だと思いますが、特に５年ではなくて２年ですので、令和５年、令和４年のは早急に行うように。

また、これまでと同じような方法でやったら、これまでと同じように徴収ができないというのは、統計的に明らかでしょうから、もっといろいろな方法を考慮した上で、徴収のほうを行っていただきたいと思いますが、町のほうとしては昨年、一昨年と同じような方法で行おうとしているのか、また新たな徴収方法というのを考えているのかどうかということについて、一番最後にお尋ねしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

先ほどの繰り返しになりますが、催告書などは丁寧に、文章なども分かりやすく変更して、毎年変更していきたいなとは考えています。また、催告書を色紙にする。また、封筒をちょっと目立つような封筒にして送るなども、今後考えていきたいと思っております。

また、徴収担当とも連携しまして、徴収担当のほうで行っている財産調査の情報も後期高齢者の担当でも活用しまして、場合によっては財産が見つかりましたら、差押えなどの手続も後期高齢者の担当としてもしていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今ちょっと、答弁漏れとまでは言わないけれども、聞きたいことが出たので、最後ではなくてもう一個、さらに付加させていただきたいと思います。

ほかの課とも連携してというふうにおっしゃいましたけれども、例えば死亡の５名、これが相続人が増えているというところと、あと時効が、この方がどれくらいになっているのか分かりませんが、そこのところも含めた上でやっているのか、また、先ほど、これは答弁漏れだと思いますけれども、昨年、一昨年、これまでずっとやっていたこと以外のことをやらないと、結果は同じような形、同じような割合の徴収しかできないというふうに思われるんですが、そこについて簡単にご説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。

死亡の方の場合は、相続人の方がいらっしゃって相続放棄されていない場合は、遺族のほうに催告書などもお送りしまして、納付書もお送りしてお願い、引き続きお願いしていくところであります。

新たなところといいましてもなかなか、徴収率自体は、埼玉県内でも宮代町は高いほうでございまして、徴収率もここ二、三年ぐらい上がって、ちょっと去年とは大体同じぐらいなんですけれども、上がっているところでありますので、現在の方法も有効かと思います。

ですので、催告書の回数を増やすという方法もあるかと思いますけれども、私としては、文面を分かりやすく、後期高齢者の方にも分かりやすい内容で、一人ひとり丁寧に対応していくところが徴収率の向上につながるのではないかと考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　県内で高いほうだとか、その辺は全然関係ない話なんで、余計な話を入れな

いようにしてください。また、私としてはというのは、多分これまでの担当の方も自分なりにはベターと思ったことをやっていた。その結果、別に100％になるのは非常に難しいとは思いますが、現実このような形で出ているものですから、数字が。今後も引き続き検討していただきたいと思います。

１番はこれでおしまいにします。

２番のほうの不用額について、2,600万の。これ先ほどの説明で僕がちょっと勉強不足で申し訳なかったんですが、広域連合の納付金の納付事業というふうな公的な定型的、定例的なものなのかなと思ったものですから、予算の前にある程度の数字が分かったにもかかわらず、予算のほうでこのようなずれが出ているのかなと思ったのですが、10月頃に連合のほうから数字が下りてきて初めて分かるということで、その辺のずれが生じたのかなというふうには理解しておりますが、この理解でよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

おっしゃるとおりです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ここのところはそんなに、10月頃ですから、もう来月ですよね。予算編成の時期のことですので、予算の実際の確定するまでには時間があるので、ちょっと調整すればできるのではないかと素人考えで思ってはおりますので、でき得る限り予算と決算の乖離が生じないように、必要以上に予算が多額にならないようにということの検討は、今後は。今までは確かに広域連合から出てきてからというのが遅いからというふうな理由であったでしょうけれども、今後そのようなことの質問があったということを踏まえて検証する、または改善する考えはあるでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

納付金についてのほうは県で算定しておりまして、町のほうで算定し直すということはできませんので、残念ながら県に早く出してくれ、正確なものを出してくれというふうに言う以外は、町としてできることはないのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　そのようなことを言っているんではなくて、県のほうがそういうふうに遅れるというのを前提に、シーリングの場合だと確定でなくて、その後また修正があるはずなので、そのときに修正を、県のほうのが来てから修正して、県のほうに言うではなくて、県のほうが来る時期がこういうことだからということで、後で企財のほうか何かに修正があるよ的な感じで、予算として出すときには、最終的に予算は年が変わって１月以降に出てくるわけですから、そのときにきちんと、きちんとというか、ある程度誤差が大きくならない、今回みたいに180万とかこういうふうにならないような形の工夫ができるのではないかということを申し上げただけであって、県にどうのこうのということはございませんが、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

広域連合も各自治体に、来年度の予算はこうなりますというふうに言った数字で広域連合も予算

を組んでいるので、これがばらばらに各自治体が、うちはこの額にしてくださいとか、減らしてくださいとか増やしてくださいと言われると、広域連合の予算が今度は進まなくなってしまうので、このシステム上、やむを得ないタイムラグなのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　すみません。ちょっと考え損があるようなんですけれども、時間がないものですからこの程度にとどめて、後でちょっと必要とあらばお尋ねしたいと思っております。

次に、３番目の予備費についてですけれども、まず予備費というものは、これ釈迦に説法になってしまいますが、そもそも特別会計として設ける、一般会計とは違って、必ずしも設ける必然性はないということは共通理解でよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　科目があるだけで、必ずしも設ける必要はないかと考えています。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

これ地方自治法上、ちょっと僕、今日資料を忘れちゃったんで申し訳ないんですけれども、地方自治法上もそのようになっておりまして、必ずしも設ける必要はないと。ただ、設けているところは、何件かしか見てはおりませんが、大体直近５年から10年の実績をベースに行っているというのが私の見た感想ではあります。

ホームページ上、遡れるのが平成27年度までだったので、27年度だけはちょっと様式が違って、28年度から今と同じような書き方になっているから、ちょっと間違っていたらごめんなさい。あと、先ほど令和３年度の件は私のほうのミスだと思いますので、すみませんでした。

いずれにしても、平成27年度から見てみますと、最高で26.6万円というのがあっただけで、ゼロ円の年も毎年ある。50万超えた年というのはまずないんですよ。最高で26.6万円ですから。約26万6,000円という形になっております。

ということは、予備費としてそこまで計上する、予算として計上する必然性が、確かに何かあったときに不測の事態にというふうに先ほどご説明がございましたが、現実問題として、繰り返しになりますが、過去の実績に基づいて予備費というのは計上する。それが100万計上している。ところが、実際100万どころか50万を切るような形が多々見受けられる。ということは、100万という予備費の計上というのが、ちょっと多過ぎるのではないかというふうに感じておりますが、担当課としてはいかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

お話があったとおり、ゼロというのはないのかなというふうに思っております。担当が申し上げましたとおり、やはり急遽行うことというのは最近特に多くて、マイナ保険証もしかりですが、そういった案内があったときに、随時対応しなくちゃいけないという意味では、ある程度の予算は必要かなというふうに思っています。

100万については、今後精査していきまして、どの額が適正なのかというのは正直難しいところはあるかと思いますが、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１番、佐藤でございます。

確かに予備費、適正というのは誰も分からない

と思いますが、先ほども申し上げましたように、これ他課になりますけれども、役場のほうで雷が落ちて電源関係のほうがなくなったときには、専決処分でやったりとか、ほかの方法が要はあるということなんですよね、臨時会を開くなり何なりと。予備費に必ずしも拘泥される、とらわれる必要はないということですので、ぜひそこのところを考慮していただきたいんですが、そのような考えは今まであったのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

専決処分があることはもちろん承知しておりますが、そういう考えでいきますと、予備費そのものが必要ないということになってしまいますので、必ずしも予備費はゼロである必要はないかと思いますし、逆に必要だと思っておりますので、適正な額を今後考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　誤解のないように申し上げますが、僕はゼロにしろと言っているんじゃなくて、例えばほかのところでも1,000円単位で歳入は項目立てしますから、僕個人としては50万円ぐらいでいいんじゃないかなという前提で申し上げておりますので、ゼロではありませんので、そこをゼロではないということで、もう一度ご意見賜りたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

今、50万円ぐらいが適当ではないかというお話もありましたので、その意見も踏まえまして今後検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今、課長からのお話を伺いましたんで、私のほうは３つに絞ったんで、これで終了させていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　以上で佐藤将行委員の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩　午後　０時１９分

再開　午後　１時１９分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

引き続き、住民課の審議を行います。

通告第２号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

私は全部で５点ご質問させていただきます。

まず１点目は、決算書279ページ、280ページ、説明書では252ページ、後期高齢者医療保険料で、不納欠損の理由はということで、上程説明のときには43件で金額が19万6,700円ということでありましたが、金額は小さいですけれども、この内容等について、もう少し詳しくご説明お願いしたいと思います。

２点目は決算書281、282ページ、雑入でございます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化ということで載っておりますけれども、この切替えのほうはどういうふうになっているのか、その点、ご質問させていただきます。

それから、後期高齢者医療の全般でございます。３点目として、低所得、これは住民税非課税世帯などの高齢者への見守り、健康状態の把握など、大事だと思います。どのように取り組んでおりま

すでしょうか。

４点目は、団塊の世代の健康づくりは重要となっています。この点についてもどのように取り組んだのか。

それから、５点目、各種検診や特定健診の受診率、高齢者にとっても非常に命に関わる問題ですし、受診率を上げる取組はどうだったのか、お答え願いたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

まず、１つ目のご質問にお答えいたします。

決算書279ページ、280ページ、後期高齢者医療保険料の不納欠損の理由はというご質問についてです。

不納欠損43件というところですけれども、人数としては９名となっております。その内訳は、財産調査の結果、財産がないという方が７名、相続人のいない死亡された方が１名、生活保護が開始となった方が１名です。

次に、２番目のご質問です。

決算書281ページ、282ページ、雑入の中のマイナンバーカードと健康保険証の切替えはどのようになっているかというご質問についてです。

まず、後期高齢者医療の被保険者の方には、令和７年８月から来年、令和８年７月まで使用できる資格確認書をマイナ保険証の有無にかかわらず、令和７年７月に被保険者全員に郵送しております。そのため、後期高齢者の被保険者の方は、資格確認書もマイナ保険証もどちらも現在は使用できる状態になっております。

この切替えというところですけれども、広域連合から提供された資料がちょっと古いといいますか、令和７年５月時点のものが最新のものになりまして、こちらはマイナ保険証の登録率、マイナンバーカードをお持ちで、それをマイナ保険証として登録している方の率が72％となっています。その中でマイナ保険証の利用率、病院のほうでマイナ保険証を利用して受診した方というのが28％となっています。

次に、後期高齢者医療全般に対してのご質問ということで３点いただいておりまして、こちらは会計としては後期高齢者の特別会計ではなくて、一般会計のほうで行っている保健事業についてです。

まず、１番の低所得者世帯の見守り、健康状態の把握などについてどのように取り組んだかというご質問です。

令和６年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、健康状態不明者への訪問事業を包括支援センターと連携して行いました。ここでいう健康状態不明者とは、健診の受診履歴がない方、かつ医療の受診履歴がない方を指しまして、その方を抽出して訪問などを行いました。ですので、特に低所得者の方に限ってということではなくて、被保険者全体の中で条件に当てはまる方に対して訪問したというものになります。

包括支援センターの職員が訪問するときには、健康についてのお話だけではなくて、何か困ったことがあれば役場に相談するようにしてくださいというような案内もしていただいていますので、その面で見守りというところも含まれるかと思います。

全般に関しての質問の２番についてです。団塊の世代の健康づくりが重要となっているが、どのように取り組んだのかというご質問についてです。

こちらは団塊の世代に限ったものではなくて、後期高齢者の被保険者の方、皆さんに対しての事

業というところにはなりますが、健康診査事業として健康診査を実施し、また、疾病予防事業として人間ドック費用の助成を行いました。

また、一体的実施事業として、町内の地域交流サロン３か所で２回ずつフレイル予防に関する講座を行いました。１回目は町の管理栄養士が講義を行いまして、２回目は理学療法士が体操教室を行いました。

もう一つ、広域連合が行っている事業ですが、76歳と81歳を迎える被保険者を対象に、無料の長寿歯科健診を行っています。

後期高齢者医療全般への質問、３番目のご質問です。各種検診や健康診査の受診率を上げる取組はというところです。

後期高齢者の方の健康診査の受診率は、令和５年度は42.8%、令和６年度は42%ということで、ちょっと令和６年度は受診率が落ちてしまいました。こちらについては、受診率、後期高齢者の方の受診率も向上させていきたいと考えていますので、今後は受診券送付時のパンフレットを毎年考えてはいるのですが、今後も分かりやすいものにして受診につなげていきたいと考えています。

高齢者の方はネット予約について、なかなか難しい場合がありますので、電話の問合せについては丁寧に対応するように心がけていきたいと思っています。

また、高齢者の方もＬＩＮＥを使っている方は多いので、健診の予約開始にはＬＩＮＥで受診を勧奨などもしております。

令和６年度は、勧奨通知、後期高齢者の被保険者に対する勧奨通知は10月に送付しましたが、令和７年度は９月に送付予定です。11月までが個別健診の実施期間ですので、残り２か月ちょっとある状態で送ることにしました。

また、健康診査以外のがん検診の面では、集団健診で健康診査とがん検診が同時に受診できますので、そちらについてもパンフレットで分かりやすく案内できたらと考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、１点目の後期高齢者医療保険料の不納欠損の関係でありますが、これは当然、先ほど不納欠損９名で43件ということですが、これは納付書で滞納し、それによるものですよねということで確認したいんですが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の主査の安部です。

おっしゃるとおり、特別徴収は年金からの天引きですので、未納ということにはなりませんので、普通徴収の中の口座振替の方も、なかなか引き落としが不納になるということもまれにありますけれども、やっぱり納付書での納付の方が、なかなか２年間ずっと納付がなく、調査の上、不納欠損となったというところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

件数的には、金額の割には件数が多いと思うんですけれども、件数としてはどうなのでしょうか。これは多いのか、少ないのかという意味では、どういうふうに捉えていますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後

期担当主査の安部です。

この件数というのは、納期限ごとが１期、２期、３期というのが１件、２件、３件という形になっておりますので、所得の少ない方は当然１期ごとの金額が少なくなります。一番今、普通徴収の後期高齢者医療８期で納期限がございまして、均等割７割軽減がかかっている方は、１万3,000円ちょっとが１年間の保険料になりますけれども、そうしますと、1,000円ちょっとぐらいが１期になるというところで、件数は多いけれども、金額としてはそれほど多くないというところになっています。

多いか少ないかについては、何ともちょっと申し上げられないところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

議席２番の丸藤でございます。

それでは、２点目の関係ですが、先ほどマイナンバーカードの登録率が72%で、病院、医療機関での利用率が28%ということなんですけれども、この病院での利用率というのはどうなんでしょうか、県内の平均からいくと同じような状況なんでしょうか。その辺、分かればお示しいただきたいんですが。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時３２分

再開　午後　１時３２分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

県内での様子というところですけれども、大体20%から30%が県内の利用率というところになっていまして、すぐに分かるのは日本全体でのといいますか、利用率の順位というのが出ていまして、日本全体の各市町村の順位だと思うのですが、1013位というところになっています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　数字の持ち合わせがありましたので、追加でお答えさせていただきます。

後期高齢者医療者の登録率、５月ですが、埼玉県は登録率が67.01%、利用率が28.11%です。全国で見ますと、登録率が68.83%で利用率が29.84%です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

続いて、後期高齢者医療全般の関係ですが、私の質問はしたんですけれども、特に低所得者というんではなくて、被保険者ということで分かりました。

先ほど、それで履歴がない方などを抽出してということなんですが、これは、担当はもちろんなんでしょうけれども、誰が訪問して把握するのかという意味でお示しいただきたいんですが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

受診履歴などというのは、ＫＤＢシステムといいまして、健診の情報と医療の受診状況とあと介護保険の利用状況なども総合したような、抽出ができるＫＤＢシステムというのが、国保連合会と

いうところから提供されていますので、対象者についてはそのシステムで抽出しております。

そして、訪問としては、包括支援センターの職員に対象者の、抽出した対象者のリストをお渡ししまして、包括支援センターの職員が訪問していただいております。そして、その結果も提供いただきまして、必要に応じては介護保険の担当につないだり、福祉課につないだりということもしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

そうすると、被保険者といいますけれども、対象は全員になるんですか、被保険者全員。履歴がない方とか、そういう方だとさらに絞られるから、どれぐらいの方が対象になっているのか、分かればお示しいただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

説明書の一般会計の住民課のほうのところにも掲載されているのですが、75ページになりますけれども、健康状態不明者の訪問は30名、30名といいますか30件のおうちに６年度は訪問いたしました。

包括支援センターの職員にも別のお仕事もありますし、あまり多くのことは難しいと思いますけれども、なので、ある程度絞った上で、より行ってほしい方というところで絞った上で訪問していただいているという状況です。

今年度なかなかお会いできなかった方は、来年以降もお会いする方のリストに掲載しまして、引き続き見守りを続けていくというところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

分かりました。

あと、先ほど健康づくりの関係で、これも団塊の世代というだけでなくて被保険者ということで言われましたが、この歯科健診についてどのように行われているのか、もう少し詳しくお示しいただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部です。

こちらは広域連合が行っている事業ですので、特に町に何か費用の負担があるというものではありません。広域連合のほうで76歳と81歳を迎える被保険者を対象に行っている歯科健診で、毎年６月頃に受診券というものをその対象の方にお送りしている事業です。

令和６年度は、76歳を迎える方が対象者数が581人おりまして、その中で受診されたのが79名、受診率としては13.6％でした。81歳を迎える方は対象者数が493人で、その中で57名の方が受診しました。受診率としては11.6％です。合計しますと、1,074名の対象者のうち136名が受診しまして、受診率としては、宮代町は12.7％の受診率でした。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　これは、先ほど県のほうですけれども、無料ということですよね。私はそれ以外に、これは要望になりますけれども、難聴検査もできるように、できれば県や国に要請していただければと思うんですけれども、これは要望で終わります。

ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

本当は冒頭に言うべきだったと思うんですけれども、今回ご質問の中に一般会計の部分がちょっと混ざっていまして、ただ、せっかくご質問いただいたので、お答えさせていただいたんですが、次回については一般会計の住民課分でご質問をいただければなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　今後、委員の皆様もそのようにお願いいたします。

以上で丸藤栄一委員の質疑を終わります。

これをもちまして、議案第47号　令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件に対する質疑を終了いたします。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。

討論は、宮代町議会会議規則第52条の規定にあるとおり、賛成、反対を明確にするものです。したがいまして、賛成か反対か分かりづらい討論は行わないよう厳しく注意いたします。

また、同会議規則第80条の規定により、表決には条件をつけることはできません。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

議案第47号　2024年度、令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

本件につきましては、今、審議が終わったばかりでございます。これらを加味して24日の本会議で改めて反対の討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　議席ナンバー１、佐藤でございます。

前段の議員と重複してしまいますが、本議案第47号　令和６年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出についてにつきまして、反対の立場から申し上げます。

私も質問させていただきましたが、ほかの議員の質問、また、時間の関係でできなかったこと、まだ疑問点が多々ありますので、24日の本会議のときに改めて反対討論をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第47号　令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第47号　令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

住民課の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時４５分

再開　午後　１時５２分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４６号の審査（健康介護課）

○委員長（九山妙子君）　これより、本委員会に付託されました議案第46号　令和６年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長、お願いします。

○健康介護課長（草野公浩君）　改めまして、健康介護課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

説明員につきましては、職員の自己紹介をさせますので、よろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　健康介護課介護保険担当主査の飯尾と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて１人30分以内となります。残り３分になりましたらベルを１回鳴らします。その後、アラームが鳴りましたら終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。これまでの委員会を見ますと、意見や要望等を述べているところが見受けられましたので、改めて注意いたします。

本日、同じ質疑が出ております。前段者の質疑、答弁をよくお聞きください。また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、鈴木次男委員。

○委員（鈴木次男君）　議席番号９番、鈴木次男です。

それでは、通告書に沿って質問をさせていただきます。

１番、歳出、決算書270ページ、説明書50ページの生活支援体制整備事業費、生活支援体制整備事業の中でなんですけれども、生活支援コーディネーターに430万とありますが、この内訳をお聞かせしていただきたいんですけれども、説明書のほうの決算額を見ますと、402万9,000円と金額がちょっとずれているんで、430万円というのはどういうわけなのか、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野と申します。

それでは、生活支援体制整備事業のコーディネーターの430万円についてのご質問でございますが、説明書を見ながらお話ししたほうがよろしいかと思いますので、説明書の245ページと、それから42ページと50ページをご覧になっていただきたいと思いますが。

まず、245ページのほうですけれども、生活支

援コーディネーターの配置ということで書かれておりますが、生活支援コーディネーターについては、地域の様々な支え合い活動をつなげてコーディネートを行う役割でございます。宮代町はこの方を社会福祉協議会に委託をしておりまして、いろいろここに書いてあるとおりのことをやっていただいております。

実は、次の42ページのおかえりなさい！地域デビュー事業と、それから、50ページの困りごとサポート隊事業ですけれども、いずれもコーディネーターさんが実は関わっておりまして、要するに、この３つの事業をコーディネーターとあと町の職員でやっております。442万9,000円というのは、実はこの３事業の決算額になりまして、明確にその３つの事業に幾らかかったのかというのがちょっと出ない状況になっておりまして、この442万9,000円の内訳を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、人件費ですけれども、349万3,000円、こちら社協の職員の事務経費でございまして、２人分でございます。ですから、この３事業に関わる人件費ということで捉えていただければと思います。

それから、講師謝礼ということで12万9,000円、こちらは講演とか手話の通訳等に支払いをしております。

それから、③が需用費が52万3,678円で、これはエンジョイ通信という、おかえりなさい！地域デビュー事業のほうで会員さん宛てに情報紙を出しているんですけれども、それの印刷代とかそういったものになります。

それから、４番、役務費ですけれども、15万4,322円ということで、主に切手代とか通信の郵便費とかそういった経費になります。

合計で約430万円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　分かりました。

今のこの金額で、説明書のほうの42ページと50ページで、この金額を足すと442万9,000円になるんでこうなりますということで理解しました。

主になんですけれども、この50ページ側のほうの金額のほうに大多数の金額が費やされているということなんですけれども、成果のほうを見ますと、困りごとの件ですと10件しか成果が出ていなかったり、一番下のところ、生活支援担い手発掘事業のところですと、参加者のほうはいたんですけれども、参加者を自分たちの活動につなげる目的に対する活動につなげることができなかったとかということで、頑張っているのはすごく分かるんですけれども、結果的に成果が出ていないような感じがするんですよ。それに対しての金額というのが非常に大きいような気がするんですけれども、この辺はどう考えていますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野でございます。

50ページに載っています402万9,000円なんですけれども、この費用については、ほぼ245ページのほうのコーディネーターの配置、人件費と、それから、その下にあります生活支援体制整備推進会議の開催ということで、実際はこちらの経費になってしまいますので、ちょっと載せ方が非常に誤解を受けるような感じがしますので、この辺の載せ方は分かりやすく改めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　人件費というのは非常に難

しいところだと思うんですけれども、コーディネーターというふうな形で、役場の職員以外の方に支出という形じゃなく、できれば役場の職員の方にどこかで研修してもらいまして、こういう事業を引き継げる。こういうのは単年度じゃなくて何年も続くものですから、職員の方がやれるような改善とか、そういうふうにはできないんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野でございます。

コーディネーターにつきましては、実は県の研修がありまして、この社協お２人は県の研修をちゃんと受けて、そういった技術を持っている方でございます。

なぜ社会福祉協議会の職員がいいかというと、地域の実情をよく理解している方のほうがいいわけです。ですので、むしろ町の職員もよく知っている部分はありますけれども、町の職員よりは社会福祉協議会のほうが地域の実情をよく知っているということで、一応委託をしてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で鈴木次男委員の質疑を終わります。

通告第２号、佐藤将行委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番の佐藤でございます。

圧縮したんですけれども、項目としては10項目になりましたけれども、事前に課長のほうにいろいろとご質問させていただいて、結構質問としては分かれてはいるけれども、原因というのがケアマネ問題とかで共通しているところがあるというふうなご説明がございましたので、そこのところは、例えば２、４、６は同じだとか、そんな感じで答弁のほうは圧縮していただきたいと思っております。

では、１番から申し上げます。

１番、全て歳出になります。決算書の252ページ、介護認定審査会費、介護認定審査会運営事業ですが、不用額、これが令和５年度比約189万円増の約532万円と、603万円の予算増額分、予算増額が603万円となっているんですが、不用額はそれを超えてしまっていますが、それの理由についてお尋ねいたします。

２番、決算書254ページ、説明書231ページ、居宅介護サービス給付事業のほうです。

他のサービスにつきましては、説明書のほうに出ていたと思います、231かな、は、おおむね増加もしくは令和５年度と同ペース、同程度となっておりますが、訪問サービスの訪問介護に関してだけ219件も大幅に減少している。これについては、何か特別な理由があるのかどうかというのがちょっと分からなかったので、ご説明をお願いいたします。

次に、決算書254ページ、３番です。説明書232ページ、地域密着型介護サービス給付費です。

これも令和５年度の不用額、これは約8,168万円であったが、昨年度、令和６年度の不用額はさらに増えて、１億を超過した１億409万円と高額となっていますが、この見込み違いなのかどうか、理由についてお尋ねいたします。

４番、256ページの決算書、説明書232ページ、施設介護サービス給付事業、約2,276万円も予算を増加しながら、昨年度、不用額は令和５年度より1,551万円増の約4,888万円となっており、増額された予算、これの倍以上となっておりますが、なぜこのようなことが生じてしまったのか。

５番、歳出、256ページ、説明書233ページ、居宅介護住宅改修費給付事業です。

支給件数、こちらは令和５年度比15件減ですが、

予算額は令和５年度比約380万円の増となっています。不用額は約270万円増の約987万円となっておりますが、これの支給件数の減だけが理由なのか、それともほかにあるのかお尋ねいたします。

６番、決算書258ページ、説明書235ページ、地域密着型介護予防サービス給付事業、約36万円の予算は増額であったにもかかわらず、利用件数は逆に１件減であります。また、支出済額約70万円というのは予算計上した１割にも満たず、その結果、不用額が約700万円もの高額となっております。このように、見込みと現実に大幅な乖離があったものと考えられるというか、現実そういう結果となっておりますが、なぜこのようなことが生じてしまったのか、ご説明願います。

次に、７番、決算書260ページ、説明書237ページ、次のページになります。

特定入所者介護サービス費給付事業です。これも予算は令和５年度比約338万円の増となっていますが、これ説明書のほうを見たほうが分かりやすいと思いますが、337ページの下のところで利用件数のところで、食費、居住費ともに大幅減となったにもかかわらず、なったこと及び不用額は662万円の逆に増の約2,397万円と予算増以上に増加した。これについての担当課としての、もしくは町としての分析はどのようになっていますかということです。

８番の歳出264ページ、説明書240ページ、２ページ、２枚めくっていただいて、地域介護予防活動支援事業、これはプラザサポーターのことなんですが、プラザサポーター養成講座、これは参加者８名に対して約61万円の税金が投じられて、１人当たり約７万6,000円、また、プラザサポーター発展講座、こちらのほうはもっと少なくて参加者４名、これに対して約18万円、１人当たり約４万5,000円である。

これらの講座を否定するつもりではないのですが、これらの講座は、この講座終了後、複数回、16回、16日間行っているとかと出ておりますが、これを行い終了した後に、普及活動を行うボランティア講師としての人材育成、これが目的として行われていると、税金が投入されていると説明されているものの、これまでの講座修了者総数、また、実際にこれを行った上での講師を行っている人数というものがどこにも記載がないものですから、これについてご説明、ご指摘願います。

また、これらの講座の費用対効果につきまして、あまりにもちょっと利用者数が少な過ぎる。昨年からはプラザサポーター養成講座のほうが４人減にもなっておりますので、これについて担当課、町の考えをお尋ねします。

９番目、決算書266ページ、説明書242ページ、地域自立生活支援事業、高齢者等の給食、配食サービスの延べ利用者数ですから、同じ人も当然入っているとは思いますが、延べ利用者数が年々、大体200名ずつ減少しております。これは今後も200名ずつ減っていくというふうに見ているかどうか分かりませんが、その理由についてと、今後の見通しについてお尋ねいたします。

最後、10番、予備費になりますが、決算書の272ページとなります。

こちら介護保険のほう、高齢者のこちらのほうは、毎年予備費として1,000万円、ここ10年ぐらいは調べましたが計上されています。令和５年度も1,000万円でした。ところが、過去10年の予備費の支出、これを見てみますと、平成29年度は190万円と突出してはいるものの、ほかは令和３年度の32.8万円、令和６年度、昨年度21.6万円、平成28年度7,000円、その他はもう皆ゼロでありました。

そもそも特別会計の予備費というものは、必ず

設けなければならないものではなくて、任意で設けなくてもいいものです。ただ、何かの不測の事態に備えて項目立てとして、例えば決算書のちょっと上にある町預金利子とかもそうですけれども、1,000円という形で載せたりとかもすることもできますし、過去の実績を見れば、1,000万円というのはあまりにもちょっと多いのではないか。

他の自治体等でも、大体過去の実績をベースに準備金、予備費というのは計上するというのが一般でありまして、国もそうですけれども。であるにもかかわらず、ずっと硬直した状態になっている。そもそも特別会計の予備費、この1,000万円というのは、どのような基準で毎年、そもそも毎年検証されているのか。それで、検証した上で、どのような理由で1,000万円というのが出てくるのか。

以上につきましてお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

私のほうから、ご質問１から７に関してご回答させていただきます。

本日、大変緊張しておりまして、お聞き苦しいところがもしありましたら、遠慮なく申していただければと思います。

まず、ご質問の１、介護認定審査会運営事業の予算の増と不用額の発生原因について。

まず、予算の増額分につきましては、こちらは主に６年度に導入し運用を開始しました介護認定審査会のペーパーレス化に伴う委託料と備品購入費によるものです。こちらで682万5,000円の増となっております。

これに対して、不用額532万円分につきましては、今のペーパーレス化の開始時期が、システムの比較検討やトライアルに十分な時間を要したこと、また、端末機器の入札の不調等で機器の納入が遅れたこと等によりまして、予算編成時の想定よりも導入時期が遅れ、結果として運用期間が短くなったことに伴う委託料の減少と、機器の入札を行ったことに伴いまして、想定よりも安価にシステムやハードウェアのほうが購入できたことが主な減の原因となっております。

では、続きまして、ご質問の２から７、こちら全て介護給付費のご質問になりますので、佐藤委員さんのほうからお話がありましたとおり、共通するところに関してはまとめてご説明をさせていただきます。

まず、共通する対応なんですけれども、令和６年度につきましては、第９期の介護保険事業計画の初年度になりまして、今年度、６年度に計上されている介護給付費の最終予算につきましては、この計画策定時に算出された給付の見込額に沿って計上されております。そのため、初年度という性格もありまして、どうしても実際の給付、利用の状況とこちらの見込みとの乖離が大きくなってしまう、そういったところが今回、種々不用額が発生している原因かと思われます。ですので、不用額につきましては、当該サービスの利用が初年度の給付見込額を下回ったというのが主な原因となります。

では、続きまして、２から７で個別にご説明をさせていただきたいところがありますので、順番にご説明させていただきます。

まず、質問２、居宅介護サービス給付事業につきまして、今回219件、大幅な減少が発生している原因はなぜかというご質問に関しましては、こちら訪問介護、いわゆるホームヘルプの件数につきましては、過去５年間の推移を見ますと、おおよそ2,500から2,600件程度で増減をしているよう

な推移になっております。ですので、今回、令和６年度のこの件数の減につきましても、令和６年、何か特殊な事情があって突然減少した、激減したというわけではないというふうに考えております。

訪問介護にかかわらず、在宅サービスの増減につきましては、利用者の方が入院、入所等をしたことはもちろん、要介護度の変更に伴って、毎月１回、ケアマネジャーさんがサービスの見直しを実施しておりますので、それに伴って給付費も増減するものですので、こちらも原因の一つかなというふうに考えております。

続きまして、少し飛びまして、ご質問の５、居宅介護住宅改修費、こちらの不用額が支給件数の減によるものだけかというご質問なんですが、不用額の発生原因につきましては、ご指摘のとおり、支給件数自体が減少しているところが主なところではありますが、一部特殊な事情もありますので補足をさせていただきます。

住宅改修事業につきましては、一口に改修と言いましても、その改修内容が全部で６種類定められておりまして、手すりの取付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい、移動しにくい床材への変更、開き戸から引き戸等への扉の交換や扉の撤去、和式から洋式への便器の取替え、最後に、これらに付帯して行われる必要となる工事、この６種類が支給の対象となっております。

それゆえ、申請者ご本人の状況やご自宅の状況によりまして、同じ１件の支給でありましても、こちら原則として費用額20万円まで改修がお１人当たり認められているんですが、被保険者によっては最高額となる18万円分、自己負担分を除いた18万円分の支給から、少ないケースですと１万円代の支給まで、工事内容によって金額の差がかなり大きくなってくる事業になっています。

また、同じ種目の工事、例えば手すりの取付けだけであったとしても、設置の個数ですとか、実際にその手すりを設置する場所によりましては、部材や付帯工事等が大きく変わってきますので、こちらも数千円単位から十数万円と費用が大きく異なる場合がございます。

ですので、単純に件数が減したことによって給付費が減になったというわけではないという事由もあることをご承知おきいただければと思います。

続きまして、ご質問の７、特定入所者介護サービス費、こちらの不用額の原因なんですけれども、主なところは共通しております当初計画よりも利用が下回ったからというところがありますが、こちらの事業の特有の事情としまして、昨年、年金受給額が増額になったことに伴いまして、結果的に年金収入のみの方が、それまでよりも所得の金額のほうが上昇しまして、結果的に特定入所者介護サービス費の算定に使われる対象者の対象者自体や対象者の段階、こちらのほうに変動が生じたこと、こちらも件数、金額の減になった一因であるというふうに考えております。

私のほうからの説明は以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野でございます。

では、私のほうから、地域介護予防活動支援事業、要するにプラザサポーター養成講座の件でございます。

説明資料の240ページに内容がありますので、そちらをご覧いただきながら聞いていただきたいと思います。

こちらの質問につきましては、プラザサポーター養成講座は、参加８名に対して約61万円、１人約７万6,000円、また、プラザサポーター発展講座については、参加者が４名に対して約18万円、

１人当たり約４万5,000円ということで、講座修了者総数と実際に講師を行っている人数はどの程度か、また、これらの講座の費用対効果についての町の考えを伺うということでございまして、まず、プラザサポーター養成講座については、年間16回を実施いたしまして、16回のうち10回は地域の住民の方を募集をして、サポーターと委託業者と協力して教室を開催しております。昨年度は、養成講座実施後に自主グループが発足いたしました。

発展講座については、プラザサポーター養成講座を修了した方向けの講座で、これまでに28名が修了し、死亡や転出等を除く25名が活動し、自主グループや地域交流サロンで介護予防の出前講座を実施しております。

この、まず、プラザサポーター養成講座なんですけれども、定員がそもそも10名までということで、10人のうち８人ということなので、極端に少ないというわけではないわけです。このプラザサポーター養成講座を受けていただく条件といたしまして、この講座を受けた後に、地域でボランティアをやっていただくというのが１つの条件になっております。ですから、ここに申し込んでくる方というのは、介護予防に対して大変熱意のある方がそもそも申し込んできますので、そういった意味では、８名という参加はそんなに極端に少ないわけじゃないのかなというふうに思っております。

次、効果についてですけれども、確かにこの数字、この資料の数字だけを見ていますと、先ほど１人７万6,000円とか４万5,000円とかかっているではないかというようなふうに受けるかと思うんですけれども、実際、このプラザサポーターの方は今、プラザサポーターが町内で体操教室を月１回とか月２回、19か所でやっていただいております。この体操教室に参加されている方が、毎月500名ぐらいの方が介護予防をやっております。それを、仮に介護予防をやって元気になることで、例えば医療費とか介護給付費がどれだけ抑えられているかと考えますと、非常にその効果というのは大きいんではないかなというふうに思っています。恐らく数千万単位とか、これ何年もやっていますので、もう億単位の節減になっているのではないかなというふうに思います。

１つ、その表れといたしまして、宮代町の要介護の認定者数、認定者、それから要支援者の認定率の推移ですけれども、令和７年４月末現在で61保険者中24番目に低いということになっておりまして、埼玉県の中でも認定率は低いほうです、宮代町は。それから、介護費用のほうですけれども、宮代町の第１号被保険者、65歳の１人一月の費用の額ですけれども、61保険者中25番目ということで、これも低いわけですね。

給付費が少ないということは、保険料に跳ね返ってきます。その保険料について言いますと、やはり７年２月末現在で61保険者中47番目という低さなわけですね。

ですから、町としては、このプラザサポーターの効果というのは図り知れないものがあるというふうに考えております。近隣でもこんなにやっているところはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　続いて、答弁お願いいたします。

課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

あと、すみません、任意事業費、地域自治生活支援事業、配食サービスの件でございます。

年々、約200名ずつ減少しているということの

理由なんですけれども、実は配食サービスについては、ここ数年見直しを行っております。なぜかといいますと、この配食サービス始まったのはもう20年以上前なんですが、その当初は、こういう配食をやっている事業所というのがほとんどありませんで、みどりの森さんに作っていただいてやっていたわけですけれども、20年経って今、配食を民間でもかなり多くなってきました。ですから、やはり町がこれからも続けていくのかどうかということも含めて今、見直しを図っているところです。

ここ数年、置き配といいまして、利用者の方がここに置いておいてくれというようなことをやっていたんですが、それをやめました。それは衛生上の問題でやめております。

それから、あと、利用の条件で、単独世帯であるということがあるんですけれども、以前は、例えば同じ敷地で高齢者が単独で住んでいて、敷地内に家族の者とか知り合いの方がいたときも認めていたんですが、それではやはり配食の意味がちょっと違うのではないかということで、同じ敷地内に住んでいる方がいらっしゃるんであれば、それはお断りしましょうということで、そういったことをここ数年で進めてまいりました。

今後についても、昨年、利用者負担も300円からちょっと400円に上げさせていただいたりとか、メニューの内容をちょっと改めたりとかして、今後も引き続き見直しをしていきたいと思っております。

それから、続きまして、予備費の関係ですけれども、1,000万円、毎年計上させていただいているわけですが、予備費の金額の考え方は特に決まっておりません。これはもう保険者が決めていいことになっておりまして、本来であれば、１か月分ぐらいの給付の額を臨時に払えるぐらいの額がほしいんですね。うちの町は１か月２億円ぐらい払っていますので、本当であれば２億円ぐらいあってもおかしくないです。ただ、過去の経緯とか見てもそういったことはほとんどないので、1,000万円ということで。

この1,000万円については、今言いました介護給付の支払いって毎月毎月払っていくんですね。年度末になりますと、それこそ１か月単位で何百万増えたり、何百万減少したりということがあるので、年度末になるといつも冷や冷やしながら予算執行しているわけなんで、当然、多かったり少なかったりして、３月分が払えないなんていうこともなきにしもあらずなんですね。

うちのほうは、なるべくそういうことがないようにということで、過去の実績とか踏まえて、確かに毎年少しずつ流用したり、予備費を何十万か充てたりとかしているんですけれども、そういった過去の経緯も踏まえて、大体1,000万円ぐらいあれば妥当であろうというふうに判断をしておりますので、さっき給付の執行残の不用額の話、何百万もあるとかとありましたけれども、毎月２億円ぐらい払っていますので、私どもからしますと誤差の範囲なんですね。

逆に足らなくなったときのほうが大変になってしまいますので、いろんなところに迷惑がかかってしまって、そちらのほうが大変ですので、それであれば、多少不用額があってもやむなしというふうに考えております。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　すみません、再質問前に全部説明で時間がほとんど27が終わってしまいました。

今の予備費のところですけれども、予備費というふうに計上しないで、例えば緊急で必要になったときに、専決処分であったりとか、臨時会を招

集するとかという他の方法がなければ、今のご説明、非常に分かるんですけれども、他の方法もあったりとかするものですから、改めてその辺を考えて、現実問題、年度末とか３月分は冷や冷やするとかとおっしゃいながら、実際問題、令和３年度の32.8万円がここ最近では、10年近く前の29年度190万円、現実はこれですから、流用されて頑張っているのは分かりますけれども、そこのところはもうちょっと考えていただければなというふうなのか思っております。

あと、プラザサポーターの件は、お電話でもお尋ねして、ある程度は承知はしておりましたが、分かりました。

１つ漏れていたのが、このプラザサポーターの養成講座のほうはこれまで何名かというところがちょっと漏れていたので、そこのところお願いいたします。

配食についても、いろいろと衛生とかも考えたりとか、費用も増やしてというところも分かりました。

あとは、プラザサポーター、それで、令和５年度は定員10名のところ12名となっているのは、ここの説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤さん、質問時間なくなります。１問ずつ答えてもらいます。

担当、お願いいたします。

担当主査。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時３０分

再開　午後　２時３０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

予備費の件ですけれども、確かに様々方法があるんですけれども、補正を組んだりとか、ただ、補正を組むということは、そのために臨時会を開かなきゃいけませんので、そのために議員さんに集まっていただいて、わざわざやるのかどうかということも考えますと、予備費を設けさせていただいて対応できるんであれば、それのほうが価値的なのかなというふうに思っております。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　プラザサポーターの件で、養成講座のほうの総人数と、実際に実働の人数をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野でございます。

プラザサポーター養成講座の受講者につきましては、現在28名しておりまして、ちょっと実働数の正確な数は分からないんですけれども、ほぼ９割方、皆さん活動していただいております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　すみません、もう時間がないので。終わりました。じゃ、結構です。

○委員長（九山妙子君）　以上で佐藤将行委員の質疑を終わります。

では、ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時３２分

再開　午後　２時４３分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

通告第３号、小島あけみ委員。

○委員（小島あけみ君）　議席番号７番、小島あけみでございます。

通告書に従い、１点質問させていただきます。

決算書252、説明書230、介護認定審査会費の介護認定審査会運営事業です。

説明書に載っている介護認定審査会ペーパーレス化306万8,845円についての質問です。

①の質問については、前段の委員の答弁の中で理解いたしましたので、再質問だけさせていただきます。

②が、ペーパーレス会議システム導入により、どのような効果が図れたかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

私のほうから、小島委員のご質問に回答させていただきます。

ご質問の②、ペーパーレス会議システム導入により、どのような効果が図られたかという点につきまして、システム導入による効果といたしましては、まず１番に、審査会資料、紙資料の作成から審査会終了後の資料の廃棄までに係る各種コストの削減と、審査の効率化、迅速化が挙げられます。

審査会の資料につきましては、これまで、審査会の１週間前に各委員用に資料を印刷しまして、職員がじかにこれを配付しに伺い、審査会終了後に回収して廃棄をするというプロセスで毎週運用をしておりました。

１回の審査会での審査案件は、およそ20から40件程度、平均して30件前後となりまして、資料といたしましては、おおよそ150ページ程度になります。これを委員６人分プラス事務局１人用として、単純計算ですと、毎週1,050ページほど印刷をしまして、都度廃棄しているというような計算になります。

ペーパーレス化の実施によって、これらの作業に係る印刷代と紙代、製本から廃棄までに係る人的なコストを削減することができました。

また、ペーパーレス化に伴いまして、委員さんへの資料の配付、到達が迅速化したことと、また、資料をデータ化したことで、これまでの紙の資料よりも視覚的に鮮明になって、拡大縮小もできるようになりましたので、見やすくなったこと、データ化で資料の文字検索や２画面同時表示、調査資料を見ながら主治医意見書を見るといった見方も可能になりまして、こうした審査を補助する各種機能によって、審査における委員さんの利便性が上昇して、審査の効率化が図られたと考えています。

また、事務局の側も、印刷や配付を省略したことによって、調査票の点検確認の時間をこれまでよりも十分に確保できるようになりました。これによって、審査案件の迅速化と調査の正確性がさらに向上したものと考えております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　それでは、①の再質問をさせていただきます。

タブレット端末なんですけれども、予算のときか何かに、委員の24人、介護認定審査会委員の24人とプラス１で25台と聞いた記憶があるんですけれども、今回購入した台数というのは25台でよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当、

飯尾です。

再質問にお答えさせていただきます。

当初、購入台数といたしましては、予算に計上させていただいておりました24プラス１の25台でしたが、実際に運用するに当たって、事務局側がタブレット１枚だけですと、１人の職員しか調査票の点検確認等の作業ができないという運用上の問題が発覚しました。今回、幸いなことに、入札によって端末の調達費自体も予定よりもかなり低く抑えることができましたので、事務局側の利便性を考えて、もう一台追加で購入をしております。ですので、最終的な購入台数といたしましては26台となります。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　今回、入札を行ったということですけれども、何者が入札に参加されたかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当、飯尾です。

お答えさせていただきます。

今回、端末の入札につきましては、８業者の競争入札となりました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　実際の導入が令和７年１月からということで、先ほど、いろいろ時間かかった理由をお聞きしたんですけれども、もうちょっと詳しく、一番最初に、導入に向けて何月ぐらいからこの入札の仕事というか取組を始めてという経過が分かれば、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

回答させていただきます。

予算編成の段階では、システムの運用期間としては８か月を想定して予算を計上しておりました。ですので、年度開始４か月でシステムの選定、トライアル、検証を行った上でプロポーザル等の手続を行い、契約、審査会の委員さんへのレクチャーを行った上で運用を開始するということで、非常にタイトなスケジュールで設定がされておりました。

また、予算編成の段階では、有力となる１つシェアの大きい会議システム、こちらを想定して予算を組んでいたんですけれども、その後、予算編成後、各種調査によって、ほかにも競合するようなシステムがあるということが分かってきました。こちらを十分に比較検討して、本当に使いやすい、なおかつコスト的にも優れているシステムを選定するべきだろうということで、最終的には、運用期間を８か月から５か月に短縮しまして、ですので、７か月でシステムの検証からプロポーザル、入札までの作業を行うこととなりました。

また、運用開始が遅れた原因の一つとしまして、端末の調達の遅れというのがあります。こちらにつきましては、当初、タブレット端末と通信回線用のＷｉ－Ｆｉルーター及びタブレット端末自体を制御するＭＤＭという端末制御のためのシステム、これをまとめて発注を行う予定でおりました。ですが、こちら、町側が指定した契約条件に合致する取扱ベンダーさんが結局出てこなかった、誰も手を挙げてくれなかったということになりまして、結果的には、ハードウェアはハードウェア、ＭＤＭはＭＤＭで別個に調達をすることになりました。

結果的に、入札手続が２回行ったような、再入

札ということになりましたので、その分の遅れも加味して５か月という運用期間になった次第です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　ありがとうございます。

それでは、②の効率化についてですけれども、ペーパーレス化ですので、紙の印刷代とか紙代とかがもう大きく削減になったということで、もう一つが、やっぱり審査が迅速化できたというご答弁があったんですけれども、実際に、今までこの介護審査を請求して認定というか審査が終わるまでは結構時間がかかったと言われていますけれども、その辺のどれぐらいの短縮ができたのかお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

ご質問に回答をさせていただきます。

要介護認定の申請から結果の送達までにつきましては、介護保険上、一応30日というルールが定められております。ですが、実際に30日間で認定を決定して通達をできる保険者というのは非常に限られておりまして、実情としましては、大体、現状ですと1.5か月から長いと２か月程度かかっている状況です。

時間がかかってしまう大きな原因なんですけれども、認定件数自体が立て込んで、調査が渋滞してしまっているというのも１つにはあるんですが、大きな要因の一つとして、認定調査と並行して保険者が取得しなければならないお医者様からの意見書、主治医意見書といわれるものの役場への送達が非常に時間がかかっている傾向にあるというのがあります。

こちらにつきましては、ペーパーレス化で解消できる問題ではなくて、ですので、結果的には、実態として把握できるほど認定期間が短くなったとは、申し訳ないですが、ちょっと断言できないような状況です。

ですので、全て資料がそろった段階で速やかに審査会にかけられる、そこの速度が、今のところ向上しているというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で小島あけみ委員の質疑を終わります。

通告第４号、塚村香織委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

決算書の252ページ、説明書230ページ、介護認定審査会費、介護認定審査会運営事業の17節備品購入費についてお伺いいたします。

タブレット端末等購入費についての①ペーパーレス化の成果、②関係者負担軽減への成果、③住民サービスへの成果についてお伺いいたします。こちら前段でございましたので、重複しないものをお伺いをいたします。

続いて、２点目です。決算書256ページ、説明書232ページ、施設介護サービス給付費、施設介護サービス給付事業の18節負担金、補助及び交付金、施設介護サービス給付費についてお伺いいたします。

１点目の不用額については、先ほどご説明ありましたので大丈夫です。

②の介護老人福祉施設の利用数24人減少しておりますが、前年度比で720万円の増加している説明をお願いいたします。

③町内施設の定員及び待機人数をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

塚村委員のご質問に回答させていただきます。

まず、１つ目の質問、タブレット端末等購入費についてのご質問です。

こちら、前段の回答と重複しないところといたしまして、３番、住民サービスへの成果のところで１点補足をさせていただきます。

介護認定審査会の資料配付の流れにつきましては、先ほどお話ししたとおり、基本的には１週間前に審査案件を確定させて、１週間かけて審査会の委員さんに確認をしていただき、認定結果を確定するという流れになっております。ですが、案件によっては速やかに認定結果のほうを確定させなければならないような案件というのも発生いたします。

例えば、がん末期で容態が急変してご自宅に帰るに当たって、どうしてもすぐに介護のサービスを使う必要がある、少なくとも見込みに関してどれぐらいになるのかというのが分からないと、サービスの先行利用もできないので、早めに結果を出してほしいというようなケースです。こういった案件につきましては、通常のルールからは外れまして、追加の案件として、直近の介護認定審査会のほうで審査をしていただくようなルールになっております。

ただ、これまで紙での資料配付を行っていたときにつきましては、追加で紙資料をなかなか週の途中で配付に行くということも難しかったので、基本的には審査会当日その場で資料のほうをお渡しして、時間を取って審査をしていただいて、その場で決定していただくというような慣習になっておりました。

ですが、ペーパーレス化したことによって、追加での資料の配信等も可能になりましたので、こういった案件にフレキシブルに対応できるようになり、委員さんにつきましても、これまでよりは審査にかけられる時間が十分確保できて、正確な判断のほうをできるようになったのかなというふうに考えております。

続きまして、質問の２、施設介護サービス給付費のご質問に関してご回答いたします。

では、２番、介護老人福祉施設の利用者24人減少と、前年度比720万円の増加のご説明につきまして、利用者の減の原因につきましては、こちら施設のほうから医療機関へ入院、または死亡したことに伴う退所、施設からの退所が主な原因となっております。

利用者が減っているのに、なぜ給付費自体が増加しているのかというところにつきましては、当該サービス費につきましては、介護度により給付費のほうが変動いたします。ですので、介護度の低い方、要介護度３以下の方と、介護度の高い方、要介護度４、要介護度５の方との利用者割合に、今年度に関しては変動が生じたものというふうに考えております。結果的に、残った方のほうが介護度が高く、給付費の支出も多くなっていたことに伴って、この増加が発生したものというふうに見込んでおります。

続きまして、質問の３、町内施設の定員及び待機人数についてご回答いたします。

直近、令和７年７月末時点におきまして、町内の特別養護老人ホームの定員は、地域密着型の施設も含めまして329床になります。そのうち、公表されている数値によりますと、待機者につきましては８人となっております。ただし、こちら全ての施設が待機人数を公表しているわけではないので、あくまで公表されている数値から読み取れ

る人数であるというふうにご理解いただければと思います。

また、老人保健施設、こちらにつきましては定員160床で、待機者はゼロとなっております。

なお、待機者につきましては、こちら施設側が公表している数値になりまして、現住所、どちらの被保険者の方かという区別なく算定公表がされておりますので、先ほど申し上げた数値の中に宮代町の住民の方が何人いるかについては公表されておらず、保険者である町のほうも把握ができていない状況ですので、ご承知おきいただければと思います。

ご説明につきましては以上になります。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　再質問をさせていただきます。

まず、１点目のほうからなんですが、ペーパーレス化ということで、先ほどご説明いただいた週に1,500ページでしたかの削減になったということなんですが、令和７年度の１月から３月までということだと思うんですけれども、全体で何枚とか、金額とか、そういうのが把握されていたら教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時０３分

再開　午後　３時０４分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

再質問に回答させていただきます。

削減された実態的なコストにつきましては、申し訳ありません、ちょっと金額的な算定ができていない状態です。

１月から３月までの介護認定審査会につきましては、こちら特に休会等はありませんでしたので、毎週金曜日なので大体月４回というふうに考えていただいて、先ほどの1,050枚掛ける３か月分ということで12、なので、１万枚以上の削減ができているというふうにお考えいただければと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長ですけれども、補足ですけれども、紙のときは結構職員も残業もあったんですが、残業が減りました。それは見て分かります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございます。

負担の軽減と、あと紙の無駄の削減ということで、本当にタブレットを導入されたことによっていろんなメリットが達せられたことを確認できました。

関係者の委員の方々が、タブレットになったことで、移行する利用の理解度というか習得度というのはどのような感じだったかお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

ご質問にご回答いたします。

こちら、委員さんへのシステムへの慣れ、習得を考えまして、システム導入開始から大体２回程度につきましては、紙とシステムの併用で運用を

いたしました。徐々に切り替えていっていただいて、集合研修を一度実施はしましたが、お忙しい方も多いので全員の参加ということはかなわず、都度、職員がご説明するような形で対応しておりました。

執行部といたしましては、一応従前に、昨年のうちから、タブレット、ペーパーレス化を予定しているということで事前のアナウンスは行っていたんですけれども、なかなかちょっとシステムに慣れないよというような声が多く上がるのかなというふうに考えてはいたのですが、こちらの想定よりも、分かりにくい、よく分からないという声は意外と上がってこなくて、予想以上にスムーズに移行ができたというふうに考えております。

令和７年度につきましては、もう当初から完全にペーパーレスで運用しておりますが、今のところ大きな問題もなく、スムーズに審査会の運営ができているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　承知をいたしました。

２点目の再質問をさせていただきます。

②のほうなんですが、介護度の違いということでの増減ということは分かりました。

介護老人福祉施設なんですが、待機人数もあったり、入りたいけれども入れないという状況ということもありますし、あと、施設のほうから待機以前に、入りたいけれども介護度とか様子によって拒否をされてしまうとか、そういったことがもしあるようでしたら、把握されているようでしたらお伺いしたいと思いますが、お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

まず、特養の入所条件につきましては、原則要介護３以上となりますので、まず介護度が１つの条件になります。

今のところ、施設のほうから入所を拒否するようなことはちょっと聞いておりません。ただ、過去に、やはり認知症がひどくて他人に迷惑をかけたりとかというのがあって、どうしてもこの人はちょっとお断りしますというようなことは、過去にはございました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　今おっしゃったようなところが、やはりご家族も何か心配されているところなのかなと思います。もし、そういった拒否というか、ことがあった場合、どのようなご対応をされているのかお伺いをいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野と申します。

いろいろありますけれども、１つは、行政による措置入所というのがありまして、これはもう行政の命令で入所をする。ですから、その入所者の方の費用とかも行政のほうで面倒を見るというような仕組みがありまして、この辺ですと、久喜にあるすずのきさんとか、それからあと、すずのきさんの隣に、たしか鶴寿荘でしたか、あそこが実は行政の措置入所をやっている施設になっておりまして、そういったところにまずお勧めをします。

ただ、措置入所といいましても、入所判定委員会というのがありまして、町の審議会がありますので、そちらできちんと入所判定をして行うということになります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　承知をいたしました。

そういうご相談というのは、包括支援センターとかにあると思いますので、そこで今のようなご説明があるのかなと理解をいたしました。

③の再質問なんですけれども、先ほど定員と待機人数はお伺いをいたしました。現在の329床ということなんですが、この施設のうちの何%に当たるのかとか、そのあたりを把握されていたらお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時１２分

再開　午後　３時１２分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　正確な人数は分かりませんけれども、満床になってはいないですので。どこがどれぐらい空いているか、ちょっと今手元に資料はないんですけれども、満床になっていないということは承知しております。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　どこの施設とか介護に関連するところでも介護人材不足だと思いますが、そこで、町としてもいろんな、介護に入りやすいような事業はしてくださっていると思うんですが、そういうことで今後、宮代町の施設を応援していくというか、そういう支援をしていくというところでは、事業、介護講座などは開いてくださっているんですが、それをまた継続してやっていくのか、介護人材を増やすということの政策というか施策のお考えがあればお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

介護人材につきましては、皆さんもご承知のとおり、全国的に人材不足というのはご存じかと思います。これは、国と県と町と、あと事業所のそれぞれ取組がないとなかなかできないことです。俗にマスコミとかで言われているのは、介護職員の報酬が低いということで、給料がほかの業種よりも低いということが言われていますが、これはもうとにかく国のほうで介護報酬を上げていただかないと、なかなか解決しない問題です。

あとは、なかなか人材、やりたい人はいるんですけれども、申し込むきっかけとか、どうやって介護の仕事を相談したらいいのかというのが１つありまして、実は、昨日うちの進修館のほうで、介護職の相談会というのをやらせていただきました。これは、県の協会さんのほうと共催をいたしまして、宮代会場ということで開催をしました。

そこには、町内の事業所の方とか、あと近隣の杉戸町とか、あと幸手のほうからも事業所来ていただいたりしまして、全部で求人が16名ありました。そこで事業所の方と面談をしていただきまして、この後、施設に見学行ったりとかということで、つなぐことができたと思っております。

ですので、町としては、そういった機会を今後も設けていきたいと思いますし、あとは、何かサービス面で、町のほうで何かその補助をするとか、そういったことで支援していければよろしいかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で塚村香織委員の質疑を終わります。

通告第５号、野原洋子委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

２点質問させていただきます。

１問目、歳出、決算書252ページ、説明書230ページ、介護認定審査会費、介護認定審査会運営事業、不用額のほうについては、前段委員が質問されたので、こちらは割愛します。そちらの１の報酬417万円ですが、介護認定審査会委員24人の報酬は全員同じなのかお聞きいたします。

２点目、歳出、決算252ページ、説明書231ページ、認定調査費、認定調査事業で、こちらも１の報酬828万5,308円、こちらの職員の人数を伺います。それと、認定調査１回の金額は幾らになるのか伺います。お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

野原議員のご質問に回答させていただきます。

まず、質問１点目、介護認定審査会運営事業の委員報酬につきまして、こちらにつきましては全て一律で、日額１万5,000円となっております。

続きまして、質問の２、認定調査事業、認定調査員の職員の人数と、認定調査１回当たりの金額につきまして、まず、認定調査員につきましては、令和６年度５名で運用をしております。全て会計年度任用職員になります。

報酬につきましては、調査１回当たりの単価契約ではなく時給制になっておりまして、こちらの時給単価につきましては、それぞれの勤務年数等によって異なっておりますが、おおよそ1,500円から1,600円程度となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

それでは、再質問させていただきます。

今、24人の報酬が全部同じで、日額が１万5,000円ということでしたけれども、こちら説明書の230ページにある審査会のほうが、令和６年でいうと回数が49回、審査件数が1,409件となっているのですが、こちら計算したところ、24人で件数割ると１人当たり58件ということになるんですが、これは皆さん、日額1.5万円なんですけれども、こちら差がなくやられているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

再質問に回答させていただきます。

審査会委員の報酬につきまして、こちら１回当たりの報酬になっておりますので、当然ご欠席をされるとその分支出は発生しなくなります。委員さんによっては、ご都合があって出席をできないということもありまして、審査会自体は、各審査会６人の合議体で形成されておりまして、４名の出席、過半数以上の出席があれば開催ができるという形になっております。

ですので、１回当たりの報酬額につきましては、先ほどご回答したとおり一律同じ金額なんですけれども、出席回数によって年間の報酬額は委員さんによって異なってくるというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

こちら今お伺いしたところによれば、審査委員のほうが出た分だけ支払われるということだと思うんですけれども、ちょっと私が伺ったところだと、予定していて、審査があるということで予定して審査員の方が来た場合、逆に審査を受ける方が受けられなくてというときに、審査員の方への

報酬というのは支払われるということでよろしいですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

審査を受けられる方というのは、受ける……

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

ご質問につきましては、審査を受ける方ということで要介護認定を申請されている方が、申請はしたのだけれども、実際、取下げや死亡等があって認定を受けられなかった場合というふうなことでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原です。

ちょっと聞いた話によりますと、お仕事、審査をする側の方が、審査のつもりで１日空けて、１万5,000円、日額なので１万5,000円頂けるということで行ったときに、審査する対象の方がいらっしゃらないときも支払われるというのを聞いたことがありまして、それはない感じですかね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

これまで、先ほどご説明で触れさせていただいたとおり、介護認定審査会につきましては、毎回大体30件程度の審査を行っております。ですので、審査会が開催されない、審査対象者がいないというのは、30件全て該当する人が取り下げたか、その時点で審査できる案件がなかったというケースになりまして、現実的には発生しないものと思われます。これまでも発生したという記録はないかと思われます。

もし、審査案件の都合以外の原因で審査会が休会になった場合、こちらにつきましては、報酬につきましては、あくまでも審査会への出席を根拠にして支払いを行っておりますので、ご出席がなければ、審査会自体が発生しなければ、報酬の支払いも発生しないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

今ご説明あったとおり、30人の審査対象の方がいらっしゃった場合というのは、審査委員のほうは24人全員の場合もある、それとも、審査対象にして何人ぐらいになるのか教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

ご質問に回答させていただきます。

介護認定審査会につきましては、委員の総数が24人になりますが、24人の委員さんが毎回の介護認定審査会に全員ご出席されるわけではなく、これを６人ごとに合議体で区切りまして、その合議体単位で審査会を行っております。

宮代町の場合は、24人ですので４合議体で構成されておりまして、毎週、各合議体が週替わりで審査を行っているような形です。ですので、毎週出席される委員さんの人数としては６人となります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

では、６人ごとにされると思うんですけれども、

そのときの審査対象の人数は決まっていないということでいいですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

ご回答をさせていただきます。

ご指摘のとおり、１回の審査会にかけなければならない規定数というのが決められているわけではありません。基本的には、審査会の資料を配付する段階で調査票が完成し、主治医意見書も到着しており、チェックが完了して、資料が作成できる状態になっている方を、基本的にはそれを全てかけるような形になっております。

ただし、事前に書類のほうを確認する期間が１週間しかありませんので、あまり１回の審査会で多数の案件を処理してしまうと、審査自体がちょっと内容的に精密性を欠くことになりかねないですので、事務局の側といたしましては、おおよそ30件前後、多くても40件を少し上回るぐらいの件数を目安としまして、調整を行っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で野原洋子委員の質疑を終わります。

通告第６号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

全て歳入です。５点ご質問させていただきます。

まず、１点目、決算書239、240ページ、説明書では224ページ、介護保険料です。

１点目は、不納欠損の理由です。

２点目は、滞納者は延べ何人か、また実人数は何人か、それから、滞納額はどのぐらいになっているかご説明をお願いします。

２点目、決算書239、240ページ、説明書226ページ、国庫支出金の介護給付費負担金ということで、要は、介護保険の財源のほうの公費のほうです。国庫支出金の介護給付費負担金５億3,728万円の、決算ですから、積算根拠のほういいですかね。積算根拠はということで。

３点目、決算書241、242ページ、説明書では226ページ、国庫補助金の調整交付金、これなかなか難しいと思うんですけれども、全国ベースで市町村間の財政格差を是正するための交付金というふうに言われておりますが、この数字の積算根拠は。お示しいただきたいと思います。

４点目、決算書241、242ページ、説明書では226ページ、県支出金の介護給付費負担金、これにつきましても、４億4,692万円の積算根拠は。お示しいただきたいと思います。

５点目、決算書243、244ページ、説明書227ページの繰入金の介護給付費繰入金、これも３億9,224万円の積算根拠はということでお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

丸藤議員のご質問に回答をさせていただきます。

まず、１点目、不納欠損の理由、滞納者の延べ人数と実人数、滞納額、こちらまとめて回答をさせていただきます。

まず、不納欠損の理由ですが、こちらにつきましては、大きく分けて、被保険者が死亡しており、なおかつ相続人が不明であったり、または、所在が不明で住民票が消除されており、納付折衝がもう現実的にできないような場合、２つ目としましては、生活保護受給者の方など、所得が低く、納付折衝を行っても現実的に納付が見込めないよう

な場合、３点目といたしまして、再三、催告、督促を行ったにもかかわらず、介護保険制度にご理解いただけず、納付を拒否されているような場合、大きく分けてこの３つに分割できるかと思われます。

続きまして、滞納者の人数につきまして、こちら現年度分につきましては合計87人、滞納繰越分に関しては70人となっております。ですので、合計した延べ人数といたしましては157人、ここから現年分、滞納繰越分、両方滞納がある同一人の重複を除いた実人数といたしましては116人となります。

なお、こちらにつきましては、先ほど触れさせていただいた不納欠損、こちらで不納欠損として処理する前の方も含んだものになっております。

また、滞納の時点ですが、現年度分につきましては、会計を締める５月31日時点、滞納繰越分に関しては３月31日時点での値ということでご承知おきいただければと思います。

最後に、滞納額につきましては、現年度分につきましては285万5,450円、滞納繰越分につきましては不納欠損額を除きまして216万8,700円、合計しまして522万4,150円、こちらが令和６年度の滞納額となります。

続きまして、ご質問の２点目、国庫支出金の介護給付費負担金、こちらの積算根拠につきまして、こちらにつきましては、宮代町の介護保険の被保険者の方が利用した介護給付費、こちらについては、決算書の介護特会の歳出２款、こちらに該当する部分です。このうち、施設サービスに当たるものの15%、在宅サービスに当たるものの20%の相当額が負担金として交付されております。

続きまして、質問の３点目、国庫補助金の調整交付金につきまして、こちらの積算根拠です。

こちらの計算方法につきましては、宮代町の65歳以上の高齢者のうち75歳以上の後期高齢者、こちらの割合と、高齢者の所得状況の格差で生じる保険料の基準額、こちらの差を調整するためのものになっております。

具体的な計算方法につきましては、宮代町の標準給付額、今回の介護保険事業計画３か年の標準となる年間の保険給付額です。こちらのほうに、普通調整交付金の交付割合を掛けたもので計算がされております。６年度の宮代町の交付割合につきましては、およそ1.75%で計算されております。

続いて、ご質問４点目、県支出金の介護給付費負担金、こちらの積算根拠です。

こちらにつきましては、ご質問の２点目と計算方法としては重複するんですけれども、介護給付費、６年度の宮代町の介護給付費のうち、施設サービスに当たるものの17.5%、在宅サービスに当たるものの12.5%の相当額が支給されております。

最後、質問５項目、繰入金の介護給付費繰入金、こちらの積算根拠です。

こちらにつきましては、同じく介護給付費のうち12.5%の相当額を繰り入れております。

ご説明は以上になります。

○委員長（丸山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

それぞれ分かりました。

介護保険事業は３年を１期として、必要なサービス量の見込み保険料を算出します。令和６年度はちょうど第９期で、介護保険料の基準額を１人年間6,100円引き上げられました。月に直すと509円ですか。

この介護保険料になっているんですけれども、これは、65歳以上の方の介護保険料、これが第１号被保険者なんですけれども、数字的には23%、

第２号被保険者が27％ということで、数字はそれぞれ出されているんですけれども、この第１号被保険者というのは何人になっていますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時３９分

再開　午後　３時４０分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

第２号被保険者というのは、繰入金、支払基金交付金ということで来ますよね、それが算出されるんですけれども、これについても後で、人数からどういうふうになっているのかお示しいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど国庫支出金の介護給付費負担金ということで、それから県支出金、それから町の負担金ということでお聞きしましたが、この介護給付費、６年度というベースになる金額、それだけ示していただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時４１分

再開　午後　３時４１分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

再質問に回答させていただきます。

介護給付費につきましては、実際に支払った実額が積算の根拠となっております。具体的には、決算書の253、254ページ、こちらの２款保険給付費、この款全体の金額が介護給付費に該当してきます。

〔発言する人あり〕

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　はい、支出済額、そちらですね。２億9,251万……、失礼しました、桁が１つ違いました。29億2,513万5,617円、こちらです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

分かりました。

それと、もう一点、国庫補助金の調整交付金３点目で伺った、これは後でまたお示し、ざっと言っていただきましたが、後で詳しく教えていただきたいと思います。

それで、239、240ページの介護保険料の関係で、収納率が100％を超えますよね、これ令和４年度、５年度もずっとそうなんですけれども、普通、調定額がちゃんと計算されて、それの収入済額だから、普通どんなによくても100％なんですけれども、それが例えば100.2％とか100.1％になっている、その辺の理由についてお示しいただきたいと思います。戻っちゃって申し訳ありませんが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

再質問にご回答させていただきます。

収納率が100％を超えてしまう原因なんですけ

れども、こちら特別徴収分に顕著ではあるんですが、こちら収納率に関してはご指摘のとおり、収納額を調定額で割ったもので計算をしております。計上されている100％を超えてしまっている収納率につきましては、この収納額の中に還付未済額が含まれていることが原因です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

先ほど、介護保険料を決めたときの人数の話がありましたけれども、当時ですから、当然人数については推計で出すんですが、３年間、令和６年度については１万909人、それから令和７年度が１万863人、令和８年度が１万790人、合計で３万1,562人ですかね、これで、これを推計いたしまして介護保険料のほうを積算してございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　介護保険料ですが、もちろん先ほど言ったように、１人当たり6,100円引き上げられました。ですから、前年度比で8,600万からのプラスになっていますが、これは次回でいうと2027年度ですかね、３年の、それに合わせて基金に積み立てるわけですけれども、そういった状況からいくと、少し引上げは多かったのではないかなという、そういう考えも１つはあると思うんですが、そういった点では、担当としてはどういうふうに考えていますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

介護保険料につきましては、３年間のサービス量の見込みとかを立ててつくります。確かに、大体予算の額というのはサービスの見込み量に基づいて積算しているんですけれども、６年度、７年度とも、なかなか予算額のほうにいっていないというのが現実でございますので、それは結果的に、確かにちょっと取り過ぎだったんじゃないかと言われれば、そうなのかもしれませんけれども、あくまでも、３年目の１年目にこちらで推計をして、町がサービスの見込み量を算出をして、それに基づいて出している金額ですので、これればかりはどうにもならないかなというふうに思ってございます。

ただ、余った介護保険料で繰入れの額が大きくなりますと、それは当然、準備基金に積立てをして、次の３期、３年間にしっかりと使われるということですので、決して無駄にはなっていないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　以上で丸藤栄一委員の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。

休憩　午後　３時４９分

再開　午後　４時０２分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

初めに、回答お願いいたします。

担当主査、お願いします。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

先ほどの丸藤委員からの追加質問でお答えできなかった分、１点はっきりしましたので、ご回答させていただきます。

ご質問のありました２号被保険者の人数とその

保険料、こちらにつきまして、２号被保険者の保険料につきましては、こちら申請から交付までの流れが以下のような形になっております。

毎月、社会保険診療報酬支払基金、こちらのほうに、各保険者が当月にかかった介護給付費、介護サービスに利用した金額のほうを報告いたします。支払基金のほうは、こちらの金額に２号被保険者の給付割合である27%、こちらのほうを掛けまして、こちらを介護給付費交付金、または地域支援事業支援交付金として算定いたしまして、市町村に交付するというような流れになっております。

ですので、国や県の支出金と同様に、実際にかかった介護給付費に対して割合を掛けるという形になっておりまして、実際に宮代町にいる２号被保険者が何人いて、それに基づいて計算するという形式にはなっておりません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　では、通告第７号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉伸一郎でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、歳入になります。決算239ページ、説明書225ページ、介護保険料になります。

滞納繰越分普通徴収保険料の収納率が大きく9.7ポイント下がった理由をお伺いいたします。

２問目になります。

歳出になります。決算書266ページ、説明書242ページ、任意事業費、介護給付等費用適正化事業になります。

①といたしまして、ケアプランの点検確認指導の説明をお願いいたします。

②といたしまして、要介護認定調査票の点検の内容をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

泉委員のご質問に対してご回答させていただきます。

まず、質問１点目、滞納繰越分普通徴収の保険料の収納率が大きく下がった原因につきまして、こちら令和６年度につきましては、第９期の介護保険事業計画に定めた保険料率の改定の初年度になりまして、先ほど丸藤議員からのご指摘にもありましたとおり、全体的に保険料が上昇しております。ですので、収納率の低下がもうあらかじめ見込まれておりました。

そこで、令和６年度の滞納対策につきましては、保険料の上昇によって現年度分の納付に関して消極的になっている滞納者に対して、これ以上滞納額が増加しないように、滞納繰越分から先に納付をお願いするのではなくて、まずは現年度分を優先して納付をしてくださいというような形でお願いする方針で、納付折衝を行いました。

結果といたしまして、ご指摘のとおり、滞納繰越分の収納率につきましては、前年度比でかなり落ち込みが発生しておりますが、現年度分の普通徴収の収納率につきましては、ほぼ前年並みというような結果になりました。

滞納対策自体につきましては、従前と同様に督促状や催告書の発送、電話や面談での納付折衝を行っておりまして、特に何かをやらなかったというわけではありません。

続きまして、質問の２、介護給付費適正化事業につきまして、まとめてご回答させていただきます。

まず、１点目、ケアプラン点検確認指導の内容の説明につきましては、ケアプラン点検につきま

しては、端的に言いますと、ケアマネジャーが立案しましたケアプラン、こちらのほうが適切なものであるのかを点検して、必要に応じて指導を行うといった内容になります。

本来ケアプランは、利用者の自立支援を目的としたものでして、これに資するような適切なケアマネジメントになっているかどうかが重要となります。そこで、ケアプランの基本となるような事項を、実際にケアマネジャーさんと一緒に検証、確認をしながら、ケアマネさんにケアプランを立案するときの気づきを促し、より質の高いケアプランの構築を意識していただくことで、単に利用者やご家族の方の要望をかなえるというだけではなくて、利用者の方がよりよい生活を続けていけるための本当に適切な介護サービスを提供することを目的としています。

具体的には、令和６年度につきましては、町内の居宅介護支援事業所、ケアマネさんの事業所４事業所にこちらの点検指導を実施いたしました。

具体的には、今回トピックとして、ケアマネさんに、生活援助、ホームヘルパーさんを多く利用されている被保険者の方、またはショートステイを多く利用されているような方、こういった方のケアプランを提出いただきまして、状態像、お体の状態等を聴取しながら、サービスの提供が過剰ではないかというところに着目して、ケアプランを作成するときの聞き取りや情報に漏れがないのかというのを一件一件確認をしております。

続きまして、２点目、要介護認定調査票の点検の内容につきましては、要介護認定の申請を受け付けまして、調査員が実際に訪問調査を行った後、調査員が認定調査票を作成いたします。こちら作成が完了して提出された調査票のチェックを行い、内容に誤りがないか、聞き取った内容に照らして、選択されている項目と状態にそごがないかなどを職員複数の目で確認をしております。

調査票は、要介護認定の１次判定に直結してくる重要なものになりまして、審査会の委員さんも、こちらの１次判定を基にして最終的な２次判定を確定します。こちら点検の結果、問題なしとされたものだけ介護認定審査会に案件として提出をしております。

ご説明につきましては以上になります。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

そうしますと、まず１問目のほう、決算書239ページ、説明書225ページの上のほうの表になるんですけれども、9.7ポイント下がったということは、改定の初年度になるからということで、実際的にはふだんと変わらない結果だったということで、そうしますと、４年度から５年度は0.7ポイント向上しました。今回の６年度も向上しているというか、実際的にはどの程度、何ポイントぐらい向上されているか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

収納率の変動に関してご説明させていただきます。

こちら、いずれも決算書ベースの値になりますが、現年度分の収納率、こちら令和６年度につきましては95.4％、対して前年、令和５年度につきましては95.8％、結果的には0.4％の減となっております。

ですので、ご質問に対する回答といたしましては、大体前年並みというふうに申し上げてしまったんですけれども、上昇したわけではなくて、微減しているというような状態になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　よく分かりました。

２問目に入らせていただきます。

決算書266ページ、説明書242ページになりますが、分かりました、ケアプランの点検、確認指導ということで、私もちょっと勘違いしていたんですけれども、対象が町内居宅介護支援事業所ということだったので、昨年度は３事業所だったのが、今年度、１事業所増えて４事業所ということで、これは町内全体の事業所数でよろしいんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　介護保険担当の飯尾です。

再質問に対してご説明させていただきます。

４事業所というのが町内の事業所かというところにつきまして、これまでケアプラン点検につきましては、点検の手法として、庁舎のほうに実際に各事業所の担当の方に来ていただいて、ケアプランに関する資料を提供していただいて、そちらで確認をするというようなスタイルで実施をしておりました。

ですので、対象としましても、実際にこちらにご来場いただいて確認が可能な町内の居宅介護支援事業所、町内のケアマネさんの事業所が対象になっております。

かつ、毎年度、全ての町内事業所にケアプラン点検をするという形ではなく、ある程度の数を絞り込みまして、それを輪番で順次点検をしていくような流れになっておりました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　よく分かりました。安心しました。町内事業所、４事業所しかないのかなと勘違いをしましたので、安心いたしました。

それと、それだから前年度だと1,279件だったわけで、今回1,409件も増えておりますから、130件ざっと増えているんですけれども、１事業所だけで130件も増えるのはどうしてだろうとか思ったんですけれども、そういうわけではないということで、それで、確認指導をされるのは介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーということになります。

本当に、先ほど課長の答弁で、ケアマネジャーを補助していきたいというありがたい答弁いただきましたので、その点で１点だけ最後に質問させていただきたいんですけれども、本当にケアマネジャー、介護支援専門員が少なくなってきているということがありまして、それは受けるだけではなくて、実は更新が毎回あるんですよね。それに対してすごい厳しい制約がありまして、例えば80時間の研修が必要とか、あと、さらに、別にまた研修、要するに、行ってそこに参加して研修しなくてはいけないというのもありまして、そうすると、仕事があるのに仕事を休んで行かなくてはいけないとか、そういったこともあります。

さらには、費用、この更新費用というものが各自治体によって金額が違っておりまして、２万円から６万円の差があるということで、宮代町では５万円かかっているということがあります。それをやはりどうにかできないものですかという、そういう要望もいただいているんですけれども、町といたしまして、そういう更新に際しての何か補助をされるような取組を考えていただけるかどうかを最後に質問いたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課の草野

と申します。

ケアマネジャーさんにつきましては、確かに、本当に人材不足がどこでも、どこの市町村でも悩んでいるところですけれども、今ご提案のありました例えば更新のための費用について、ほかの自治体でも補助をしたりとか、２分の１出したりとかというところもありまして、そういったことも参考にして、来年度、次期介護保険事業計画の策定の年になりますので、今いただいたご意見も踏まえて検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　大変にありがたい答弁いただきました。本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　以上で泉伸一郎委員の質疑を終わります。

これをもちまして、議案第46号　令和６年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件に対する質疑を終了いたします。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。

討論は、宮代町議会会議規則第52条の規定にあるとおり、賛成、反対を明確にするものです。したがいまして、賛成か反対か分かりづらい討論は行わないよう厳しく注意いたします。

また、同会議規則第80条の規定により、表決には条件をつけることはできません。

これより討論に入ります。

本件に対する反対の討論の発言を許可します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

議案第46号　2024年度、令和６年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

この決算につきましては、今審議を終えたばかりでございますので、そうした内容も含めまして、24日の本会議に改めて反対討論を行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

ただいまの議案第46号　令和６年度介護保険特別会計歳入歳出の認定についてに対しまして、反対の立場で申し上げます。

前段の議員と同様に、先ほど終わったばかりで、また、私も質問させていただきましたが、まだ未解決の分もあったり、あと、ほかに６人の質問があったりとかして、その辺も参考にしたいと思いますので、24日の日に反対討論をさせていただきたいと思いますので、ご承知おきください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第46号　令和６年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第46号　令和６年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時２１分

再開　午後　４時２３分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第４８号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（九山妙子君）　これより、本委員会に付託されました議案第48号　令和６年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いします。

課長、お願いします。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長の髙橋です。よろしくお願いします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　水道室長の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○上下水道室主幹（高橋暁尋君）　上下水道室主幹の高橋でございます。よろしくお願いします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査、齋藤です、よろしくお願いします。

○施設担当主査（堀子晋作君）　上下水道室施設担当主査の堀子と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて１人30分以内となります。残り３分になりましたらベルを１回鳴らします。その後、アラームが鳴りましたら終了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。これまでの委員会を見ますと、意見や要望等を述べているところが見受けられましたので、改めて注意いたします。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

全部で５点質問させていただきます。

まず、１点目は、決算附属書類19ページにございます業務量でありますけれども、年間給水量が前年度比で減っております。その理由をお願いいたします。

２点目は、決算書１ページ、２ページ、収益的収入及び支出の収入で、国からの生活基盤施設耐震化等補助金は幾ら増額したのか、お示しいただきたいと思います。

３点目、決算書６ページ、損益計算書の３、営業収益の⑶の雑収益4,996万円は、国からの交付金を一般会計からの繰入れしましたが、水道基本料金の免除のためにも、もっと繰入れを増やす考えはなかったか、その点お伺いいたします。

続きまして、水道事業会計全般でございますけれども、宮代町の水道料金は、埼玉県内55事業体だと思いますが、こうした中でどのような位置にあるのか、詳細に示していただきたいと思います。

２点目は、水道事業会計での消費税はどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下室長の忽滑谷でございます。

まず、質問の１番目、決算附属書類19ページ、業務量、年間給水量が前年度比で減った理由はということにつきまして、決算書の19ページのほうをお願いします。

こちらにつきましては、年間給水量、１年間に浄水場とか配水場から水を出した水量でございますけれども、令和６年度369万3,375立方に対し、令和５年度は371万2,349立方となり、１万8,974立方の減となりました。

それに対して、業務量の表の下から２行目の有収水量、年間有収水量でございますけれども、令和６年度334万6,145立方に対し、令和５年度332万3,353立方となり、２万2,792立方増加したことから、その下の有収率、表の一番下の、が1.1ポイント改善の90.6％となりました。

これらの結果、不明水の減少により無駄な水が減り、年間給水量が減少したものと考えられ、これまでの漏水改善による取組の成果と考えております。

続きまして、２番目、歳出でございます。

決算書、こちらにつきましては、３ページ、４ページの資本的収入になるんですけれども、こちらの収入の表の第３項の補助金のところになります。

こちらにつきましては、さらに申し訳ございませんけれども、決算書の28ページのほうをちょっとご覧になっていただきたいんですけれども、こちらの資本的収入、表の補助金、県補助金のところで5,070万4,000円ということで、生活基盤施設耐震化等補助金がございます。

こちらにつきましては、県を通じて国の補助金として、老朽管更新工事を対象として、令和６年度は5,070万4,000円、記載はございませんけれども、令和５年度3,150万円に対し1,920万4,000円の増となっております。対象工事の増によるもので、補助金のほうも上がっているということでございます。

続きまして、３番目の質問に移りたいと思います。

歳出、決算書の６ページ、損益計算書の３、営業外収益の雑収益、質問につきましては、雑収益4,996万円は国からの交付金を一般会計から繰入れだが、水道基本料金の免除のためにもっと繰入れを増やす考えはないかということでございますけれども、こちらにつきましては、主に国の地方創生臨時交付金を活用して、水道料金の基本料金免除を行ったものでございます。一般会計等も厳しい状況でございますので、今後も同様な交付金制度が国などからあれば、活用して免除を実施していきたいと考えているところでございます。

続きまして、水道事業会計全般の質問ということで、宮代町の水道料金は埼玉県内55事業体の中でどのような位置にあるのか、詳細に示していただきたいという質問につきましては、埼玉県の水道令和６年度版から、令和６年３月31日現在、家庭用１か月当たり、口径13ミリ、10立方使用時で、高い順から宮代町は1,463円で７番目、20立方使用時、宮代町は3,003円で11番目となっております。

続きまして、全体の質問の２番目の水道事業会計での消費税はどのようになっているのか。

決算書の１、２ページをお願いします。

こちらの表の一番右のところの備考欄に、まず最初に、１の収入の表をご覧願いたいと思います。第１項営業収益、うち仮受消費税6,791万1,847円は、主なものとしまして、水道水使用料６億4,578万9,644円のうち消費税額5,870万8,044円となっております。また、口径別分担金8,153万2,000円のうち消費税が741万2,000円となっておりまして、水道使用者の及び新規水道の申込者から預かった消費税額でございます。

その下の第２項営業外収益、うち仮受消費税20万6,298円は、下水道事業からの事務所等使用料に係る消費税でございます。消費税及び地方消費税還付金は、令和６年度は建設改良費などの仮払消費税が仮受消費税より多かったため、カウントされたものでございます。

下の表、２の支出につきまして、第１項営業費用、うち仮払消費税3,855万6,095円は、備消品費、通信運搬費、委託料、修繕費、動力費、薬品費、受水費などの請求に伴い支払った消費税額でございます。

続きまして、決算書の３ページ、４ページをお願いします。

こちらのほうも備考のほうをちょっとご覧いただきたいんですけれども、第１項建設改良費、うち仮払消費税8,113万5,580円は、工事代金などの請求に伴い支払った消費税額でございます。

また、第３項固定資産購入費67万9,577円は、量水器の購入費として支払ったうちの消費税額でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

それでは、１、２番は分かりました。

３点目の水道基本料金の免除のためにもっと繰入れをということについてなんですが、先ほど、国の創生臨時交付金などがあればという答弁でありましたけれども、こういうのがなければやらないということで理解してよろしいですね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下室長の忽滑谷でございます。

水道事業会計につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりまして、こちらの法律のほうの第３条におきまして、常に企業の経済性を発揮するということになっておりますので、自己財源ではできるものではございません。

また、一般会計のほうの財源も厳しいということでございますので、例えば、今回のような国のような補助金とかのもので制度がございましたら、それを活用するしかないかなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

もちろん、下水道もそうなんですけれども、耐震化を含めた老朽化対策も必要でございます。しかし、令和６年度、去年あたりも、かなり県水が値上げされるんじゃないか、そういう話もありました。そういうことから、町民の間からも、水道料金や下水道料金が上がってしまうんじゃないかという、そういう心配もしているわけですよ。そうした中で、今、やはり町民生活は、食料品やガソリン、電気料金などの値上げが止まらず、物価高騰と言われている中で、やはり大変な思いしているわけですよ。

そういう中で、やっぱり町民のそうした声とか不安に対して、きちっと応えるべきだと思うんで

すけれども、答弁は変わりませんか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

結論から言いますと、答弁のほうは変わるものではございません。

法律とかのルールとかに基づいて企業経営を健全にやっていかないといけないものでございますので、その辺についてはご理解を願いたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　先ほど公営企業法と言いましたけれども、地方公営企業法の第３条では、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない、こういうふうな規定もございます。そういった点からはどうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

地方公営企業法の第３条、常に企業の経済性を発揮するということは、収支を安定するということで、健全な経営をするということで国のほうから指導を受けているものでございます。

また、公共の福祉につきましては、こちらにつきましては憲法のほうになるんですけれども、第12条の最後のほうに、国民は、以下略、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うということではございますので、企業会計でございますので、お金のものということ、金銭でのやり取りで負担をしていただいているものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

再質問させていただきます。

それ以上の答弁はないと思うんですけれども、やはり国のほうも、そういった今の物価高を何とかしたい、そういう思いから臨時交付金を各自治体に交付しているわけですよね。

だから、それを使って基本料金の免除ということでやっていただいているので、それはそれで評価しなければいけないんですけれども、やはりほかの自治体を見ると、宮代の場合は、やっていますけれども、２か月、２か月ですよね、そういう意味では４か月、あるいは半年やるというようなところも出ておりますので、そういう考え方はないのかという意味でお尋ねしました。どうでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

こちらの地方創生臨時交付金につきましては、常設されているものじゃなくて、国からの、例えば市町村の配分とかでありますので、今回やったのが大体4,600万円の額でございます。結局、国から来るお金の次第によって、その期間が長くなったり、やれる範囲が決まってきますので、そちらについては補助金の額次第ということになります。ということで、やれる範囲でしかやれないということの回答になってしまいます。

以上でございます。

また、あと先ほどの、こちらにつきましては、地方創生臨時交付金につきましては、結局、原資のほうにつきましては税金でございますので、税金のほうで国民生活のほうの営む権利というもの

でやっているものでございますので、あくまでも我々が扱っているのは使用料、水道料金でございますので、税と水道料金との本の考え方が違うということで、生活の保障ということであれば税金のほうで来るということで、国のほうもそういう制度でやっているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

これまでは、宮代町は一般会計からは繰入れなんかしませんよ、水道料金の基本料金の減免のためにね。だから、今回こういうことで、国のほうからそういった創生臨時交付金が来るので、その範囲でやりますよというだけだから、だから、町民のそうした不安からも、やっぱり何とかしてほしいという、そういう願いというのはあるわけなんですけれども、その辺は考えてもらえないのかという、そういう趣旨の質問なんですけれども、変わりませんか、答弁は。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

補正につきましては、法律とかのルールで定まっておりますので、大変申し訳ございませんけれども、それからの逸脱してのことはできるとは思いません。

なお、一般会計のほうにつきましても、一般会計からの繰出金ということで、総務省のほうでルールが定まっておるんですよね。その中で我々のほうは、例えばこちらの繰り出し基準につきましては、消火栓とかの費用とかについては、一般会計から繰り出しできる、耐震的な災害とかに対するところについては、水道の施設とかの耐震補強とかについては、一部出せるという話がありますので、そういったものを活用して対応しております。

また、国からの老朽管の更新工事という、先ほど説明した補助金とかを活用して、我々としてはできる限りの財源を活用して、利用して経営しておりますので、その辺ご理解していただければなと考えております。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

今回はなかなか、独立採算制だからとか、そういう理由はおっしゃらなかったんですけれども、やはり私は、地方自治体というのは、本来、先ほども言ったように、公共の福祉を増進するように努めなければいけないというふうに、あらゆるところでそういうふうな形でやっていくのが地方自治体の本来の姿だし、責任だと思っているんですよね。ですから、そういう立場から、水道料金も考えていただけないかということでお聞きしました。

これは平行線になりますので、理解はしませんけれども、ここで一旦終わりたいと思います。

続いて、水道事業会計全般の中の県内55事業体の中でどういう位置にあるのかということで、先ほどお示しいただきましたが、口径13ミリと20ミリあるでしょう。そういった、先ほどは令和６年３月31日の埼玉県の水道の2024年度版の資料から言われたんだと思うんですけれども、口径13ミリと20ミリで違うと思うので、それはどうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の

忽滑谷でございます。

令和６年度版の埼玉県の水道につきましては、口径13ミリのものしかございませんでした。

ちなみに、我々のほうで調べたところ、20ミリのほうでございますけれども、ちょっと今、いろいろな自治体が変わっていたりとかしますので、日付が、基準日が変わってしまうんですけれども、令和７年９月16日時点で、各自治体のほうの９月16日現在ちょっと調べさせてもらったんですけれども、各自治体の事業体のホームページとか見て、試算、計算、料金表とか見て調べたんですけれども、こちら１か月10立方当たり、口径20ミリでございますけれども、17番目でございます。こちらにつきましては、令和７年度中、令和６年４月以降で寄居町さんとか、あと本庄市さん、戸田市さんとかが改定されております。

続きまして、口径20ミリの20立方でございますけれども、こちらにつきましては16番目となっております。こちらにつきましては、先ほど言った寄居町さんと本庄市さん、あと吉見町さん、あと小川町さんのほうも改定、令和６年10月にしていますので、その辺、順位のほうはうちのほうが下がっているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

調べていただいてありがとうございます。

これは使用料の金額なんですけれども、先ほど13ミリで言われましたけれども、先ほどの3,003円、県のほうの平均というのはどうなっていますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

埼玉県の水道の令和６年度版のほうに戻ってしまうんですけれども、令和６年３月31日の現在で、口径13ミリ、10立方使用の場合ですと、平均ですと1,187円でございます。また、20立方につきましては2,586円となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　すみません、宮代の13ミリの平均と20ミリの平均、お示しいただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

口径13ミリ、10立方使用時ですと宮代町1,463円、20立方ですと3,003円でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

先ほど言われましたように、寄居とか本庄だとか、そういうところも値上げしているので、その分、これは高いほうから何番目だから、少し下がったという意味では分かりました。

これは県も、埼玉県も値上げも言っていますので、これからどうなるか分かりません。宮代も来年あたりどうなるかというのもありますので、そういった点では、また大きく変わるのかもしれませんけれども、現時点、現時点というか先ほどの令和６年３月31日と令和７年９月16日時点ではこうなっているということで承知しました。

水道事業会計の消費税なんですけれども、先ほど細かくご説明いただいたんですが、結局トータルで幾らになりますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

こちら、トータルというのが、先ほど収入と支出のほうでちょっと分けさせてもらっているので、まず、２ページの表で備考欄のほうに、仮受消費税ということで6,791万1,847円をお客様から頂いているところでして、その下の営業外費用収益でございますけれども、20万6,298円もありますので、こちら合わせますと6,811万8,145円を使用者等から頂いているというところでございます。6,811万8,145円でございます。

支出のほうにつきましては、まず、３条のほうにつきましては、下の表に１項、１欄しかございませんので、3,855万6,095円を事業者等のほうに支払っているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

消費税についてお示しいただきまして、ありがとうございます。

これは、勝手に、じゃ宮代町は消費税をかけないというわけにいかないんですよね。ですから、今、今と言うとあれですけれども、昨年から今年の総選挙、参議院選を終えて、どの党も消費税かけないでほしい、そういう声が多かったわけで、そういう意味では、やっぱり消費税をかけないように、国に対しても私は声を上げていく必要があると思うんですけれども、最後にその点についてのお答えをお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

消費税につきましては、消費税法ということで国のほうで決めているものでございますので、こちらについては、各消費者とか、あと各経済団体とか、そういったところでいろいろ声が上がっていると思います。

我々のほうからすると、国のほうで法律ということで定めておられるものでございますので、我々としてはそちらのルールに従ってやるというものでございます。もちろん、消費税のほうの改正があって率とかが変われば、我々のほうもそれに従って消費税のほうを取り扱っていくことになります。

また何かの機会がありましたら、そういった議員さんの声があるということもお伝えしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

最後の答弁で少し救われた気がするんですけれども、あまり機械的にそういうふうに言わないで、やっぱり町民の声もぜひ聞いてというか、聞くように、ぜひそういう姿勢でお願いしたいし、だからこそ、国に対してもそういう声を上げていっていただきたいと、これ要望になりますけれども、ぜひお願いします。

以上で終わります。

○委員長（九山妙子君）　以上で丸藤栄一委員の質疑を終わります。

通告第２号、泉伸一郎委員。

○委員（泉　伸一郎君）　議席番号８番、泉伸一郎でございます。

１問、質問させていただきます。

歳入になります。決算報告書24ページ、分担金、事業収益の口径別分担金の新規加入金における口径25ミリの１件と口径100ミリの１件のご説明を

お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

１、歳入、決算書24ページ、分担金、事業収益の新規加入における口径20ミリの１件と口径100ミリの１件の説明ということでございます。

こちら口径25ミリにつきましては、山崎地区において、資材置場の利用を目的に新規の水道の申込みがありました。

また、口径100ミリ１件につきましては、和戸横町地区の開発、物流施設の関係に関するものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

今年度、令和６年度の件にいたしましては、給水人口が３万3,337人ということで、0.01％の増となりまして、給水件数が１万5,512件ということで、こちらも1.2％の増ということで、大変頑張っておられるなと思います。年間の有収水量は334万6,145立方メートルということで、こちらはちょっと微増ですけれども、0.7％の増になっております。

こういったところで、営業収益の給水収益、こちらが５億8,708万1,000円ということで、５年度に比べて2.4％の増収ということで、少し上向いているということは感じております。

しかし、考えてみると、ちょっとやっぱり微増であるということがありますので、やはり新規加入のところで、25ミリとか100ミリの大口のところを増やしていく必要があると思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

25ミリ以上につきましては、商業施設とか商売やるような方がよく申込みされております。

うちの町のほうでは、未来の整備課ということで、そういった商業施設のほうの誘致を頑張っておりますので、そちらのほうの事業のほうで頑張っていただければ、我々のほうもそれに伴って収益が上がるということで、期待しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　営業収益は上がっているんですけれども、ただ、実際のところ、資本的収入の合計が７億2,050万3,632円、４ページに書いてありますが、資本的支出のほうが９億9,110万6,040円ということで、資本的収入から資本的支出、これ考えてみますと、不足するのが２億7,060万2,408円という数字が出ております。

33ページのところで見ますと、補てん財源明細書のところで、まず、過年度分損益勘定留保資金が１億2,188万9,676円、そして、積立金の中では減債積立金が1,200万円、それから建設改良積立金のほうで１億230万円、そして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、こちらのほうで3,441万2,732円を補填して、２億7,060万2,408円を補填しているということになっておりまして、これ大変厳しい財政状況だと思います。

多少、今回は微増したと思うんですけれども、人口減少とか高齢化とかいろいろありますから、だんだん減少していくことになると思うんですよね。

そういう中で、逆に老朽化とか経年劣化とかがあって、だんだんこっちの資本的支出が増えていくことになりますので、町としても大変厳しい状況になっていくことは分かっていると思うんですよねそういう中で、やはり基本料金を安くするとかというのはちょっと難しいというというのは、よく理解できると思います。

そういう中で、町として、先ほどは収益を上げるためのことは聞いたんですけれども、今度は逆に、資本的支出をどのように下げていくようにしていく取組を考えているかを最後にお答えしていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

資本的支出としまして、水道ビジョンのほうで年間６億8,000万ずつ更新していかなくちゃいけないという計画がございます。これは、今ある施設を維持していくというために必要な金額でございまして、そういったお金の中に対して約６億円ほどの収入でございますので、ちょっと足りないかなというところでございます。

一応、我々のほうとしては起債とか、あと補助金とかを利用して、あと一般会計の繰り出し基準に基づく緊急遮断弁とか、あと耐震とかについて、３分の１とか４分の１の補助というか繰入れになるんですけれども、そういったものを活用していきたいなというふうに考えております。

ただ、将来的には人口も減っていきますので、当然収益も減ってくると、分担金のほうも今年度100ミリの口径があるんですけれども、こういったほうも減ってくると、当然なってくるふうに想定はしているところでございますので、可能な限り、先ほど言った財源を活用してやっていきたいと思うんですけれども、ただ、残念なことに人口は確実に減っていきますので、あるときには大なたを振らないといけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

あと、もちろん、すみません、もう一つ忘れていたんですけれども、当然、人口が減っていくわけでございますので、水量が減るものでございます。そのために、ダウンサイジングとかを考えて、効率的にやっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　先ほど聞いたのは、資本的支出のほうを抑えていくということで、どのような取組をされていくのかということを聞いたんですけれども、そちらのほうに対する具体的な取組内容みたいなものは言われていないような気がしたんですけれども、やはり物価高騰とかいろいろあってなかなか難しい面はあると思うんですけれども、それでも、デジタル技術とかそういったものがこれからどんどん生まれていく中で、国とか県が何かしらのそういった何か新しいことをやったりとか、そういうのがあると思いますから、そういったものを活用しながらしっかりと支出を下げていくように努力していきたいという、そういう形で言っていただければよかったかなと思ったんですけれども、皆さん、もちろんそれはもう心の中で分かっていることだと思いますので、それ以上は質問しません。

ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　以上で泉伸一郎委員の質疑を終わります。

これをもちまして、議案第48号　令和６年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ

いての件に対する質疑を終了いたします。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。

討論は、宮代町議会会議規則第52条の規定にあるとおり、賛成、反対を明確にするものです。したがいまして、賛成か反対か分かりづらい討論は行わないよう厳しく注意いたします。

また、同会議規則第80条の規定により、表決には条件をつけることはできません。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

議案第48号　2024年度、令和６年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

今、決算の審議を終えたばかりですので、審議内容も含めて、24日の本会議に改めて反対討論を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

前段の議員同様、議案第48号　令和６年度宮代町水道事業会計決算の認定についてにつきまして、反対の立場で申し上げます。

前段の議員同様、今終わったばかりで、まだ検証、検討のほうが終わっておりませんので、24日の本会議のほうで改めて示させていただきたいと思いますので、ご承知おきください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第48号　令和６年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第48号　令和６年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第４９号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（九山妙子君）　引き続き、本委員会に付託されました議案第49号　令和６年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

説明員につきましては、引き続きとなりますので、紹介は省略いたします。

本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、質疑、答弁合わせて１人30分以内となります。残り３分になりましたらベルを１回鳴らします。その後、アラームが鳴りましたら終

了となります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができません。これまでの委員会を見ますと、意見や要望等を述べているところが見受けられましたので、改めて注意いたします。

また、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

事前質疑の通告がありますので、発言を許可します。

通告第１号、丸藤栄一委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

私は、１点だけ、下水道事業会計の全般について、下水道事業会計での消費税はどのようになっていますか。この１点だけお示しいただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

下水道事業会計での消費税はどのようになっているのかということにつきまして、決算書の１、２ページ、１、収益的収入及び支出、１、収入の表、右の備考欄のほうをご参照願います。

第１款公共下水道事業収益、第１項営業収益、うち仮受消費税2,261万1,430円は、主なものとして、一般汚水収益公共下水道使用料として２億4,879万3,211円のうち、消費税額2,258万3,613円など、使用料として下水道使用者から預かった消費税でございます。

また、その２つ下、第３項特別利益、うち仮受消費税5,432円は、過年度の使用料の更正に伴い、使用者から使用料として預かった消費税額でございます。

第２項農業集落排水事業収益、第１項営業収益、うち仮受消費税84万9,340円は、農業集落排水処理施設使用料として下水道使用者から預かった金額でございます。

こちらの額、合計しますと2,346万6,202円ということで使用者のほうから預かった金額となっております。

続きまして、決算書の３、４ページ目をお願いします。

２、支出につきまして、第１款公共下水道事業費用、第１項営業費用、うち仮払消費税2,000万9,158円は、備消品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、修繕費、動力費、流域下水道維持管理負担金などの請求に含まれる消費税額でございます。

続きまして、第２款農業集落排水事業費用、第１項営業費用、うち仮払消費税168万2,161円は、備消品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、修繕費、動力費などの請求に含まれる消費税額でございます。

決算書の７、８ページ目をお願いします。

資本的収入及び支出、２、支出の表、右の備考欄をご参照願います。

第１款公共下水道事業資本的支出、第１項建設改良費、うち仮払消費税478万1,986円は、工事請負代金など課税事業者の請求に含まれる消費税額でございます。

第２款農業集落排水事業資本的支出、第１項建設改良費、うち仮払消費税11万円は、工事請負代金などの請求に含まれる消費税額でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　以上で丸藤栄一委員の質疑を終わります。

これをもちまして、議案第49号　令和６年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての件に対する質疑を終了いたします。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。

討論は、宮代町議会会議規則第52条の規定にあるとおり、賛成、反対を明確にするものです。したがいまして、賛成か反対か分かりづらい討論は行わないよう厳しく注意いたします。

また、同会議規則第80条の規定により、表決には条件をつけることはできません。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　議席２番の丸藤でございます。

議案第49号　2024年度、令和６年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

本日、今、ただいま審議が終わったばかりでございます。こうした審議内容も含めまして、24日の本会議に改めまして反対討論を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　議席番号１番、佐藤でございます。

議案第49号ですか、令和６年度宮代町下水道事業会計決算の認定についてにつきまして、反対の立場で申し上げます。

今、いろいろ答弁等が終わったばかりで、精査が追いついておりませんので、24日の日に改めて申し上げたいと思いますので、ご承知おきください。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第49号　令和６年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第49号　令和６年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（九山妙子君）　以上をもちまして、本委員会に付託された決算の審査は全部終了いたしました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、全ての決算の認定等について、私にご一任願いたいと思います。

これにて、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　５時１５分

宮代町議会委員会条例第２７条第１項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

決算特別委員会委員長　　九　　山　　妙　　子